# 平成28年度研究報告書

# 児童家庭支援センターの 役割と機能のあり方に関する研究 (第1報)

研究代表者 川並 利治(金沢星稜大学人間科学部)

共同研究者 小木曽 宏(児童家庭支援センターふたば)

藤井 美憲 (愛泉こども家庭センター)

柴田 敬道 (子山こども家庭支援センター)

橋本 達昌 (児童家庭支援センター一陽)

川松 亮 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

# 子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

# 平成28年度研究報告書

児童家庭支援センターの 役割と機能のあり方に関する研究 (第1報)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

# 目 次

Ι	問	題と目的	1
Π	方	法	
	1	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	回収率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
${\rm I\hspace{1em}I}$	結	果(アンケート結果から見える児童家庭支援センターの現状と課題)	
	1	児童家庭支援センターの基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	基礎自治体との連携と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3	相談内容、支援内容及び相談事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	4	都道府県・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	5	親子関係再構築支援と里親支援の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	6	児童家庭支援センター職員の専門性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	7	設置基盤の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
IV	考	察	79
V	資	料	
	1	アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	2	アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ]	16
	3	第1回研究会逐語録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	249

# I. 問題と目的

児童家庭支援センターの今後のあり方に関してはこれまで幾度となく、調査研究がなされてきている。その手法としては制度的な位置づけ、体制、関係機関との関係について検討されたものがほとんどである。

なぜ、今、改めて「児童家庭支援センターの役割と機能のあり方に関する研究」なのか整理しておきたい。

子ども家庭福祉の相談体制を充実させるうえで、地域子育て支援策と連携したシステムの構築は欠かせない。その中でも児童家庭支援センター(以下、センターという。)は地域に根差した支援を提供できる場として、その役割の可能性は大きい。

しかし、現状でのセンターの取組には地域による格差があり、また、児童相談所及び市区町村子ども家庭相談部署と必ずしも適切な役割分担ができているとは言えない。

折しも、市区町村の子ども家庭支援体制は、再編を求められている。例えば、市町村は母子保健法第22条に規定されている「母子健康包括支援センター」を設置する努力義務があるとされ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援をワンストップで実施する「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指すこととしている。

また、児童福祉法第10条の2に規定される必要な支援を行うための拠点の整備は、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談体制や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を整備していくこととされている。問い直される子ども家庭支援体制の中で児童家庭支援センターはこれらとどう役割分担を行い、あるいは協調し、設置目標数である340箇所を達成していくのか。あるいは「標準装備」としていくのか未だはっきりと見えてこない状況である。

全国児童家庭支援センター協議会の協力の下、センターの相談状況について概況を明らかにするとともに、活発な取り組みを展開している事例を分析し、センターにおける取組のモデルを示すことは今後のセンターのあり方に関する政策議論にたいへん有効と考える。

そこで本研究は、2016年度及び2017年度の2年間にわたって児童家庭支援センターを中心に、関係行政に対しても広く意見を聞き、センターの支援のあり方について提言を行うとともに施策の基礎的な資料を作成し、市区町村の子ども家庭支援体制の充実に寄与することを目的として実施する。

# Ⅱ. 方法

# 1. 対象

児童家庭支援センター、市町村及び児童相談所の三者それぞれの視点からの意見を収集するため、調査対象は全国のセンター 116 箇所、及び当該センターが所在する 114 市町村並びに全国の中央児童相談所 69 箇所に対してアンケートを実施した。また、調査対象期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の 1 年間とし、調査実施期間は平成 29 年 1 月 19 日から平成 29 年 2 月 10 日とした。

# 2. 手続き

# 1) アンケートの実施

アンケート項目については平成28年8月の第2回研究会にてたたき台を協議し、その後修正を加え、 11月上旬にセンター用、市町村用、児童相談所用の3パターンを作成した。

調査方法として、全国のセンター 116 箇所に対して、質問紙調査 (巻末に掲載) による基本事項及び取り組みの現状・体制等に関するアンケートを実施した。また、同時に当該センターの所在する114 市町村並びに全国の中央児童相談所 69 箇所に対して基本事項及びセンターとのかかわり、センターの活用及びセンターへの期待度やその内容などについてアンケート (巻末に掲載) を実施した。

なお、センターの基本事項及び調査項目の一部については、全国児童家庭支援センター協議会現況報告と重複する項目もあり、各センターに対して同じ質問を近接した時期に実施することを回避すべく、平成28年度現況調査データを活用させていただくことを全国児童家庭支援センター協議会に了承を得た。

アンケートの発送は当初、年内を予定していたが、年を越してしまい、回収終了も年度末となった。 子どもの虹情報研修センターにて取りまとめたうえ株式会社トリムに集計を依頼した。

#### 2) アンケート調査報告書

本研究では初年度のとりまとめとして、アンケート調査報告書を分担執筆した。平成29年3月の第3回研究会において、センターの課題整理を行っていく中で、次の6つの項目が重要課題として優先順位の高いことを共有した。

- ①センターと市町村の連携・協働 ②センターが扱う相談事例とその内容
- ③都道府県・児童相談所との連携 ④里親支援・親子関係再構築支援の方向性
- ⑤センター職員の専門性の確保 ⑥体制とマンパワーの基盤づくり

以上の6つの論点にて執筆担当の研究者が分析、小括を実施しており、筆者が考察を執筆した。

# 3) ヒアリング調査

平成29年6月第4回研究会においては、アンケート結果を踏まえ、先進的な取組みやユニークな取組みを行っている全国の児童家庭支援センターを数か所ピックアップした。例えば、里親からの相談数が非常に多いセンター、児相から夜間・休日の安全確認を委託されているセンター、児相からの指導委託が非常に多いセンターなどである。これらに共同研究者のセンターを加えて全10か所について平成29年8月から11月にかけて、ヒアリング調査を行い、より詳細な現状の把握と課題の抽出を基に、本研究の目的を達成したいと考えている。

# 3. 回収率

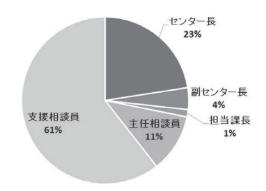
センター 116 箇所のうち回答が得られたのは 87 箇所で回収率は 75.0%、また、当該センターの所 在する 114 自治体のうち回答が得られたのは 65 自治体で回答率は 57.0%、そして、全国の中央児童 相談所 69 箇所のうち回答が得られたのは 56 箇所で回収率は 81.2%であった。

# Ⅲ 結果

# 1. 児童家庭支援センターの基本事項

児童家庭支援センターの回答者職位は下図の通りである。

役職	人数	%
センター長	16	22.9%
副センター長	3	4.3%
担当課長	1	1.4%
主任相談員	8	11.4%
支援相談員	42	60.0%
合計	70	100.0%



支援相談員が回答者だったのが 60.0%、次いでセンター長の 22.9%、主任相談員 11.4%だった。 センターの設置主体は回答のあった 81 センター中、79 センターが社会福祉法人であり、2 センター が NPO 法人であった。

また、センターが関与した自治体数を尋ねたところ、1 市をエリアとするところから最大 29 市町を エリアとして活動しているところが存在する。

平成27年度の年齢別相談件数は以下の表のとおりである。

(回答 76 センター)

	乳児	幼児	小低学年	小高学年	中学	中卒以上	その他	合計
回答センター数	73	75	75	75	74	75	18	76
合計	5,339	5,079	3,234	2,849	2,586	3,407	845	24,063
平均	73	68	43	38	35	45	47	317
最大値	472	372	423	324	325	340	519	1,649
最小値	1	1	2	0	0	0	0	27

乳児の相談が 5,339 件、全体の 22.2%と最も多く、幼児、小学校と年齢が上がるにつれ減っていく。 ただし、中学生以上の相談も少なくなく、中学生と中卒合わせると 5,993 件と全体の 24.9%を占めている。

1センター当たりの平均も記載したが、最大値と最小値の開きはとても大きく、相談件数は月数件のセンターから月137件までと格差がある。

今回、センターに相談したケースのうち、経済的困窮をはじめとする様々な困難をかかえる相談者数を把握する指標とすべく「生活保護受給」の有無を尋ねた。日常業務の中で明らかに把握できた「受給世帯」のケースは9%という結果であった。「非受給」が35%、「不明」が56%であった。おそらく

不明の中には受給世帯がいくらか潜在するだろう。

広報活動について尋ねた結果、81 センター中、ホームページを作成しているのは 72 センターである。ホームページ以外の広報活動としては広報紙が 78 センター、講演会等で紹介が 30 センター、広告掲載依頼が 20 センターである。

さらに所在するセンターへのアクセス(徒歩または車による)について尋ねた結果は以下のとおりである。

- 1) 最寄駅・バス停から 平均11.3分 (最大30分 最小1分)
- 2) 市役所から 平均 17.3 分 (最大 60 分 最小 3 分)
- 3) 児童相談所から 平均 34.3 分 (最大 120 分 最小 5 分)
- 4) 本体施設から 平均 3.8 分 (最大 65 分 最小 0 分)

以上のことを事前知識として踏まえ、前述の6つの論点にて分担執筆し、アンケート結果からみえるセンターの重要課題を分析、小括する。

(文責 川並 利治)

# 2. 基礎自治体との連携と協働

# 1) はじめに ~問い直される基礎自治体の支援体制~

2016年6月、児童福祉法、児童虐待防止法、母子保健法等の一部改正が一斉に行われた。これは全体として、法理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援の4項目を改正の主柱とするものであったが、この改革により基礎自治体には、社会的養護領域における支援機関としてのさらなる進化が要請された。具体的には、母子保健法第22条により、妊娠期から子育で期まで切れ目ない支援を提供する「子育で世代包括支援センター」(法律上は「母子健康包括支援センター」)の設置に向けた努力が求められ、概ね平成32年度末までに全国展開していくこととされた。同時に児童福祉法第10条の2により、児童虐待発生時において迅速・的確な対応を可能とする要保護児童に対する支援の拠点として「子ども家庭総合支援拠点」を整備することも求められた。

続いて 2017 年 3 月 31 日、厚生労働省は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」を発出した。同要綱では、拠点の業務内容を「コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う」と定め、具体業務として、①子ども家庭支援全般に係る業務:実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整、②要支援児童若しくは要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務:相談・通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童記録表の作成、支援の終結、③関係機関との連絡調整:要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携協働、他関係機関や地域における各種協議会等との連携、④その他の必要な支援(アフターケア、里親・養子縁組家庭支援、非行相談支援)の4項を列記した。これらの業務は、児童家庭支援センター(以下、センターという。)の本来業務と極めて近似しており、それゆえセンター関係者は、今後、各地で始まる拠点整備の動きに関心を寄せるべきであろう。

そこで本章では、まずはセンターの目的や機能に関する法制上の変遷を概観したうえで、今般のアンケート調査結果を分析し、もってセンターと基礎自治体との関係性の諸相や今後の連携のあり方について論ずることとしたい。

# 2) 法制上の変遷と現在の位置付け

#### ①設置運営要綱等の変遷経過

センターは、1997年の児童福祉法改正によってはじめて社会的養護を担う相談支援機関として法制上に位置づけられた。翌1998年には「児童家庭支援センター設置運営要綱」が制定され、同年、全国6ヶ所で運営がスタートした。当初の要綱には、事業内容として「(1)地域・家庭からの相談に応ずる事業、

(2) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導、(3) 関係機関等との連携・連絡調整」の3項目がシンプルに列記されており、創設時は、主に児童相談所の希薄な地域ネットワーク機能を補完する、いわば "児童相談所のブランチ" としての役割が期待されていたといえよう。

その後 2004 年に、児童虐待事案の激増を踏まえ、児童福祉法の大幅改正が行われた。続いて市町村児童家庭相談援助指針、及び要保護児童対策地域協議会設置・運営指針も策定された。これら一連の変革は、子ども子育て相談の第一義的窓口を市町村業務へと移行し、その責務を明示した点に大きな特徴があった。しかし現実として、地域コミュニティに密着し、市民一人一人の細やかな情報にアクセスしやすい市町村が児童家庭相談のインテークを担うことには相応のメリットがある反面、市町村は福祉専門職人材の確保や相談実務経験の蓄積、援助スキルの習得、支援体制の整備等に大きな課題を抱えることとなった。

そこで市町村の相談支援機能のさらなる強化をはかるため、2008年に児童福祉法の一部改正が行われ、同法第44条の2が定めるセンターの定義も現行条文に改められた。これに応じて翌2009年には、児童家庭支援センター設置運営要綱も大幅に改正された。具体的には、まずセンターが扱うべき相談の内容を「母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談」から「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの」へと変更するとともに、センターの目的及び事業内容等の条項に「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う」という一文が加えられた。これによりセンターが、その高度な専門性や技術力をもって、市町村のバックアップ機関ないしはスーパーバイズ機関となるべきことがより鮮明となった。

#### ②現在の法制上の位置付け

現在の児童家庭支援センター設置運営要綱では、事業内容に関し「(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業:地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。(2) 市町村の求めに応ずる事業:市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導:児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。(4) 里親等への支援:里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。(5) 関係機関等との連携・連絡調整:児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。」と定められている。

また市町村児童家庭相談援助指針では、「児童家庭支援センターは、24 時間 365 日体制で相談業務を行っていることから、夜間や休日における対応が可能である。市町村は、児童家庭支援センターに協力や支援を求めるなど、積極的な活用を図られたい。」と、極めて具体的に言及している。

このように基礎自治体によるセンターの活用については、明瞭な位置づけがなされているにもかかわ

らず、全国津々浦々に点在するセンターの活動状況を見てみると、現状ではその活用法や連携状況に 大きな差異がみられる。

### 3) 基礎自治体との連携の実際 ~センターへのアンケート調査結果から~

#### ①基礎自治体に対する助言 (スーパーバイズ) 機能の脆弱さ

本アンケート調査に回答のあった87センターが、平成27年度に関与した市町村数は、延409自治体で、1センターあたり平均で4.7自治体である。またそのうち、79センター(90.8%)は、要保護児童対策地域協議会(以下、要対協という。)の構成員となっている。

さらに要対協の個別ケース検討会議への出席依頼を受けたセンターは、72 センター (82.8%) に及んでおり、そのうちの3センターについては、同会議の開催主体を担うこともある。これらの調査結果から、ほとんどのセンターは、要対協を活動ベースとしつつ複数の市町村の児童相談に関与することでもって基礎自治体の管轄域を超えて広域に活動していることがわかる。

しかしながら、「市町村の職員に対しケースのスーパーバイズ(助言等、以下「SV」という)をおこないましたか」という設問に対し「SVを行った」と回答したのは、21 センター(24.1%)にとどまり、「SVを行っていない」と回答したのは、60 センター(69.0%)であった。(無回答 = 6 センター)この結果からは、多くのセンターでは、基礎自治体・要対協との協働体制は、ある程度構築されているものの、現行要綱に記された「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。」および「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。」という文言が期待するようなレベルでの基礎自治体支援は、あまり実践されていないことが推察される。

また「S V を行った」と回答した 21 センターの S V 実施延回数は、644 件となっており、1 センター平均では、35.8 件/年の活動実績となっている。なお S V の対象となった相談項目については、「虐待相談」「障害や発達相談」「養護相談(虐待を除く)」の順で多く、その具体的な内容としては、「保護者との関係作りの重要性の確認。保護者に適切な養育への意識づけを行う。」「精神不安から虐待にいたっている保護者を支援するにあたり、市町との連携方法について。」「自傷行為(リストカット)が見られる 3 児の母についての見立てを含めた助言。」「発達障害のある保護者への相談対応について相談され、具体的な言葉の選び方や視覚情報を使った伝え方について助言した。」「コミュニケーションが取りにくく、子どもに暴力をふるいがちな保護者との関係作りについて相談。」「保護者の精神的な不安定さのモニター。保護者のストレス状態を把握し、子どもに対する不適切な養育に繋がらないよう、関係機関との情報の共有を行い、訪問や電話連絡の調整を行う。」等、精神面やコミュニケーション力に課題があり、対応(アプローチ)が難しい保護者への支援のあり方に関する具体事例が数多く報告されていたことが特徴的であった。

さらに「SVを主に行う職員」に関する調査では、役職や保有資格に特筆すべき点は見られないものの、児童福祉に携わった経験年数が平均で17.1年と非常に長く、最長で47年という職員も存在していた。センターによるSVの強みは、スーパーバイザーの児童福祉実務経験の豊富さにあり、この

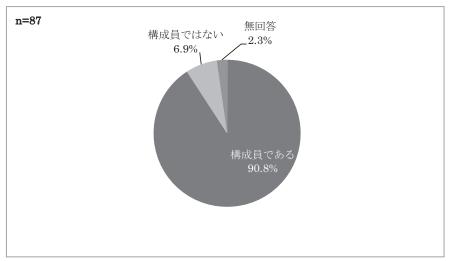


図 1. 要保護児童対策地域協議会の構成員になっている児童家庭支援センターの割合

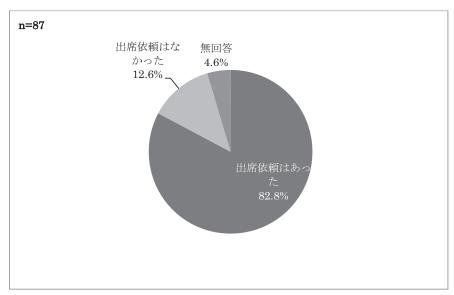


図 2. 市町村から児童家庭支援センターへの個別ケース検討会議等への出席依頼の有無

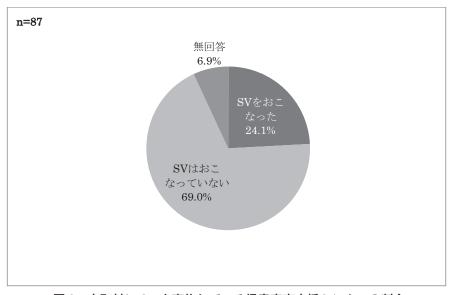


図 3. 市町村に SV を実施している児童家庭支援センターの割合

ことは、スーパーバイジーたる基礎自治体のウイークポイント克服に資していると推察される。

一方、大半を占めるSV未実施のセンターについては、まずは基礎自治体・要対協に対し、近隣の他センターが展開しているSV活動を紹介するなどして、相談機関としての関係基盤を構築していくことが急務といえよう。

# ②連携の強弱と業務理解度の高低との相関

市町村との連携について「うまくいっている」と答えたのは、回答を得た87センターのうち12センター(13.8%)であり、「まあうまくいっている」と答えた36センター(41.4%)を合わせても、48センター(55.2%)にとどまっている。

連携がうまくいっているセンターの理由コメントを見ると、ショートステイのインテーク業務や基礎自治体の実施する乳幼児健診への支援等が連携の契機となっていたり、要対協主催の研修や視察等の実務、ブックスタート事業、つどいの広場事業、里親普及事業(講演会・研修会等の啓蒙活動)等、基礎自治体の独自事業を受託していたり、基礎自治体の子育て支援センターの事務局を担っていたりと、センターの本来業務のみならず、他事業や関連業務を絡めて多様な機関協働が進められており、それらの事業を通して恒常的に信頼関係が構築されていることが判明した。

この他、良好な連携状況の背景として、センターの有する専門性やセンターが行う心理的支援に対する市町村ニーズの高さ、お互いに顔を知っている、あるいは顔の見える関係性や相談しやすい雰囲気、情報の共有化をはかるための協働作業スペースの確保や合同の保護者面接・同行訪問を実施していることなどが挙げられた。さらに基礎自治体とセンターとの間で明確に役割分担ができているという点を好連携の要因とする記述も少なくなかった。またアンケート回答からは、児童福祉の分野だけでなく、母子保健や教育の領域、生活保護担当部署との連携が進んでいる理想的なセンターも複数存在していることがわかった。

一方、連携がうまくいっていない原因としては、管轄市町村数の多さや区域の広範さ、距離の遠さや予算不足といったハード面の課題をはじめ、市町村の見立て、アセスメント、イニシアティブに関する協議の不十分さや、情報獲得の困難さといったソフト面の課題も挙げられた。

その他、連携の良否を問わず、市町村との連携に関するコメントで際立っていたのは、連携のパートナーとなるべき自治体職員の能力や資質に関するコメントであった。具体的には、「人事異動等によりケースの引き継ぎがうまくなされていない事がある。」、「現担当者が交代した場合の協力体制に不安がある。」、「行政の方の異動により、対応に差が生じる。」、「ケースワーカーによって対応の仕方や連絡のとりやすさが違う。」、「市町村職員によって対応が異なってしまう。」、「行政の対応する人により、差が大きく、同じ役所内でも次のケースにはつながらない。」、「(市町村との) パイプは常に不安定な面を抱えていると感じている。なぜなら、市町村のワーカーのさじ加減や技量、ケースワーカーのセンスに依るところが大きいからである。」といった指摘であるが、これらはまさに既述した基礎自治体の福祉専門職人材の脆弱さを浮き彫りにしたものといえよう。

なお「市町村職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していると思いますか。」との質問 について「(業務内容を)理解している」と回答したセンターは、50センター(57.5%)であった。 これを先の連携に関する回答にクロス集計すると、「理解している」と回答したセンターのうち35センター(70%)が、連携関係も「うまくいっている」、「まあうまくいっている」と回答していた。

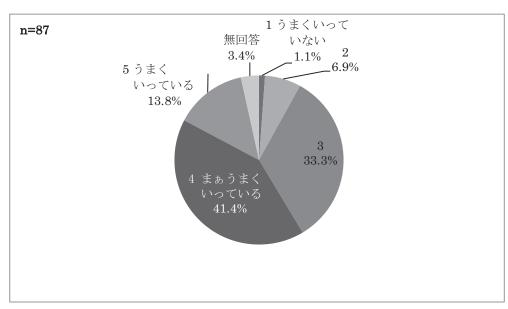


図 4. 市町村との連携状況に関する児童家庭支援センターの認識

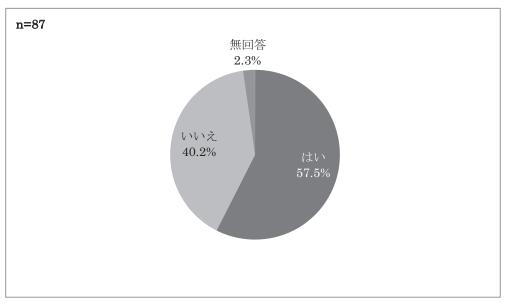


図 5. 市町村の児童家庭支援センター業務内容についての理解度

ちなみに児童相談所との連携についても「うまくいっている」と回答したのは、16 センター(18.4%)、「まあうまくいっている」と回答した 32 センター(36.8%)を合わせると、48 センター(55.2%)にとどまっている。なお「児童相談所の職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していると思いますか。」との質問について「理解している」と回答したセンターは、51 センター(58.6%)であり、同じくこれを先の連携に関する回答にクロス集計すると、「(業務内容を) 理解している」と回答したセンターのうち 39 センター(76.5%)が、連携関係も「うまくいっている」「まあうまくいっている」

と回答している。

これらの調査結果からは、市町村に対しても、児童相談所に対しても、その連携力と事業内容の理解度には、強い相関関係があることが窺える。

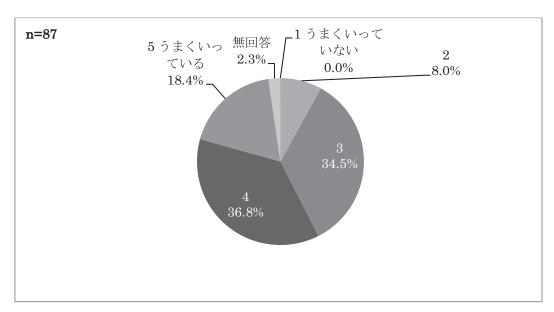


図 6. 児童相談所との連携状況に関する児童家庭支援センターの認識

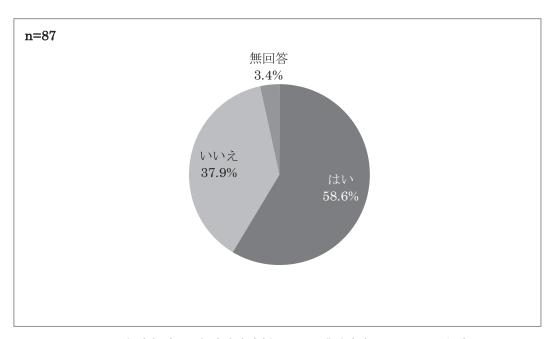


図 7. 児童相談所の児童家庭支援センター業務内容についての理解度

さらに市町村との連携が「うまくいっている」と回答した12センターのうち、8センターは、児童相談所との連携も「うまくいっている」と回答しており、「まあうまくいっている」と回答した2センターも合わせると、10センター(83%)が児童相談所との好連携を自認している。一方、市町村との連携が「うまくいっていない」「あまりうまくいっていない」と回答した7センターのうち、4センター(57.1%)が児童相談所との連携も「あまりうまくいっていない」と回答している。このことからは、道府県・

児童相談所と基礎自治体・要対協の機関的相違を問わず、全方位的に行政機関との信頼関係を構築し、 連携を良好に保っているセンターと、それがうまくできていないセンターの二極化が顕著となってい ることが窺える。

表 1. 市町村における児童家庭支援センターへの業務内容の理解度

			1	2
		回答数	はい	いいえ
	全体	85	50	35
	1(うまくいっていない)	1	0	1
貴セン	2	6	2	4
かけたの	3	29	13	16
町村との 連携	4	36	26	10
) 连拐	5(うまくいっている)	12	9	3

表 2. 児童相談所における児童家庭支援センターへの業務内容の理解度

			1	2	
		回答数	はい	いいえ	無回答
	全体	85	51	33	1
生 ムン・	1(うまくいっていない)	0	0	0	0
貴セン ターと児	2	7	1	6	0
童相談所	3	30	11	18	1
レの油性	4	32	23	9	0
との建物	5(うまくいっている)	16	16	0	0

表 3. 児童家庭支援センターが考える市町村および児童相談所との連携状況

			1	2	3	4	5		
			1(うまく いっていな い)	2	3		5(うまく いってい る)	平均値	標準偏差
		(加重値)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
	全体	85	0	7	30	32	16	3.67	0.88
生か,	1(うまくいっていない)	1	0	1	0	0	0	2.00	
タート市	2	6	0	3	1	2	0	2.83	0.98
貴セン ターと市 町村との 連携	3	29	0	2	15	9	3	3.45	0.78
浦堆	4	36	0	0	13	18	5	3.78	0.68
足拐	5(うまくいっている)	12	0	1	1	2	8	4.42	1.00

# 4) センターに対する期待や評価 ~基礎自治体等へのアンケート調査結果から~

### ①基礎自治体が期待するセンターの役割

基礎自治体へのアンケートは、センターの設置されている全自治体に対して調査を依頼した結果、計 65 自治体からの回答を得た。

基礎的な連携状況を確認するために設けた「個別ケースの支援に関してセンターに相談することがありますか。」との質問に対して、15.4%の自治体が、「頻繁にある」と回答しているものの、6.2%の自治体が、「全くない」、40%の自治体が、「ほとんどない」と回答している。約半数もの自治体が、地元のセンターとの間で個別ケースに関する相談をほとんど行っていない。

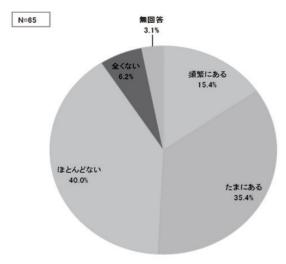


図 8. 市町村が児童家庭支援センターに個別ケースの支援を相談する頻度

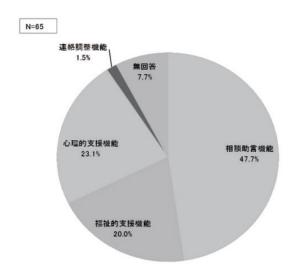


図 9. 市町村が最も期待する児童家庭支援センターの基本機能

センターに求められる4つの共通基本機能に関し、市町村として児童家庭支援センターに期待する機能を尋ねたところ、「相談助言機能」(47.7%)、「心理的支援機能」(心理的支援機能(23.1%)、「福祉的支援機能」(20.0%)、「連絡調整機能」(1.5%)の順であった。

また「今後、市町村の児童家庭相談のバックアップとしてセンターに期待する内容」については、「虐待相談に関すること」(78.5%)、「養護相談(虐待を除く)に関すること」(73.8%)、「非行相談に関すること」(55.4%)、「家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること」(53.8%)、「家族再統合・施設退所後の支援に関すること」(46.2%)、「里親支援に関すること」(46.2%)の順であった。

さらに今回の調査において、市町村がセンターに最も期待するとされた「虐待相談」に関し、「ど

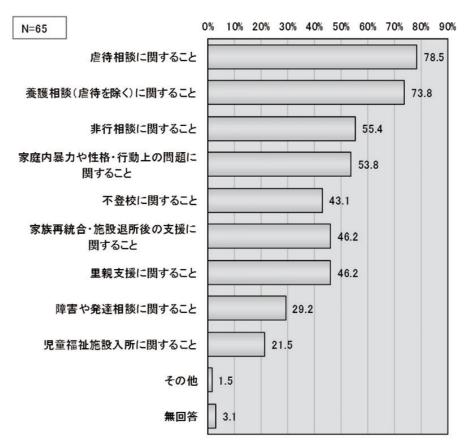


図 10. 市町村のバックアップ機関として児童家庭支援センターに期待する内容

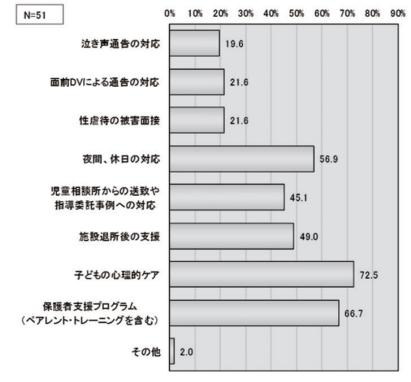


図 11. 市町村が児童家庭支援センターに期待する虐待対応の内容

のような虐待対応を期待しますか。」との踏み込んだ設問に対しては、「子どもの心理的ケア」(72.5%)、「保護者支援プログラム」(66.7%)、「夜間休日の対応」(56.9%)「施設退所後の支援」(49.0%)、「児童相談所からの送致や指導委託事例への対応」(45.1%)等の項目が上位を占めた。

最後に、管轄区域にセンターがあってよかった点を自由記述で聞いたところ、「市に心理職がいないため必要な心理検査を容易に依頼できる。(静岡県)」、「町には心理士がいないので発達検査や子どもの行動について、一緒に考えていただける。(埼玉県)」、「心理相談、子育て講座の内容が充実している。(香川県)」、「心理士等の専門職が多く配置されているということを活かして子どものカウンセリングやプレイセラピー、学習支援等寄り添い支援を依頼している。(福井県)」、「臨床心理士がいるので親、子どもにカウンセリングを通して心理的ケアをしてもらえる。(石川県)」、「必要とする保護者が心理士を交えて専門の相談ができる。(埼玉県)」、「心理士などが配置されていることからより専門的な支援が行えるのは良かった。(熊本県)」と、センターが実施する心理的ケアへの高評が数多く寄せられるとともに、「センターの方が地域の事情にくわしい。市町の担当職員が異動する中で、センターは継続して関わってもらえる。(岐阜県)」、「ショートスティに関して、家庭訪問などアフターフォローを機動的に行ってもらえる。(三重県)」、「自治体と比べて、より家庭との寄り添いが可能なこと。(千葉県)」、「家庭の状況に応じたより柔軟な対応ができるようになった。(山口県)」「困難ケースに専門性を持って関わってくれること。継続して長期に渡って切れ目無く支援してくれること。(岡山県)」といった継続性、機動性、柔軟性に長けたソーシャルワークに対する信頼も表された。

また「24 時間の相談対応を市として確保できるから。(兵庫県)」、「休日、夜間の相談・支援先としての機能、乳児院・児童養護施設と繋がっており対応・連携もスムース。(三重県)」、「24 時間 365 日対応しているため、行政の開設時間外の支援を実施している。このことによって保護者が相談したいことはタイムリーに対応するためタイムラグが生じない。安心感を与えると思われる。(北海道)」と、相談支援にかかるセンターの布陣や組織体制の有利性も示された。

さらには「子ども家庭への支援においては、選択できる社会資源が多ければ多いほどいいと考えており、特に虐待にかかる支援については、センターは重要な社会資源である。(福井県)」「行政機関ではない、相談支援機関としての役割。(鳥取県)」、「役所以外の地域の相談先として期待している。行政での相談はしたがらない方もいるため。(神奈川県)」「市民にとって相談機関の一つとなっていること。(宮城県)」、「専門相談窓口が近くにあることで、相談者に選択を与えることができること。(山形県)」、「市民が市の相談と民間の相談とを選ぶことができること。(静岡県)」といった選択肢の幅が増えるメリットや相談機関の多様性が担保されることの効用も指摘された。

これらを総括すると、今日、一部の基礎自治体では、センターに所属する心理士等の専門的スキルを活かしたケアや子ども支援に習熟したソーシャルワーカーによる継続的・機動的ケアが有効活用されており、かつまたバックアップ機関たる入所型施設との強力な連携関係の下で確保されている休日・夜間を含む広範で臨機・迅速な支援機能や、(行政ではない)民間ならではの柔らかで気軽な相談機関としての役割に大きな期待が寄せられていることがわかった。

# ②センターの市民認知度の低さと自覚の薄さ

各々の地域社会におけるセンターの認知度を知るために、基礎自治体および児童相談所に対し「児童家庭支援センターは市民から認知されていますか」と尋ねた。本問に対しては、65ヶ所の基礎自治体及び51ヶ所の児童相談所から回答を得た。結果、「あまり知られていない」と回答した基礎自治体は、61.5%であり、「全く知られていない」と回答した基礎自治体(4.6%)と合算すると、実に66.1%の基礎自治体が、センターの市民認知度の低さを表した。また同じ問いかけを児童相談所に対して行ったところ、「あまり知られていない」と回答した児童相談所は、56.9%であり、「全く知られていない」と回答した児童相談所(7.8%)と合算すると、64.7%の児童相談所が、基礎自治体と同様、認知度の低さを示した。

一方、センターに対して行った調査結果(自己分析)では、(無回答の4センターを除く)回答のあった83センターのうち、43センター(51.8%)が、「知られている」「ある程度知られている」と回答した。なお「あまり知られていない」と回答したセンターは、39センター(46.9%)、「まったく知られていない」との回答は、わずか1センターに過ぎなかった。

この調査結果からは、総じてセンターの市民認知度が低いことはもとより、市民認知度に関する基礎自治体や児童相談所からの評価と、センター自身の自己評価との間に大きなギャップがあることがわかった。この認識の違い自体にもセンターの発展課題が内包されているといえよう。

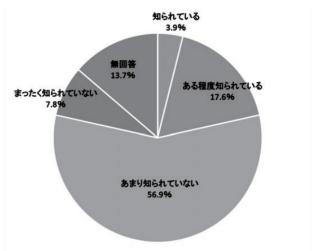


図 12. 児童相談所から見た児童家庭支援センターに対する市民の認知度

## 5) 小括

本章の冒頭で触れたように、今まさに各基礎自治体では、「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の整備が始まろうとしている。これは1998年の制度創設以来、長年にわたり社会的な援助が必要な児童や家庭へのケースワークを地域唯一の専門機関として引き受けてきたセンターにとっては、基礎自治体との連携を深める千載一遇のチャンスである。

しかし反面、この状況は、センターのこれまでの歩み、より具体的には、相談援助活動の質・量両 面からの成果や地域社会におけるリソースとしての存在価値が厳しく問われる局面にあるともいえ る。すべてのセンター関係者には、このような自らを取り巻く社会情勢に関する理解と覚悟が求められている。

まとめとして、本調査により全国に点在しているセンターの大多数は、日々各地で児童虐待の発生予防・早期発見や親子関係の再構築支援、心のダメージの回復を意識した心理的ケアやセラピーを実施しており、あわせて家族全体が抱える過酷な現実とその急激な変化に寄り添い続ける伴走的支援や一人一人の成長に合わせた息の長い見守り型援助を地道に展開しているが、それにもかかわらず、市町村から見ても、児童相談所から見ても、センターに関する市民の認知度はとても低く、かつ約半数(46.2%)ものセンター所在基礎自治体にあっては、センターとの間で個別ケース相談をほとんど行っていないという実態が明らかとなった。

そこでこれら基礎自治体との関係性が希薄で連携力が虚弱なセンターは、まずもって自らの陣容や 実践成果を自治体関係者に知ってもらうことに傾注すべきである。具体的には、自らの組織が児童虐 待対応に関し、高い専門性や技術力、豊富な経験の蓄積を有していること、及び24時間365日の土日・ 夜間を含む相談支援体制を確立していること、並びに民間事業者ならではの柔軟性や迅速性、機動性 を備えていること等を積極的にアピールしていくべきであろう。そのうえで、これまでは疎遠であっ た基礎自治体に対し、今回の調査で明らかとなった(基礎自治体と良好なパートナーシップ関係にあ る)先駆的センターの実践活動を報告・紹介したり、あるいは、それらの動きをヒントに、それぞれ のセンターの有する強みや所在する地域の特性を加味した新たな取組を提案したりすべきと考える。

(文責 橋本 達昌)

参考文献

橋本達昌 (2017) 「児童家庭支援センターの役割と将来展望~主に法制上の制度設計とその変容に着目して~」『自治総研』第 459 号、PP.80 ~ 96

# 3. 相談内容、支援内容及び相談事例

#### 1) はじめに

子ども達の権利擁護を考えたとき、「分離保護」より優先順位が高くあるべきは「予防」即ち、社会的養護に子ども達が措置されるような要保護の状態になることを未然に「防ぐ」こと、そして、一旦分離保護されたとしても危機的状態からの「回復」を図り、子どもたちの権利が護られた「地域生活、家庭生活」を可能にしていくことである。児童家庭支援センターは社会的養護が分離保護一辺倒から脱却し、地域の子どもと家庭を積極的に支援するために地域に開き始めた変革の象徴として、この目的のための相談活動を展開していくことになる。

児童家庭支援センターの扱う相談内容は「専門的知識及び技術を必要とするもの」である。改訂3 版児童家庭支援センター運営ハンドブック(全国児童家庭支援センター協議会2017年2月発行)に よると、主要な相談支援対象は児童福祉法上で定義されるところの「要保護児童・要支援児童」、中 でも在宅支援という観点からは「要支援児童」がその主要な相談支援対象とされている。さらに、要 支援児童とは以下のような事例が想定されている。

- ・精神疾患や障害のある養育者の支援に関すること
- ・子どもの発達障害、幼児期、思春期の課題への対応方法に関すること
- ・家族支援(障害受容も含む)に関すること
- ・支援拒否家庭への支援に関すること
- ・介入拒否家庭への支援に関すること
- ・孤立家庭への支援に関すること
- ・DV 家庭と児童虐待への対応に関すること
- ・ひとり親家庭の自立のための精神的支援
- ・さまざまな支援機関の支援が行き届いているが動かない人(行動できない人)の支援に関すること さらに、「相談支援対象」と先述の「センターの目的」とを掛け合わせたときに、児童家庭支援センター の支援のステージは以下の3つに分類できるだろう。

ステージ I:要支援から要保護への転化を防ぐ(要支援児童・家庭の在宅支援)

ステージⅡ:要保護、要支援からの回復を支える(要保護児童が家庭に戻る際の支援、

家族関係再構築支援等)

ステージⅢ:保護、措置された子どもの地域生活を支援(里親支援、自立支援等)

このような視点に基づき、児童家庭支援センターが実際に扱っている相談内容、支援内容を調査結果から分析し、目的に即した機能が発揮できているかを検証するとともに、地域の要保護・要支援児童支援における児童家庭支援センターの存在意義と、今後取り組むべき道筋を考察していきたい。

なお、分析に当たっては本調査結果に加え、平成28年度児童家庭支援センター実績報告書のデー

タを引用したことを付言しておきたい。

# 2) 児童家庭支援センターは要保護、要支援ケースに出会えているか

先ず、相談支援のステージに立つ以前の問題として、相談対象とすべき「要保護・要支援児童とその家庭」にどのように出会うかという課題がある。もちろん、家庭から直接相談が持ち込まれることはあるだろう。そのために、ポピュレーションアプローチとして市民に広くその存在を周知していくことは、出会いを創出するための一つの方向性として、当然あり得る。しかし、それに期待していては、ターゲットとしたい家庭と出会う確率は低くなるだろう。そもそも、要保護・要支援の状態にある家庭の側から SOS が発信されることは稀である。児童家庭支援センターがピンポイントで要保護・要支援状態にある家庭と出会うためには、子どもを守る地域のセーフティネットワーク、即ち、要保護児童対策地域協議会の中で他機関から繋いでもらう流れが最も効率的である。この流れを作るためには、特に市町村や児童相談所との関係性が重要となってくる訳だが、その点は他の章に論を譲るとして、ここでは実際にどれだけ「要保護・要支援」ケースに出会えているのかを検証したい。そのことが、本来的な働きができているかを測る一つの指標となり得るからである。

本調査の児童家庭支援センターに対する設問の 5-(1) に各センターの「全相談延べ件数と実件数」、 (2) に「要支援、要保護ケースと思われる相談の延べ件数と、実件数」を問うものがある。以下がその集計結果である。

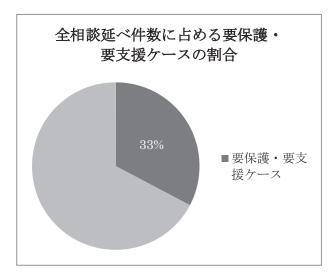


図 1:全相談延べ件数に占める要支援ケースの割合 備考:18.4%のセンターが無回答

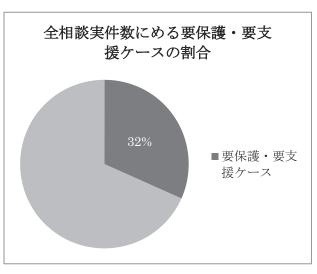


図 2:全相談実件数に占める要支援ケースの割合 備考:14.9%のセンターが無回答

本調査の質問紙においては要支援、要保護の定義がなされいないため、この数値は各センターが要保護・要支援と判断した数と捉えてよいだろう。回答が難しい設問であり無回答が多かったため正確な数値とは言い難いが、約3割弱が要保護・要支援ケースという結果となった。これを多いとみるか、少ないとみるか、評価は分かれるであろう。しかし、児童家庭支援センターはその目的と対象を意識

して地域にアプローチしていく必要がある。

従って、単に相談の「数」で実績を評価する現行の方法では、本来的機能を果たすことができているかを測るには不足であり、本項で取り上げたような「内容や質」を測る視点の導入を提起したい。

もう一つの基礎データとして平成28年度全国児童家庭支援センター実績報告の相談種別延べ件数のデータを参考にしたい。

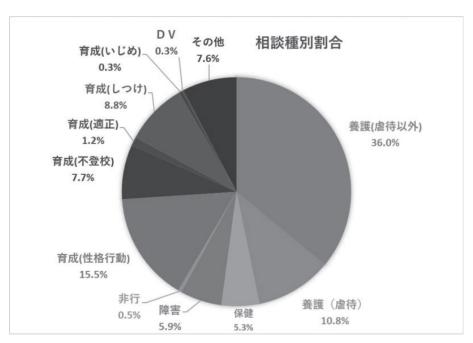


図 3. 平成 28 年度全国児童家庭支援センター実績報告 相談種別統計 (延べ件数)

これによると、虐待を含む養護ケースの相談件数が約半数(47%)を占めており最多となっている。 次に多いのは育成相談で下位分類を合計すると33%、次いで障害相談6%、保健相談5%となっている。 この「養護相談」は、要保護・要支援ケースに含まれるとも考えられるため、先の3割弱という割合 以上に出会えている可能性もある。(※養護相談とは、父または母などの保護者の家出・失踪・死亡・ 離婚・入院・稼働・服役等による養育困難な児童、棄児・迷子・被虐待児・被放任児・親権を喪失し た親の子、後見人を持たない子どもなど環境問題を有する子どもに関する相談、養子縁組、児童虐待 の恐れのある相談、DVで子どもの関わる場合の相談と定義されている。)

いずれにせよ、児童家庭支援センターが、要保護、要支援児童とその家庭の支援を主ターゲットと するという方向性を持つならば、出会うために必要な努力を重ねるべきであろう。

# 3) 相談支援対象 ~直接的相談支援と間接的相談支援~

次に、相談支援対象について取り上げたい。ここで、児童家庭支援センターと子ども・家庭との「繋がり方」に関しては大きく分けて二パターンあることに留意されたい。

一つは、直接的相談支援である。家庭と直接接触し、関係を構築しながら保護者や子どもの相談支

援に当たる形である。

もう一つは、直接的に家庭と関わる出番はなくとも、間接的に関わっていく形である。関係機関と連携し情報共有や支援方針の検討を行ったり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議において行われるアセスメント、リスクマネジメント、プランニング等の作業において、専門的知識や技術を基に助言を行ったり、時にはイニシアチブを発揮しネットワークが有効に機能していくようコーディネイトしていくのである。この場合、統計上の相談対象は関係機関に属する専門職となり、これも児童家庭支援センターの重要な相談支援の方法となる。

つまり、相談対象別に相談支援内容を整理すると、

A:「直接的相談支援」直接的に対象家庭の保護者や子どもの相談支援を行う

B:「間接的相談支援」間接的に対象家庭に関与する形として、専門機関の相談支援を行う。

以上のように仕分けることができる。

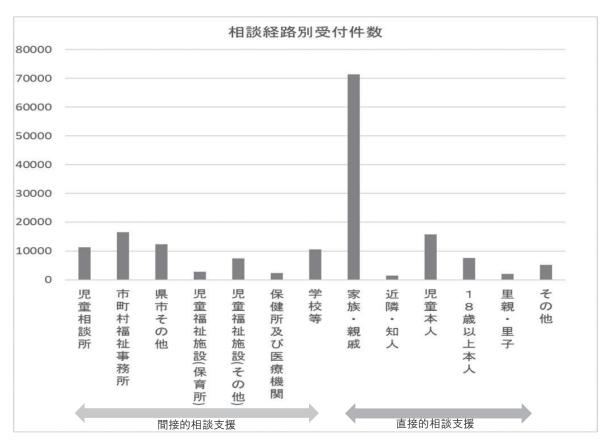


図 4. 平成 28 年度全国児童家庭支援センター相談のべ件数

表 10 は平成 28 年度全国児童家庭支援センター協議会実績報告の相談経路別のデータである。この表からは、家族・親族の件数が突出して多いように見えるが、横軸の児童相談所から学校等までが関係機関の相談数であり、これを間接的支援とするならば、その合計は 63,520 件(全相談件数の 38%)、家族・親族から里親・里子までをクライエントへの直接的支援とするならば、その合計は 98,283 件(全相談件数の 59%)である。つまり、約4割が関係機関の相談支援ということになる。児童家庭支援

センターが機関連携の中で相談支援活動を行っていることを表していると言えよう。ちなみに、関係 機関の相談数のトップは市町村福祉事務所と、最大の連携先となっている。

# 4) 地域・家庭からの相談内容と支援内容との関連

次に、相談内容とそれに対する支援内容の関連を見てみたい。以下は、本調査の児童家庭支援センターに対する調査 5 - (3) における設問で、地域家庭からの相談内容とそれに対する支援内容について多いものから3つを問う内容である。結果は以下の通りである。

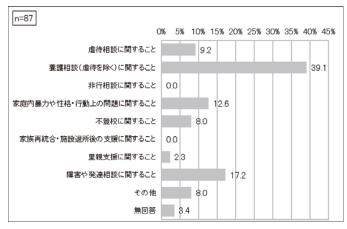


図5. 地域・家庭からの相談内容で一番多いもの

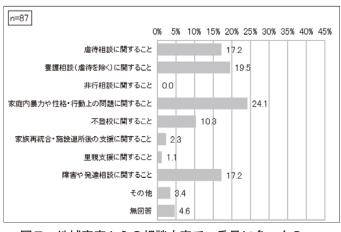


図7. 地域家庭からの相談内容で二番目に多いもの

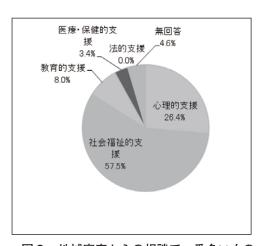


図6. 地域家庭からの相談で一番多いもの に対する支援内容

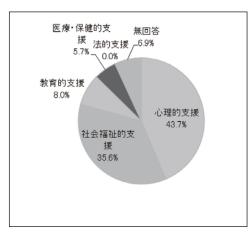


図8. 地域家庭からの相談で二番目に多い ものに対する支援内容

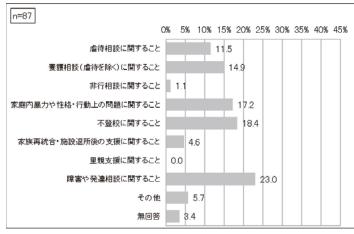


図9. 地域・家庭からの相談内容で三番目に多いもの

図 10. 地域家庭からの相談で三番目に 多いものに対する支援内容

相談内容としては、養護相談(虐待を除く)が最も多いということが分かる。次いで家庭内暴力や 性格行動上の問題に関する相談、障害や発達に関する相談、虐待に関する相談が多くなっている。

次に支援内容について見てみたい。支援内容のデータ(図 6、8、10)を見ると、いずれにおいても「心理的支援」と「社会福祉的支援」の割合が高くなっている。「心理的支援」は心理職による心理療法、心理アセスメント等の支援と考えられ、「社会福祉的支援」とは相談員(ソーシャルワーカー)による関係機関連携、相談支援等が考えられる。従って、児童家庭支援センターの持つ 2 大機能がほぼ等分に発揮されていることが分かる。ただし、図 8、10 に比べ図 6 のみ社会福祉的支援の割合が高くなっている。このことから、養護相談に関しては社会福祉的支援を行う割合が高くなると考えられる。養護ケースでは関係機関連携、特に要保護児童対策地域協議会との連携が必須となり、それ故ソーシャルワーク活動が活発になることが推察される。

以上は、児童家庭支援センターに持ち込まれる相談全般についての分析であるが、家庭から直接入ってくる相談即ち市民一般が求める相談内容と、関係機関が求める相談内容は異なってくることが考えられる。そこで、次項では関係機関が求める相談内容について考察したい。

# 5) 関係機関が求める相談内容

先にも述べたように、要保護・要支援ケースと出会うためには、関係機関からの繋ぎ、特に市町村と児童相談所との関係が鍵となってくる。相談経路別の相談内容を分析するデータがないため詳細は 把握できないが、市町村や児童相談所が児童家庭支援センターに期待するケース内容についての調査 結果が得られているために取り上げたい。

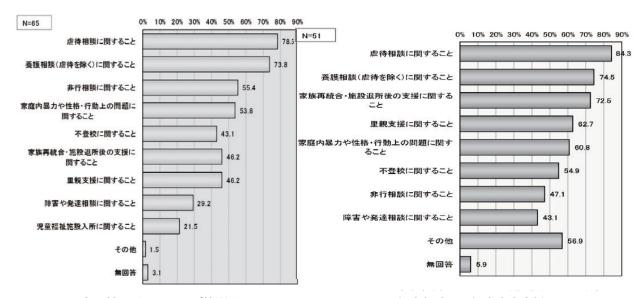


図 11. 市町村のバックアップ機関として 児童家庭支援センターに期待する内容

図 12. 児童相談所が児童家庭支援センターに 今後指導委託したい内容

これらの結果と、前章地域家庭からの相談内容(図 5、7、9)を比較すると、明らかに相違が見られる。 市町村や児童相談所が求める相談内容はいずれも「虐待相談」が最も多くなっており、より高度な専 門性を要する「要保護・要支援ケース」への連携対応を求めていることが分かる。

ちなみに、本章第1項で定義した支援のステージに当てはめてみると、市町村はステージ I 「要支援から要保護への転化を防ぐ」の段階の支援を求めていると言えよう。また、児童相談所は家族再統合や施設退所後の支援、里親支援に関することなどが上位に来ており、ステージ II 「要保護、要支援からの回復を支える(家族関係再構築支援等)」、ステージ II 「保護、措置された子どもの地域生活をサポートする(里親支援、自立支援を含む)」の段階の支援を求めていると言えよう。

次の表は、市町村からどのような事例について対応を求められているか、という問いに対しての児 童家庭支援センター側の回答である。

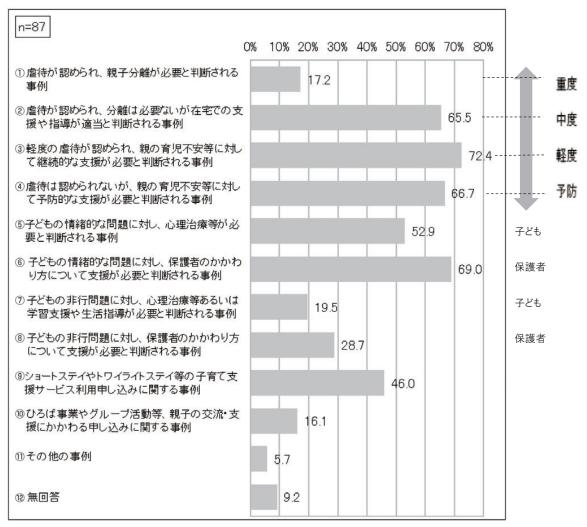


図 13. 市町村から対応を求められる事例

この設問の①~④に注目し、その設問内容から虐待のリスクレベルを重度、中度、軽度、予防とするならば、調査結果からは**重度を除いた、予防から中度の全てのリスクレベルのケース対応を多く求められている**ことが分かる。

また、⑤~⑧の設問に注目し、子どもと保護者どちらの対応を求められる方が多いかを考察すると、家庭への支援において親子双方へのアプローチがなされているが、どちらかというと**保護者への対応を求められることが多い**ことが分かる。これは、図4の相談経路別統計結果とも一致する。子どもの対応は所属集団である学校等でも可能だが、「学校は家庭へ立ち入れない」という教育関係者の話をよく耳にする。また、時には保護者と関係機関が対立関係になる場合もある。そうした点において保護者の対応を外部民間機関が担うことで、保護者にとっても関係機関にとっても選択肢が広がり、地域の支援体制の厚みが増すのである。

また、⑦の「ショートステイ・トワイライトステイに関わる事例への対応」が 46%と約半数のセンターが回答している。要支援児童対応において、ショートステイ・トワイライトステイが有効になる事例は少なくない。ショートステイ・トワイライトステイは児童福祉施設(本体施設)が市町村の

委託を受けて実施する事業であるが、その利用調整を含めたケースワークを児童家庭支援センターが 担っているところが多い。**この事業の強みを活かしながら支援を行っている姿**も垣間見える。

このショートステイ・トワイライトステイに絡んで、ソーシャルサポートという視点を取り入れながら児童家庭支援センターの相談支援のありようについて考察を加えたい。ソーシャルサポートとは地域精神保健において人の健康や心理的安定、ストレスコーピングを可能とするために社会的関係の中でやりとりされる支援を意味する。そしてその要素は以下の4つに分類される。

- ・情緒的サポート: 共感や愛情の提供。
- ・道具的サポート:物理的サポート。形のある物やサービスの提供。
- ・情報的サポート:問題の解決に必要なアドバイスや情報の提供。
- ・評価的サポート:肯定的な評価の提供。フィードバック。

さて、この分類からすると、ショートステイ・トワイライトステイは「道具的サポート」の要素が 濃い支援内容である。育児支援においてこの道具的サポートは重要であるとされている。利用者や関 係機関からは最も具体的で見えやすい支援内容ともいえるし、他機関にはない独自性の高い支援内容 である。そのため、児童家庭支援センター=ショートステイと地域から捉えられているセンターが存 在することも事実である。数年前まで全国児童家庭支援センターの実績報告書にはショートステイ・ トワイライトステイの件数を記入する欄も存在していた(現在は除外されている)。しかし、あくま でショートステイ・トワイライトステイは本体施設の機能であり児童家庭支援センターの機能ではな い。であるならば、児童家庭支援センターは要保護・要支援児童の相談支援において「道具的サポート」 (物理的サポート)以外の「情緒的サポート」「情報的サポート」「評価的サポート」の要素で独自性、 優位性を有していなければならないということになる。言わばソフトウェアに相当する要素であり、 正にそれこそが「専門的な知識や技術」なのである。

# 6) 事例と具体的支援内容

以上の結果を踏まえ、要保護・要支援家庭の相談支援において、児童家庭支援センターがその「専門的な知識や技術」を具体的にどのように発揮していくことで効果を上げていくのか、典型事例を基にシミュレーションしてみたい。事例は本章第1項で提起した相談支援の三つのステージ分類に即するとともに、直接的支援と間接的支援、ソーシャルサポート分類の視点も取り入れて記載する。

# ①ステージ I :要支援から要保護への転化を防ぐ(要支援児童・家庭の在宅支援)

【事例1】児童相談所に近隣住民から怒鳴り声(泣き声)通告があった孤立した母子家庭への支援。児童相談所の訪問により身体的、心理的虐待が認められたが在宅指導となり、保護者の育児不安に対し継続的な関わりが必要と判断された事例。

《要素:怒鳴り声(泣き声)通告、ひとり親家庭、孤立家庭、育児不安、虐待、在宅支援》

○支援内容

直接的支援

- ・継続的な相談支援、傾聴による情緒的サポートとモニタリング。(情緒的、評価的サポート)
- ・保護者へのペアレントトレーニング等の心理教育支援。(情報的サポート)
- ・市町村と連携し、保育サービスや経済的支援の提供。(情報的、道具的サポート)

#### 間接的支援

- ・地域関係機関と連携した見守り、支援体制の構築。(情報的、情緒的、評価的サポート)
- ・児童相談所、市町村、保育所、民生委員との連携。(情報的、評価的サポート)
- ・要対協個別ケース検討会議への参加とケースマネージメントに対する助言。(情報的、評価的 サポート)

#### ○効果

- ・保護者の孤立感の解消。
- ・虐待の解消と育児に対する自信の回復。
- ・関係機関連携によるサポート体制の構築。

【事例 2】乳児家庭全戸訪問事業において把握された精神疾患を持つ母親への継続支援。心理的虐待、ネグレクトが認められたが、在宅における指導、支援の継続が適当と判断された事例。

《要素:乳児家庭全戸訪問事業、精神疾患、虐待、在宅支援》

#### ○支援内容

#### 直接的支援

- ・定期訪問、電話相談による相談支援。(情緒的、評価的サポート)
- ・精神科病院への定期受診のサポート。(情報的、道具的サポート)
- ・本体施設が実施するショートステイ・トワイライトステイの利用調整。(道具的サポート)
- ・夜間、休日の緊急対応。(道具的サポート)

#### 間接的支援

- ・地域関係機関と連携した見守り、支援体制の構築。(情報的、情緒的、評価的サポート)
- ・要対協個別ケース検討会議への参加とケースマネージメントに対する助言。(情報的、評価的 サポート)
- ・市町村保健師、家庭児童相談室、児童相談所、児童養護施設(ショートステイ)、精神科病院 との連携(情報的、評価的サポート)

#### ○効果

- ・子どもの情緒の安定
- ・保護者の自己肯定感の獲得
- ・関係機関連携によるサポート体制の構築。

【事例 3】DV、虐待の影響で不登校、家庭内暴力などの問題行動を起こし、一時保護が繰り返されていた子どもの中学卒業後の支援。

《要素:不登校、DV・虐待の影響、思春期、家庭内暴力、社会復帰支援、在宅支援》

#### ○支援内容

### 直接的支援

- ・子どもの心理アセスメントの実施と児童精神科病院受診のサポート。(情報的、道具的サポート)
- ・子どもの継続的、定期的な家庭訪問、通所による子どもの心理的支援。(情緒的、情報的サポート)
- ・子どもの社会復帰支援、就労支援。(情報的、道具的サポート)
- ・保護者の心理教育支援と継続的相談支援。(情報的、情緒的サポート)
- ・警察、児童相談所と連携したリスク対応(夜間休日対応含む)。(道具的、情報的サポート)

#### 間接的支援

- ・要対協個別ケース検討会議への参加とケースマネージメントに対する助言。(情報的、評価的 サポート)
- ・児童相談所、市町村家庭児童相談室、警察、医療機関、中学校、教育委員会等との連携(情報的、評価的サポート)

#### ○効果

- ・継続的かつ密な支援による家庭状況、親子関係の把握
- ・中学卒業後のサポート体制の構築
- ・保護者の子どもの理解促進と、関わり方の改善
- ・子どもの情緒の安定と家庭内暴力の消失
- ・子どもの自己肯定感の回復、そして社会復帰の実現

# ②ステージ II:要保護、要支援からの回復を支える(要保護児童が家庭に戻る際の支援、 親子関係再構築支援等)

【事例 5】学校で度々痣が発見され、保護者が関係機関の介入に対し拒否的であり、事態が悪化したため児童相談所が子どもの登校時に一時保護した子どもの、親子関係再構築支援。児童相談所の指導委託事例。

《要素:一時保護後の家庭引き取り、在宅支援、親子関係再構築支援、虐待、指導委託》

#### ○支援内容

#### 直接的支援

- ・保護者への親子関係再構築支援プログラムの実施。(情報的サポート)
- ・家庭引き取り後の継続的家庭訪問による相談支援、モニタリングの実施。(情緒的、評価的サポート)
- ・子どもの通所による心理支援の実施。(情緒的、情報的サポート)
- ・事態が悪化したときの対応(夜間、休日対応含む)。(道具的サポート)

#### 間接的支援

- ・要対協個別ケース検討会議への参加とケースマネージメントに対する助言。(情報的、評価的 サポート)
- ・児童相談所、学校、市町村、民生委員との連携。(情報的、評価的サポート)

#### ○効果

- ・継続的で密な家庭への接触による家庭状況把握。
- ・民間機関の立場を活かし、公的機関の介入拒否状況を打開。
- ・子育てに対し寄り添い支援を行うことで、在宅での生活が可能に。

【事例 6】虐待により里親・施設に措置されている子どもの家庭引き取りに向けた親子関係再構築支援。 児童相談所の指導委託事例。

《要素:里親・施設、親子関係再構築支援、家庭引き取り後の継続支援、指導委託》

#### ○支援内容

#### 直接的支援

- ・家庭引き取り後の継続的支援を円滑にするために、子どもが措置されている段階から親子関係 再構築支援プログラムに参加。(情報的、評価的サポート)
- ・家庭引き取り後の継続的家庭訪問による相談支援とモニタリング。(情緒的、評価的サポート)
- ・家庭引き取り後の子どもの通所による心理支援。(情緒的、情報的、評価的サポート)

#### 間接的支援

- ・児童相談所、市町村、学校、民生委員、里親・施設との連携。(情報的、評価的サポート)
- ・要対協個別ケース検討会議への参加とケースマネージメントに対する助言。(情報的、評価的 サポート)

#### ○効果

- ・措置中から関係性が構築できていたため、引き取り後も円滑に支援が行われる。
- ・継続的で密な家庭への接触による家庭状況把握。
- ・地域の支援体制の構築により、家庭の孤立感の解消。
- ・子どもの情緒の安定。

### ③ステージⅢ:保護、措置された子どもの地域生活を支援(里親支援、自立支援等)

【事例7】措置児童が被虐待児であり、反抗や多動、無差別的愛着行動等がみられ、養育に悩んでいる 里親子の継続的支援。

《要素:里親子支援、被虐待児、問題行動、養育不安》

#### ○支援内容

#### 直接的支援

- ・里親支援専門相談員と連携し里親に対して心理教育プログラム、継続的相談支援の実施。(情報的、情緒的サポート)
- ・子どもの定期通所による心理支援(アセスメント、セラピー等)。(情緒的、情報的サポート) 間接的支援
  - ・児童相談所、市町村、学校、精神科病院との連携。(情報的、評価的サポート)
  - ・里親応援ミーティングへの参加とケースマネージメントへの助言。(情報的、評価的サポート)

#### ○効果

- ・周囲関係者の里親家庭への理解促進。
- ・里親の精神的負担感の軽減。
- ・子どもの情緒の安定。

## 7) まとめ

以上、具体事例を通して児童家庭支援センターの「専門的な知識や技術」の具体的内容がより鮮明 になったと思う。重要なのは、このような活動を地域で展開することにより、リスクを抱えながらも 在宅で生活できる事例が出てくるということである。児童家庭支援センターの強みは、心理的支援機 能や相談助言機能を活かした「直接的支援」を行うことで「家族」を支え、社会福祉的支援機能、連 絡調整機能を活かした「間接的支援」を行うことで「地域」を支えるという両側面からのアプローチ が可能な点にある。リスクの高低如何にかかわらず要保護・要支援ケースの対応に際しては、事態の 悪化や突発的な緊急事態の発生も想定しなければならないため、特にケース管理をしている市町村 ワーカーには精神的なプレッシャーがのしかかってくる。また、ケースが不安定な状態にあるときに は、ケース会議などにおいて関係機関間の意見の相違が生じ行き詰ってしまうこともある。また、要 保護・要支援ケースの対応には「支援」という側面だけでなく、「権限行使」や「指導」といった対 応も必要となってくる。そのため、地域関係機関がそれぞれに持つ機能や特性、立場性をふまえ、そ れらをパズルのように組み立てバランスを保ちながら在宅支援を行っていく必要がある。そうした 様々な条件下で地域関係機関をまとめ支援の方向性を定めていくには、相当に高度な洞察力とコー ディネイト力が要求されるのである。この難しい局面において、市町村を後方支援する機関が地域に あるかないかは、大きな差となるだろう。さらに、行政機関にはない民間機関としての柔軟性や立場 性は、支援の厚みを増すためにも有効となるだろう。

小括すると、児童家庭支援センターが持つべき専門的な知識や技術は、①対象家庭にアプローチし、その家庭と関係を構築し、回復を支えるために必要なものと、②コミュニティーに働きかけ、家庭を支える地域の力を醸成していくためのもの(ソーシャルワーク力)ということになり、双方の働きを強化していくことが有効に機能するための道筋と言えよう。

我が国の要保護・要支援児童対策、社会的養護施策において、「予防」や「回復」といった側面は後進であったと認めざるを得ない。現在、地域における要保護・要支援児童の支援体制を整備する流れはあるが、まだ緒に就いたばかりである。現実問題として、地域はマンパワーや専門性、ノウハウの確保といった課題を抱えており、実効性のある支援体制が構築されるかどうかはこれからにかかっている。他の章で分析されているように、現状として児童家庭支援センターが本来的な働きをできているかどうかは、かなりバラツキがあるようだ。しかし、本章で論じたような専門性をそれぞれの児童家庭支援センターが身に着け、それを地域において存分に発揮できるようになるならば、地域での存在意義は益々高まるだろう。

(文責 柴田 敬道)

# 4. 都道府県・児童相談所との連携

# 1) はじめに

創設期の児童家庭支援センターは、「児童相談所のブランチ的な役割」を果たすものとして児童福祉法に法定された。児童相談所は管轄が広く、迅速な相談対応ができないことがあり、その補完的な役割を児童家庭支援センターが担うことが期待されたのである。その後、児童家庭支援センターには様々な機能が付加されて現在に至っている」。

当初の役割期待に応えるため、1997年の児童福祉法改正において、児童福祉法第26条第1項第2 号及び第27条第1項第2号に児童相談所長または都道府県から児童家庭支援センターへの指導委託 措置が定められた。本研究での調査では、その運用事態を調査しており、本章ではこの点を中心とし て都道府県・児童相談所との連携協働関係が現状ではどうなっているのかについて触れたい。

その際に、児童家庭支援センター(以下、センターという。)への調査と児童相談所への調査との それぞれの回答から見られる点を検討したい。

# 2) 児童家庭支援センター調査票に見る指導委託の実態

2015 年度に児童相談所からの指導委託を何件受けたかという質問に対する回答は83 センターから得られ、調査票回収数(87 センター)に対する回答率は95.4%であった。指導委託件数ごとの該当センター数を集計すると表1のようになった。

指導委託件数 1 2 4 5 6 9 10 12 27 該当センター数 7 28 8 11 6 5 5 4 1

表 1. 児童相談所からの指導委託件数(2015年度) n=83

全国の合計数は 269 ケースとなり、1 センター当たりの平均は 3.2 ケースであった。全体の傾向としては少ないといえるだろう。83 センター中、0 件のセンターが 33.7%あった。1 センターが年間 27件の指導委託を受けて突出しており注目される。

指導委託の内容について分類したのが図1及び表2である。指導委託の件数について見ると虐待以外の養護が最も多い件数となっていた。ただ、指導委託を受けたセンター数でみると虐待が最も多かった。また、非行は特定のセンターに限定されるが、受けているセンターについて見れば、平均件数は非行相談が最も多かった。家族再統合や施設退所後支援についても箇所数は少ないが、受けているセ

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 全国児童家庭支援センター協議会「児童家庭支援センター運営ハンドブック 改定 3 版」(2017.2.1)、6 ページ

ンターにおける件数は多かった。このように特定の分野に強みを有するセンターが存在しており、その相談内容では信頼を得て指導委託を受けているものと考えられる。

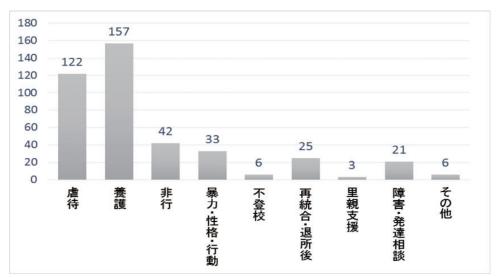


図 1. 相談内容別の指導委託件数 (複数回答)

表 2. 相談内容別の指導委託件数 (該当センター数入り) (複数回答)

	該当センター数	総相談件数	平均相談件数
虐待	35	122	3. 5
養護(虐待以外)	31	157	5. 1
非行	7	42	6.0
家庭内暴力や性格・行動上	15	33	2. 2
の問題			
不登校	5	6	1.2
家族再統合・施設退所後の	5	25	5. 0
支援			
里親支援	1	3	3.0
障害や発達の相談	9	21	2.3
その他	4	6	1. 5

# 3) 児童家庭支援センター調査票に見る児童相談所との関係

### ①センターと児童相談所との連携

センターと児童相談所との連携がうまくいっているかどうかを 5 験法で聞いた。その結果が図 2 である。「うまくいっている」「まあうまくいっている」を合わせると 5 割を超える。

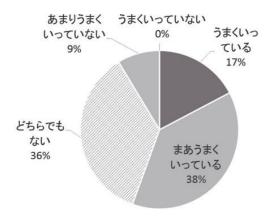


図 2. 児童相談所との関係 (n=81)

回答の理由に関する自由記述を見ると、以下のような特徴がみられた。

# i 「うまくいっている」で多かった回答例

- ア 児童相談所の援助方針会議に定期的に参加している(毎週、月1回など)、あるいは児童相談 所内のケース会議に参加しているため、情報交換をしたり連携を取りやすい。
- イ 児童相談所との定期連絡会あるいは意見交換会を開催している(2か月に1回、年4回など) ため相談しやすく、活動内容への相互の理解が深まってきた。
- ウ 指導委託を重ねてきたことで事例に応じた連携がなされている。

#### ii「まあうまくいっている」で多かった回答例

- ア 1) と同様に児童相談所の会議へ参加していることや指導委託が増えていることが挙げられていた。
- イ それに加えて同行訪問をする、措置解除時に今後の支援を行う機関として同席する、指導委託 ケースでは一緒に訪問や面接等を実施する、家庭訪問に必要に応じて児童福祉司が同行する、 といった協働関係が見られた。
- ウ 「児童相談所が開催する全市町の子育て担当課の集まりで、児童家庭支援センターの活動報告をしたり、児童福祉司と虐待対応専門員とともに市町を訪問してケース検討会を開催するなど 10 数年のつながりでここ数年は連携が取れてきている。」「本体施設への入所も、入所前から 児家センの関わりがあることや、もしくは退所後の児家センターの支援を念頭においてもらうケースが増えており、指導委託も増えてきている。」といった回答もみられた。

- エ 一方で、児童相談所職員の入れ替わりが早く、センターの業務内容を理解するまでに時間を要する、異動があるために常に理解を働きかねかねればならないという回答や、担当者レベルでの連携はとることができているが、児相全体に児家センの業務についての理解が進んでいない、指導委託ケースを担当したことがない児童福祉司に十分理解されているとは言い難い現状がある、児童福祉司によって児家センの役割への理解がまちまちであるといった回答が見られた。
- オ 連携をセンターから求めることはあるが児童相談所からの求めが少ない、指導委託の場合にセンター任せになりやすいため細かく報告をし役割分担をするようにしている、指導委託のケースについて支援を進めていく中で役割分担が不明確(任せっきり)など不安に感じることがある、一緒に一つのケースにかかわって協力し合えているという感覚が市町村よりはうすい、といった回答が見られた。

# iii「どちらでもない」で多かった回答例

- ア 児童相談所の職員によって差が大きい、児童福祉司によって連絡の取りやすさやケース対応の 仕方が違う、各児童福祉司の児家センの認知度と利用の仕方にばらつきがあるなど、児童相談 所職員による違いをあげる回答が多かった。また、最近は経験の浅い若手の児童福祉司が多く、 ケースマネジメントという点において心もとなさを感じる、という回答があった。
- イ 児童相談所の方針が見えず関係機関の役割がわかりにくいことが多い、児童相談所からの要請が少ないのが現状である、里親支援以外の業務は連携の道筋自体ができていない状況にある、児童相談所からの連絡待ちをするが再度こちらから連絡するまで何もない、一時保護委託の要望は多いが、ケースにおけるアセスメントの要請やケース会議への参加はなく、ケースのその後の経過が伝わってこない、といった児相側の対応の不十分さを指摘する回答も多かった。
- ウ 児家センへ求める機能を都道府県や児童相談所は決めかねていると感じる。児家セン自身も、 地域ニーズを把握し、自らの力量を図りながら何をどこまでできるのかを児相を含めた地域に 示し活用してもらう努力がさらに必要といった、制度的な不十分さや自らの取り組み不足を指 摘する回答があった。
- エ 市町村とセンターで連携しているため、センターと児童相談所が直接やり取りするケースは少ないという回答もあった。

#### iv「あまりうまくいっていない」で多かった回答例

- ア 4つの市と連携しているが、それぞれのかかわり方、養支援、要保護の基準が異なると感じており、 どのケースを市に、どのケースを児相につなげるか、居住地にもより、混乱することがある。
- イ 児相からのニーズはあるが、当センターが予算の都合上、先方のニーズに応えられるほどの人 員・設備の充実が難しく対応できるケースに限りがある。
- ウ センターにケースを委託した時点で児相の関わりは終了していると思っているのだろうか?連絡が一切ない。こちらとしては、今後の関わり、ケースの終結時期など、センターだけでは判断しかねる事柄について共有したいが、気にならないよう・・・。

などのように、制度的あるいは体制的な不十分さと、児童相談所の意識を疑問視する回答が見られた。

#### vまとめ

以上の回答例から見るように、連携がうまくいく要素としては、児童相談所の会議への参加や連絡会の定期開催が有効であることがあげられる。また、児童相談所職員とセンター職員が同行訪問するなどの共同の取り組みが連携を深めていると考えられる。

一方で、児童相談所職員によりかかわりに濃淡があり、児童相談所全体がセンターへの認識を深めているといえないことや、児童相談所職員の異動の早さのためにセンターへの理解をその都度求めなければならない現状が見て取れる。

さらに、児童相談所側の方針の不明確さや、児相相談所がセンターにケースを任せてしまう傾向が、センターとしてのとまどいにつながっていると考えられる。この点は、児童相談所が指導委託後の対応について自らの責任を認識して、センターとの情報共有や協議を意識的に行う努力が必要であろう。都道府県や児童相談所がセンターの位置づけをしかねているという回答もあり、地域全体でセンターの機能をどう活用するかという制度的な面での検討の不十分さが表れているとも言えよう。

# ②児童相談所職員のセンター業務内容に対する理解度

児童相談所職員がセンターの業務内容を理解していると思うかどうかという質問への回答を集計すると、図3のようになった。

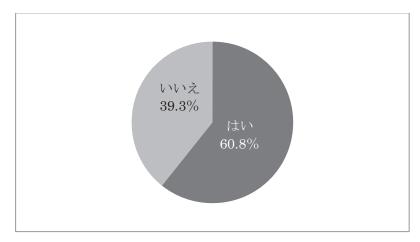


図 3. 児童相談所職員のセンター業務内容に対する理解度 (n=80)

4割のセンターは児童相談所職員が理解していないと感じている。その理由を聞いた自由記述の質問への回答では、

- ・児童相談所職員の異動のために情報が引き継がれないのではないかという点
- ・担当児童福祉司への説明はできても児童相談所の全職員への周知は徹底していないこと
- ・センターの機能や強みが理解されず低く評価されているという意見やセンターを預かりの場としてしか認識されていないという意見

- ・センター側からこのような業務ができるという積極的なアピールが不足しているという意見
- ・そして児童相談所が市町村と連携を図ることが多くなっていること

#### などが理由として挙げられていた。

さらに、児童相談所からの理解が進むために何が必要かを聞いた自由記述の質問に対しては、

- ・センター側からの積極的な業務内容の周知活動、センターの強みや機能をアピールし理解を得る 努力
- ・児童相談所職員の研修で児家センとの連携を具体的に伝える、事例検討研修などを合同で行う、 センターの業務内容について説明する機会を設けることが必要
- ・児童相談所を交えてのケース会議、定期的な連絡会の開催
- ・児童相談所・市区町村・児家センの三者協議を増やす
- ・関わっているケースで実績を残していくこと、ケースを共有すること

### といった回答が見られた一方で、

- ・児童相談所がケースを引き継ぐ先は基本的に市町村となっている中で、児童相談所が外部委託先として児家センを選択するかどうかは今や微妙な状況である。ただし、市町村によっては支援体制が脆弱であったり、要保護児童対策地域協議会が機能していないなどの状況もあるため、市町村か児家センかという選択よりも、市町村と児家センの協働の手の中にケースを移管していくイメージの方がよいと感じている。
- ・主に市町村と児家センとの協働・連携が多い現状においては、児童相談所の理解の低さはそれ程 問題ではない。

などのような意見が見られ、現在の市区町村を交えた児童相談所とセンターとの三者関係が未整理 であることを反映し、今後の方向性を探しあぐねている状況が見て取れた。

ここで、センターへの理解度と、3で取り上げた両者の関係性とをクロスしてみると、図4のようになった。

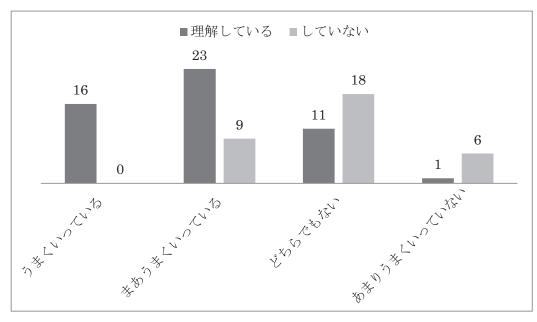


図 4. 児童家庭支援センターへの理解度とセンターと児童相談所との連携関係 (n=84)

児童相談所がセンターを理解していると感じている場合に、センターと児童相談所との連携関係は 良好と評価している場合が多く、センターへの理解がされていないと感じている場合に、「どちらで もない」や「あまりうまくいっていない」と評価する回答が多くなっている傾向が見られた。児童相 談所がセンターを理解することが、まずは両者の関係性構築の前提となるのであろう。

# 4) 児童相談所調査票に見る児童家庭支援センターとの関係

# ①児童相談所職員のセンターに対する理解度

児童相談所に対する調査票からセンターとの連携について関連した項目を見ていきたい。調査票は 児童相談所を設置している 69 自治体の中央児童相談所に対して送付し、56 児童相談所から回答を得 た(回収率 81.2%)。本間に対しては 51 児童相談所が回答していた(回収数に対する回答率 91.1%、 調査票配布数に対する回答率は 73.1%)。まず、センターの業務内容を理解しているかどうかの質問 に対する回答が図 5 である。

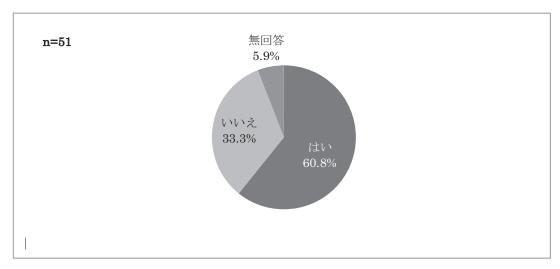


図 5. 児童相談所職員の大半は児童家庭支援センターの業務内容を理解しているか

図3のセンター職員から見た評価とほぼ同じ比率になっている。「いいえ」と回答した理由として、 自由記述では、職員によって理解度に濃淡があること、具体的な接点が少なく活動があまり見えてこ ないことなどが記載されていた。

#### ②児童相談所からの指導委託件数

次に指導委託の件数を聞いた質問を見てみよう。結果は図6である。



図 6. 2015 年度の児童家庭支援センターに対する指導委託件数

0件が最も多く51.0%を占めている一方で、5件以上が15.7%あった。最も多かった中央児童相談所は2015年度に11件の指導委託をしていた。全体では91件であり、平均すると1中央児童相談所当たり1.8件と、総じて少ないと言えよう。

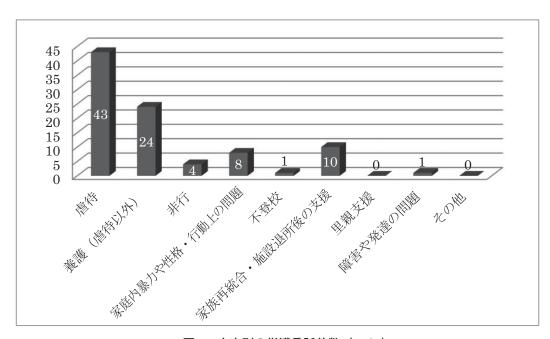


図 7. 内容別の指導委託件数 (n=91)

指導委託ケースを内容別に集計したのが図7である。虐待事例が最も多くなっており、図1とは異なっていた。児童相談所調査票は各自治体の中央児童相談所のみに送付しているため、センターの調査結果とは異なっている。ただ、児童相談所から見ると、虐待事例でのセンターの関与を求める割合が高いことがわかる。一方で非行については少ない。また、家族再統合や施設退所後の支援も10件と多くはなかった。こうした領域でセンターがどういう役割を果たせるかが、今後の課題となるだろう。

### ③今後指導委託したい内容

児童相談所からセンターに今後指導委託したい相談内容を集計したのが図8である。虐待相談に関することが最も多かったが、以下虐待以外の養護相談、家族再統合・施設退所後の支援、里親支援、家庭内暴力や性格・行動上の問題、不登校の順に、50%を超える児童相談所が委託したいと答えている。非行相談は50%を割っていた。図7に見る現状に比べて、各相談内容での関与について期待が高いと言えよう。

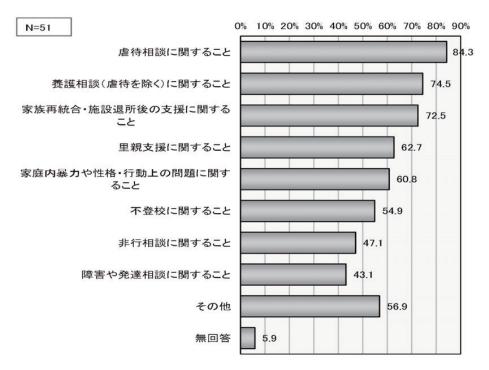


図 8. 児童家庭支援センターに今後指導委託したい内容(複数回答)

虐待相談に関することを選択した児童相談所に対して、センターにどのような対応を期待するかを聞いたのが図9である。措置解除後の支援と保護者支援プログラムの二つが70%台後半で高くなっていた。地域に戻ったあとのアフターケアと保護者に対する専門的支援の部分に対するセンターへの期待が高いことがわかる。

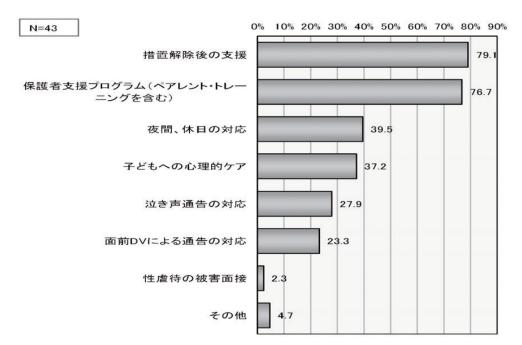


図 9. 児童家庭支援センターにどのような虐待対応を期待するか(複数回答)

非行相談に関することを選択した児童相談所に対して、どのような非行ケースを指導委託したいかを聞いたのが図 10 である。これを見ると、比較的軽微なケースや保護者が協力的なケースが高い比率となっており、指導委託したいケースとしては関わりをとりやすい事例がイメージされていることがわかる。

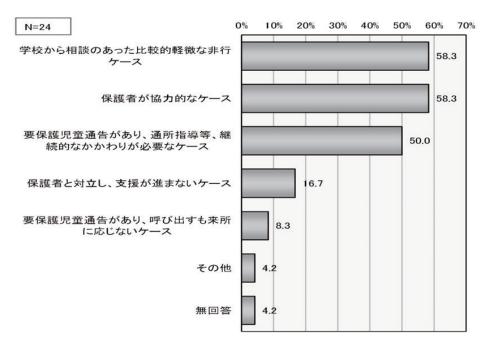


図 10. 児童家庭支援センターにどのような非行ケースを指導委託したいか(複数回答)

### ④非行相談を指導委託しない理由

調査の中では、非行相談をセンターに委託しようと思わない理由を聞いている。その回答を見ると、

- ・センターには非行相談に関する知識等が不足していると思われる
- ・非行相談に十分対応できる人材がいない
- ・非行相談に関する対応スキルの不足が懸念される

といったセンターの力量を疑問視する回答が見られた。また、以下のような回答も見られた。

- ・少年センターや青少年サポートセンターなどのより専門的な対応ができる機関があるため
- ・非行相談は少年サポートセンター等につなぐことが多いため
- ・警察署・家庭裁判所・少年サポートセンター等との連携ができており、児童相談所で対応可能 これらの回答に見られるように、他のより専門的な機関と連携することを選択するという回答が見 られた。

さらに以下のような回答にも注目したい。

- ・センターは乳幼児専門だから、年少の非行ケースについては委託も検討したいが、年長児の場合 は司法の枠組みもあり、馴染まないと考える
- ・乳児院に併設のセンターのため、役割としては乳幼児から小学生程度までの要保護児童の指導委 託が主なケースと想定している

これらの回答のように、センターが対象とする子どもの年齢を乳幼児として認識しており、非行相談にはなじまないと判断している様子が見受けられた。

### ⑤家族再統合・施設退所後の支援について指導委託したい内容

自由記述での質問に、51児童相談所が回答した。

回答の中で多かったのは、「施設を退所する児童の保護者支援」「施設退所後の保護者支援」を含む保護者支援という回答で、26センターが挙げていた。次に多かったのは、「家族再統合プログラム」を挙げた回答で、9センターが挙げていた。さらに、「施設を退所する児童への支援」「施設を退所した児童への支援」「児童の心理治療」といった子ども自身への支援を8センターが挙げていた。

そのほかの回答では、「施設退所後の家庭訪問」「施設を退所する児童の保護者支援(訪問指導)」「退所後訪問による家庭状況の把握」といった家庭訪問による支援を4センターがあげ、「地域と当該家庭の調整」「支援者となる関係機関をコーディネーターとして調整」といった地域の調整機能を4センターが、「家庭復帰後のモニタリング」を4センターが、「退所後の親子関係の調整」を2センターが、「ショートステイの受け入れ」を2センターが挙げていた。

その他の回答としては、「保護者からの日々の養育相談等があれば、身近な窓口として利用したい」、「これまでの指導委託の実績として、施設退所後の支援及び見守りをお願いしており、今後も同様のケースが指導委託の中心になると考えている」といった記載が見られた。

以上のように、保護者支援を期待する比率が高く、具体的には家庭訪問やショートステイ利用による支援が求められている。また、家族再統合プログラムの実施や子ども自身への支援も期待されているが、比率的には低く、図9では保護者支援プログラムの実施に関する期待が高かったのに比して、

実際に指導委託するかどうかという点では多くはない実情が見られた。そうした専門的支援の実施が 可能なセンターがまだ多くはないものと思われる。

児童相談所調査票では、里親に関わる業務について指導委託したい内容についても聞いているが、 この点は別章に委ねたい。

#### ⑥児童相談所が児童家庭支援センターに求める役割

児童相談所は児童家庭支援センターにどのような役割を求めているかという自由記述での質問に、 51 児童相談所が回答した。その内容は多岐にわたった。以下にいくつかのカテゴリーに分けて整理してみる。

特徴的に見られた項目の1つ目は、地域における身近な相談支援機関としての役割を求める回答であった。以下のような回答があった。

- ・育成相談を中心に幼児期等の早い段階からの支援に期待したい。早期介入により問題の複雑化、 重篤化を防ぐことができると考える。
- ・養育に課題があり、継続して支援が必要な家庭に対して、地域の力を東ねながら独自にその家庭の支援をすることを期待している。養育支援が必要な家庭に対して「見守り」「家庭訪問」や「日中預かり」親子の関係修復のための「宿泊を伴う預り」などが機能してほしい。親子や里親がSOSを出せ、サービスが提供できる体制が用意されることが必要。
- ・相談ニーズのある保護者に対して、カウンセリング等のアプローチを含め、地域の身近な相談先 としての役割。特に就学児童の子育て相談、不登校相談。
- ・児相は敷居が高いと感じる相談者にとっては、より身近で相談しやすい機関であり、地域に根ざ したきめ細かな支援が可能ではないかと思われる。
- ・不登校、発達障害児など継続的な関わりが必要なケースについて、家庭訪問、学校等の訪問、面接などを実施、必要な助言、指導を行う。
- ・身近な育児支援
- ・心理的ケアを含めた専門的な相談活動
- ・日常的な親の疑問や悩みに関する助言
- ・ショートステイの調整を介した相談支援
- ・引きこもり、不登校児の居場所。
- ・児童の緊急時の受け入れや日常における居場所としての役割。

といった回答群である。日常的な悩み事相談から、ショートステイ、カウンセリング、心理ケアなど、特定の支援資源や専門的対応を活用した支援を求めるものまでが幅広く含まれた。性加害等暴力防止プログラムの実施を求める回答もあった。児童相談所からはかなり広範な地域の相談機能を期待されていると言えよう。

2つ目は、児童相談所や市区町村の補完的な役割を求める回答である。例えば、

- ・児童相談所や市町村の補完的役割~地域に近い相談窓口
- ・ 各区役所の家庭児童相談室との連携強化 (協働によるケース支援)

- ・地域の児童・福祉相談、児相へのつなぎ
- ・施設入所とまではいかないが、要保護性がある、又は施設を退所後間もないなど継続的な指導措置が必要とされるケースについて指導を委託する。
- ・各市町保健センターとの連携による子育て支援を行う
- ・夜間・休日の緊急児童相談対応
- ・主に児相閉庁時の面接相談への対応
- ・離島であることから(児家セン)、児相が頻繁に行けないこともあり、継続的に関わりをもっても らいたいケースなどの支援を担ってもらいたい。

などの回答である。以上のように、児相が対応しきれない部分への関与を求める意見が見られた。 3つ目は、市区町村や関係機関への支援機能を求める回答である。例えば、

- ・管内市町村への支援
- ・個別ケース会議などで助言をする。
- ・関係機関からの相談
- ・地域のニーズを把握し、サービスをコーディネートする。

などの回答である。

4つ目として、里親支援機関としての役割を求める回答が見られた。例えば、

- ・里親支援機関として、里親への支援コーディネート、里親委託マッチングへの協力
- ・里親推進の啓発活動

などの回答である。その他、相談支援の方法論を指摘した回答として

- ・アウトリーチ機能
- ・家庭訪問による支援

といった回答も見られた。

以上に見てきたように、身近な相談支援から児相の補完機能、されには市区町村への助言機能、里 親支援と、相当に幅広い機能を児童相談所からは期待されている。個々のセンターが、それに見合う 体制と専門性を構築できているかどうかが問われるだろう。

# 5) 小括

児童相談所からセンターへの指導委託件数は、1か所あたりにするとまだ少ない状況である。一方で年間5ケース以上の指導委託を受けているセンターは23センターあり、センター間の格差が見られた。

児童相談所調査票で指導委託の実情を見ると、件数は少ない一方で、委託したいとする児童相談所数は多い。とりわけ虐待事例での措置解除後の支援や保護者支援プログラムの実施を求める比率が高かった。地域でのフォローと専門的な支援をセンターに求めていることがわかった。非行ケースでの委託はあまり見られなかったが、それでも委託したいとする比率は高く、中でも比較的軽微なケースの継続的な支援を求めていた。一方で、センターは乳幼児への対応に専門性を有するとみていたり、

センターの体制や専門性からは非行ケースへの対応が難しいと判断している児童相談所が多いことも 見受けられた。

センターの機能に関する児童相談所の理解は十分とは言えず、個々の児童福祉司は理解していても 児童相談所全体としての理解が進んでいないことも明らかとなった。また、市区町村の児童相談の取 り組みが進む中で、児童相談所もセンターもそれぞれ市区町村と連携する場面が増え、児童相談所と センターとの連携が薄まってきていることを指摘する意見も見られた。

全体として、センターは何をするところなのか、また何ができるのかが判然とせず、方向性を探りかねている状況だと言えよう。今後は指導委託件数の多いセンターと児童相談所との関係をヒアリングすることなどを通して、センターが果たす役割と、児童相談所・市区町村・センターの三者の関係をさらに深めた検討が必要だと感じる。

(文責 川松 亮)

# 5. 親子関係再構築支援と里親支援の方向性

# 1) はじめに

児童家庭支援センター(以下、センターという。)が行う事業は、運営要綱に示されており、①地域・家庭からの相談に応ずる事業、②市町村の求めに応ずる事業、③児童相談所からの受託による指導、④里親への支援、⑤関係機関との連携・連絡調整の5項目の事業である。

これらの事業においては、何らかの親子関係再構築支援を行う要素が含まれることになるだろう。 つまり、児童家庭支援センターの事業は親子関係再構築支援と密接なかかわりのある事業を展開して いるということである。

そこで、改めて児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援のあり方についてまとめ、親子 関係再構築支援の中にある里親支援のあり方という視点でその方向性についてまとめていきたい。

# 2) 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

平成25年から平成26年、厚生労働省は親子関係再構築支援のワーキンググループを立ち上げ、2年に渡ってガイドライン\*1と事例集\*2をまとめている。

親子関係再構築支援のガイドラインでは、地域における子育て支援制度の中にセンターの役割を位置づけ、センターにおける親子関係再構築支援の内容について、①虐待予防としての在宅の子どもと親の支援、②親子分離が必要な時の子どもと親への支援、③親子分離中に家庭復帰に向けて行う親への支援、④家庭復帰後の子どもと親への支援という分類を行い、センターにおける親子関係再構築支援は、「地域で生活する家族のニーズを評価し、要支援、要保護などの段階、あるいは親子分離する以前及び以後の状況に応じて親子関係の調整、修復、再構築などを目的として行う支援」と定義している。また、「センターにおける再構築支援は、地域における生活から地域の施設の入所・退所も含むすべての段階において支援を行うことになる。施設入所中は施設における再構築支援に協働し、施設入所前と退所後は児童相談所と共同し、必要に応じた役割を担う立場となる。」とその役割の特徴が明記されている。

そして、センターが行う親子関係再構築支援の基本的流れは、①アセスメント、②支援計画の作成、 ③定期的モニタリングとアセスメント(評価)、④継続支援と地域における見守りという段階に分けて 説明されている。特に、センターが児童相談所からの「指導委託」を活用しながら親子関係再構築支

<sup>\*1 「</sup>社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」平成 26 年 3 月発行。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、親子関係再構築支援ワーキンググループ(第 4 節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援)より抜粋
\*2 「社会的養護施設における親子関係再構築支援事例集」平成 25 年 3 月発行。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、親子関係再構築支援ワーキンググループ(131 頁~ 児童家庭支援センターにおける「親子関係再構築支援」)より抜粋

援を行うことは、市町村の担当課や保健センターの支援体制を整え、地域における見守り体制を充実 させることになるということにまで言及していることを付記しておきたい。

ガイドラインの結びには、里親支援についても触れており、「里親家庭との連携は、通常の親子関係の構築とは異なり、新たな子どもと里親との出会いから始まる親子関係再構築支援でもあり、慎重に丁寧にその関係の積み重なりを支援していくことが望ましい。センターは地域における社会的養護の理解者としての役割を果たし、里親及びファミリーホームの方々と共に歩めるようにしていきたい。」とまとめている。

このように、センターの行う事業は親子関係再構築支援と密接なかかわりの中で相談支援活動が行われている。

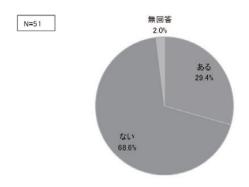
# 3) アンケート調査結果の概要

今回の調査では、市町村に向けては、Q3-9で「センターにどのような内容を期待しますか」という設問で親子関係再構築支援についての意見が出ている。また、里親支援については児童相談所向けの設問において、Q2-1~4で「里親支援」についての意見を聞き、Q3の「指導委託」に関する設問で親子関係再構築支援と里親支援に関して意見を聞いている。センター向けには、【7】専門相談機関としての活動内容について、「里親またはファミリーホームからの相談を受けましたか」という設問に回答を求めている。その調査結果の概要を以下にまとめる。

#### ①児童相談所向けの調査結果から

児童相談所における調査結果を見ると、児童相談所からセンターに里親支援に関する会議への出席を依頼している状況が分かった。それによると、出席依頼をした児童相談所は、わずか 14 か所で約30%弱であり、依頼をしたことがない児童相談所は、33 か所で 68%という結果となった。無回答が4ヶ所あったが、7割の児童相談所が会議への出席依頼をしていないという状況から、センターへの期待値が低い結果となった。

※ Q2-1 「児童相談所から児童家庭支援センターに対して、里親支援に関する会議への出席の依頼をしたことがありますか」

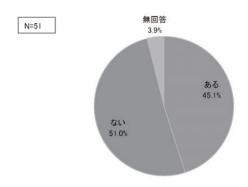


里親支援に関する会議に出席依頼をしたことのある児童相談所がセンターに求める里親支援はどのようなものかという設問(Q2-2)では、以下のような内容が見られた。

- i)回答の内容を見ると里親支援機関としての指定を受けているセンターが5カ所あり、里親支援機関事業に伴う会議への出席となっている状況である。
- ii)主な会議は、里親の養育懇談会、里親サロンへの協力、里親会に関する行事や会議、里親委託の個別ケース会議、などが挙げられている。またセンターに求める里親支援は、身近な育児支援から、 里親家庭への訪問、レスパイト・ケアの調整、里親啓発活動につながる研修会の企画、里親サロンへの協力及び助言、など具体的な支援の内容が述べられている。
- iii)特筆すべき内容は、児童相談所が行う里親支援事業に関するスーパーバイズを求める声もあるということである。児童相談所がセンターを信頼し、頼られるセンターも存在していることが分かった。
- 一方、里親支援の会議に出席依頼をしない理由についての設問(Q2-3)では、以下のような内容となった。
- ア 7 カ所の児童相談所は、管内にセンターが存在しないからという至極当然の理由が述べられている。
- イ 7カ所の児童相談所は、センターに里親支援専門相談員が配置されておらず、本体施設に配置されているためにセンターに出席依頼をしていないという理由であった。センターが里親支援機関として会議を招集して開催している場合にも、出席依頼は必要ないことになる。
- ウ センターへの期待値が低いと思われる端的な意見は、「センターがどのような役割を担うのか明確になっていない」、「センターは子育て相談機関なので里親の支援は期待しない」、「センターの活動区域に範囲の制約があるため」などの内容で16カ所(48.5%)に及ぶ児童相談所が判断している状況が分かった。期待値から判断すると、センターの人材不足や守備範囲の狭さ、里親支援への実力不足という判断をされていると解釈できる。

里親支援以外に児童相談所からセンターに会議出席の依頼をしたことがあるか(Q2-4)という設問では、45%(24 か所)が「ある」と回答しており、「ない」と回答しているのは 51%(26 か所)、無回答が 3.9%(2 カ所)という結果であった。

※ Q2-4 「里親支援以外に児童相談所から児童家庭支援センターに会議出席を依頼したことがありますか!

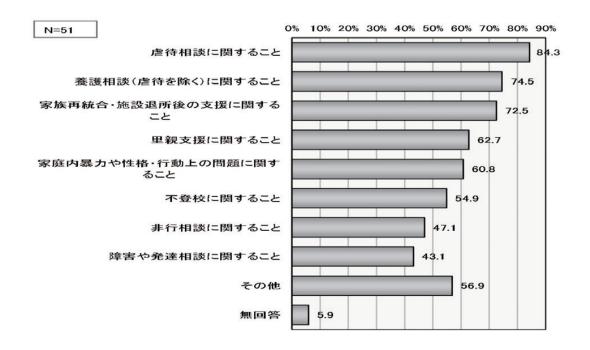


児童相談所が里親支援以外の会議でどのような会議に出席依頼をしたか(Q2-5-①)の設問では、要保護児童対策地域協議会を主催している児童相談所が出席依頼をしている(7カ所)他、同協議会の開催する個別ケース検討会議や実務者会議への出席依頼が行われている。またそれとは別に行われるケース会議に出席依頼が行われている(8カ所)。

定期的に連絡会議を行っているところ(3カ所)や児童相談所内の総合会議(受理会議、援助方針会議、 判定会議等)に出席依頼をしているところがあり(3カ所)、センターに明確な役割を担ってもらうと いう意識が読み取れる。そのようなセンターは、児童相談所からの信頼も期待もされている状況があ り、協働・連携の進んでいるセンターとして注目されるところである。

センターに今後指導委託したい相談内容 (Q3-4) の設問では、「虐待相談に関すること」「養護相談 (虐待を除く)に関すること」に次いで、「家族再統合・施設退所後の支援に関すること」が 72.5%、「里親支援に関すること」が 62.7%となっている。センターの運営要綱に示された事業に該当する内容となっており、児童相談所から期待されている役割もセンターの基本事業に準じている内容となっていることが分かった。

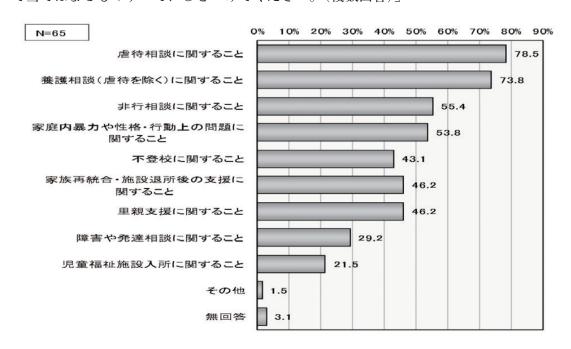
※ Q3-4 「児童家庭支援センターに今後指導委託したい相談内容すべてに○をつけてください。(複数回答) |



#### ②市町村向けの調査結果から

親子関係再構築支援と里親支援に関して、市町村向けのアンケートでは「今後、児童家庭相談のバックアップとしてセンターに期待する内容について」の設問(Q3-4)があり、その結果は以下のような結果であった。

※ Q3-4 「今後、市町村の児童家庭相談のバックアップとして児童家庭支援センターに期待する内容 について当てはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答)」



市町村がセンターに期待する親子関係再構築支援は 46.2%となっており、期待される内容は主に「退所する児童・保護者への支援」を期待しており(14 市町)、次いで「家族再統合プログラム」が多かった(7 市町)。「施設にいて、実情をよく知っているため、退所後も支援してほしい」「施設のノウハウをもって実親・里親の支援をさらに充実させていただきたい」などの意見もあった。

里親支援は46.2%という結果である。親子関係再構築支援と同じ数値となっている。期待される内容については設問項目がなかったので把握はできていない。しかし、親子関係再構築支援と里親支援の数値が同数であることから、支援の内容も同様の回答が予測される。

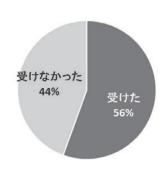
#### ③児童家庭支援センターにおける調査結果から

センターにおける平成 27 年度中に行った里親またはファミリーホームへの支援の状況と内容についての設問内容は、i「平成 27 年度において、里親またはファミリーホームからの相談を受けましたか。」ii「主な相談内容について」の 2 項目である。

調査の結果は、対象となる児童家庭支援センター 116 箇所に調査を依頼し、回答のあったセンターは 81 箇所であり、回答率は 73.6 パーセントであった。

※ Q7-1 「平成 27 年度において、里親またはファミリーホームからの相談を受けましたか」

回答センター数	受けた	受けなかった
81	45	36



回答のあった81箇所の回答内訳は、相談を受けたセンターは45箇所(56%)、受けなかったセンターは36箇所(44%)であった。相談を受けたセンターからの回答によれば、相談回数は2,168回となり、1センター平均にすると、48.2回という回数になっている。ただし、相談を受けたセンターのうち、2箇所は300回以上受けていると回答された。そのセンターを除くと該当するセンターは43箇所であり、相談回数は1,118回となる。平均相談数は26.0件となる。相談を受けたセンターの平均相談数は年間で28回~29回受け付けているのが現状であろう。

主な相談内容は、委託された里子の養育に関する悩みが多い傾向があるが、その他の相談内容は多岐にわたり、里親の不安や悩み、生活上の困りごとから、里親会とのかかわり方や市町村とのかかわり方、児童相談所との関係についてなど様々な内容が回答されている。それらを大別すると、里親自身が悩みを抱えている相談、委託された子どもの育児相談や子育てに関する相談に分けられる。

里親自身の抱える相談の内容は、主として里親制度の運用上の内容が多く、児童相談所との関係や 里親会との関係、社会資源の活用方法や機関との連携の方法などである。里子に関する相談は、養育 方法、しつけや発達や性格行動についての相談が多い。実子との関係に関する相談や心理的なケアや 支援を必要とする里子についての相談もあった。

中には、里親としてファミリーホーム開設の計画を立てる方もいれば、一時保護機能として活用されている里親さんもいることが分かった。委託された里子も様々な問題を抱えている子がいる状況も読み取れた。

### ④里親からの相談内容

里親からの相談を受け付けている状況から、里親支援はどのような内容になるのかをまとめると、 i養育や支援方法に関するアドバイス、ii必要に応じた社会資源・制度などの情報提供、iii機関連携・ 調整に関する情報提供、iv必要に応じたレスパイト対応などの項目となる。

里親自身の悩み事や困ることに関する相談を受けて、具体的に支援方法を検討し、適宜アドバイスを行うという内容となっている。支援のプログラムとしてペアレンティング (ペアレントトレーニング、コモンセンス、ノーバディズパーフェクトなど)の活用が行われているセンターもある。また、里親サロンへの協力やファシリテーターなどの支援依頼も受け付けている。

### i 養育や支援方法に関するアドバイス

委託された里子の養育についての相談内容は、多岐にわたる。発達の状態への心配、問題行動への対応方法、里子とのかかわり方・向き合い方、里親里子の関係不調への対応方法、里子の愛着に関する援助方法、発病の際の対応方法、不登校への対応、里子への真実告知、里子への育児疲れ、里子の試し行動への対応、などセンターが地域の家庭から受け付ける相談内容に近いものが多い。

特に、里親不調になるケースの場合には、委託解除に向かう危機的状況も想定しなければならず、 慎重な対応が求められるだろう。

未委託里親の不安に関する相談も受け付けており、里親の抱える不安や悩みにも対応していることも分かった。また、委託されるときの不安や心配事の相談も受け付けており、里親の立場は子育ての未経験から始まっている状況に未知の不安や心配を抱えている状況があることも窺えた。

### ii 必要に応じた社会資源・制度などの情報提供

社会資源や制度については、里親のもとに情報が届いていないものが多く、ファミリーホームに関する問い合わせが複数件ある。また、ファミリーホームを運営している里親からの運営に関する相談も受け付けている。

福祉サービスは市町村ごとに行われているものと行われていないものがあり、その地域の福祉サービスの種類や利用方法を伝えることになる。児童相談所の働きや措置変更までの動きについても具体的な手続きや相談方法がわからずにセンターに相談してみるケースもあるようである。

特別養子縁組の手続きや縁組成立までの動きに関する不安なども解消できるように支援している状況もある。

センター或いは本体施設に配置された里親支援専門相談員に関する情報も里親に伝わっていないと ころもあり、十分な活用が進んでいないかもしれない。

#### ⅲ連携・調整に関する情報提供

里親が連携している相手先は、児童相談所を初めとして、市町村の子育でに関する担当課や里親会などがあげられる。児童相談所や市町村担当課の援助方針に納得のいかない里親の相談を受け付けている場合があり、里親自身が児童相談所の担当者と信頼関係をつくることに苦労があることが読み取れる。更に、里親不調に関する調整や里親が利用できる社会資源や支援に関する情報提供なども行われている。

一方、センターが里親の支援に関して里親からの相談を受けて、市町村の担当課と連携したり、児 童相談所との情報交換を行ったりする場合もある。また、ファミリーホームの関係会議に参加するセ ンターもある。

里親からセンターに求められる内容として、里親サロンへの参加協力(サロンのファシリテーターや企画運営のサポートなど)の依頼や里親サロンにおける子ども向けのグループワークを行う際にセラピストを活用したいという要望もあることが分かった。また、里親支援専門相談員との連携や活用を行いつつ里親の支援に当たる場合にも対応している。

### iv必要に応じたレスパイト対応

里親も委託児童の養育に疲れを感じた時にセンターを通して施設へのレスパイトを依頼する場合もあり、その相談をセンターが受け付けている。里親もレスパイトを利用できるようになっているという情報がない場合もあり、必要に応じたレスパイト利用が適宜行われるようにセンターが相談を受け付けて調整を行う場合もある。

レスパイトではない一時預かりの要望もあり、里親を支援する具体的な要望として受け入れ体制を整えることも必要となっていることが分かった。

# 4) 児童家庭支援センターにおける里親支援

前述されているように、センターの事業が親子関係再構築支援を前提とする相談支援活動であり、 里親支援もその流れで親子関係再構築支援の範疇にあることを押さえておきたい。今回の調査結果を 見ていくと、センターが行う里親支援のあり方が、里親支援機関事業の枠組みで行われる場合や、本 体施設の里親支援専門相談員との連携の中で行われる場合、センターの相談員を中心に里親支援活動 を行う場合とが混在している現状が見えてくる。

### ①里親支援機関事業について

国は、平成23年度に「里親委託ガイドライン」を策定し、併せて「里親支援機関事業」を創設した。「里親委託ガイドライン」は、児童福祉法(昭和22年)で定められ厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知で発出された「里親制度の運営について」に基づいて行われてきた内容について、より一層の里親委託推進を図るために定められたものである。

その後、平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置づけられたことに伴い、従来の「里親支援機関事業」が「里親支援事業」として創設された。

「里親支援事業」の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市となっており、里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院に委託することも可能とされている。

事業の内容は、i 里親制度の普及啓発、研修の実施。ii 里親委託支援。iii 里親への訪問支援、里親の相互交流。iv 未委託里親へのトレーニング。v 共働き家庭への里親委託促進。viマッチング・自立支援計画作成。vii養子縁組相談支援。という内容となっている。

この事業の人員配置は、相談員の配置として里親相談支援員(常勤1名)、心理面からの訪問支援員(常勤1名又は非常勤1名)、未委託里親へのトレーニングを実施する場合に里親トレーナー(非常勤1名)、マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に委託調整員(常勤1名)と調整補助員(非常勤1名)となっている。

この事業は、国がその方針を示し事業化しているので、自治体の判断により児童相談所が中心になって行う事業となっている。

### ②センターにおける里親支援

センターにおける里親支援の内容は、i「里親支援事業」への取り組み、ii 里親等への支援内容と個別相談の受け付け、iii 里親子の個別支援、という内容に大別できる。その他の支援も行うことができると思われるが、里親会との連携や会への参加、里親サロンへの協力などの項目は、里親等への支援の内容に入るものと思われる。以下に各項目についてまとめる。

### i「里親支援事業」への取り組み

全国のセンターの中には、前記の「里親支援事業」の委託を受けて事業を実施しているセンターもある。全国児童家庭支援センター協議会が2016年度に行った現況調査では、「35センターが里親支援事業の指定を受けており、指定を受けていないセンターも合わせて里親支援事業に取り組んでいるセンターは53センターである。そのうち7センターが補助金を受けて実施しており、46センターは補助金を受けずに実施している。里親支援事業を実施していないセンターは53センターという現状である。」(※『改定3版 児童家庭支援センター運営ハンドブック』より抜粋・47頁)

### ii 里親等への支援内容と個別相談の受け付け

センターの実績報告書を作成する際に「里親等への支援」の項目には具体的な支援の内容や回数をまとめるようになっているので、支援の内容は今後の実績報告の統計処理で取り組み状況も分かってくるだろう。また、個別相談の内容については、相談経路別受付延件数で里親・里子からの相談受付の分類があるので、延べ何件の相談を受け付けたのかがわかるようになっている。しかし、どのような相談なのかについては、他の相談の延件数と同様に扱われているので、別に分類しないとその状況は把握することができない。

#### iii 里親子の個別支援

前記の支援内容の他にセンターが行う里親支援には、個別の里親からの相談に応じ、定期的に面接や家庭訪問などを行い、継続的に支援を行う場合もある。これはセンターにおける支援計画をもとに行われる親子関係再構築における継続支援であり、里親自身の抱える悩みや里子の抱える問題行動や情緒的な問題に直にアプローチするような支援である。

委託された里子の養育に悩んだり、しつけの方法に困ったり、里親子の関係をしっかりとした愛着と信頼のもとに築いていく方法などに、不安や戸惑いを抱えるのは当然のことであり、本来的に里親を支援するという時の中心となる支援の内容であるだろう。センターの基本機能の発揮を期待できるところでもあり、個別支援の対応数が増えることはセンターの里親支援の充実につながるであろう。

特に、センターは「指導委託」の活用ができるので、場合によっては里親委託と同時に児童相談所との連携で「指導委託」を受けておくことも必要になる。「指導委託」を受けることで、相談関係や支援の課題が明確となり、里親を実質的に支援できるようになり、継続的な支援を通してフォローアップも可能となる。リスクが高い場合にも、児童相談所と里親の仲介をすることも可能なので、里親にとって心強い味方となることもできるだろう。里親支援を考える際には、「指導委託」を活用するこ

とは有効な方法となるだろう。

また、アンケート調査の結果からみると、「貴センターの得意とする相談分野・支援内容は何ですか」 (Q8-3) という自由記述において回答された内容に、親子関係再構築支援及び里親支援という文言自体が少ない状況であった。親子関係再構築支援という言葉は1センターでしか表現されていなかった。 里親支援については、4センターしか表現されていない。親子関係再構築支援に近い支援を行っているセンターは12センターである。全般的な相談支援の活動は得意というセンターが多くみられるのは、センターの基本事業の項目から考えてみれば、その意識は高く持っていることがうかがえるが、親子関係再構築支援及び里親支援については、キーワードとしても押さえられていないような印象である。 実際の支援に対する方針設定や支援内容の検討の際にも親子関係再構築支援に関する意識が薄いことが分かった。

# 5) 小括

センターにおける親子関係再構築支援と里親支援の方向性について、アンケート調査の結果から、 児童相談所や市町村がセンターにどの程度の期待をし、どのような支援を求めているのかをまとめて きた。また、センターにおいてもその捉え方や支援の内容に差があり、標準的に行われている支援内 容とは言い難い状況であった。アンケート調査の結果から課題も見えてきたので、以下にまとめる。

### ①低い児童相談所の期待値

今回の調査を通して、児童相談所がセンターの里親支援に対しての期待値が低い結果となったことは、センターにとっては厳しい結果となったと思われる。センターの人材や実力不足を児童相談所が判断している一面があることが読み取れた。センターの課題であると同時に児童相談所もセンターの有効活用や育てるという発想が乏しいということがあるかもしれない。殊に里親支援は児童相談所が抱え込んでいるイメージもあり、センターの参入は児童相談所からは嫌がられるような状況もあるのかもしれない。

センターの力量アップのためには、里親支援のツールを創出する必要もあるだろう。未委託里親への研修会を受け持つことや、委託のための支援プログラムを実施すること、指導委託の有効活用などに積極的に取り組むことが必要になるだろう。

#### ②市町村との連携

市町村からセンターに期待することは、虐待相談、養護相談が多いが、「家族再統合・施設退所後の支援」に期待する回答も見られている。具体的には、「施設には子どもと保護者との関係があり、実情がよくわかり、ノウハウもある」との評価につながっている。センターの強みの部分としても考えられる部分であり、市町村にとってもその面では心強い味方になれる可能性があるということでもある。

今後、その強みを生かしつつ親子関係再構築支援への期待に応えることが必要になるだろう。また

里親支援に関しても市町村との連携で行えるような体制が整うことが望ましい。更に、市町村が行う要保護児童対策地域協議会においても、里親支援の内容を検討できるようになると、市町村においても里親子の見守りと必要な支援体制を組むことができるようになるだろう。

### ③里親支援専門相談員の有効活用

里親支援専門相談員は、本体施設に配置される職員となっている。センターに籍を置き、兼務して連動することは可能という配置条件(位置づけ)である。このことが、センターにおける里親支援と本体施設が行う里親支援の混在を招いている状況が分かった。本来ならば、センターに配置されていることが望ましく、運営要綱に示された里親支援を行うための職員配置を行うことが必要ではないだろうか。

本体施設に里親支援専門相談員が配置されることで、センターが行う里親支援との棲み分けも必要になってくる。平成28年度より実施されている補助金基準額算定の基準の改定に伴い、全国児童家庭支援センター協議会で作成された実績報告書の延件数の算定基準では、里親支援専門相談員の行う支援はセンターの実績では計上することができなくなっているからである。

そのため、センターの里親支援の実績を伸ばすためには、里親支援専門相談員と協働して、里親を 支援する方法を模索しつつ、センターが独自に里親との関係性を作ったり、里親支援専門相談員から センターの指導委託につないだりしながら支援の内容を充実させることが必要になるだろう。セン ターにとって、里親支援専門相談員との連携と協働は欠かせないものであろう。

里親支援は、委託された里子を中心に展開される親子関係再構築支援である。しかし、あるセンターに里親支援の現状を尋ねたところ、里親登録をしても子どもが委託されずに待っている状態の里親(「未委託里親」)も多く存在している状況もある。里親登録を推進しても委託する子どもが見つからないという状態である。地域によっては、待っている時間の長さによって里親登録を自ら取り下げるケースもあることが分かった。未委託里親を活用する支援の方法は、ショートステイ事業の委託契約や一時保護の受け皿としての活用も行われている。また、未委託里親への研修の機会を提供するなどの工夫をされているセンターもある。里親の数を増やし、施設から里親への委託推進が国の方針で示されているところであるが、制度推進の一方では、調整が追い付かない現状もある。

### ④里親支援機関事業との連携

里親支援機関事業の指定を受けるのは、多くの場合は本体施設の里親支援専門相談員の配置されたところになっている。里親支援専門相談員の配属先によって指定先が決められる現状がある。この里親支援専門相談員の配置状況によって指定先が変わってしまうという情況は、制度上の問題も多分にある。里親支援について、運営要綱で定められている事業であっても、センターそのものに里親支援専門相談員が配置されない以上、委託先に指定されるようにはならない現状もあるだろう。運営要綱に示されたセンター事業に見合った職員配置と補助金体系を前提として、センターの事業を組み立て直す必要もあるだろう。

(文責 藤井 美憲)

# 6. 児童家庭支援センター職員の専門性の確保

### 1) はじめに

児童家庭支援センター(以下、センターという。)の「専門性」の指標は何か。もちろん、家族や地域の相談も当然のことながら「専門性」があってはじめて実施できるものである。しかし、もう少し言及すれば関係する市町村児童福祉担当部署や児童相談所等、相談機関からの相談に適切に対応できることが「専門性」の指標ではないだろうか。

本章では、本研究会が平成 28 年度に実施したアンケート結果及び平成 28 年度現況調査結果をもとに、まずセンターの行う「SV」を検証し、次に「SV」機能を駆使して関係する機関に「専門性」を発揮できているのかをみた。

また、「専門性」を提供する「人材」がセンターに備わっているかをみたうえで、「専門性」発信の 方向性と可能性を考えた。

さらに、これまでの、あるいはこれからの研修活動等を通してセンターはどういう「専門性」を目指そうとしているのかを考察したい。

# 2) 児童家庭支援センターの行うSV

相談機関や施設などの現場においては、比較的経験の浅い職員あるいは対応の難しい事例を担当している援助者に対して、実践の経験を有する先輩や上司が、援助者の対応力向上を目的として指導・助言等が行われており、「スーパーバイズ」とか「SVを行う」などと日常的に使用している。

そのため、今回の調査用紙配布後、「SVとはどういうことを指すのですか」という問い合わせに対しては、事務局としても少々、戸惑いを感じた。そして改めて、「スーパーバイズ」という言葉を調べてみると、社会福祉の教科書や参考書には載っておらず、むしろ「スーパービジョン」という言葉が、一般的である。

アメリカにおいては19世紀後半においてすでに社会福祉の分野で「スーパービジョン」が、文献に登場するも、わが国に紹介されたのは第二次世界大戦後である。1950年に国連よりキャロル女史(Alice K. Carroll)が派遣され、3箇所の児童相談所で実地指導を行なった。こうして、わが国ではキャロル女史の指導の影響により、いち早く児童相談所に「SV」が導入された。」

このように「スーパービジョン」はアメリカから導入されたソーシャルワーク技法のひとつである。 福祉相談現場においては、「スーパーバイズ」「SV」という言葉が広く用いられており、「スーパー

<sup>1</sup> 川崎二三彦(2009)『児童相談所における児童福祉司スーパーバイザーのあり方に関する研究』子どもの虹情報研修センター。

ビジョン」とほぼ同義であると考えられる。法律で「SV」を全般的に定義したものは見当たらず、例えば次のような表記がある。

平成29年3月31日児童相談所運営指針第2章第3節「職員構成」では「指導及び教育を行う児童福祉司(以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。)<sup>2</sup>と記載されているが、児童福祉法にはスーパーバイザーという呼称はない。

ただし、児童福祉法第13条第5項は、児童福祉司スーパーバイザーの任用要件を示しており「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務したものでなければならない。」と規定している。

これまでの行政関係のマニュアル等に、説明が記載されていないか調べると、「スーパービジョンの要領」<sup>3</sup>がある。ただし、これも児童相談所におけるSVを説明するものである。 II 相談援助の諸方法第7節によれば、「児童相談所の利用者に対して適切な相談援助活動ができるようするために、各職員の職務遂行能力を向上させる目的で行われる各専門分野の熟達者による教育・訓練・指導の行為を「スーパービジョン」、教育・訓練・指導に当たる者を「スーパーバイザー」、それらを受ける者を「スーパーバイジー」と呼ぶ。」とある。

法律によっては「指導及び教育」の他に、「指導監督」と明記するものもある。福祉事務所の「査察指導員」は、生活保護業務を担当する「現業職員」(ケースワーカー)に対して専門的助言や指導訓練を実施する「スーパーバイザー」であるが、社会福祉法第15条第1項第1号において「指導監督を行う所員」と規定している。このようにスーパーバイザーが「SV」を行う場合には、教育・訓練・指導・監督のいずれかの意味合いを包含する。

職場内においてソーシャルワーカー同士で実施されるものであれば、まさにスーパーバイザーからの指示や忠告であり、教育・訓練・指導・監督いずれも適切な説明と言えるだろうが、「児童家庭支援センターが市町村に対して行なう」とすると、アンケート用紙にも記載したが、もう少しマイルドに、スーパーバイザーたる熟達者による「助言等」でも良いと考える。各分野の高い専門性に裏付けされた行為であることは間違いない。

そもそも「SV」のできる人材を育成するということは大変難しい。

私は全国初の中核市児童相談所である金沢市に7年間勤めた。そのうち6年半、所長として「SV」の育成にかかわってきた。新たに児童相談所を開設した場合、未経験者が多い組織では、ベテラン職員からの伝承も得られない。児童福祉法や児童相談所運営指針に記載されるようにスーパーバイザーは、「おおむね5年以上勤務した者」でなければならない。児童相談所のように、子どもの虹情報研修センターなどで研修を受ける機会が整っている環境ですら「SV」の育成は一朝一夕というわけにはいかず、時間がかかることを実感する。都道府県・指定都市児童相談所のなかには歴史があり、専門職採用や豊富な臨床経験に支えられる児童相談所が存在する。しかし、そのような児童相談所ですら今般、平均経験年数が3年未満などと、知識やノウハウの伝承や蓄積が難しくなってきている状況を耳にする。

<sup>2</sup> 厚生労働省(2017)『児童相談所運営指針』第2章第3節 職員構成。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 財団法人日本児童家庭支援センター福祉協会(2005)『子ども・家族の相談援助をするために - 市長村児童家庭相談援助指針・ 児童相談所運営指針』

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課の調査では、2015年4月現在の全国の児童相談所における 5年未満の児童福祉司はおよそ6割を占める<sup>4</sup>。

一方、2016 年度全国児童家庭支援センター現況調査によればセンター職員 567 人のうち 5 年未満の職員は 278 名と占める割合は 49%である。つまり、数字上、センターは児童相談所より 5 年以上の経験者の割合が優っていると言える。そして、センターにおいて「SV」の人材確保は「専門性」と直結する。

### 3) 児童家庭支援センターの専門性は期待されているのか

### ①市町村の求めに応じているか

センターが、専門相談機関として市町村職員に対しての「SV」を行ったかどうかに関する質問 < Q 6-1 > について回答のあったセンター 77 箇所のうち 21 箇所が「SV」を行った(図 1)と回答している。

	n	%
SV行った	21	27.3%
SV行っていない	56	72.7%
合計	77	100%

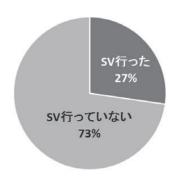


図 1. 「S V」を行ったか

これは 27.3%に当たり、72.7%のセンターは、児童福祉法第 44 条の 2 に規定されたセンターの目的である「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う」ことがなかったという結果がでた。一方、市町村に尋ねた「センターからケースの「S V」を受けたか」の質問 < Q2-5 > について、「受けていない」が、84.6%(図 2)であった。

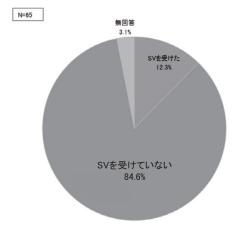


図2. 市町村は「SV」を受けたか

<sup>4 「</sup>児童福祉司の勤務年数について」『児童福祉司の概要等について』 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ 平成 27 年 4 月 1 日

「SV」をどう捉えたかによって、多少変動はするであろう。しかし、アンケートに注釈した通り、「SV」を高い専門的、技術的見地からのアドバイスだけでなく、広く「助言等」としているにもかかわらず、センターからアドバイスを受けた市町村は12.3%という結果だった。

「市町村からの求め」がなかったのだろうか。仮にそうだとして「市町村からの求め」がない大きな理由は3つ想定される。

- 一つは市町村が「SV」を求めるような相談ケースを扱っていない場合
- 二つ目として市町村がセンターのことを認知していない場合
- 三つ目はセンターに「SV」を期待していない場合である。

まず、一つ目については市町村が軽微な相談ばかりで「SV」を求める必要がないということはほぼありえないであろう。

次に、二つ目に関して市町村アンケート < Q2-10 > を見れば、「市町村児童家庭相談担当者の大半は、センターの業務内容の理解をしていると思われるか」の質問に対して「はい」と答えたのが80.0%「いいえ」と答えたのは15.4%(図3)と、比較的認知されているといえる。ただし、センターへのアンケートにおいては、市町村担当者は業務内容を「理解している」が60%、「していない」が40%と認識のズレは大きい。

ちなみに児童相談所に尋ねた「児童相談所の職員の大半は、センターの業務内容の理解をしているか」の質問 < Q2-6 > に対して、「はい」と答えたのは 60.8%、「いいえ」と答えたのが 33.3% であった (図 4)。全国の児童相談所の 3 分の 1 がセンターの業務内容を知らないまま日々、業務を行っていることになる。また、センターへのアンケートでの「児童相談所職員は業務内容を「理解している」は 60%、「していない」は 40%」であり、この項目に関しては児童相談所職員と認識のズレは少なかった。

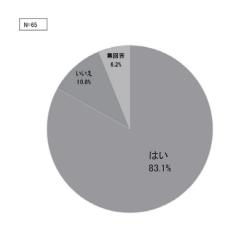


図3. 市町村担当者の業務理解

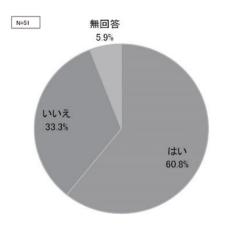


図 4. 児童相談所職員の業務理解

市町村はセンターの存在を認知しているが、「SV」を受けるなどの相談することは少ないという 結果がでた。では、原因は3つ目のセンターに「SV」を期待していないということなのか。 ところが、21 箇所のセンターは合計 59 市町村に「SV」を実施しており、複数の市町村から信頼感を得て活動している。

何回「S V」を行ったかの回答をみると、21 センターは年間延べ 1,198 回の「S V」を行っており、平均すると年間 66.6 回行っている計算になる。そのうち 2 箇所のセンターは 200 回を超える「S V」を行っており、この突出した 2 箇所を除外したセンター 19 箇所についてみてみると、平均回数が年間 19.1 回となり、月  $1 \sim 2$  回「S V」を行っているのが現状といえよう。

「SV」を行っている 21 のセンターにおける相談内容の傾向をつかむ目的で 1 番多い相談内容から 2 番目、3 番目に多い相談までを聞いたところ < Q 5-3 > 、1 番に「虐待相談」を挙げたセンターが 11 件と回答数のなかでは最も多かった。ただし 2 番目に多い相談を尋ねた際も「虐待相談」が、「養護相談」、「障害や発達相談」と並び同数の 5 件と多く、3 番目に多い相談内容として初めて「不登校」 4 件、「家庭内暴力等」 3 件が「虐待相談」を少し上回る。

そして、「非行相談」、「里親支援」の「SV」を行った事例はなかった。

一方、センターの「SV」を受けたと答えた8市町村に尋ねた相談内容< Q2-7>をみると、「虐待相談」、「養護相談」が突出し、「非行相談」「里親支援」はゼロであった(図5)。

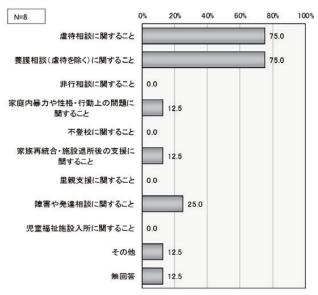
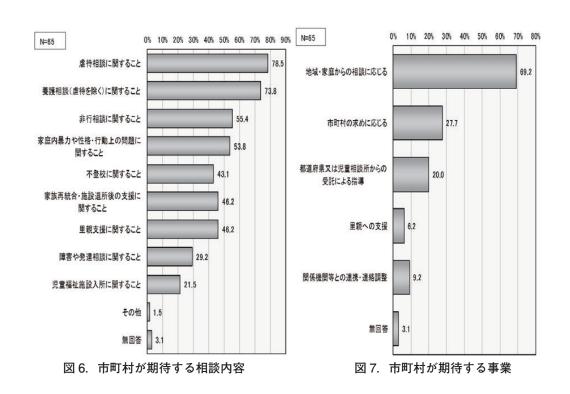


図5. 市町村が受けたSVの相談内容

また、市町村に児童家庭相談のバックアップとしてセンターに期待する相談内容を聞く<Q3-4>と、(図6)のとおり「虐待相談」「養護相談」「非行相談」「家庭内暴力等」の順位である。

さらに、児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、市町村として最も期待するもの<Q3-2>としては「地域・家庭からの相談に応じる」が69.2%であり、「市町村の求めに応じる」27.7%と比較すると、センターの「SV」を受ける市町村の期待度は高くないと推察できる(図7)。

市町村の現場においては、「虐待相談」「養護相談」に振り回されている現状があり、地域や家庭からの相談には応じてほしいが、積極的に市町村からセンターに相談するといった実態は少ないという結論になる。業務理解のズレから生じる「理解不足」や「連携のまずさ」そして、本当に力量がないから相談しないのではなく、他の機関のことまで考えられる余裕がない児童家庭相談の切実性が背景にあると考えたい。



### ②児童相談所の指導委託を受けているか

児童相談所からの指導委託 < Q8-1 > をセンターに尋ねてみると、110箇所の児童家庭支援センターのうち回答のあった児童家庭支援センター81箇所中、52箇所で年間248回の指導委託を平成27年度中に受けている。回答なしもあるが、本調査から言えることは指導委託されているのは約半数のセンターである。1箇所当たりの平均をとれば、年間4.8回である。

指導委託を受けたケース < Q8-2 > は複数回答で「養護」が最も多く、157件。次いで「虐待」が122件である。そして、「非行」42件、「家庭内暴力等」33件、「再統合・退所後」25件、「障害・発達」21件と続く(図8)。

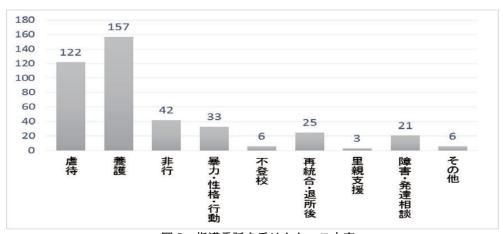


図8. 指導委託を受けたケース内容

「養護」、「虐待」が多いのは児童相談所の受付件数を反映しているものであるが、「非行」、「家庭内暴力等」、「再統合・退所後」、「障害・発達」のケースも少なからず委託されており、センターの相談 支援の守備範囲も決して狭くないことがうかがえる。

児童相談所へのアンケート<Q3-1>においては、「平成27年度にセンターへの指導委託なし」と回答した児童相談所は51%で、指導委託している児童相談所は半数に届かない結果となった。全国の児童相談所数が210箇所、センター116箇所と、児童相談所がセンターより倍近く多く、管内に児童家庭支援センターがない場合もあるので、委託しようにもできないことも想定されるが、センターのアンケートと突合すれば、管内に児童家庭支援センターがあっても委託していないことは明白である。また、委託数のばらつきが激しく、児童相談所とのつながりが日常的に行われているセンターとそうではないセンターの差が大きいことも想像できる。

児童福祉の専門機関である児童相談所は、取捨選択した結果として、センターを活用していないの だろうか。

< Q1-2>によれば管轄圏域にセンターがない児童相談所が23.5%あるとしても、児童相談の中核的存在である児童相談所が、センターを理解していないために、活用しきれていない実態もあると考える。知る機会もないのではないだろうか。

さらに、センターに手取り足取り指導して引き継ぐよりは、児童相談所オンリーで自己完結した方がロスは少ないと考えるのではないだろうか。児童相談所が扱うケースの中には社会的影響が大きいものもあり、特に守秘義務の面からも、よほど普段から顔の見える関係が構築されていなければつながないだろう。児童家庭支援センター指導委託を意識して業務に従事している児童福祉司は少ないだろう。

一方、児童相談所の半数以上がセンターに対応を期待していない「非行相談」について、仮に児童相談所が指導委託を打診した場合、果たしてセンターは受けられるのかといった課題もある。なぜなら74人のセンター長から回答を得た「得意とする相談分野・支援内容」< Q9-3>のなかには「非行相談」は1件もない。

虐待対応で悲鳴をあげている児童相談所にとって非行の通所指導は、せめて、数件でも委託したい気持ちはあるだろう。児童相談所は、センターにおける「非行相談に対するスキルや人材不足」の懸念があって委託しない< Q3-8 > ということがほとんどであり、(過去に) 委託したが対応できなかったということではない。このことについては両者の情報共有や理解不足から生じる「思い込み」の悪循環によりいつまでも好転しないのではないかと考える。

児童福祉施設の中には、非行児童を受け入れて、自立支援に力を発揮している施設もある。そういった施設に附置されたセンターは非行対応もできるはずである。例えば、< Q3-7 >の回答で得られたような「学校から相談のあった比較的軽微な非行ケース」、「保護者が協力的なケース」、「要保護児童通告があり、通所指導等、継続的なかかわりが必要なケース」は児童相談所としてどんどん委託し、センターも受託すべきである。その前段階の情報共有がもっとなされ、通所指導のポイントを児童相談所とレクーへ伝えていくべきである。

さらに、「家族再統合・施設退所後の支援 |、「里親支援 | に関してはもっと委託を受けるべきである。

「センターに今後指導委託したい相談内容」 < Q3-4 > として「家族再統合・退所後の保護者支援」については児童相談所の期待は「虐待相談」「養護相談」に続いて大きい。

また、里親委託と同時に児童相談所は「指導委託」を行い、センターは「指導委託」を受けることで、 相談関係や支援の課題が明確となり、里親を実質的に支援できるようになり、継続的な支援を通して フォローアップも可能となる。

「児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、児童相談所としてセンターに最も期待するものはどれか」 < Q3-12 > 聞いたところ、「地域・家庭からの相談に応じる」が56.9%と多く、センターが市町村の求めに応じたり(2%)、関係機関等との連携・連絡調整すること(0%)にはほとんど期待していないという結果が出た。

児童相談所が閉庁している平日夜間と休日の面接相談への対応を行っているセンターがあるのは、 児童相談所としても心強いことと思う。児童相談所として、センターの活用を視野に入れた地域の児 童相談体制を構築すべきであろう。

# 4) 児童家庭支援センターの専門性の考察

# ①児童家庭支援センターの得意分野

今般、分かりやすい「ワンストップ」の窓口機能や「総合相談」機能など、クライエントにとってのよりよい問題解決のトリガーが求められている。幅広い守備範囲を持つことも「専門性」の一つであろうが、一方で「なんでも屋」に専門性は存在しにくい現実もある。センターの法制上のレゾンデートル(存在意義)は児童福祉法第44条の2における「専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ」と「市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う」ことである。

そこで、現在全国のセンターがどのような専門性を自負できるのか「得意とする相談分野・支援内容」 < Q9-3 > をセンター長に自由筆記で尋ねてみた。74人のセンター長より回答を得た。キーワードを抽出し、分類し、センターが得意とする相談分野を多い順に並べたのが以下の表である(表 1 )。(複数回答)

表 1. 児童家庭支援センターが得意とする相談分野・支援内容

1	乳幼児・育児・発達・子育て支援・しつけの相談	24
2	   心理・カウンセリング・プレイセラピー	22
		22
3	保護者支援、保護者支援プログラム、ペアレントトレーニング、知的・精	15
	神・発達障害の保護の対応	
4	地域の資源 (ショートステイ等)、地域連携、コンサルテーション	15

これをみると、児童相談所とのすみわけは一見できているように見受けられる。

つまり、緊急、重篤でより介入の必要な要保護児童はもちろん児童相談所が担うが、子育て支援、 要支援児童の予防策、あるいは施設入所後の支援、アフターケアとしての機能を分担していることが 読み取れる。

しかしながら、市町村との関係をみれば、例えばセンターが得意とする相談分野・支援内容で一番多かった1「乳幼児・育児・発達・子育て支援・しつけの相談」については市町村においても展開しており、どのように役割分担し、専門性を発揮しているのかは調査データからはみえにくい。ただ、2・3に関してはセンターの独自性が発揮できている表れだろう。つまり、心理職のマンパワーや保護者支援のプログラムなど技術を持ったスタッフが市町村より配置されていることが伺える。

センターにおいて主に「SV」を行う職員の役職は何か。また、保有資格は何か<Q6-4>。属性を表わしたのが図9、図10である。児童福祉経験年数は「前職」も含めての年数となるが最も長いキャリアは47年であり、平均が17.1年というのは注目すべきである。

市町村児童家庭相談においては今般、専門職を積極的に採用するケースが増えているが、センターの専門職の厚みは市町村を凌駕すると言ってよいだろう。

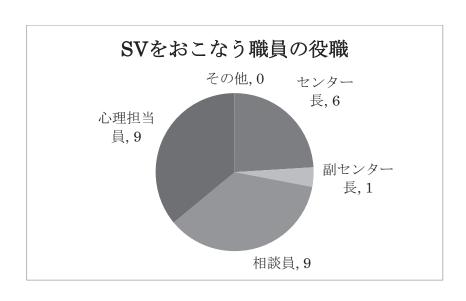
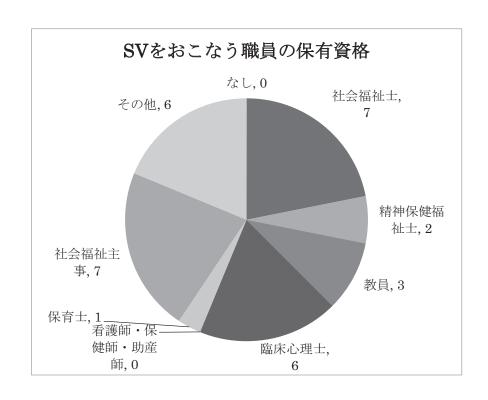


図9.「SV」を行っている職員



平均 17.1 年 最長 47 年 最短 3 年

図10. SVの保有資格

# ②「前職」からみる児童家庭支援センターの専門性

専門性を担保するファクターとしてどういう「経験」を積んできたかということは重要である。

センターにおける「SV」の育成は、センターに配属されてからのトレーニングによるものだけではなく、もともとどういう仕事をやってきたのかということに既定される要素が大きいだろうと仮説を立てた。そして、本調査の個別アンケートにおいて、「SV」実施の可否とかかわるであろう「現在の業務に関係する前職」は何であったかを聞いてみた<個別-1>。

116箇所のセンターのうち83箇所から回答(複数回答)が得られ、回答延べ人数は344人であった。「その他」と「前職無」を除けば、「児童指導員」87名が最も多く、次いで「保育士」57名、「教員」29名の順であった。選択肢を複数回答で選んでもらったが、残念ながら「その他」が106名と多く、選択肢が適切でなかったことも反省しつつ、その他の欄に具体的に記載してあった105名を分類してみた。

臨床心理士、スクールカウンセラーをはじめとするいわゆる「心理職」33名が「その他」に内在していた。また、PSW、MSW、FSW など保健・医療・福祉にかかわる「ソーシャルワーカー」が12名、「学童指導員・教育支援員・育児相談員等」が12名、「幼稚園から大学も含め教員」が8名、「児童福祉施設職員」が7名、「介護福祉職」が5名、「里親にかかわる相談員」が4名、「障害児者施設職員」が3名、詳細はわからないが「保健・医療・福祉・教育にかかわるその他職員」が6名であった。その他、市町村職員が3名、児童指導員2名、保育士1名、都道府県職員1名と分類したものを振り分け、再編すると以下の表になる(表2)。

表 2. 児童家庭支援センター職員の前職

順位	職種	人数	割合 (%)
1	児童指導員	89	25.9
2	保育士	58	16.9
3	心理職 (児童心理司含む)	47	13.7
4	教員	37	10.8
5	ソーシャルワーカー (児童福祉司含む)	27	7.8
6	市町村職員	27	7.8
7	児童福祉施設長	23	6.7
8	子どもにかかわる相談・支援(家庭相談員含む)	21	6.1
9	都道府県職員	20	5.8
10	介護福祉職	19	5.5
11	児童相談所長	10	2.9
12	社会福祉施設長	8	2.3
13	一般企業等	8	2.3
14	児童館職員	7	2.0
15	看護師・保健師	6	1.7
16	その他	6	1.7
17	前職無	47	13.7

n=344 (複数回答あり)

「前職無」47名を除き、多い順に、「児童指導員」89名、「保育士」58名、「心理職(児童心理司含む)」47名、教員37名、「ソーシャルワーカー(児童福祉司含む)」27名、「市町村職員」27名、「児童福祉施設長」23名、「子どもにかかわる相談・支援(家庭相談員含む)」21名、「都道府県職員」20名、「介護福祉職」19名、「児童相談所長」10名、「社会福祉施設長」8名、「一般企業等」8名、「児童館職員」7名、「看護師・保健師」6名、「その他」6名となった。児童家庭支援センターには「施設長」経験者や「児童相談所長」経験者も少なくないことがわかった。

多様な専門性を背景とした「前職」でのキャリア、そして第2節で述べたように「SV」に欠かせない5年以上の経験という枠組みでみても、センターには児童家庭福祉の相談を担う高い専門性が集積されており、それは、児童相談所・市町村との三者関係のなかでもっと活用すべきポテンシャルである。

#### ③児童家庭支援センターの「専門性」発信の方向性と可能性

次にセンター長に「今後、職員に身につけてほしいスキルは何か」 < Q 9-1 > を自由記述で聞いた 結果を考察する。 68人の回答中、圧倒的に多かったのが対人援助やアセスメントといったいわゆる「ソーシャルワークに関するスキルアップ」に関して(53人)であった。また、次に多かったのは、「関係機関との連携やネットワークづくり」に関するもの(20人)である(複数回答)。「再統合プログラム・ペアレントトレーニング」に関しては7人「心理技法・カウンセリング」については4人と意外に少なく、この結果からセンターの実際の現場ではベーシックな相談援助のスキルと、関係機関にかかわるコーディネート力が求められていることがわかる。

それらのスキルが求められることは児童相談所においても同様である。大きな違いとしては試される機会が児童家庭支援センターの場合、児童相談所に比べて少ないのではないかと思われる。

また、児童相談所は、児童虐待ケースなど保護者が自ら来談しないケースについては、介入的なアプローチと支援的なアプローチの両方の相談援助スキルを駆使して対応している。井上(2017)は、児童相談所が主としてカバーするケースと家庭児童相談室等、市町村が受持つケースを下図のように分類した(図 11)。5

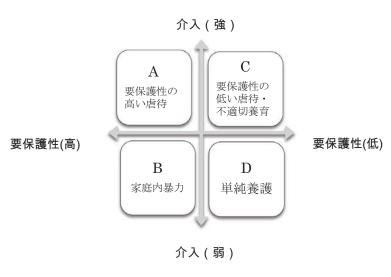


図 11. 相談対応区分

#### 【具体的な例】

A:子どもに頭部外傷等があり調査・保護が必要なため、保護者の同意の有無に関係なく職権により一時 保護。

B: 保護者の養育能力にも課題があるが、子どもによる家庭内暴力があり保護者や子どもを説得して一時 保護。

C: 保護者は、困っていないがネグレクト状態で不適切。支援者が適切な援助活動(介入)すれば、改善にむけて取り組むことができる為、見通しをもって一時保護ないしショートステイを利用。

D: 母子家庭の母が短期間入院する為、子どもの養育ができないため、契約によるショートステイを利用。 長期であれば措置入所。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 川並利治・井上景 (2017)「児童相談所設置に関する人材養成の課題」「児童相談所設置に向けた中核市の課題と提言」『花園大学社会福祉学研究紀要』 25、P.31。

市町村の児童家庭福祉担当部署は、専門性がどんなに高くとも措置権を持たず、受け皿を持たない 点では限界がある。しかし、センターの限界域はどうだろう。

カテゴリーA及びカテゴリーBの対応を想定した場合、市町村行政が限界だとしても、センターにはまだ対応の可能性が残っている。例えば、児童相談所と連携することで、一時保護などの緊急対応の機能も取り込むことができる。

本調査において、「得意とする相談分野・支援内容は何か」のアンケートに対して少数ではあったが、 「一時保護、重篤・緊急ケース」を挙げたセンターがあった。

児童養護施設あるいは乳児院に併設のセンターは児童相談所から委託され、一時保護することが可能である。ただし、法的権限がないから自らの判断で一時保護を行ったり、虐待親に介入していくことはできない。しからば、どういう姿が理想なのか。適切に児童相談所から委託されることであろう。そのことが児童相談所・市町村との三者関係に大きな厚みと幅を持たせることにつながる。

さらに施設に附置しているセンターはもう一つメリットがある。ソーシャルワークの様々な体系や技法が統合化され、「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」という概念が提示されている。センターは相談の対象が地域であることから、この「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」に立脚したマネジメントを行う必要がある。一方、入所型社会福祉施設におけるソーシャルワークの独自性を重視し、整理した概念として「レジデンシャル・ソーシャルワーク」がある。特に、施設養護の現場では、日常的なケアを提供する支援と同時に、子どもや家族が抱える課題やより複雑なニーズへの支援が求められる。そのため、レジデンシャル・ソーシャルワークの機能として「自立支援」が重要である。

センターは施設養護のノウハウを取り入れ、「自立支援」「家族支援」「地域支援」といったところまで手を広げられる可能性をもつ。

#### 5) 研修活動からみる目指す専門性

#### ①これまでに受講した研修

これまでセンター職員が受講した研修内容<個別-2>からも相談援助の方向性は一定推測できる。 なぜなら、どういう研修を受けさせたいかという管理職の思いと、担当職員がどういう実践を行って いて役立てたいと感じているかが研修内容に表れるからである。

(図12) はこれまでに受講した研修テーマを複数回答で344人から得たものである。

「発達障害」がもっとも多く 259 名、ついで「虐待初期対応」183 名、「アセスメント」181 名、「保護者支援プログラム」163 名、「子どもの権利擁護」151 名、「里親支援関係」144 名、「心理療法」140 名、「不登校関係」139 名となっている。大変、広範囲にわたっているが少し整理してみよう。「発達障害」あるいは「虐待初期対応」が多いのはまさに相談を受けた時にどう対応し、どう支援していったら良いかという即効的、対処療法的な今日的課題である。ここでは「アセスメント」181 名や「ケースマネジメント」96 名に関する研修を、センター職員が多く受講していることに着目したい。この 2 つは児童家庭相談において最も基本であり最も必要とされるスキルであり、「ソーシャルワーク(相談援助)にかかわるスキル」としよう。合わせると 277 名となり、実に 80.5%の職員がこれを受講している。

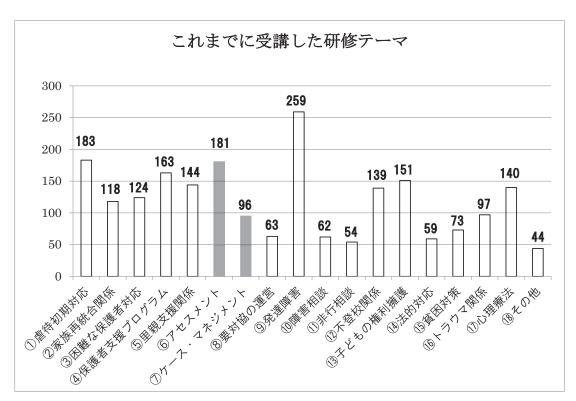


図 12. これまでに受講した研修テーマ

n = 344

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告において、次のような職員の専門性の確保・向上を求める記述がある。「子ども家庭福祉、子ども虐待問題の対応においては、高度な専門性を持った職員の十分な配置が不可欠である。特に今回の報告では、地域子ども家庭支援拠点の整備などの市区町村における基盤整備、児童相談所の専門性の強化が提案されている。これらに共通して求められることは、子ども・家庭への適切なアセスメント機能と、支援機関連携のマネジメント機能であり、これを遂行し得る専門性の確保である。」

児童家庭福祉にかかわる支援は、ソーシャルワークを基盤とした総合診断(アセスメント)と進捗 管理(ケースマネジメント)であり、これを遂行し得る専門性の確保が求められると国の委員会にお いても提言されている。

例えば家族再統合は、個別ケースのアセスメント力と社会資源のマネジメント力の両方が備わっていなければ、支援も対応も不可能である。こうしたソーシャルワーク (相談援助) にかかわるスキル研修をセンター職員の8割以上が受講していることは意義深い。

措置解除後の見立ての甘さや関係機関との連携の不十分さから深刻な事態が発生するケースも見られ、親子関係再構築の支援は強化されている。「保護者支援プログラム」「家族再統合」においては、今後、児童相談所と連携しながらセンターが最も参画すべき支援活動ではないだろうか。

#### ②今後身につけたいスキル

今後、センター職員として身につけたいスキルは何か<個別-3>を問うたところ344人中227名の 方から自由記述で意見をいただいた。様々な意見があり、多岐に渡ったが、特定のキーワードで複数 抽出できた176名分を分類すると、(表3)のとおりである。

表 3. キーワードで抽出した今後身につけたいスキル

① アセスメント (39名)	
② ケースマネジメント (16名)	
③ 虐待対応(親・子含む)(12名)	
④ 困難な保護者対応(10名)	
⑤ 里親支援 (10名)	
⑥ ソーシャルワーク (8名)	
⑦ 非行・不登校対応(8名)	
8 家族支援(7名)	
⑨ 相談援助技術(7名)	
⑩ ペアレント・トレーニング(7名)	
⑪ 保護者支援プログラム(7名)	
12 機関連携 (6名)	
③ 精神疾患を抱えた保護者・子への対応・支援(6	;
名)	
(4) SST(5名)	
⑤ カウンセリング(4名)	
16 傾聴 (4名)	
① CSP (4名)	
18 スーパービジョン (4名)	
19 家族再統合 (3名)	
② ケースワーク (3名)	
<ul><li>かースワーク(3名)</li><li>親支援プログラム(2名)</li></ul>	

表 4. 今後身につけたいスキル

ソーシャルワークにかかわるスキル (83名)対応の難しいケース対応のスキル (36名)保護者・家族の支援のスキル (30名)里親支援のスキル (10名)心理・コミュニケーションスキル (9名)機関連携にかかわるスキル (8名)

さらにこれを整理して、6項目に大括りしたのが(表4)である。

例えばソーシャルワーク関連とし、「ソーシャルワーク及びソーシャルワークにかかわるスキルやプロセス」を一括りにすると、①アセスメント(39名)②ケースマネジメント(16名)⑥ソーシャルワーク(8名)⑨相談援助技術(7名)⑥傾聴(4名)®スーパービジョン(4名)⑩ケースワーク(3名)③コンサルテーション(2名)がまとめられる。回答した職員の36.6%が「ソーシャルワークにかかわるスキル」の向上を望んでいることがわかった。

この結果からセンターにおいては、児童相談所と同様の専門スキルが求められており、職員は上記の対応に苦戦しながら、日々業務に携わっていることが想像できる。

また、印象的だった意見として次のようなものがあった。「個別スキルの習得より、各スキルをレベルアップさせていきたい」「総合的にスキル向上を目指したい」「理論を用いて適切に説明できるスキルを身につけたい」「受講したことはあるが、スキルアップするための機会が少ない」これらは実践的な学びのチャンスが少ないことを意味する。

どうすれば、ブラッシュアップできるか考えてみたい。

#### ③学びの機会の創出

ソーシャルワークや保護者支援のスキルを高めるには職場内におけるカンファレンスやケース会議が定期的かつ状況に応じて開かれ、組織全体で積極的に意見交換をすることが必要である。上司や先輩が実際の仕事を通じて指導を行なうOJTは特に重要であり、多くの相談機関で行われていることであろう。また、同時に職場外でのセミナーや講義受講といったOFF-JTも併せて重要である。しかし、それだけでは実践力は向上しない。もっと幅広い学びの機会が設定されることが必要である。

私は福井県にある児童家庭支援センター「一陽」においてヒアリングをさせていただいた。橋本統 括所長より、貴重な取り組みが聴取できたので紹介する。

施設内においては、養育指針に適合したテーマ別プロジェクトチームを年度当初に形成する。そして、職員はいずれかのプロジェクトチームに属して研鑽を実施するというのだ。具体的には地域における講演、実習生指導等を担う。そのことにより、自己研鑽力を高めることができる。

そして、せっかく良い人材を確保しても途中でやめられては何にもならず、続けられる職場が求められる。「一陽」では続けられる職場を目指すため、採用選考時における幹部抜きによる人事面接を実施している。さらに、良好な人間関係維持のための労働環境保障(ディーセントワーク)により職場の不満を全員で解決する仕組みを取り入れている。このことにより、若い職員が途中退職するのを防ぐことが可能であるという。

さらに、研修費として一人につき年間 10 万円を支給し、外部の研究会、研修会に自主的に参加できるというのだ。これは上記の OFF- J Tにとどまらず、民間企業などで行われている S D S (Self Development System 自己啓発援助制度) に近いシステムといえる。

学びの機会をポジティブに創出し、固定メンバーによる支援が継続していける環境づくりが専門相談 機関としてのポジショニングを高めると感じた。

### 6) 小括

児童家庭支援センターは地域で子どもの専門総合相談を展開する施設である。地域には、必ず地域が必要とする「ニーズ」と専門性を活用すべく「実践」があるはずである。ところが第3節で述べたように、残念ながら「理解不足」や「連携のまずさ」が背景にあって、児童相談所・市町村との三者関係において「専門性」がうまくやりとりされていない。そこにどうアクセスするかが今、児童家庭支援センターに問われている大きな課題の一つである。

また、専門性の確保のためには人材の確保と専門性の維持・向上が必要である。まず、人材の確保は、「新たな力」と「経験力」の双方をうまく使っていかねばならない。「新たな力」の確保は地域の学生ボランティアや実習生等に丁寧にかかわり、児童家庭支援センターや児童養護施設等を知ってもらうところから始まる。そうすることにより自ずと就労を希望する者が確保できる。そして、職場で「SV」を受けられる環境が重要であり、経験豊かなスーパーバイザーが備わる児童家庭支援センターを目指していかねばならない。そのことが関係機関への「専門性」提供の裏付けとなる。幸い、第4節で述べたように本調査結果から児童家庭支援センターには、キャリアや人材育成面において市町村や児童

相談所に引けを取らない専門スタッフが備わっていることがみえてきた。あとは、センターの独自性をどう展開させるかであるが、ケースを通して市町村や児童相談所とともに汗を流し、既存のイメージや守備範囲の誤解を払拭し、信頼して相談や委託ができる資源であることをアピールしていかねばならないだろう。

さらに第5節で述べたとおり、センターに求められる「専門性」の維持・向上として「アセスメント力」「マネジメント力」を高めることが最重要であり、効果的な研修活動と修得したスキルを実践するための臨床経験の場をどのように設けるかがポイントとなろう。

児童福祉法第10条の2に定められた「必要な支援を行うための拠点の整備」を視野に入れつつ、ネットワークの傘の重要な部分を担う相談機関として、地域と連携し、全国児童家庭支援センター協議会の運営ハンドブックに記されているように新たな社会的養育体制を構築していかねばならない。6

(文責 川並 利治)

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 橋本達昌 (2017)「第5章 4市町村との連携強化に向けて」全国児童家庭支援センター協議会編『児童家庭支援センター運営ハンドブック改定3版』。

#### 7. 設置基盤の現状と課題

#### 1) はじめに

本章では、児童家庭支援センター(以下、センターという。)が発足当初から「補助金制度」で運営されてきた現状の中で、「標準装備」若しくは「義務的経費」への移行等、全国児童家庭支援センター協議会(以下「全国センター協議会」という」を中心に厚生労働省(以下「厚労省」という)に対しても要望を行ってきた。その根底には、「設置基盤」の「安定」が一番にあると考える。何故ならば、そのことが、「適正な人員確保」、「専門性の充実」に直結するからである。そこで、本章では、設置経緯からの変遷を辿り、「設置基盤」の安定化が何故、図られなかったのか。さらに、厚労省から提示された「相談件数」による「運営事業における基準額」への移行に関しても今後の方向性について考察したい。

#### 2) 児童家庭支援センター設置と変遷

「2011年7月、『厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会』から『社会的養護の課題と将来像』が発出された。そこで示されたセンターの役割は、センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を行うもので、平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他に必要な援助を行うことも業務に加えられ、単独設置も可能となった。また、平成23年の運営要綱の改定により、里親やファミリーホームの支援を行うことも明記された」。と記されている。

さらに「課題と将来像」における内容を要約すると、以下の通りである。

センターの整備推進として、2014年までに120か所の設置整備を目指すこととなっていた。また、 児童養護施設や乳児院への「標準装備」としていく必要がある。

しかし、2008年に「単独設置」が可能となったということは「児童福祉施設附置」の原則が外されたということにもなる。つまり、それは「標準装備」の根拠を危うくする流れとなって行ったと言わざるを得ない。

<sup>1</sup> 全国児童家庭支援センター協議会編 (2017) 「第5章児童家庭支援センターの課題と将来像」 『児童家庭支援センター 運営ハンドブック』 P.46。

<sup>&</sup>lt;参考資料>「平成28年度 全国児童家庭支援センター協議会 現況報告」

#### 3) 児童家庭支援センターの設置基盤の新たな方向性

2016年度より、センターの運営基準の考え方が大きく変わった。それが、相談実績に応じた「補助金方式」である。

今まで、全国センター協議会としては、前述したように、以前から義務的経費としての位置づけを要望して来ていたが、今回の提案はある意味、突然の出来事でもあった。厚労省としての見解は、財務省との関係から補助金制度の見直しが求められていた。そこで、年間相談件数が、300件のセンターと3,000件のセンターが同じ補助金額という状況に対して、明確な基準の提示を求められた形となった。

そこで、新たに厚労省から全国センター協議会に対して求められたことは、今までの相談件数の捉え方に関して、「統一した基準を検討して欲しい」との要望であった。しかし、一方で長い間、実際に明確な基準をセンターとしても示せない状況も現実としてあった。

さらに、今回、相談件数による補助金額の算出について、「一定の基準を満たすもの」を対象とし 国庫補助は行われるものであり、運営状況に差があること自体が問題であることが指摘された。確か に、予算獲得をする上では数字的根拠を示さなければならないであろう。しかし、「本来、相談とは 質より量」という考え方で、全て図ることができるものなのだろうか。たとえば、児童相談所は公的 機関として首都圏と地方の格差で職員給与は大きく変わっているのであろうか。当たり前のことだが、 公務員としての保障が前提にあるから、あらゆる相談活動も件数ではなく保障されている。一方で、 センターと類似した相談機関として、家庭児童相談室がある。しかし、家庭児童相談室も決して確実 な基盤を持った相談機関ではない。さらに、要保護児童対策地域協議会(以下、要対協という)の充 実は今回の児童福祉法改正でも明記された。しかし、センターや家庭児童相談室が、そのイニシアティ ブを取ることまで明記されていない。要対協の充実を謳うならば、その可能性のある機関の提示が必 要ではないだろうか。この問題に関しては後述したい。

#### 4) 二重構造にある児童家庭支援センターの現状

センターに求められていることの中には、今回の厚労省から示された「基準」はメールでも電話でも「一件の相談」としてカウントできるような「幅広い」許容範囲を示して頂けた。しかし、逆に、センターとして「相談の量」はセンターが根拠を持って説得できるに足る「相談の質」としての「全体的な基準」を作らなければならないということでもある。さらに、厚労省と全国センター協議会が、「明確な基準」をつくったとしても、現状、所管する都道府県・政令市行政がそれを正当に「評価」してもらえるとは限らない。これはセンターだけの問題ではない。現在「補助金制度」に置かれている事業全てに当てはまる問題である。つまり「補助金制度」自体が、国と地方自治体とで「案分」して、財政的支援を行っている「仕組み」自体と大きく関わるからである。結局、財政的な問題は、国レベルだけの問題ではなく、都道府県・政令行政レベルでの「評価」を経なければ補助金の確保が難しいという現状にある。そのために全国センター協議会が取り組んだことが「児童家庭支援センター運営

ハンドブック」の改訂である。それは何の「ハンドブック」か。前述したが、一つの目的には、所管する都道府県・政令市行政がその相談件数をそのまま件数として認めるか否かに掛かってくるからである。つまり「その根拠となる基準」を示すものとしたかった。しかしながら、今後、センター自体も社会的に「正当な評価」を受けるためにも、「相談の件数を上げるだけではなく、相談の質を高めるための研鑽が求められている」ということでもある。そこで、「相談基準」の明確な根拠とは厚労省が直接、センターの相談件数の「正当性」「透明性」を保障しないまでも、全国センター協議会と厚労省と協議をして、相談内容の基準を検討してきた。国も都道府県・政令行政に対して、その「相談基準」に従って、センターの相談実績を数値通り評価をして頂けるような道筋を作ろうとした。

しかし、都道府県・政令市行政の財政逼迫を理由に、全額補助金支給が困難とするセンターも存在する。今後、そのようなセンターに対しても全国センター協議会は厚労省の協力を得て、都道府県・ 政令市行政にも働きかけて行かなければならないと感じる。

#### 5) 統計資料から見た設置基盤の現状

毎年、実施されている「全国児童家庭支援センター現況調査」から設置基盤の現状と課題を俯瞰していきたい。(2016年4月1日現在、回答数 112センター)

第一に、実務に携わる「相談員」であるが、常勤、105名、非常勤7名であった。しかし、勤続年数は以下の通りとなっている。

1年未満	64名
1~3 年未満	72名
3~5 年未満	42名
5~7年未満	19名
7~10 年未満	20名
10 年以上	28名

「1年未満」と「1~3年未満」を合わせると 136 名であり、全体の 55%に当たる。やはり、定着率の課題が存在すると指摘せざるを得ない。その根本的な理由としては、「将来性」や「安定性」に関わっていると推測できる。さらに、「子どもの貧困対策大綱」では児童家庭支援センターを将来、340ヶ所にする構想が示された。そこで実際に本研究調査で、「児童家庭支援センターを 340ヶ所に増やすための課題」を質問している。その自由記述には、「専門性確保のための予算措置」の必要性や「人的確保の拡大」の保障が、その条件であるとの意見が多く上げられた。

本来であれば、センターの機能として職員確保ができれば、今より多くの相談業務や新たな事業を拡大することができるセンターもある。しかし、運営補助金が十分でないことから職員採用ができないという課題がある。

実際に運営補助金だけでは、業務運営ができないセンターが毎年、多く存在する。そのようなセン

ターは本体施設からの持ち出しや市町村の業務委託を受けながら乗り切っている。2016 年度では、32 センター(全センターの 28.5%)が業務委託を受けている。つまり、本体施設に附設していることで、この 32 センターは運営ができていることになる。もしも本体施設の支援や市町村事業の獲得がなくなった場合、これらのセンターは存続が出来なくなるという状況を如何に回避できるかが、急務であると考える。

### 6) 小括~児童家庭支援センターの基盤の安定化を図るために

今後、センターの設置基盤の「安定化」を図るだけではなく、センターの拡充を図って行く上で、 以下のことを検討していかなければならないと考える。

第一に、新しく設置されたセンターに対しては、運営が軌道に乗るまでは、補助金を3年間、一定額(例えば、2015年度基準、12.829.000円)の支給を保障する等の手当てが必要であろう。

第二に、前述したが本体施設からの持ち出しで、管内人口も限られたセンターも今後、相談件数の減少によって、本体施設からの支援も困難になることも予測される。

そこで、センターの管内人口と相談件数の相関から、補助金額を算定する方式を導入することができないだろうかと言う提案である。当然、人口が多い地域にあるセンターの相談件数は多く算定されるのは必然である。現行の件数による算定は、この人口比を考慮にいれないものであり、今後、根本的問題として見直すべきであろう。

第三に第2で、論じられた「子育て世代包括支援センター」の設置が進められてきている。そして、「センター」との「競合」が予測される。しかし、「競合」ではなく「協働」の道が図られることが望ましい。そのためには、要対協とも連携して、今までセンターが果たしてきた役割を明確にし、関係機関のみならず、社会に対しても地道な理解への努力は行っていくべきであろう。

最後に、社会福祉法人の「社会貢献」が求められる時代となってきた。そこで、正にセンターがその役割を担えることを自らアピールすることが必要である。そこで、2年目の研究として、先駆的センターのヒアリングを通して、全国のセンターで共有できる「モデル」の構築を目指して行かなければならないと考えている。

(文責 小木曽 宏)

# Ⅳ. 考察

全国の児童家庭支援センター、児童相談所及び市区町村に行ったアンケート調査から明らかになったセンターの相談活動の現状と、児童相談所・市町村・児童家庭センターの三者関係における連携の問題点を中心に今後のセンターのあり方を考察する。

### 1. 基礎自治体との連携・協働の現状と今後

基礎自治体へのアンケート調査において、センターが所在している基礎自治体の半数がセンターに 相談した案件はなく、また、それらの8割以上が専門的な助言等を受けたことがないという結果がでた。 しかるに、期待するレベルでの基礎自治体支援は、実践されていないことが明らかになった。

基礎自治体がセンターを活用できていないのは日常の連携状況に要因があると考えられる。「事業内容の理解度」と「連携力」をクロスさせると明らかにその相関関係が表れた。つまり「業務内容を理解している」と回答したセンターの70%は連携関係が「うまくいっている」、「まあうまくいっている」と回答した。

さらに日常的な連携の希薄さが認識のズレをも発生させていると考えられる。センターの自己評価において「市民認知度」についての回答は、「知られていない」が 47.5% である。また、「業務理解」について、「市町村の職員は、センターの業務内容を理解している」と回答したのは 60%であった。一方、基礎自治体へ「市民認知度」について尋ねたところ、センターが市民に「知られていない」とする回答が 66.1%、基礎自治体は「業務理解」しているか尋ねたところ 80%が「はい」と答えた。

この数字のズレが意味するものは、センタ―が想像するほどセンターは市民に認知されていないこと、基礎自治体の職員は、センターが想像するほどセンターのことをわかっていないわけではないということだ。

二者間において、おおよそ20ポイントずつズレを生じていることを重く受け止めなければならない。 そして、連携がうまくいっているセンターのコメントからは、基礎自治体の独自事業の受託、子育て 支援センターの事務局担当など他事業や関連業務を絡めて多様な機関協働が進められており、それら の事業を通して恒常的に信頼関係が構築されていることが明らかになった。

「管轄区域にセンターがあってよかった点」の自由記述では心理士等の専門的スキル、ソーシャルワーカーによる継続的・機動的な支援、また入所型施設との強力な連携関係の下で確保されている休日・夜間体制、そして民間ならではの強権的ではないアプローチに大きな期待が寄せられていることがわかった。このことは今後のセンターの方向性として、具体的な示唆を得たと言えるだろう。

先に述べた「市民認知度」や「業務理解」にかかわる評価について、相互にズレを生じていることを「鏡」にし、認識の違いを自省しつつ、今後の政策議論が活発になることを期待したい。そして、「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の整備が始まろうとしている今、まさに

基礎自治体との連携を深める千載一遇のチャンスであることを共有するべきだろう。

#### 2. センターの相談内容と支援内容

「児童家庭支援センター設置運営要綱 3支援体制の確保」で「児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、・・・」と記されているように児童家庭支援センターの扱う相談支援対象は「要保護児童」及び「要支援児童」であることが読み取れる。

そして、児童家庭支援センター運営ハンドブック改訂 3 版(全国児童家庭支援センター協議会 2017年2月発行、以下ハンドブックという。)において、「専門的知識及び技術を必要とするもの」とは、具体的には精神疾患や障害を抱えた養育者の支援、子どもの発達障害、支援を拒否するケースなど、関係機関との間で「要保護児童」あるいは「要支援児童」と認識されている児童と家族への対応であると述べられている。センター協議会作成のこのハンドブックは、「児童家庭支援センター設置運営要綱」のコンメンタールともいえるほど、目的や事業内容が詳しく解説されており、センター職員はもちろん、関係者も目通しすべきである。

さて、センターに持ち込まれる相談全般についてみてみると、地域・家庭からの延べ相談件数の平均は1358.7件であった。そのうち、要保護・要支援ケースと思われるのは平均で488.4件、つまり相談総数の約3分の1が要保護・要支援ケースということになる。

センターが、要保護・要支援児童とその家庭の支援をターゲットとする方向性を持つならば、要保護児童対策地域協議会や基礎自治体の児童家庭相談部署からケースがつながるよう努力、工夫を行う必要がある。

相談支援対象は、大きく二つに大別できる。一つは家族・親戚、児童等本人、里親・里子に対して相談支援を行う場合(直接的相談支援)ともう一つは基礎自治体、児童相談所、学校等、児童にかかわる関係機関に対して相談支援を行う場合(間接的相談支援)である。その比率はおよそ6:4であることが第2章で述べられている。つまりセンターの相談支援の約4割が関係機関の相談支援であり、家庭児童相談室をはじめとする基礎自治体の児童家庭相談部署との連携が最も重要である。

地域・家庭からの相談内容とそれに対する支援内容について多いものから3つあげてもらったところ、相談内容では「養護相談」「家庭内暴力や性格・行動上の問題」「障害や発達相談」の順であった。 そして、支援内容として「社会福祉的支援」「心理的支援」の割合が高かった。

一方、市町村や児童相談所が求める相談内容はいずれも「虐待相談」が最も多くなっており、より 高度な専門性を要する要保護・要支援ケースへの連携対応を求められている。

また、基礎自治体からは、虐待相談のうち、重度を除いた、予防から中度リスクのレベルのケース 対応を多く求められている。さらに、どちらかと言えば子どもより保護者への対応を求められること が多いことが分かった。保護者の対応を外部民間機関であるセンターが担うことで、例えば対立関係 における保護者、関係機関の双方に対して、緩衝的役割を担ったり、選択肢の広がりといった地域の 支援体制の厚みに寄与できているものと考えられる。

相談内容・支援内容に以上のような特性をもつセンターの相談活動において、求められる専門的な

知識や技術は何であろうか。

①対象家庭にアプローチし、その家庭と関係を構築し、回復を支えるために必要なものと、②コミュニティーに働きかけ、家庭を支える地域の力を醸成していくためのもの(ソーシャルワーク力)であると第2章において小括されている。これは言い換えれば個別ケースのアセスメント力と社会資源のマネージメント力であり、児童相談所が求められるものに近似する。とすれば、ショートステイ・トワイライトステイに依拠したままのセンターが、多様化、複雑化している要保護・要支援児童に対して今後、十分にその目的に沿った相談支援を遂行するのはおそらく困難であろう。どうすればよいか。全国にはショートステイを実施していないセンターも存在し、民間機関としての柔軟性を発揮しながら市町村の後方支援を行っている例もみられる。

ショートステイに依拠しないセンターの取組や活動が今後、進むべき方向性を示唆しているかもしれない。

## 3. これからの児童家庭支援センター指導委託を考える

児童相談所調査票で指導委託の実情を見ると、件数は少ない一方で、委託したいとする児童相談所数は多く、とりわけ虐待事例での措置解除後の支援や保護者支援プログラムの実施を求める比率が高かった。地域でのフォローと専門的な支援の期待が潜在していることが伺える。

また、非行ケースでの委託はほとんどないが、児童相談所が委託したいとする比率は高く、中でも 比較的軽微なケースの継続的な支援を求めていた。

こういった児相のニーズにどう応えられるか、また、受託可能であるサジェスチョンを行っていく ことが課題である。

一方で、センターは乳幼児への対応に専門性を有するとみていたり、センターの体制や専門性からは非行ケースへの対応が難しいと判断している児童相談所も少なくない。そういった思い込みや誤解を払拭するためにも協働してケースにかかわる幅広い機会を持てるように、センターの存在をアピールしていかねばならない。

本調査で判明したが、センターの業務に関する児童相談所の理解は十分とは言えず、特に、児相に尋ねた「児童相談所の職員の大半は、児童家庭支援センターの業務を理解していますか」の問いに対して、「いいえ」が33.3%であったのは注目である。全国の中央児相に尋ねたもので全国の児相の認識ではないとはいえ、回答した児童相談所の3分の1において「大半の職員が児童家庭支援センターのことを知らずに日常業務を行っている」ことはミステリアスとしか言いようがない。

まずは、児童相談所がセンターを理解することが、両者の関係性構築の推進力となるであろう。

さらに、市区町村の児童相談の拠点整備が進む中で、三者構造の再編が行われ、児童相談所とセンターとの連携が疎遠になり、児童家庭支援センター指導が形骸化することがないよう、児童相談所は、センターとの情報共有や協議を意識的に行う努力が必要であろう。

一方、センターも児童相談所の会議・連絡会への参加や児童相談所職員との同行訪問など共同の取り組みの中で、センターは何をするところなのか、また何ができるのかを、伝えていく必要がある。

適切に児童相談所から委託されることにより、センターの対応は子どもの安全安心に大いに寄与する。さらに、そのことが三者関係の支援体制に大きな厚みと幅を持たせることにつながる。

そのためには、都道府県及び児童相談所に対して、在宅指導の「措置による指導」の中で一番活用できるのは児童家庭支援センター指導であると思ってもらえるような信頼関係を構築しなければならない。

#### 4. センターの行う親子関係再構築支援と里親支援の方向性

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(2014年3月)第4章第4節において、センターにおける親子関係再構築支援は、「地域からの相談を受け付けて、地域の中で支援が行われる。」という点に特徴があるとしたうえで、支援の展開過程が述べられている。

それは、①アセスメント、②支援計画の作成、③定期的モニタリングとアセスメント(評価)、④継続支援と地域における見守りといったケースワークの展開過程にとどまらず、市町村の担当課や保健センターの支援体制を整え、地域における見守り体制を充実させるといったコミュニティワークをも含む。さらに、「里親家庭との連携は、通常の親子関係の構築とは異なり、新たな子どもと里親との出会いから始まる親子関係再構築支援でもあり、慎重に丁寧にその関係の積み重なりを支援していくことが望ましい。」とあるように、求められるセンター業務の中で親子関係再構築支援の比重は相当に高いということを意識しながら里親支援を行っていく必要があるだろう。

里親支援に関する児童相談所のセンターに対する期待値の尺度として、里親支援会議への出席依頼の有無を尋ねたところ「ある」が29.4%、「ない」が68.6%であった。里親支援以外の会議への出席依頼は「ある」が45.1%なので里親支援に関してはさほどセンターを期待していないと考えられる。

出席依頼をしなかった自由記述から、センターの人材や実力不足を児童相談所が判断している一面もあるが、残念なのは「センターがどのような役割を担うのか明確になっていない」、「センターは子育て相談機関なので里親の支援は期待しない」といったセンターに対する無理解が理由になっているものもある。虐待対応に翻弄され、児童相談所側にセンターを有効に活用したり、育てるという余裕がない事情もあるだろう。

センターの里親支援推進のためには、例えば、センターが未委託里親への研修会を受け持つことや、 委託のための支援プログラムを実施することなどを積極的に提案していくことが必要である。また、 里親支援においてこそ「指導委託」をもっと活用すべきではないだろうか。児相の里親委託と同時に 指導委託を受けることで、相談関係や支援の課題が明確となり、センターは里親を実質的、継続的に 支援することができるだろう。

里親支援は、従前から児相の業務というイメージが固定されており、市町村がかかわるパートが少ない現状がある。しかし、里親支援に関しても市町村との連携で行えるような体制が整うことが望ましく、特に要保護児童対策地域協議会においても、里親支援の内容を協議・検討できるようになることが望まれる。残念ながら基礎自治体の里親制度や諸手続きにかかわる知識量・経験量は総じて少ない。そのためセンターが里親について基礎自治体に教授する役割が求められるであろう。

里親またはファミリーホームから受けた「主な相談内容」(自由記述)からセンターの里親支援活動の方向性がみえる。

相談内容は、委託された里子の養育に関する悩みが多い傾向があるが、その他、里親自身の抱える相談も少なくない。里親の不安や悩み、未委託里親の不安、必要に応じたレスパイト利用、児童相談所との関係や里親会との関係、こういった相談は委託元の児童相談所に相談しにくいことも多々ある。里親自身の悩み事や困り事に対して、行政ではない民間がアプローチすることによって、ストレスを軽減したり、気軽な相談が実施できれば、これほど有効な里親支援はない。

全国児童家庭支援センター協議会が2016年度に行った現況調査によれば、全国で里親支援事業を 実施しているセンターは53センターであり、半数のセンターが未実施である。上述のように児童相 談所、基礎自治体と協働する機会を増やし、里親の困り事に丁寧に対応し、時には強みであるペアレ ンティングの活用、里親サロンへの協力やファシリテーターなどを引き受けることなどでセンターの 里親支援の専門性をアピールすべきである。

同時に、現状ではセンターにおける里親支援と、本体施設が行う里親支援の混在を引き起こしている里親支援専門相談員の配置先や、里親支援機関事業の指定先といった制度設計についても、より良い支援の視点から早急に整理する必要があるだろう。

#### 5.「専門性」を機能させるには

多くのセンターが現状においては、「SV」という形で市町村の後方支援をできていないこと、そして、児童家庭相談にかかわる「専門性」について「高いレベルで十分に」とはいえないものの装備している実態がつかめた。児童福祉経験年数は「前職」も含めての年数となるが最も長いキャリアは47年であり、平均が17.1年であることがアンケート調査でわかった。また、当然のことながら心理職のマンパワーや保護者支援のプログラムなど技術を持ったスタッフは、基礎自治体より配置されている。さらに、施設と密接な関係にある多くのセンターでは、基礎自治体がそれ以上対応できない場面についても児童相談所と連携することで、子どもの安全確保などで寄与できる。つまり、一時保護など

その他、退所に向けたリービングケア、アフターケアといった自立支援のメニューも保持している。 基礎自治体及び児童相談所がセンターに最も期待する保護者への対応のメニューの一つとして、家族 再統合があるが、この家族再統合は、6で述べた通り個別ケースのアセスメント力と社会資源のマネー ジメント力の両方が備わっていなければ、支援も対応も不可能である。

の緊急対応の受け皿も準備しながらケースワークができるという点である。

今般、センターにおいても、児童相談所と同様のソーシャルワークスキルが求められており、研修 を受けたからといって決してすぐ対応できるものではないが、センター職員の8割以上がソーシャル ワーク(相談援助)にかかわるスキル研修を受講していることは意義深い。

措置解除後の深刻な事案などが後を絶たず、親子関係再構築支援はますます強化されている。「保護者支援プログラム」「家族再統合」においては、今後、児童相談所と連携しながらセンターが最も参画すべき支援活動ではないだろうか。

センターの現状での最大の課題は「専門性の確保」以前に、「理解不足」や「連携のまずさ」が背景にあって三者関係において「専門性」がうまくやりとりされていないことである。そこにどう打って出るかが課題であるが、例えば本体施設業務とリンクさせて 24 時間 365 日対応という最大の強みをセンターも活かすべきである。

基礎自治体や児童相談所にとってのウィークポントを見据え、それらが閉庁している夜間と休日の面接相談への対応を行なったり、既に取組として活動しているセンターもあるが、夜間・休日の虐待通報時の安全確認を受託するなど、地域におけるアグレッシブな児童相談体制を提案するのも方法だろう。そうすることで「アセスメント力」「マネージメント力」を高める臨床経験の場を自ずと拡充することにもなる。

そして、センターが専門相談機関としてのポジショニングをさらに高めるために、学びの機会、研 鑽の場をポジティブに創出し、固定メンバーによる支援が継続していける環境づくりが不可欠である。

## 6. 設置基盤の安定化がセンターの拡充に不可欠

センターの機能を向上させるためには財源の確保の問題は最優先の課題である。現在の運営補助金 枠では業務運営ができないセンターが存在する。

例えば、2016 年度においては 32 センターが本体施設に附設していることで運営が成り立っている 現実がある。職員の確保そして、新たな事業の展開を見合わせているセンターもある。設置基盤の「安 定化」とセンターの拡充のための措置は喫緊の課題である。少なくとも新設のセンターに対しては、 運営が軌道に乗るまでの初動期間は、補助金を一定額保障すべきだろう。

また、一般的に管内人口比と相談件数は相関するため、人口比を考慮にいれ補助金算定方式の導入を併せて提案したい。

さらに子育て世代包括支援センターの整備に伴い、今後子ども家庭相談体制が様々な形でワンストップ化、総合相談化を理想に展開していくことが考えられる。そこでは「競合」ではなく「協同」の道が図られなければならない。そのためには、要対協とより連携を図り、これまでセンターが果たしてきた役割を振り返り、センターが専門的見地からの役割を担えることを社会に対して自ら力強くアピールすることが必要である。

#### 7. おわりに

本研究のアンケート調査に快く応じていただいた自治体の皆様には心から感謝申し上げたい。また全国のセンター長、相談員の皆様には個別アンケート及び自由記述を含め、真摯にご回答いただいたことに心からお礼申し上げる。さらに全国児童家庭支援センター協議会におかれては、現況調査の提供をはじめ、本研究に全面的に協力をいただき厚くお礼申し上げる。

2年目の研究は、先駆的・独自的なセンターの取組についてのヒアリングを予定している。各センターで汎用・共有・実践の可能な「モデル」の収集・蓄積を行い、センターが地域の子ども家庭相談

体制の充実により寄与できるように提言したいと考えている。

(文責 川並 利治)

# V. 資料

# 1. アンケート

# 児童家庭支援センターアンケート調査

# 調査対象期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

貴センター名		
ご回答者 ご回答者	子の情報は、差支えない範囲でご記	己入ください
職名	お名前	連絡先
以下の設問につい	いてご回答をお願いいたしま	きす。
【1】基本事項 (1) 貴センター	の設置主体をお教えください	ハ。該当するものに○をしてください。
<u> </u>	福祉法人 財団法人・公益財団法人 )法人	
<ul><li>(4) ₹0</li></ul>		)
		ある、すべての市町村、およびその自治体 足りない場合は欄外にご記入ください)
	市町村名	人口 (100 人単位以下切り捨て)例: 256300 人
	市/町/村	
	市/町/村	<b>A</b>
	市/町/村	
	市/町/村	人

人

人

市/町/村

市/町/村

(3) H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。

0~2歳	3~6 歳	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中卒以上	合計
件	件	件	件	件	件	件

(4) H27 年度の全相談件数の、生活保護受給の有無の内訳を教えてください。

有	無	不明
件	件	件

(5) 貴センターはホームページをお持ちですか。当てはまる方に○をしてください。

①はい ②いいえ

(6) 貴センターでは、ホームページ以外の広報活動をおこなっていますか。

①おこなっている ②おこなっていない

(7) (6) で<u>①「おこなっている」</u>と回答されたセンターにお尋ねします。ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。

媒体	年間回数	内容
	□	
	□	
	□	

(3) H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。

0~2歳	3~6 歳	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中卒以上	合計
件	件	件	件	件	件	件

(4) H27 年度の全相談件数の、生活保護受給の有無の内訳を教えてください。

有	無	不明
件	件	件

(5) 貴センターはホームページをお持ちですか。当てはまる方に○をしてください。

①はい ②いいえ

(6) 貴センターでは、ホームページ以外の広報活動をおこなっていますか。

①おこなっている ②おこなっていない

(7) (6) で<u>①「おこなっている」</u>と回答されたセンターにお尋ねします。ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。

媒体	年間回数	内容
	□	
	回	
	回	

# 【2】関係機関との関係 市町村要保護児童対策地域協議会及び市町村との関係

① 構成員である

②構成員ではない

- (2) 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催(呼掛け・調整・進行等) 主体はどこですか。
  - ① 会議の開催の主体は児童家庭支援センター(貴センターや他センター)が担うこと もある
  - ② 会議の開催の主体は市町村である
  - ③ 会議の開催の主体は児童相談所である
  - ④ 会議の開催の主体について知らない
- ightarrow (3) (2)で①「会議の開催の主体は児童家庭支援センターが担うこともある」と回答 されたセンターにお尋ねします。児童家庭支援センター(貴センター・他センターを 問わず)が H27年度に開催した個別ケース検討会議の回数をお教えください。

( 囯)

(4) H27年度、市町村から児童家庭支援センターに対し、個別ケース検討会議等への 出席の依頼は何回ありましたか。(無い場合は②に○をしてください)

(1)

)回あった ②出席依頼はなかった

次ページに続く

- (5) 個別ケース検討会議において、市町村から貴センターが求められている事例への 対応について伺います。
- ① 下記に例示した事例のなかで、貴センターが市町村から対応を期待されるものは どれにあたりますか。あてはまる事例の数字に○を付けてください。(複数回答可)
- 1. 虐待が認められ、親子分離が必要と判断される事例
- 2. 虐待が認められ、分離は必要ないが在宅での支援や指導が適当と判断される事例
- 3. 軽度の虐待が認められ、親の育児不安等に対して継続的な支援が必要と判断される事例
- 4. 虐待は認められないが、親の育児不安等に対して予防的な支援が必要と判断される事例
- 5. 子どもの情緒的な問題に対し、心理治療等が必要と判断される事例
- 6. 子どもの情緒的な問題に対し、保護者のかかわり方について支援が必要と判断される事例
- 7. 子どもの非行問題に対し、心理治療等あるいは学習支援や生活指導が必要と判断される事例
- 8. 子どもの非行問題に対し、保護者のかかわり方について支援が必要と判断される事例
- 9. ショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援サービス利用申し込みに関する事例
- 10. ひろば事業やグループ活動等、親子の交流・支援にかかわる申し込みに関する事例
- 11. その他の事例(具体的には\_\_\_\_\_)
- ② また、求められる支援方法の多い順に、あてはまるものの数字を3つご記入ください。
- 1. 電話による状況確認
- 2. 通所による継続面接・カウンセリング
- 3. 家庭への訪問指導
- 4. 学校等、子どもの所属機関を訪問しての面接
- 5. 関係機関間の連絡・調整

1番 2番	3番
-------	----

- (6) 貴センターと市町村との連携についてお尋ねします。
  - ① 貴センターと市町村との連携はうまくいっていると思いますか。 1 (うまくいっていない) から 5 (うまくいっている) までの当てはまる数字に $\bigcirc$ をつけてください。

(ただし、数字の中間に○はつけないでください。以下同様)

	1	2	3	4	5
	うまくいって	いない		う	まくいっている
2		- 数字について、そ	 の理由を少し詳し		
<u> </u>		んだ場合、おおむね連携			
		こくいっており、足りなり		_ , ,	
		<u> </u>			
7) 市區	町村の職員は、児	見童家庭支援センタ	ーの業務内容を理	<b>黒解していると</b>	と思いますか。
	① はい	② いい <i>え</i>		(8) (9) \_	3進みください
	1				
	p.6の【3】関	  係機関との関係   リ	見童相談所との関	 係 へお進	みください
8) (7	7) で <u>②「いい</u> え	<u>に</u> と回答されたセ	ンターにお尋ねし	<b>」ます。</b>	
)	そう思われた理	由は何ですか。			
(9)	(7) で <u>② 「いい</u>	<u>え」</u> と回答されたt	アンターにお尋ね	します。	
市	町村の職員の児	<b>-</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一業務への理解が	進むには何が。	<b>必要だと思いま</b>
す	つか。				

(1)	<b>系機関との関係</b> 貴センターと児 貴センターと児童		<b></b> 馬についてお尋		か。5(うまく
	いっている) から ください。	1 (うまくいっ <sup>~</sup>	ていない) まで	の当てはまる数 <sup>4</sup> <b>2</b>	字に○をつけて 1
2	<b>うまくいってし</b> ①で回答した数字を選んだ場合、おおうまくいっており、	字について、そ <i>0</i> むね連携がうまくい	っていると思われ	しくお教えくだ。	-
(2) ال	見童相談所の職員)	は、児童家庭支持	至センターの类	致 古 宏 去 珥	ていて 5 田いま



(3) (2) で②「いいえ」と回答されたセンターにお尋ねします。 そう思われた理由は何ですか。

(2)で <u>②「いいえ」</u> と回答され 児童相談所の職員の児童家庭支援 <sup>、</sup> か。			必要だと思い
			/b === //.
機関・施設から貴センターまでの 手段のみでけっこうです。			
機関・施設から貴センターまでの 手段のみでけっこうです。 ) 最寄りの駅・バス停から〔	〕により		)分
機関・施設から貴センターまでの 手段のみでけっこうです。 ) 最寄りの駅・バス停から〔 ) 市役所から〔	〕により	(	)分
機関・施設から貴センターまでの 手段のみでけっこうです。 <ul><li> 最寄りの駅・バス停から〔</li><li> 市役所から〔</li><li> 児童相談所から〔</li></ul>	〕により 〕により 〕により		)分 )分 )分
<ul><li>機関・施設から貴センターまでの手段のみでけっこうです。</li><li> 最寄りの駅・バス停から〔</li><li> 市役所から〔</li><li> 児童相談所から〔</li></ul>	〕により	(	)分
3) 児童相談所から〔	〕により 〕により 〕により 〕により	(	)分 )分 )分 )分
機関・施設から貴センターまでの 手段のみでけっこうです。  (1) 最寄りの駅・バス停から〔 (2) 市役所から〔 (3) 児童相談所から〔 (4) 本体施設から〔	〕により 〕により 〕により 〕により	( ( (	)分 )分 )分 )分

(2)	(1)の回答のうち、	要支援ケース・要保護ケー	ースと思われる件数は何件あります
か。			
	① 延べ件数	(	) 件

) 件

(3) 主な相談内容についてお尋ねします。主な相談内容について、下の【表 A】から 多い順に 3 つ選び、A から始まる番号(A- $\bigcirc$ )を記入してください。また、それ ぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを表 B から選 び記入してください。

相談内容	1 平	A-	2番	A-	9 巫	A-
支援内容	1番	B-		B-	3番	B-

## 【表A】

② 実件数

相談項目
A-1. 虐待相談に関すること
A-2. 養護相談(虐待を除く)に関すること
A-3. 非行相談に関すること
A-4. 家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること
A-5. 不登校に関すること
A-6. 家族再統合・施設退所後の支援に関すること
A-7. 里親支援に関すること
A-8. 障害や発達相談に関すること
A-9. その他

## 【表B】

B-1.	心理的支援
B-2.	社会福祉的支援
B-3.	教育的支援
B-4.	医療・保健的支援
B-5.	法的支援

# 【6】専門相談機関としての活動内容について 市町村に対する支援

(1)	市町村の職員に対してケースのスーパーバイズ	(助言等、	以下 SV	という)	をお
,	こないましたか。				

① SV をおこなった

② SV はおこなっていない

(2) (1)で①と回答されたセンターにお尋ねします。

① SV を行った市町村名をすべて記入してください。

(合計	ケ所)

②市町村に対する SV は、年間で合計何回おこないましたか。

年間合計 (

) 回

(3) 主な相談内容についてお尋ねします。主な相談内容について、次ページ【表 A】 から多い順に 3 つ選び、A から始まる番号(A- $\bigcirc$ )をご記入ください。また、具体的な SV の内容を記載してください。

11 77	- 00 D 1 -> 1 17 H	C 104%	UCA COVIO
1 番	A-	SV 内容	
2 番	A-	SV 内容	
3 番	A-	SV 内容	

#### 【表A】

相談項目
A-1. 虐待相談に関すること
A-2. 養護相談(虐待を除く)に関すること
A-3. 非行相談に関すること
A-4. 家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること
A-5. 不登校に関すること
A-6. 家族再統合・施設退所後の支援に関すること
A-7. 里親支援に関すること
A-8. 障害や発達相談に関すること
A-9. その他

(4) 市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。

	1. センター長 ・ 2.副センター長			3.相談員	
1 1文4戦	4.心理担当員 ・ 5.その他(			)	
	1.社会福祉士 · 2.精神保健福祉士			3.教員	
②保有資格	4.臨床心理士 ・ 5.看護師・保健師・助産師			6.保育士	
	7.社会福祉主事	・ 8.その	他 (	)	9.なし
③児童福祉 経験年数	(	) 年			
備考					

## 【7】専門相談機関としての活動内容について 里親

里親・ファミリーホームに対する支援

(1) H27年度において、里親またはファミリーホームからの相談を受けましたか。

①受けた

#### ②受けなかった

- (2) (1) で「①受けた」と回答されたセンターにお尋ねします。
  - ① 何回ありましたか。 年間 (\_\_\_\_\_) 回
  - ② 主な相談内容をお書きください。(自由記述)

	— <u>件</u>	27 年度は何件受けま	01010	
(2) 指導委託を受	けたケーフの内容	について仏物な記る	してください。(複数	(同僚)
信待 信等安元を文	養護 (虐待以外)	非行	家庭内暴力や性格・行動上の問題	
件	件	件	件	
家族再統合・施設退 所後の支援	里親支援	障害や発達の相談	その他	
件	件	件	件	
	<b>をセンター長の方に</b> シターの職員の方に。		キルは何ですか。(自	自由記述)

- (2) 貴センターの市民への認知度について当てはまるものを一つ選んでください。
  - ①知られている
  - ②ある程度知られている
  - ③あまり知られていない
  - ④まったく知られていない

(3)	貴センターが得意とする相談分野・支援内容は何ですか。	(自由記述)

(4) 児童家庭支援センター設置運営要項に定める 5 つの事業について、それぞれどの 程度重視していますか。該当する番号一つに○をつけてください。

	重視し	ていない	$\Leftrightarrow$	重視し	ている
①地域・家庭からの相談に応じる	1	2	3	4	5
②市町村の求めに応じる	1	2	3	4	5
③都道府県又は児童相談所からの受託による指導	1	2	3	4	5
④里親への支援	1	2	3	4	5
⑤関係機関等との連携・連絡調整	1	2	3	4	5

(5) 児童家庭支援センターに求められる 4 つの共通基本機能について、それぞれどの 程度達成していると思いますか。該当する番号一つに○をつけてください。

	達成し	ていない	⇔	達成	している
①相談助言機能	1	2	3	4	5
②福祉的支援機能	1	2	3	4	5
③心理的支援機能	1	2	3	4	5
④連絡調整機能	1	2	3	4	5

(6)児童家庭支援センターを340ヶ所に増やすための課題は何だと思いますか。(自由記
述)

※ご協力誠にありがとうございました。

## <個別アンケート>

本票は児童家庭支援センター長及び各職員にコピーして配布し、ご記入をお願いします。

( <b>1</b> )	現在の業務に	田はみっせ	暗か チン記 ) ~	ュノエンエン、	(分台 米人) (二) (大人)
( 1 )	1月/4///		胎がかってんだ	いく ファ コレー	
\ <b>1</b> /		メロスト チームノ ロリ			

①児童指導員	②家庭相談員(市町村)	③児童相談所の児童福祉司
④児童相談所の児童心理司	⑤児童相談所長	⑥都道府県職員
⑦市町村職員	⑧教員(小·中·高)	9保育士
⑩看護師・保健師	⑪介護福祉職	⑫児童館職員
⑬児童福祉施設の施設長	⑭社会福祉施設の施設長	⑤前職なし
16その他 [		

(2) これまでに受講した研修テーマを選んでください。(複数回答)

①虐待初期対応	②家族再統合関係	③困難な保護者対応	
④保護者支援プログラム(ペアレ	ント・トレーニングを含む)	⑤里親支援関係	
⑥アセスメント	⑦ケース・マネジメント	⑧要対協の運営	
<b>⑨発達障害</b>	⑩障害(発達障害を除く)相談	⑪非行相談	
⑫不登校関係	③子どもの権利擁護	⑭法的対応	
⑤貧困対策	⑥トラウマ関係	⑪心理療法	
18その他			

(3)	今後、	児童家庭支援センタ	一職員として身に	こつけたいスキ	ルは何ですか。	(自由記述)

※ご協力誠にありがとうございました。

# 児童家庭支援センターアンケート調査(市町村向け)

調査対象期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

市町村名	立 中	『局・課・係名			
ご回答者					
	氏名		連絡先		
	「報は、差支えない 「報は、差支えない				
以下の設問に	.ついてご回答を	とお願いいたし	<b>します。</b>		
【1】基本事功	頁				
(1) 貴自治体	の人口〔		〕百人		
(2) 児童家庭	支援センターは	貴自治体内に何	「か所ありますか。		〕か所
(=) ) [ ] ()		2 H H H I I 3 ( = 1 3			2 14 121
【2】貴自治位	本における児童	家庭支援セン	ターの関与につ	いて	
(1) 貴自治体	の要保護児童対	策地域協議会に	こおいて児童家庭	支援センターは構	成員と
なっている			• • • • • • • • •		,,,,,
		0.111.11			
①柞	構成員である	②構成 [	員ではない		
(2) (1) で	「②構成員ではプ	ない」と回答さ	れた自治体にお	尋ねします。なぜ	'児童家
			ですか。(自由記)		,

(3) 個別ケースの支援に関して児童家庭支援センターに相談することがありますか。
<ul> <li>① 頻繁にある/H27年度( )回 → (4) へお進みください</li> <li>② たまにある/H27年度( )回 → (4) へお進みください</li> <li>③ ほとんどない → (5) へお進みください</li> <li>④ 全くない → (5) へお進みください</li> </ul>
(4)(3)で「①頻繁にある」または「②たまにある」と回答された自治体にお尋ねします。児童家庭支援センターに何を求めますか。(自由記述)
(5) 児童家庭支援センターからケースのスーパーバイズ(助言等、以下 SV という) を受けましたか。当てはまる番号に○をつけてください。
<ul> <li>① SV を受けた → (6) へお進みください</li> <li>② SV は受けていない → p3 の (8) へお進みください</li> </ul>
(6) (5) で「①SV を受けた」と回答された自治体にお尋ねします。H27 年度内で、何回 SV を受けましたか。
(7) (5) で「①SV を受けた」と回答された自治体にお尋ねします。主な相談内容について多い順に下記①~⑩から 3 つ選んで表に番号を記入してください。また、具体的な SV の内容を記載してください。
①虐待相談に関すること ②養護相談(虐待を除く)に関すること ③非行相談に関すること ④家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること

⑤不登校に関するこ	لح
-----------	----

- ⑥家族再統合・施設退所後の支援に関すること
- ⑦里親支援に関すること
- ⑧障害や発達相談に関すること
- ⑨児童福祉施設入所に関すること

⑩その他(	`	١.
$(10) \leftarrow (1) (10)$		١
(10)~ ( ) Tills. (		1
	,	/

1番	番号	SV 内容	
2 番	番号	SV 内容	
3	番号	SV 内容	

- (8) H27 年度、児童家庭支援センターからの相談を受理しましたか。当てはまる方に ○をしてください。
  - ① 受理した→ (9) へお進みください
  - ② 受理しなかった → (10) へお進みください

(9) 相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。

虐待	養護 (虐待以外)	非行	家庭内暴力や性 格・行動上の問題	不登校
件	件	件	件	件
家族再統合・施設 退所後の支援	里親支援	障害や発達の 問題	その他	
件	件	件	件	

(10) 貴自治体の児童家庭相	談担当者の大半は、児童家	家庭支援センターの業務内容を理
解していると思われますか。	あてはまる方に○をして	ください。

- ① はい → (12) へお進みください
- ② いいえ → (11) へお進みください
- (11)(10)で「②いいえ」と回答された自治体にお尋ねします。「理解していない」 と思われる理由は何ですか。(自由記述)

(12) 児童家庭支援センターの職員は、貴自治体の児童家庭相談の業務内容を理解していると思いますか。

- ① はい → p5の【3】へお進みください
- ② いいえ → (13) へお進みください

と思われる理由は何ですか。	(自由記述)

(13) (12) で「**②いいえ**」と回答された自治体にお尋ねします。「理解していない」

#### 【3】児童家庭支援センターの認知度・期待について

- (1) 児童家庭支援センターは市民から認知されていますか。あてはまる番号すべてに ○を付けてください。(複数回答可)
  - ① 知られている
  - ② ある程度知られている
  - ③ あまり知られていない
  - ④ まったく知られていない
- (2) 児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、市町村として 最も期待するものはどれですか。あてはまる番号に○を付けてください。
  - ① 地域・家庭からの相談に応じる
  - ② 市町村の求めに応じる
  - ③ 都道府県又は児童相談所からの受託による指導
  - ④ 里親への支援
  - ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整
- (3) 児童家庭支援センターに求められる 4 つの共通基本機能について、市町村として児童家庭支援センターに対し、最も期待するものはどれですか。あてはまる番号に 1 つ○を付けてください。
  - ①相談助言機能
  - ②福祉的支援機能
  - ③心理的支援機能
  - ④連絡調整機能

(4) 今後、市町村の児童家庭相談のバックアップとして児童家庭支援センターに期待	
する内容について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。	
①虐待相談に関すること	
②養護相談(虐待を除く)に関すること	
③非行相談に関すること	
④家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	
⑤不登校に関すること	
⑥家族再統合・施設退所後の支援に関すること	
⑦里親支援に関すること	
⑧障害や発達相談に関すること	
⑨児童福祉施設入所に関すること	
⑩その他 (	
(5) (4) で「① <b>虐待相談に関すること」を選んだ</b> 自治体にお尋ねします。どのような	
虐待対応を期待しますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)	
① 泣き声通告の対応	
② 面前 DV による通告の対応	
③ 性虐待の被害面接	
④ 夜間、休日の対応	
⑤ 児童相談所からの送致や指導委託事例への対応	
⑥ 施設退所後の支援	
⑦ 子どもの心理的ケア	
⑧ 保護者支援プログラム (ペアレント・トレーニングを含む)	
9 その他(	
(6)(4)で「①虐待相談に関すること」を選ばなかった自治体にお尋ねします。児童	
家庭支援センターに虐待相談を期待しない理由をお書きください。(自由記述)	

(7)(4)で「 <b>③非行相談に関すること」を選んだ</b> 自治体にま 非行ケースを児童家庭支援センターに期待しますか。あっ つけてください。(複数回答可)	· · ·
フリ くくたさい。(後数四合門)	
<ul><li>① 非行ケース全般</li></ul>	
② 中学生や高校生等、年齢の高い子どものケース	
③ 定期的に通所指導が必要なケース	
④ 児童相談所からの送致や指導委託事例への対応	
<ul><li>(5) その他(</li></ul>	)
	,
	少とにいまたしまよ 旧本
8)(4)で「③非行相談に関すること」を選ばなかった自治	
家庭支援センターに非行相談を期待しない理由をお書き	ください。(目由記述)
9) (4) で「⑥家族再統合・施設退所後の支援に関すること	<b>レ</b> 」を選んだ自治体にお尋
37 (4) と	
7 -	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
例)家族再統合プログラム、施設を退所する児童の保護者支援	支
	·

次ページに続く

(10) (4) で「 <b>⑧障害や発達相談に関すること</b> 」を選んだ自治体にお尋ねします。児
童家庭支援センターの発達相談を選んだ理由をお答えください。あてはまる番号す
べてに○をつけてください。(複数回答可)
① 児童家庭支援センターの方がアクセスが良いから
② 市町村は、発達検査をしていないから
③ 児童家庭支援センターの方が、発達検査に慣れているから
④ その他 ( )
(11) 管轄区域に児童家庭支援センターがあって良かったと思う点についてお教えく
ださい。(自由記述)

ご協力ありがとうございました。

### 児童家庭支援センターアンケート調査(児童相談所向け)

調査対象期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

中央児童相談所名	, 	課・室・係名	
ご回答者			
職名	氏名	連絡先	
※ご回答の情報は、	差支えない範囲でご記入く	ださい。	
以下の設問につい	ってご回答をお願いい	たします。	
【1】基本事項			
(1) 管轄圏域の	人口〔	〕百人	
(2) 管轄圏域に	児童家庭支援センター	ーは何か所ありますか。	〕か所
(3) 管轄圏域に	ある児童家庭支援セン	/ターの設置主体別の箇所数をご	記入ください。
O. I. A. I=I.		@ #=====	
		②一般財団法人・公益財団法	
③NP0 法人	()か所	④その他し	〕()か所
(4) NDO % 1 33	川子ウ皮士揺りいた	の記界子体でも7担人の「八川	
(4) NPU 伝入が ットをお書き	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	ーの設置主体である場合の、メリ	ツト及いアメリ
ットをわ音さ	1600		

### 【2】児童家庭支援センターの関与

の依頼をしたことがありますか。当てはまる方に○をしてください。
① ある ② ない
(2)(1)で「① <b>ある」</b> と回答された児童相談所にお尋ねします。児童相談所は、児童家庭支援センターにどのような里親支援を求めていますか。(自由記述)
(3) (1) で「 <b>②ない」</b> と回答された児童相談所にお尋ねします。里親支援の会議に出
席依頼しない理由は何ですか。(自由記述)
例)里親支援の役割を児童家庭支援センターに分担しても余計に手間がかかるから

(1) 児童相談所から児童家庭支援センターに対して、里親支援に関する会議への出席

とがあります	<b>か。</b>	
1	ある	② ない
	5る」と回答された児童 な会議に出席を依頼しる	は相談所にお尋ねします。 ましたか。(自由記述)
② 児童相談所由記述)	fは、児童家庭支援セン	ターにどのような役割を求めていますか。(自
)児童相談所の	職員の大半は、児童家	<b>に</b> 定支援センターの業務内容を理解していますか
(	① はい	② いいえ

(4) 里親支援以外に児童相談所から児童家庭支援センターに会議出席の依頼をしたこ

と思う理由は何ですか。(自由記述)	
[3] 児童家庭支援センターへの指導委託と期待する支援内容	

(7)(6)で「②いいえ」と回答された児童相談所にお尋ねします。「理解していない」

(1) 児童家庭支援センターへの指導委託は H27 年度何件ありましたか。

(2) (1) の年齢内訳(実件数)を記入してください。

0.	~2歳	3~6歳	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中卒以上	合計
	件	件	件	件	件	件	件

(3) 指導委託したケースの内容について件数を記入してください。

虐待	養護 (虐待以外)	非行	家庭内暴力や性 格・行動上の問題	不登校
件	件	件	件	件
家族再統合・施設 退所後の支援	里親支援	障害や発達の 問題	その他	
件	件	件	件	

		(複数回答)
	①虐待相談に関すること	
	②養護相談(虐待を除く)に関すること	
	③非行相談に関すること	
	④家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	
	⑤不登校に関すること	
	⑥家族再統合・施設退所後の支援に関すること	
	⑦里親支援に関すること	
	⑧障害や発達相談に関すること	
	9その他(	)
(2	D泣き声通告の対応 ②面前 DV による通告の対応 ③性虐待の被害面接 ①夜間、休日の対応	
(5	<b>り</b> 措置解除後の支援	
_	③子どもへの心理的ケア	
	D保護者支援プログラム (ペアレント・トレーニングを含む)	
8	30その他(	)
児	(4) で「① <b>虐待相談に関すること」を選ばなかった</b> 児童相談所にお尋 記童家庭支援センターに虐待相談を委託しようと思わない理由をお書る (自由記述)	

(7) (4) で「③非行相談に関すること」を	<b>選んだ</b> 児童相談所にお尋ねします。どのよ
うな非行ケースを指導委託したいですっ	5、(複数回答)
① 要保護児童通告があり、通所指導等	学、継続的なかかわりが必要なケース
② 要保護児童通告があり、呼び出すも	o来所に応じないケース
③ 学校から相談のあった比較的軽微な	非行ケース
④ 保護者が協力的なケース	
⑤ 保護者と対立し、支援が進まないな	rース
⑥その他(	)
	,
(8) (4) で「②非行相談に関すること」を	選ばなかった児童相談所にお尋ねします。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	託しようと思わない理由をお書きください。
(自由記述)	
(9) (4) で「⑥家族再統合・施設退所後の	)支援に関すること」を選んだ児童相談所に
お尋ねします。家族再統合・施設退所	後の支援ついて何を指導委託したいですか。
(自由記述)(例)家族再統合プログラ、	ム、施設を退所する児童の保護者支援など

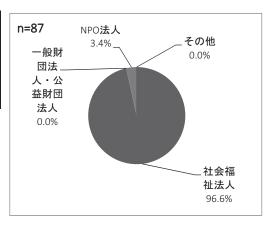
にかかわる業務のうち何を指導委託した	
(11) 児童家庭支援センターは市民から認知てください。	されていますか。あてはまるものに○をし
<ul><li>① 知られている</li><li>② ある程度知られている</li><li>③ あまり知られていない</li><li>④ まったく知られていない</li></ul>	
(12) 児童家庭支援センター設置運営要項に として児童家庭支援センターに最も期待 つに○をしてください。	定める 5 つの事業について、児童相談所 するものはどれですか。あてはまるもの 1
<ol> <li>地域・家庭からの相談に応じる</li> <li>市町村の求めに応じる</li> <li>都道府県又は児童相談所からの受</li> <li>里親への支援</li> <li>関係機関等との連携・連絡調整</li> </ol>	託による指導
(13)児童家庭支援センターに求められる 4 として児童家庭支援センターに最も期待 つに○をしてください。	4 つの共通基本機能について、児童相談所 するものはどれですか。あてはまるもの 1
①相談助言機能 ②福祉的支援機能	③心理的支援機能 ④連絡調整機能
	※ ご協力ありがとうございました。

### アンケート結果

### ①児童家庭支援センター 児童家庭支援センターに関するアンケート

Q1-1: 貴センターの設置主体をお教えください。

設置主体		回答数	%
全位	<b>X</b>	87	100.0
1	社会福祉法人	84	96.6
2	一般財団法人・公益財団法人	0	0.0
3	NPO 法人	3	3.4
4	その他	0	0.0



Q1-2-a-2:これまでに貴センターが関与したことのある、すべての区市町村、およびその自治体の人口(現時点)をご記入ください。/1 つめ 人口(100人単位以下切り捨て)[\_人](N)

	回答数	%	
全体	87	100.0	
無回答	5	5.7	
平均値	491684.05		
合計値	40318092.00		
標準偏差	710	0107.02	

Q1-2-b-2: これまでに貴センターが関与したことのある、すべての区市町村、およびその自治体の人口(現時点)をご記入ください。/2 つめ 人口(100 人単位以下切り捨て)[\_人](N)

	回答数	%	
全体	87	100.0	
無回答	26	29.9	
平均値	109691.80		
合計値	6691200.00		
標準偏差	125330.21		

Q1-2-c-2: これまでに貴センターが関与したことのある、すべての区市町村、およびその自治体の人口(現時点)をご記入ください。/3 つめ 人口(100 人単位以下切り捨て)[\_人](N)

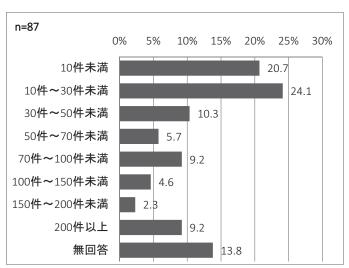
	回答数	%	
全体	87	100.0	
無回答	32	36.8	
平均値	Z均值 95389.09		
合計値	5246400.00		
標準偏差	173990.77		

Q1-2-d-2:これまでに貴センターが関与したことのある、すべての区市町村、およびその自治体の人口(現時点)をご記入ください。/4 つめ 人口(100 人単位以下切り捨て)[\_人](N)

	回答数	%	
全体	87	100.0	
無回答	40	46.0	
平均値	149357.87		
合計値	7019820.00		
標準偏差	318632.78		

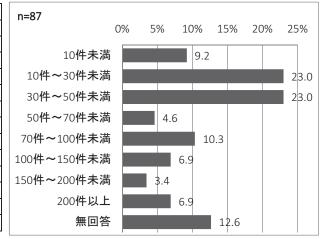
#### Q1-3.1:H27年度の全相談件数(実件数)の年齢内訳をお教えください。[ 件]/0~2歳 (N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	18	20.7
10	10 件~30 件未満	21	24.1
30	30 件~50 件未満	9	10.3
50	50 件~70 件未満	5	5.7
70	70 件~100 件未満	8	9.2
100	100 件~150 件未満	4	4.6
150	150 件~200 件未満	2	2.3
200	200 件以上	8	9.2
	無回答	12	13.8
平均値 72.7		72.71	
合計値 5453.		5453.00	
標準偏差 109.		109.08	



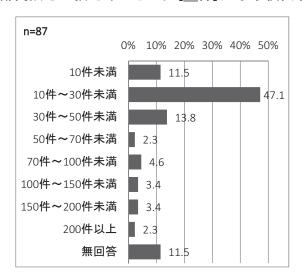
#### Q1-3.2: H27 年度の全相談件数(実件数)の年齢内訳をお教えください。[ 件] /3~6歳(N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	8	9.2
10	10 件~30 件未満	20	23.0
30	30 件~50 件未満	20	23.0
50	50 件~70 件未満	4	4.6
70	70 件~100 件未満	9	10.3
100	100 件~150 件未満	6	6.9
150	150 件~200 件未満	3	3.4
200	200 件以上	6	6.9
	無回答	11	12.6
平均値 67.34		67.34	
	合計値 5118.00		5118.00
	標準偏差	•	74.80



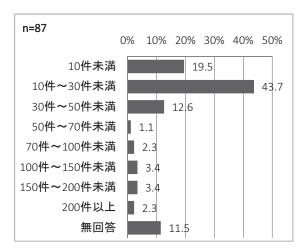
#### Q1-3.3: H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。 [\_\_件] / 小学校低学年 (N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	10	11.5
10	10 件~30 件未満	41	47.1
30	30 件~50 件未満	12	13.8
50	50 件~70 件未満	2	2.3
70	70 件~100 件未満	4	4.6
100	100 件~150 件未満	3	3.4
150	150 件~200 件未満	3	3.4
200	200 件以上	2	2.3
	無回答	10	11.5
平均値			42.43
合計値 3267.		3267.00	
標準偏差 64		64.31	



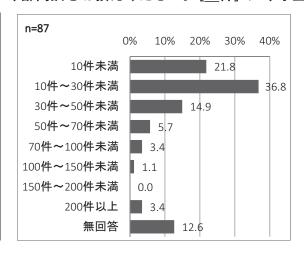
#### Q1-3.4: H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。[ 件] / 小学校高学年 (N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	17	19.5
10	10 件~30 件未満	38	43.7
30	30 件~50 件未満	11	12.6
50	50 件~70 件未満	1	1.1
70	70 件~100 件未満	2	2.3
100	100 件~150 件未満	3	3.4
150	150 件~200 件未満	3	3.4
200	200 件以上	2	2.3
	無回答	10	11.5
平均値 37.4		37.49	
合計値 2887.0		2887.00	
	標準偏差		58.21



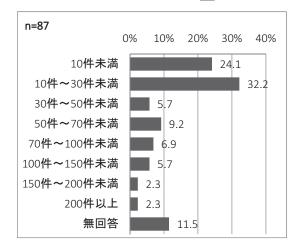
#### Q1-3.5: H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。[ 件] /中学生 (N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	19	21.8
10	10 件~30 件未満	32	36.8
30	30 件~50 件未満	13	14.9
50	50 件~70 件未満	5	5.7
70	70 件~100 件未満	3	3.4
100	100 件~150 件未満	1	1.1
150	150 件~200 件未満	0	0.0
200	200 件以上	3	3.4
	無回答	11	12.6
	平均値 34.3		34.39
	合計値 2614.0		2614.00
	標準偏差		52.47



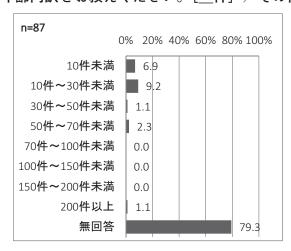
#### Q1-3.6: H27 年度の全相談件数 (実件数) の年齢内訳をお教えください。 [ 件] /中卒以上 (N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	21	24.1
10	10 件~30 件未満	28	32.2
30	30 件~50 件未満	5	5.7
50	50 件~70 件未満	8	9.2
70	70 件~100 件未満	6	6.9
100	100 件~150 件未満	5	5.7
150	150 件~200 件未満	2	2.3
200	200 件以上	2	2.3
	無回答	10	11.5
平均値			44.35
合計値			3415.00
標準偏差			60.23



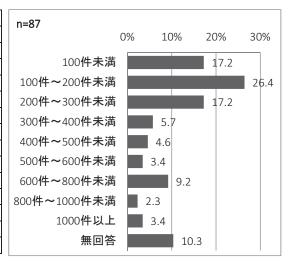
#### Q1-3.7: H27 年度の全相談件数(実件数)の年齢内訳をお教えください。[\_\_件] / その他(N)

			- 1
		回答数	%
全体		87	100.0
0	10 件未満	6	6.9
10	10 件~30 件未満	8	9.2
30	30 件~50 件未満	1	1.1
50	50 件~70 件未満	2	2.3
70	70 件~100 件未満	0	0.0
100	100 件~150 件未満	0	0.0
150	150 件~200 件未満	0	0.0
200	200 件以上	1	1.1
	無回答	69	79.3
平均値			46.94
合計値 845		845.00	
標準偏差 119		119.21	



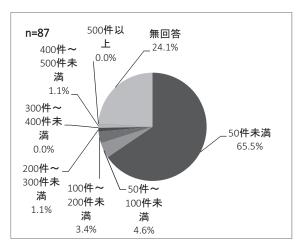
#### Q1-3.8: H27 年度の全相談件数(実件数)の年齢内訳をお教えください。[\_\_件] /合計(N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	100 件未満	15	17.2
100	100 件~200 件未満	23	26.4
200	200 件~300 件未満	15	17.2
300	300 件~400 件未満	5	5.7
400	400 件~500 件未満	4	4.6
500	500 件~600 件未満	3	3.4
600	600 件~800 件未満	8	9.2
800	800 件~1000 件未満	2	2.3
1000	1000 件以上	3	3.4
	無回答	9	10.3
平均値			311.85
	合計値		1324.00
	標準偏差	<u>'</u>	305.64



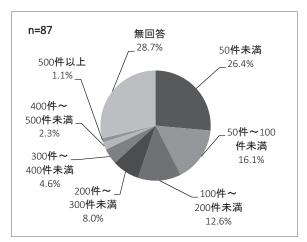
Q1-4.1: H27 年度の全相談件数の、生活保護受給の有無の内訳を教えてください。[\_\_件] /生活保護受給有(N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	50 件未満	57	65.5
50	50 件~100 件未満	4	4.6
100	100 件~200 件未満	3	3.4
200	200 件~300 件未満	1	1.1
300	300 件~400 件未満	0	0.0
400	400 件~500 件未満	1	1.1
500	500 件以上	0	0.0
	無回答	21	24.1
平均値		29.61	
	合計値 1954.00		1954.00
	標準偏差		64.82



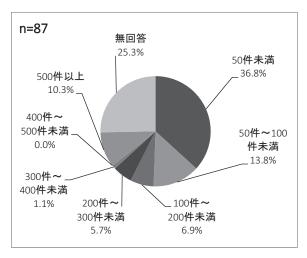
# Q1-4.2: H27 年度の全相談件数の、生活保護受給の有無の内訳を教えてください。[\_\_件] /生活保護受給無(N)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	50 件未満	23	26.4
50	50 件~100 件未満	14	16.1
100	100 件~200 件未満	11	12.6
200	200 件~300 件未満	7	8.0
300	300 件~400 件未満	4	4.6
400	400 件~500 件未満	2	2.3
500	500 件以上	1	1.1
	無回答	25	28.7
平均値			125.94
合計値 7808		7808.00	
標準偏差 13		130.07	



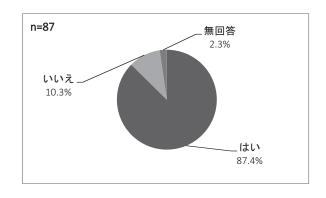
Q1-4.3: H27 年度の全相談件数の、生活保護受給の有無の内訳を教えてください。[\_\_件] /不明 (N) Q1-5: 貴センターはホームページをお持ちですか。(SA)

		回答数	%
全体		87	100.0
0	50 件未満	32	36.8
50	50 件~100 件未満	12	13.8
100	100 件~200 件未満	6	6.9
200	200 件~300 件未満	5	5.7
300	300 件~400 件未満	1	1.1
400	400 件~500 件未満	0	0.0
500	500 件以上	9	10.3
	無回答	22	25.3
平均値			190.69
合計値 12395.		2395.00	
標準偏差 34		347.13	



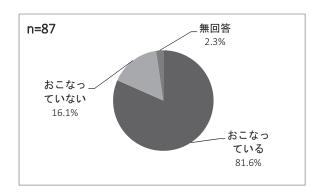
#### Q1-5: 貴センターはホームページをお持ちですか。(SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	はい	76	87.4
2	いいえ	9	10.3
	無回答	2	2.3



#### Q1-6: 貴センターでは、ホームページ以外の広報活動をおこなっていますか。(SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	おこなっている	71	81.6
2	おこなっていない	14	16.1
	無回答	2	2.3



## Q1-7-1.1: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/1 つめ 媒体

広報紙・機関紙・センター便り等の発行(20件)

広報チラシ (10件)

リーフレット (8件)

パンフレット (8件)

行政の広報紙への掲載(6件)

子育て講演会、研修会等(6件)

インターネット (SNS) (3件)

保健センター、市町窓口掲示、教育委員会・民生部(計3件)

新聞 (2件)

ニュースレター (2件)

NTT タウンページ (1件)

市内の各幼稚園、保育園(1件)

子育て支援連絡会議(1件)

パネル展示(里親支援)(1件)

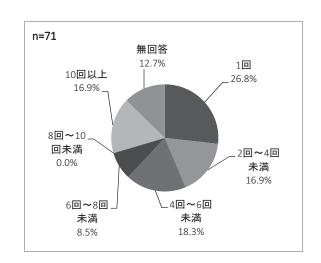
映像広告(1件)

家庭児童相談連絡会(1件)

乳幼児健診(1件)

# Q1-7-1.2: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/1 つめ 年間回数 [\_\_回](N)

		回答数	%
	全体	71	100.0
0	1回	19	26.8
2	2回~4回未満	12	16.9
4	4回~6回未満	13	18.3
6	6回~8回未満	6	8.5
8	8回~10回未満	0	0.0
10	10 回以上	12	16.9
	無回答	9	12.7
平均値 16.5			16.52
合計値 1024			1024.00
標準偏差 90.			90.98



### Q1-7-1.3:【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/1 つめ 内容

子育てガイド、母子手帳、市教育委員会広報紙などに相談機関として掲載。

地域の新聞やミニコミ紙に福祉関係の相談機関としてのせて頂き紹介してもらっている。

有料の広告掲載

市役所、病院、適応指導教室、スーパー、調剤薬局への掲示依頼。他、要対協での配布依頼。

児童相談所担当地区 2 市 11 町村の小・中学校新入学生分のパンフ・カードを市町村教育委員会へ 配布を依頼

管内各小中学校及び保育所の児童・生徒への当児家センパンフレット配布

当センターや子育でに関する記事を作成し、ホームページに掲載の他、地域の保健センター、郵便局等にて配布。また「親子ひろば」訪問時、保護者へ配布。

保健センターにリーフレットを置き、市民の方に気軽に手に取っていただく。

市内全域にある小児科や児童館、母子が多く利用する施設への配布

商店街のイベントにオレンジリボンキャンペーンとセンターの活動についてブースを設け出展

市内全戸に配布

関係機関に掲示

児童虐待防止、里親について、子育てについてなど

相談経路についての流れをわかりやすく表にしています

当センター主催の市民向け講演会を開催した。

年始始め又は必要時に配布

イベントのお知らせ、子育てのアドバイス等

こども課に配布依頼を行い、各幼稚園、保育園の延長会議の中で紹介をして、全児童分パンフレットを配布。

センターのパンフレットをイベントや機関に配布

里親関連のイベント、主催の子育てセミナー、研修会などで配布

市のこども家庭課・健康課が、地域の虐待防止ネットワーク構築の為に、保健所・社会福祉協議会・ 子育てサロン・子育てリラックス館・地域保健推進員・主任児童委員を対象に開催する連絡会議で、 児童家庭支援センターの活動内容を説明した。

子育てに役立つイベント情報や知恵などをセンターの広報も兼ねて小中学校、保育所等を通じて家 族に配布

9月市生涯学習センター(青少年フェスタ)、10月商業施設、10月デパート(通路に展示)

夏と冬、近隣の幼・小・中全ての家庭に配布。季節のコラムの他、センター業務の紹介。

地域講座、子育て支援情報、児家センの相談案内、心理士より子育てのヒント等

児童福祉や子育で情報などを記載した広報紙を市内の関係機関へ配布

市内の子育て相談機関のイベントにて」、チラシを一般の方へ配布。

関係機関の窓口に配布

クリスマス親子コンサート (虐待予防を啓発)

映像などで各センター紹介

児家センパンフレット

ショートステイ、サロン

児家セン入口情報コーナー、同一建物内保育園、地域子育て支援センター (区内 9 ヶ所) にて配布。

センター主催の地域交流事業開催案内を関係機関に置いてもらっている。

センター長挨拶、地域交流事業報告、イベント開催のお知らせ、絵本の紹介など

市ふれあい広場でちらし配布

「便り」を隔月に発行。発信先、幼保、小中学校、関係機関等 350 部

センター独自ではないが、本体施設の園だよりにセンターの活動内容を記載している。

センターの概要説明と相談内容の概略、町内 1600 戸全戸配布

児家セン活動報告など

センターの活動紹介や地域の子育てに関する情報提供、行事の案内等

月一回ペースで近隣の児童館や図書館、保健センター等に置かせてもらっている。

相談機関一覧にて紹介

各関係機関・学校へ毎月号の児家センの広報誌を郵送・訪問で配布している。

児童家庭支援センターの紹介、施設の紹介など

母子手帳の中へチラシを入れてもらう

センター開設のお知らせ

「みなみ子育てガイド」市・区子育て支援団体、機関紹介において、子育て相談・子育てサロンあそ び場を広報

子育て支援センター、病院、児童相談所等にパンフレットを設置する。

関係機関への配布、パンフレットコーナーへの設置

当センターが行っている子育てサロンの情報を中心に地域に向けて発行している。

市子育て支援部会の発行する子育て情報誌に広場事業、講座案内、相談事業について掲載

2ヶ月毎の支援センターの行事予定

子育てプログラムの案内、報告。里親啓発活動の案内、報告

事業内容を地域の人々に知ってもらうことを目的に機関誌を市役所や病院等に設置

機関の機能紹介、広場案内、心理士、相談員からのコラム

毎月のイベントや相談等の案内

年度始まりに、各市町村の関係機関に、当センターの活動内容を示した資料とチラシを持参して、 説明する。

「ふれあい人権フェスタ」にブースを出展し、来場された市民の方々へ周知

地域の子育て中の方、子育て支援に関係する方などを対象に講演会を開催しそこでセンターについても紹介

主任児童委員に向けて、児家センの紹介

相談業務、子育て支援についてのお知らせ

2か月に1回広報誌を発行し、関係機関、町内、児童館等に置いてもらっている。

各種グループワーク活動やイベントの紹介

イベント (福祉祭、学園祭)、校長会、園長会、民生委員会

さまざまな会議において、資料の中に入れて頂き周知をはかっている。

当センターが関わるあらゆる研修会等で主旨を説明し配布しています。来所される子どもさんとご 家族にも同様にお渡ししています。

地域の関係機関職員に対して、外部講師による研修会を実施し、その際に当センターの紹介も行った。 センターのパンフレットを配布物と一緒に配ってもらう。

児童家庭支援センターの開設、事業内容の周知 (無認可保育所、産婦人科、小児科病院、療育機関、 子育て施設、学校関係等)

関係機関への郵送・配布

法人のホームページで施設紹介

## Q1-7-2.1: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/2 つめ 媒体

市地下鉄駅パネル

電話相談案内カード

ポスターの配布

近隣町村の子育て支援センター

「親子ひろば」訪問

相談カード

IR タワーピラービィジョン

チラシ

市町職員から当センターのパンフレットを配布

広報チラシ

子育て講座でセンター紹介

広報活動

市内の各小中学校

県児童家庭支援センター大会

パネル展示

講座

当センターリーフレット配布

県児家セン大会

子育て短期利用事業 (デイステイ、ショートステイ) 案内チラシ

ちらし

回覧文書

社協だより(所開)

電話相談案内、新聞掲載

市子育て応援紙

地元・コミュニティ FM ラジオ

パンフレット

児家セン主催の一般家庭向け講座(市委託事業)

機関誌

子育て情報誌子育てナビゲーション

子育て支援 MAP

メール (メール登録者へのイベント案内)

インターネット (facebook)

チラシ・ホームページ (市町の)

講演会の開催

要保護児童対策地域協議会

行事案内葉書

PR活動

市福祉・保健まつりでのPR

ポスター

訪問

(市の健康福祉祭りで)パンフレットの配布

市の広報誌

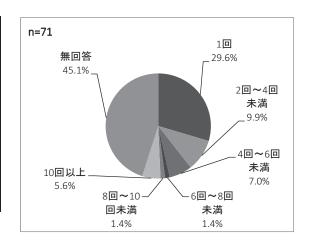
市町村の広報誌に掲載

リーフレット

通信紙

# Q1-7-2.2: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/2 つめ 年間回数 [回](N)

		回答数	%
	全体	71	100.0
0	1 回	21	29.6
2	2回~4回未満	7	9.9
4	4回~6回未満	5	7.0
6	6回~8回未満	1	1.4
8	8回~10回未満	1	1.4
10	10 回以上	4	5.6
	無回答	32	45.1
平均値			5.77
	合計値		225.00
	標準偏差		16.33



### Q1-7-2.3:【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/2 つめ 内容

虐待予防・防止に関する相談窓口として掲載。

担当地域(管内)の小中学校にカードポスターを配布している。

児童相談所担当地区2市11町村の役場へ持参し掲示を依頼

年度始め4月と虐待予防期間11月に予防関係講話・パンフレットの配布

地域の子育て支援センター主催の、就学前の子と親を対象としたひろば (15 か所) に年各 2 回訪問。 センターの活動や職員について知ってもらう。

来所された方にお配りし、電話をかけてもらえるように渡すことが多い。

ピラービィジョンにオレンジリボン啓発活動の広告と当センターの相談電話番号の広告

センターの年間活動予定等のチラシを市役所、保健センター等に配布

市町職員から必要と思われる父母に配布する。

子育てがうまくいかなと悩んでいる母親のためのメンタルケア講座、子育て練習法の講座

市教育委員会に配布依頼を行い、小学生は4年生、中学生は1年生の全児童にパンフレットを配布

県内の児家センが主催となり、県内の要保護(要支援)児童対策に関わる機関を対象に、子どもたちの家庭・地域生活を支え、児童虐待の発生を防ぐために、基調講演や事例発表の中で児童家庭支援センターの働きを説明した。

里親制度のパネル展示の中に相談(支援)機関として掲示。本体施設の里親支援専門相談員と協働。

専、地域講座、子育て講演会、親子で参加型のコンサート

リーフレットを各関係市町村、施設へ配布

児家セン大会を開催し、関係機関への周知を図る

行政機関・病院・地域子育て支援センターへパンフレットの配布

担当地域行政窓口に置いていただく。

市内大型スーパーでちらし配布

地元地域の町内会回覧文書毎月発行。内容は主に子育て支援の情報提供

センターの概要説明と相談内容の概略、町内 1600 戸全戸配布

電話相談案内

相談機関一覧にて紹介

市の子育てハンドブック相談窓口一覧に毎年掲載

センター開設のお知らせ

パンフレットを作成し、市内の妊婦や親子が自由に見れるよう子育てサロンあそび場に置くと共に 関係機関に常設配布している。

参加者に児家センについて紹介し、パンフレットを配布する。

里親登録者に対し活動報告等を発行している。

市子育て調整委員会の発行する子育て情報誌に広場事業、講座案内、相談事業について掲載。

電話相談、来所相談の所在地、電話番号、受付時間、「赤ちゃん広場」の所在地、電話番号、時間。

子育てプログラムの参加募集

随時、イベントの案内や報告

各関係機関の窓口に当センターのチラシを設置したり、各市町のホームページに掲載してもらっている。

2年に一度、当センター主催に講演会を開催し、参加者の皆様に周知

センターの取り組みについて説明

子育て支援についてのお知らせ

5月の児童虐待防止月間にスーパーで紙風船の P R チラシや児童虐待防止のチラシ、風船を配布する。

住所、連絡先の入ったオレンジリボングッズを参加市民に配布しPR

関係機関に配布し、掲示して頂いている。

地域の妊産婦無料相談にて、関係支援機関の挨拶(紹介)に参加。

活動を通した啓発をしています。

市が主催する健康福祉祭りにおいて、当センターのパンフレットを配布した。

広報誌にセンターの紹介をした記事を入れてもらう。

児童家庭支援センターの開設、事業内容の周知

関係機関への訪問配布、会議等での配布

通信紙を発行し、関係機関・保育園や学校等へ配布。

Q1-7-3.1:【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/3 つめ 媒体

市町村ホームページ

本体(施設長)

ステッカー

講演会でセンター紹介

広報活動

児童相談所管轄内の市町村

パネル展示

児童家	庭支援セ	ンタ	一大会

パンフレット、ちらし

県児家セン大会開催

ポスター、パンフレット

揭示

センターちらし

地元、フリーペーパー2誌

パンフレットの配置

リーフレット配布

法人広報誌

ミニカード

子育て支援団体広報誌

市であった行事

ポスター

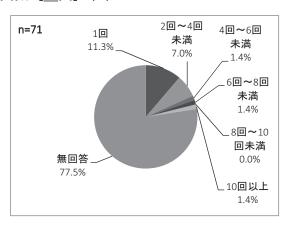
研修会開催

パンフレットの設置依頼

街頭における広報活動

# Q1-7-3.2: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/3 つめ 年間回数 [\_\_回](N)

		回答数	%
	全体	71	100.0
0	1回	8	11.3
2	2回~4回未満	5	7.0
4	4回~6回未満	1	1.4
6	6回~8回未満	1	1.4
8	8回~10回未満	0	0.0
10	10 回以上	1	1.4
	無回答	55	77.5
平均値			2.59
合計値			41.50
	標準偏差		2.50



## Q1-7-3.3: 【Q1-6 で「1. おこなっている」と回答の方】ホームページ以外の、具体的な広報の方法についてお教えください。/3 つめ 内容

市のホームページに子どもに関する相談窓口として掲載されている。

地域の子育て中の保護者を対象に、虐待防止のための講話会を実施。

地下鉄の 90 車両にオレンジリボン啓発活動及び当センターの相談電話番号を印字したステッカー を掲示

一般向け、援助職向けに子育て法の講演。

児童相談所管轄内の一市五町の役場を訪問して、各幼稚園、保育園に配布依頼

青少年の日フェスタ (9月)・商業施設 (10月)・デパート (1月) に児童家庭支援センターの活動 内容を紹介した。

関係機関を対象に、児家センの周知を図ることを目的とするもの。事例発表等を通し、児家センが どのようなケースにどのような働きで対応できるのか、また、その中でどのような機関との連携が 考えられるのか、皆で共有し、今後の連携を図るきっかけとする。

講座案内ちらしを市町村関係部署に配布、地域のイベントやフェスタにてパンフ配布

関係機関へ向けた講演会、シンポジウム提言など。

パンフレットの配布

オレンジリボンたすきリレー、各区役所の子育てフェア等でポスター等の展示やパンフレットの配布

区子育てフェスタ内ブース、市内児家セン合同イベントなどで事業紹介する掲示物、スライドショーを行う。

連絡先、地図等を記載したパンフ。関係機関窓口配置、会議、視察等の機会に配布・説明

センター開設のお知らせ

産婦人科、市町村の保健所に妊産婦支援のパンフレットをおかせてもらっている。

保健センターの訪問時に配布をお願いしている。

事業報告、イベント報告

児童館などへの派遣相談の際に、子育て中の保護者の相談に応じながら、当センターの連絡先が書かれたカードを手渡し、相談しやすい雰囲気づくりを心がけている。

行事のお知らせ

市民センターにポスター掲示

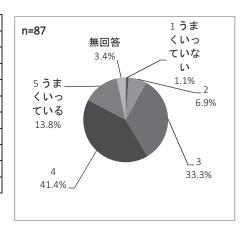
市民対象の公開研修会、里親・専門里親研修会

関係機関や地域(スーパーや銀行等)にパンフレットを設置依頼し、周知を図った。

児童虐待防止推進月間期間中、街頭にてセンターのチラシ等配布

#### Q2-6 ①: 貴センターと市町村との連携はうまくいっていると思いますか。(SA)

			回答数	%
	全体	(加重値)	87	100.0
1	1 うまくいっていない	(1)	1	1.1
2	2	(2)	6	6.9
3	3	(3)	29	33. 3
4	4	(4)	36	41.4
5	5 うまくいっている	(5)	12	13.8
	無回答		3	3.4
平均值 3.62				
	合計値 304.0			304.00
標準偏差			•	0.86



### Q2-6②: 貴センターと市町村との連携で回答した数字について、その理由を少し詳しくお教えください。

個々のケースについて連携し、役割分担しながら疎通ができている。

それぞれの市町村とケースについて連携はとれており関係は悪くないが、センターによる継続的な 支援に結び付けることができていない。

お互いに必要時に連絡を取り合い、連携に努めている。ただ、市町村によってはその課によって、 取り扱う業務の違いなどにより、担当窓口が異なり、連携が図りにくい場面もある。

必要に応じ、随時連絡、調整を行っているため、おおむねうまくいっていると思われるが、連絡会議など日常的な情報交換は行っていない。また、要対協への参加も1カ所のみに留まっているため3とした。

児家セン設置の地元の市とは教育委員会をはじえ子ども支援課、保護課等連携は取れているが、他の市町村からの依頼等はほぼ無い。

市町村の担当者との連携が良好で、スムーズな動きが周辺に波及している。一方、現担当者が交代した場合の協力体制に不安がある。

設置されている市とは連携がとれているが、管内の他の市町では連携の機会自体があまりない。年 1回、市町担当を訪問し、当センターの業務や実績についてご理解いただいている。が、遠距離や 予算不足等の問題があり、利用にはなかなか結び付かないのが現状。

「うまくいっていない」とも「うまくいっている」とも判断しかねます。行政の方の異動により、 対応に差が生じることもありますし、とてもきびきびと動く方もおりますし、3を選択します。

市を(児童相談所)中心として各区に家庭児童相談室を設け虐待等の相談窓口を置いているが、市と区の支援の情報共有や管理進行の面で温度差があり、そうした行政的な背景から、市町村とセンターとの連携も疎通性に乏しい。

乳児院付置センターなので、乳児のみに対応するセンターだと思われており、市町村から乳児以外のケースの相談は全くない。当センターの PR 不足か?

委託事業等を通して気になるケースについて話ができる関係にありますが、市役所職員によって対応が異なってしまうこともあります。

顔の見える連携ではあるが、要対協の全ケースの情報は入っているものの、個別ケース会議への出 席依頼はあまりない。

子育て支援会議で、お互い顔を知っているということが大きいです。細かい情報をやりとりすることで、支援の形がはっきりすると思います。

要対協における研修や視察などの事業を市から委託されており、信頼関係が築けている。また、複数の市の福祉、保健、教育の担当課からの支援の依頼を頂くなど、相互の連携協力が行えている。一方で各担当課をつなぐ連携はうまく機能しておらず、長中期的な地域支援ネットワークは未整備であり、今後のセンターの課題でもある。

各市町村児童福祉担当課とは、日常的に情報交換、または個別支援会議開催の必要性に応じて、招 集調整の依頼をしており、連携が図れている。必要な情報も預けており、関係は良好。更なる要保 護世帯への積極的な介入の役割をお願いしたい。

連携がうまくいっていることとして、ショートステイ、トワイライトステイ利用に関するケースは多くの情報をやりとりできる。しかしその他、児童虐待・要支援・要保護相談に関して情報(ケース)を持ちかけられることはほとんどない。ケース相談やケースに関する情報がより入ってくるよう県や市町に広報や効果的な支援となるスキルをアピールしたい。

市からケース照会があったり、事例検討への参加もあった。市町の求めに応じる事業も増え、連絡 調整もスムーズにできている。

主となる市子ども家庭課が連絡・調整をこまめに行ってくれるので、支援方針や情報共有がうまくいっている。

当センターで取り扱ったケースの相談を実施しているが、定期的に実施していない。要保護児童対策地域協議会実務者会議で、現在は事足りている部分である。

市町村が必要と考えるときに、センターを紹介したり、同行の訪問や面談などの連絡・相談があります。当センターの業務を理解しての連絡や相談だと考えています。センターからの助言の真意がうまく伝わらず、時折、打ち合わせと異なる動きがでてくることはあります。

市町村の関係機関からの紹介ケースが増えています。市町村の各機関と対象者との個別の相談にプラスして、児家センの機能を利用しようとする動きがあるようです。市町村との連携は欠かせない 状況になっています。

関わる市町村の数が多いため、連携がうまくいっている、いっていないの差が大きい。連携がうまくいっている市町村とは、情報の共有や合同での保護者面接をしている。また、児童福祉の分野だけではなく、母子保健や教育の分野とも連携ができている。

うまくいっていると言えないが、うまくいっていないとも言えない。

当センターは、市町村を最大のケース供給先として重視している。従って、市町村へのアピールに力を入れてきた。その成果として、市町村からの認知は高まり、連携を要請することが増え、今や一番の取引先となっている。しかし、そのパイプは常に不安定な面を抱えていると感じている。なぜなら、市町村のワーカーのさじ加減や技量、ケースワーカーのセンスに拠るところが大きいからである。地域社会資源を積極的に活用し、多角的な支援を行っていく「ソーシャルワーク」を基盤に持っているかどうかが重要な鍵となると考える。

ケース化していく関わりの依頼が市町村関係から来ることが多い。またショートステイ等子育て短期支援事業の受けいれ窓口としてケースに関わりが増え、市町村との情報共有や会議への参加などから、やりとりも多く、連携が良好と感じる。

市での相談窓口(心理等)の予約が先にならないと取れない時や、センターの専門性を頼りにケースが回ってくることがある。市から回ってきたケースについては、必ず経過報告やフィードバックをし、連携を図りながら支援にあたっている。一方で、関わっていたケースでも、関係者会議に呼ばれなかったことがある。

ケースに係わる関係機関として情報交換を定期的に行いアセスメントしあって次の関わり方を考えることができているものもある。

当センターの設置市との連携はうまくいっていると感じる。来年度(29年度)からは要対協の進行管理連絡部会にも参加予定。しかし、隣接する他市との連携については、まだ至らないところがある。市と当センターが同じケースを共有して支援出来れば、他市とも連携を強めることが出来ると思う。

役割が明確であり、うまく連携できている市もあるが、児家センがかかわるなら任せると言って手をひく市もある。人口・虐待対応件数が多く、多忙な市は、他機関がかかわるのであれば、市としてより重篤なケースをやりたいのだと思われる。

市町村によって対応の違いがあります。紹介時点での情報提供の有無や日々の情報交換の密度の違い等があります。

行政の対応する人により、差が大きく、同じ区役所内でも次のケースにはつながらない。児家センの機能の周知が足りておらず、管轄エリアの保健師・児相のワーカー1人ひとりに理解してもらえていない点。しかし、市から児家セン機能等の周知はこまめにしてくれているのだが…。

市内での児家センの役割が不明確なため、市町村の担当(保健師)の児家センの役割が統一されていない。

身近な地域の相談機関として紹介くださる行政の保健師とのつながりがケースを介して少しづつ出来てきている段階である。児家セン側からの情報共有が多く、活発な連携には至っていない。

ケースワーカによって対応の仕方や連絡のとりやすさがちがう。そのため、スムーズに進むケースと進まないケースがでてしまう。

担当者レベルではおおむね良好な連携をはかれていると思うが、その機関全体に児家センの業務内 容の理解がすすんでいないと思われるので

児家センの役割が明確化されていないため、市町村としても具体的なオーダーをすることが難しい のではと思われる。

関係性は良いが、関わりの度合(頻度)が低い

福祉事務所・家庭児童相談室へ毎月1回訪問し、困難ケースのコンサルテーションを実施している。 それにより、ケースの共通理解や互いの役割を日常的に確認することができる。

両市(A市・B市)担当課(家児相含む)との役割分担の明確

○・ケア会議の開催等の連携(○は字が読めず…)

要対協での意見交換、協力

- 1. 当センターは管轄町村数が多く、区域が広範囲である。遠方町村との距離があるため、会議等に出向くのに時間がかかる。遠方町村では、本体施設を利用する子育て短期支援事業の必要性が薄いと判断している町村もある。
- 5. 当センターが町村の子育て支援センターの事務局となっているだめ、加入町村との連絡調整は 蜜に行っている。

要対協に加入している市とは連携が取りやすいが未加入の市町村も多い。加入の申し入れを行っている。

要対協への参加や、ケースについて役割分担、連携が出来ていないわけではないが、市町が多くのケースを抱えており、日々、家庭訪問等の支援業務に追われており、要対協の会議が有効に行われていないと考えている。支援のあり方、役割等について検討する機会がない。

センターが所在する町および近隣の市町村の福祉課・母子保健課・教育委員会からの依頼が多く、 センターのソーシャルワーク力や心理的支援を有効に活用してもらえている。

市の相談室に児家セン職員の机があり、駐在できる体制が整備されている。ブックスタート事業など市の独自事業を協力で実施している。乳幼児健診への支援を行っている etc.

市町によって連携がとれているかどうかに差があるため。

ケースに関しての情報交換がしっかりとできている。

各市に入る相談の中で、心理的なケアが必要と思われるケースやショートステイ、トワイライトステイが必要と思われるケースについて相談員から直接電話が入る。また両方とも当センターからそれほど遠くないため、毎月何回か顔を合わせる機会がある。

管轄している地域には2市9町あり、市の子育て総合支援センターとの連携が取れ、2ヶ月に1度の割合で児童相談所児童福祉司とともにケース検討会を持ち、連携して取り組んでいるが、他の市町とはほとんど関わりが持てていない。

市によってセンターに期待される役割に差異がある。連携状況もうまくいっている市とそうでない 市があり、中間を選びました。

- ・里親普及事業として名古屋市と連携の上、啓蒙活動(講演会研修会)を行っている。
- ・つどいの広場事業として、妊婦や親子交流を行い、不安感の解消と相談に応じている。(足りない 部分)
- ・活動促進観点における指導と助言

市の支援が入る段階で児家センとの連携を検討してもらっており、関わる時期が先でも情報をもらっている。また本体施設での入所・ショートステイ利用も含めた支援のつながりや流れができているところは、うまくいっていると感じている。一方で、要対協ではメインの部会には参加しておらず、児家センを活用してもらっていないと感じている。

運営して間もないため、これから連携を進めていく段階である。

一部の方とはうまくいっているが、連携がうまくいかない(こちらから連絡しないと情報を得られない。)ケースもある。

要対協の参加は3市1町にまたがり、児相からの指導委託もあるが、動機の低い(支援に対して)、 軽度の虐待にぎりぎりならないような見守りが必要な家庭への心理療法等をこちらに頼みたいがつ なげにくい(動機の低さゆえ)とよく言われる。

要対協をきっかけに、気になる児童のプレイセラピーを実施している。役所の担当係長とセラピーで聞く家庭状況を共有し、生保 CW や児相 CW からの支援を促すことがある。特に生活支援を要する家庭においてはより積極的な親支援や、社会的資源の活用が求められるが、情報共有止まりで、中々実際の支援の手が入るところまでコミットすることが難しい。

市町村との関係は良好で、連絡調整などの連携をとりやすい状態にあるが、要対協の参加を含め、 まだまだ社会のニーズを満たしていないところがある。

要対協ケースに限らず、虐待相談では、十分な情報共有ができ、迅速な調査、関係機関との連携・連絡調整を的確に行っていただいている。ただし、担当者によるところもあることや、要対協実務者会には参入できないことが足りない部分である。

市町村としての見立て、アセスメントが不十分なまま。また、イニシアチブをどこが持つかの協議がなされないままケース委託をされることがある。

顔のみえる関係で必要に応じていつでも連携をとれている。ただ、9区ある全てが同様ではない。

四市三町とやりとりをしているので、それぞれの市町で異なるが、要対協の会議等に出席することで連携を図ろうとしている段階です。

地域のニーズに合わせて、臨機応変に対応

市町や機関によってばらつきはあるものの、個別ケースの紹介、情報共有、会議への出席などが増えていることから、4を選択。ただ、うまくいってないケースもあるのが、今後の課題である。

市町村から依頼される事業がここ数年増えてきており、市町村職と話し合いながらケース対応に当たったり、事業を展開したりできている点から連携がうまくいきつつあると思われる。一方で、担当 CW によって支援方針が違うためか、うまく役割分担することができないこともある点については今後の課題としてあげられる。

市からケースの紹介があったり、こちらが気になることがあるとすぐ電話で連携がとれ対応してもらえる。またこちらから新しく取り組もうと思うことを提案・協力依頼させてもらうと、しっかり協力してもらえ柔軟な対応・連携ができているので。また、お互いのケースの相談も気軽に行えている。

子ども、家族を支援する上で、地域のネットワークをつなぐ必要があるがとてもスムーズに連携が とれる

情報共有はできているが、市町村とのすみ分けができていない。

おおむね連携はうまくいっていると思われるが、要対協のケース会議は関係のある家児相、教育委員会の三者で実施しているため、他の関係機関との連携が足りない。

細かく連絡を取り合い、役割分担をしながら支援が出来ていると思うから。

市町によって連携がとれているかどうかに差があるため。タイムリーな情報連携のしかたに善し悪 しがある。

県内で1ヶ所という事もあり、児家センの内容等の理解がされていない。

近隣 10 市町村の要対協のメンバーに入っている。特にセンターが設置されている地元の市町村は、 顔を合わせる機会も多く、お互い相談がしやすい雰囲気があり、連携がとれている。反対に、要対 協ケースに本体施設児童の入所がない場合などは連携が十分でない面もある。

日々、支援している家庭の情報についてやりとりしたり、個別でのケース会への参加をしたりして連携がとれていますが、大事な情報の連絡がお互いに抜かることがあります。

当センターもその家庭への関係機関であるにも関わらず、様々な情報を提供してもらえない。行政の中で話しが進み、事後報告もない。また、こちらが連絡し、うかがわなければ動かないケースもある。

連携がとりやすく、情報共有がスムーズ。お互いに役割分担できるところ。

行政区によって多少の差はありますが、いずれにしても基本的な協力関係はできていますので、過 不足なく連携・支援は行えています。

市からのケースの紹介などは年間数ケースあるが、相談意欲がない保護者とうまく関係がとれず、 当センターが主担当機関になりえなかったケースもあるため

- ・家庭支援、貧困家庭への社会資源利用について
- ・個別支援ケース会議への参加等の依頼
- ・地域支援が必要の際、市町村中心として支援を行ってもらえている。

市町村の要対協の会議等にはセンターの職員が一員として参加させて頂けるようになったが、個別ケース会議への参加の要請は少ないのが現状であり、ほとんどのケースの詳しい現状がわからないため。

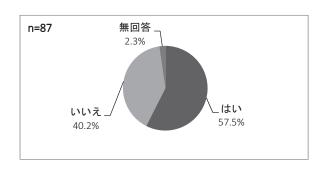
ニーズに答えきれていない部分がある。市がセンターにしてほしいことはたくさんあると思われるが、対応しきれていないと思われる。

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)で受け入れをして見えたこどもの様子、 保護者の様子を市町村に伝え、その後の支援の参考としてもらっている。

- ・特に気になるケースに関しては、定期的に情報共有し、役割分担し、支援しているため。
- ・年4回市町村連絡会を開催しているが参加率が低い。
- ・重なるケースの場合、同行訪問や他機関 (SSWr等) も含め情報交換の場を随時設けている。
- ・人事異動等によりケースの引き継ぎがうまくなされていない事がある。

#### Q2-7:市町村の職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していると思いますか。(SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	はい	50	57.5
2	いいえ	35	40.2
	無回答	2	2.3



## Q2-8:【Q2-7で「2.いいえ」と回答の方】市町村の職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していないと思われた理由は何ですか。

「児童家庭支援センターはこのような業務ができます」と積極的にアピールをしていないため。

当センターは地域から発達・心理検査によるアセスメントを求められることが多い。近隣市町村の中には、"相談支援機関"というよりも、"検査をしてくれる所"という認識が根付いている所もあり、 児家センの業務内容が十分理解されているとは言えないため。

多くの市町村の要保護児童対策地域協議会の構成員ではなく、市町村からのケース会議等への出席 依頼がない。

児家センの認知度が低く、センターの専門性が理解されていないため。または、専門性が低く評価 されていて連携が進みにくい。

「当センターではどのようなことを行っていますか」と尋ねられることがあります。(特に人事異動の時期に多いです。)

市や区、特に市(児童相談所)は、センターを従属機関と捉えているため。

児家センが重要なパートナーであることは理解されている。しかし実際の業務ではケースを丸投げされるか、ショートステイなどの子育て支援サービスの一つとして部分的にまかせられるかである。 児家センは市町に対して協働するメリットをもっと理解してもらうようアピールする必要がある。

「Aこども家庭センター」の業務については理解いただいていますが、「児童家庭支援センター」という社会福祉施設であるという認識はうすいようです。

現場の職員の方の理解と上の立場の方の理解には差がある。また、現場の職員の方も、連携している部分の業務内容は理解してもらっているが、業務全体までの理解は難しい。

なんとなく理解はできていると思う。誰に声をかければいいのか分からず、声をかけるまでのちょっとした壁があると感じるから。

ケース連携したワーカーは理解してくれていると思うが、それ以外のワーカー理解度はあまり高くないと思う。

- ・児家センはショートステイを受ける機関だと認識されている印象がある。
- ・子育て相談の中でも、専門性を要する内容にも対応できるという周知が届いていない

相談を受ける専門的なところという漠然としたイメージを持っているようなところも見受けられる。例えば心理士が何をしているのか具体的に知らなかったり…。プレイセラピーって何ですかと聞かれる。

開設3年目で実績が少なく、何ができるのか伝えられていない。人口・虐待対応件数の多い市は管理するだけでも多忙のようである。

年間に何度も説明しているが、一人ひとりの理解が欠ける。そのため課題のある家庭が振り回されることが多いため。

児家センが担当するべきでないケースを押しつけてきたり、こちらへの情報提供なく、勝手に紹介してくる。

心理職の対応する「プレイセラピー」について、行政の情報誌に「療育を行う」と記載されていた。 行政の発行物の相談機関のリストに児童家庭支援センターがはいっていないものが多い。

子どものおあずかり所だという認識しかないと感じる多くあるため。

児家センを知っている職員がいたりいなかったりするので職員によって差がある。またある市の場合には市町村にも社会福祉職の専門職がおり、児家せんよりも経験豊かな相談員が多くいるため、業務として重複しており、児家センの役割が見えにくい。

- ・乳幼児検診への同席を希望したが、乳児の人数が少ないため、大人の人数ばかり多く、子ども達が圧倒されてしまうとの理由で断られてしまった。
- ・一部の町村で、当センターが関わっていたケースの個別支援会議(要対協)に参加させてもらえなかった。

業務内容は理解していても、どのような利用価値があるか理解されていない。

ショートステイ委託先という認識が強い

おおむね理解はしていただいているが、児家センの業務をよく聞かれることがあるため、十分に周 知されてはいないのではと感じる。

市内組織でいう子ども福祉課・虐待予防対策室職員の中においても認識の部分で温度差がある。他市職員レベルでみると、普及事業等への参加は全くない。

当センターがどんな業務をしているのか一部の方には理解があるが十分ではない。

業務の幅が広く、関わり方も様々なため、断片的な理解しかなされていないと思うため。要対協で繋がっている関係機関は子育て支援業務をしていることを知らないし、子育て支援で連携している機関は、それ以外(里親支援等)の業務も範疇だと把握していない可能性が高い。

職員によっての理解度が違う

毎年、年度初めに説明しなければいけないので。

相談機関であることは知られているが、市町村のバックアップをする専門相談機関として認識されていないように感じる。連携しながら一緒に対応してほしいと当センターから依頼することはあっても依頼されることが少ないことも理由の一つである。

うまく連携をとらせていただいてますが、センターの業務全部を理解しているとは思わない(全部を知って活用してもらっているという感じがしないし、必要なところを活用してもうえば良いと思うので)また、市町村の職員から何ができるのかたずねられるので。

地域、部所によってばらつきがある。

PR不足。個人情報保護法との関連もあり、連携も難しい。

市町村の職員から、業務内容についての説明を求められたことがあったからです。

日々、密に連絡を取り合っている市町村の職員は理解がありますが、あまり連絡を取っていない市町村の職員への理解はまだされていないと感じます。

依頼ケース数の少なさ。直接「どういった機関なのか?」を問われることもある。また、児家センの事業と、市町村のコーナーの事業が重なることもあり、役割が一致していることで、センターの機能が下がる。

職員によって理解してくださっている方もいるが、児童家庭支援センターの法的位置づけや持っている機能など専門的役割としての要請は少なく、十分に理解してもらえているとは言い難い状況である。

## Q2-9:【Q2-7で「2.いいえ」と回答の方】市町村の職員の児童家庭支援センター業務への理解が進むには何が必要だと思いますか。

児童家庭支援センターの業務内容の積極的な周知活動。

市町村との連携・協働を常に念頭に置きながら、日々の業務を着実に行い実践を積み重ねること。

業務内容を含め児家センの周知をより積極的に市町村へ働きかける。又、児相に同伴を願い市町への働きかけを同時にお願いすることも必要かと思う。

センターの機能や実践の成果を自らアピールし、市町村の理解を得る努力が不可欠。

児童家庭支援センター側で、市町村の職員の方にわかりやすく説明したり、実際に支援するときに 両者で協働していくことがもっとあっても良いのではないかと思います。

市町村が児童家庭支援センターについて適切に理解し、ソーシャルワークとしての支援を進めていくため協働していくこと。(特に市町村の支援がソーシャルワークとしての支援として成熟する必要がある。)

児家センと協働することでケースが進展するためには、児家センと市町がもっとケースについて話し合う必要がある。また要対協・調整機関(市町の児童福祉担当課)に多くの情報が集まるが、ケースのマネジメントの判断も調整機関のみが行っている(児家センにはケースの情報は入ってこない)。調整機関は児家センを含め、多機関による会議にしてもよいのではないかと思われる。

日々の業務の中で、市町村職員は「センターにこの部分の協力を求められる」と認識してくれていますが、「児童家庭支援センター」という枠組としての理解ではなく、法人として考えられています。 児家センについての説明もしていますが、市町村がとらえるところは、実際の業務についてです。 市町村に対して、児家センという制度を周知するような説明会があればと思います。

広報活動、個別ケース対応の連携、委員会や会議への出席などを地道に続ける。特定の業務内容だけでも認知されることで、他の内容でも意見や協力を求められるようになると思われる。

お互いの顔が見える関係になり、実際にケースで一緒に活動することで、何が出来て、何が出来ないのかが分かってくると思う。

センターが提供できる支援メニュー、センターへのオーダーの出し方など、より具体的なセンター の活用方法を、市町村や児童相談所ワーカー等の専門職向けに分かりやすく説明していく必要があ ると感じている。

ケース検討の機会を設け、それを通して児家センの機能や役割(出来ることや働き)を発信していく。

児家センがしている業務について具体的に丁寧に説明していくことが必要である。

地域支援として、どう連携していくのが良いのか、一緒に話し合ったり、研修等で学びあったりすること。日々の支援について、ケースをとおして、お互いができることを伝え合うこと。顔を合わせること。

- ・草の根運動による説明
- ・どこの児家センも「これが児家センだ!」と言えるものがなく、なんとなく何でも屋になりつつあるので、1つでも明確なものを打ち出すことで変わるのではないかと取り組み中。 事例による説明。

児家センの位置づけ、役割を明確化させる。

顔を合わせて話す機会が増える事が大切だと思う。実際のケース対応や事例検討会などで、児家センがどのような取り組みが出来るかを知っていただく。

- ・児家センについて学ぶ場
- ・児家セン職員のカンファレンス参加

定期的な連絡会を実施し、双方の業務理解、顔の見える関係作りが必要と思う。

児相、区役所、児家センの三者協議を増やす。ケースのランクを分け、役割分担を明確にする。子 育て短期支援事業を児家センから外す。心理職の強化を行い、児家センの特色を出す。

各町村へ訪問して、児童家庭支援センターの役割について説明する。

児家センの職員が声をあげても状況の変化は難しい。県、国レベルで整理が必要。

相談機関であるということを改めてアピールすること

広報活動を継続して行っていく。

- ・第2種社会福祉事業でかつ補助金運営から義務定経費への脱却。
- ・虐待防止オレンジリボンキャンペーンや里親促進の普及

周知活動をひろげる。受けるケース数が増えれば、理解もひろがっていくと思う。

幅広い業務の告知(チラシなど)、実際の支援の中での連携。

異動もあるため粘り強くアピールを続け、実際にケースを一緒に支援していくことで理解を深めて もらう。市町村の研修等で説明の機会を作ってもらう。

虐待対応研修など、受けられる事の多い研究で、児家センの役割りについて明確に伝えてもらうこと。そのためには必要性や、実績がいるのかな、と思う。

当センター団体が広報の仕方を工夫しなければならないのは当然だが県の主管課が積極的に児童家庭支援センターの周知を図っていただくことが必要と感じている。また、縦割り行政を言われるような管轄内だけの周知ではなく、教育委員会をはじめとする関係部署への周知をしていただくことが重要と考えている。

ケースを通じた協力。支援センターがもっと地域のケースをうけて外へケースワークをしていくこと。

定期的に顔を合わせ、具体的なケースの相談を行う。

市町村の職員の異動、配置替え等もあり、そのつど訪問、説明。コンタクトをとる必要がある。

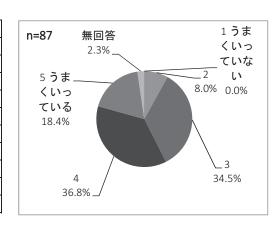
一緒に支援を行う。

#### 広報活動。

市町村の職員に児家センが出来る事を伝えていくこと。互いに足を運び、互いの現状等を理解し、 まずは共に関わっているケースなどから十分に協議する機会を多く持つことが必要である。

#### Q3-1 ①: 貴センターと児童相談所との連携はうまくいっていると思いますか。(SA)

			回答数	%
	全体	(加重値)	87	100.0
1	1 うまくいっていない	(1)	0	0.0
2	2	(2)	7	8.0
3	3	(3)	30	34.5
4	4	(4)	32	36.8
5	5 うまくいっている	(5)	16	18.4
	無回答		2	2.3
平均值 3.6				3.67
	合計値			312.00
	標準偏差		•	0.88



# Q3-1②: 貴センターと児童相談所との連携で回答した数字について、その理由を少し詳しくお教えください。

個々のケースについて連携し、役割分担しながら疎通ができている。

児童相談所から児童家庭支援センターに支援の依頼を受けることはあるが、数は多くはない。こちらからも積極的にケースの依頼をしていない。

毎週児相の受理援助方針会議に出席しているため児相職員との連携をとりやすい。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連絡協議会の実施(年1回)や適宜連絡を取り合い、連携を図っている。2号指導委託や日常の相談を介した連絡、又、一時保護制度の利用など情報共有、情報交換を適宜行っている。

市町村同様、ケース照会や情報提供などは必要に応じ随時行っており、おおむねうまくいっている と思われるが、日常的な情報交換は行っていないため、4とした。

指導委託に関わらず、不登校相談や養護施設退所児の一定期間の見守りなどの依頼があるなど連携 は取れている。又、月に一度児相の受理援助会議に出席している。

児童相談所の援助方針会議に定期的に出席させて頂き、情報共有が図られている。

お互い近隣に位置しており、ケース対応で必要に応じて連携はとれている。また年1回、連絡協議会も行っている。ただ協働する機会は少ない。児家セン設立の主な目的に、県は特に"児相機能の補完"があると認識しているが、児童福祉における自治体の機能の強化等を踏まえた現状では、児家センへ求める機能を、県児相は決めかねていると感じる。本来であれば、児家センの業務やその意義に関し再認識し、示す義務が児相側にはあると考える。また児家セン自身も、地域ニーズを把握し、自らの力量を測りながら何をどこまでできるのか、を児相を含めた地域に示し、活用してもらう努力が更に必要。

児童相談所側でケース概要等把握されている場合も多く、役割が明確となる場合が多いからではないかと思います。

市を(児童相談所)中心として各区に家庭児童相談室を設け虐待等の相談窓口を置いているが、市と区の支援の情報共有や管理進行の面で温度差があり、そうした行政的な背景から、市町村とセンターとの連携も疎通性に乏しい。

乳児院退所後の見守り支援は依頼されるが、それ以外の支援依頼はほとんどない。こちらから支援 を申し出ても断られることがある。

必要があればお互いに連携をする構えはありますが、頻度としては頻繁ではない。

特に管轄の児童相談所とは、概ね、上手くいっていると思われるが、どうしても児童相談所職員の 入れかわりが早く、当センターの業務内容を理解するまでに時間を要する。

指導委託を受けており、定期的に情報交換を行っている。

センターが児童養護施設に併設されているので、情報のやりとりもスムーズになっています。

月1回の連絡会議と年2回の懇親会を開催しており、綿密な情報交換などが行えている。指導委託 についても児相からも提案してもらえる状況になっている。

指導委託もあり、なしに関わらず、日常的な情報交換等の連携は図れている。委託ケースについては、 互いの役割分担を明確にし、必要に応じて連携が図れている。組織として、会議もしくは連絡会定 例会等の設置を検討している。 児相はケースのゴールを読み、ケースの段階とともにきめ細やかなアドバイスや指摘をする。ただ、 児相から持ちかけられるケース数は少なく、どのようなケースが児家センに適するのか見定めてい る状況である。

事例検討等への参加が増えている。

役割の調整や指導委託など、連携が上手くいっていない部分がある。

支援ホーム開設当初から、2か月に1回定期意見交換会として連携会議を行ってきたため、小さなことでも質問・相談しやすく、活動内容も相互に理解が深まってきたと思う。

児童相談所につないだ方が良いと思われるケースがあった場合、気軽に報告、相談が出来る環境に ある。連携をこちらから求めることはあるが、児童相談所からの求めが少ない。

指導委託等、地域でセンターに任せられると考えたケースを紹介されるため、連携はとれている、 と考えています。ただ、ケースの個別の対応をまかされることが中心であり、地域機関全体を視野 に含めた連携は十分ではないと思います。

指導委託ケースについては連携できていると感じています。要支援・要保護家庭、里子支援については新規で紹介されることは、ほとんどありません。

児童相談所が関わっているケースでは、市町村とセンターで連携しているため、センターと児童相 談所が直接やりとりするケースは少ない。

市町村との連携に同じ。

管轄の児童相談所長には積極的にセンターを活用してほしい旨は伝えているのだが、実際にはワーカーからのオーダーは期待しているほど多くない。児童相談所の業務が多忙であるならもっと頼ってくれていいと思うのだが。やはり、これも市町村と同様、ワーカーのセンスに拠るところが大きい。最近は、経験の浅い若手のワーカーが多く、ケースマネージメントという点においても心もとなさを感じる。

- ・指導委託以外のケースでも一緒に関わりを持っているケースもあり、情報共有等やりとりは支障ない限り行い、また、同行訪問したり、保護解除時に支援に関わりを持つという機関として同席したりしている。
- ・市児家センと市児童相談所と2か月に1度くらいの割合で会議を開いている。
- ・足りない部分としては、ワーカによってという部分はあるが、(児家センへの理解として)補っていけると感じる。
- ・児相職員の力量によって連携が進むケースとそうでないケースがある。
- ・情報の共有程度で終わってしまうことが多い。

ケースごとに関わりの濃さが違うので一概には言えないがこちらが情報提供したことや児相の動きについて何度か尋ねないとうまく共有できないことがある。

里親支援における連携はうまくいっていると感じる。ただ、27年度の児相からの指導委託件数は0件である。里親支援以外でも児相と連携をするには、より高い専門性が求められると思う。

保護の必要があるかないかの基準で児相がかかわるかどうかが決まるような気がしている。4つの市と連携しているが、それぞれのかかわり方、要支援、要保護の基準が異なると感じており、どのケースを市に、どのケースを児相につなげるか、居住地にもより、混乱することがある。

情報共有は良くできていると思うが、児相の方針が見えず関係機関の役割が分かりにくいことが多い。

児相の職員により大きな差があるため。児家セン機能の周知が足りておらず、その都度、一人ひとりに説明している。市からも児家センについて、年に何度も説明等もしてくれており、一緒に伺って顔の見える関係となるようには務めている。

児家センから児相へつなぐ場合はスムーズにケース移管ができる。

共有しているケースは少なく、ケースに関する連絡もあまりない。

ケースワーカーによって連絡のとりやすさや、ケース対応の仕方がちがうため、情報共有さえでき にくい所もある。

担当レベルでの連携は取ることができているが、児相全体に児家センの業務についての理解がすす んでいないと思うので

児家センの役割が明確化されていないため、児相としても相談業務として相談がくることはあまりなく、子育て短期支援事業のニーズが高い。児家センを知っている職員と知らない職員がいる。

児相の指導委託が7ケースあり、それについては細かく報告しているが、2号指導委託がかかる場合に、センターまかせになりやすいため、細かく報告をし、役割分担するようにしている。

センター長が、毎週、児相の受理・処遇会議にアドバイザーとして参加している(児家セン業務とは別)。そのため、児相の事例の状況を把握できている。共同して支援しているケースも常時意見 交換が可能である。児相も児家センの利用も相談してくれる。

毎週の児相総合会議に職員が参加

ケースでの連携、役割分担等の協力体制

児童相談所と当センターとの連絡会を月一回行い、情報共有し、連絡を密にとっている。

- ・指導委託ケースは一緒に訪問、面接等を実施している。
- ・委託ケースの件数が増えていく。

当センターの専門性を高めるために児童相談所との受理会議を毎月1回行い、ケースカンファレンス、スーパービジョンを通して職員の相談支援助技量の向上・連携を行っているが、受託指導など、児童相談所からの要請が少ないのが現状である。

概ね良好であるが、児相の担当者によっては、例えば指導委託のケースについて支援をすすめていく中で役割分担が不明確 (任せっきり…)など不安に感じることがある。

施設の入退所にあたってのアセスメントやアフターケアなどとても綿密に連絡をとりあって実施されている。

電話をすれば地区担当職員につながる。ただ距離が遠く直接の対応に時間がかかる。

あまり関わるケースがないことと、委託ケースがないため。

児相からの連絡は直接本体施設に入ることが多く、本体施設の FSW と児相の連携が強い。

児童相談所が開催する全市町の子育て担当課の集まりで、児童家庭支援センターの活動報告をしたり、児童福祉司と虐待対応専門員とともに市町を訪問してケース検討会を開催するなど 10 数年の繋がりでここ数年は連携は取れてきている。

毎週定例の処遇会議出席等、情報の共有ができている。

毎月一回ネットワーク会議を実施し、会議では要支援ケースの情報共有を行っている。児童相談所 と役割分担を明確にして支援内容が有効活用できるよう支援を行っている。 本体施設への入所も、入所前から児家センの関わりがあることや、もしくは退所後の児家センの支援を念頭においてもらうケースが増えており、指導委託も増えてきている。足りない部分としては、指導委託中のより良い報告の仕組みについて模索中であることや、ケースワーカーによって児家センの役割への理解がまちまちで、まだまだ関われるケースがあるのではないかと思うところがあるため。

里親支援については、密な連携がとれていると思われるが、里親支援以外の業務(例えば、地域ケース)は、連携の道筋自体ができていない状況にある。

児相のニーズはあるが、当センターが予算の都合上、先方のニーズに応えられるほどの人員・設備 の充実が難しく対応できるケースに限りがある。

相談電話で、助けを求めてきた母親の状況を電話で知らせたが、事務的な応対で、連絡待ちをするが、再度こちらから連絡をするまで何もなく、また母から連絡があれば知らせて欲しいと言うものの、こちらには連絡はないままであった。

里親に関して、うまくいっていると思うが、児家センとしてはもう少し指導委託を受けたいと思っている。

情報共有や支援の方向性についてはある程度連携できているが、緊急時に全く動いてもらえないなど、対応を任せすぎであることなどが足りない部分である。

- ・年度当初に会議を行い、相互理解を図る機会がある。
- ・児相内のケースカンファレンスに参加させてもらっている。
- ・指導委託を重ねてきた成果もあり、当所の機能を理解した上での連携打診がある。

ここ数年で飛躍的に児相職員の児家セン理解がすすんだ。連携がしやすくスムーズになってきた一方で、異動があるため常に理解を働きかけなければならない。

児相のケース会議に参加させてもらったり、ケースについて助言や相談等必要に応じてやりとりを している。委託先は少ないですが。

困ることがないので。

委託ケースを通して互いの業務理解が進んでいると思うが、委託ケースを担当したことがないケースワーカーにも十分理解されているとは言い難い現状がある。そのことで連携がうまくいかないこともある。

児童相談所 CW によって連携のしやすい方とそうでない方がおられるため。連携しにくい方の中には、課長や係長の指示や意見を優先しすぎてケースバイケースの対応ができないために連携が困難になることが多い。

連絡のとりあい (情報交換)etc. は気軽にできているが、児相からのバックがなかったり、相談・対応のお願いをしても"忙しい"ということで対応が先延ばしか、センターに返ってくることがある。一緒に一つのケースに関わって協力しあえているという感覚が市町村よりかはうすい。

児童相談所からの指導委託(児童福祉法第27条第1項第2号)件数が多い、援助過程で適宜助言、 指導をもらっている。

地区担当の児童福祉司とはケースの共有ができ、SVも受けている。指導委託の件数が少ないので、 児相の信頼に足る機関となっていないのではなかろうか。

指導委託を受けているケースの家庭訪問に必要に応じて児童福祉司も同行している。相談を受け紹介した時は双方連絡をとっている。

月1回援助方針会議に出席し、情報交換をしたり、ケースの事で何かあれば、連絡を取り合い、協力して支援が出来ていると思うから。

双方向でタイムリーな情報連携がとれている。

指導委託を受けていない。認知度が低い。コンタクトが取れにくい。

オレンジリボンキャンペーン等、毎年ご協力頂いており、研修等で顔を合わせる機会も多い。一方、相談業務については児童相談所の各ケースワーカーの児童家庭支援センターの認知度と利用の仕方にばらつきがあるように思われる。

それぞれの家庭について、必要な場合に連絡を入れたり、一緒に訪問をしてもらったりして連携が とれてはいますが、家庭引取の際、うまくやりとりができていない家庭があるように感じています。

ケース委託後の介入がほとんどない。センターにケースを委託した時点で児相としてのかかわりは終了していると思っているのだろうか?連絡が一切ない。こちらとては、今後のかかわり、ケースの終結時期など、センターだけでは判断しかねる事柄について共有したいが、気にならないよう…。

子どもや家族を支援する上で、必要に応じて相談・報告・協力ができています。

指導委託ケースも年々増えており、ケースに応じた連携(方針にのっとった一時保護がスムーズになされたり、家庭環境が変わったことで児相に助言を求めたりなど)が十分になされていると感じるため。

- ・ケース支援についてスーパーバイザーとして対応してもらえている。
- ・児相からの委託ケースの増。その後のアフターフォローで加入してもらえている事は、助かっている。

一時保護委託の要望は多いが、ケースにおけるアセスメントの要請やケース会議への参加はなく、 ケースのその後の経過が伝わって来ない。又、通所指導等の委託が全くない現状である。

研修や事業を共同で行っており、顔を合わせる機会も多く、連携はとれていると思われる。

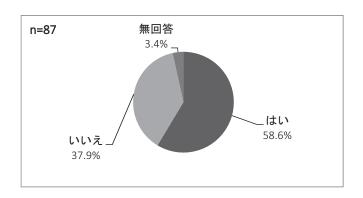
児童相談所からの指導委託は未だ受けていない状況であるが窓口の電話相談員より、児童家庭支援 センターで対応してほしいとの紹介があっている。電話相談員(児童相談所が開している 24 時間相 談窓口対応の相談員)

年4回センター児相連絡会と必要時個別支援会議を開催し、連携を図っているため。

指導委託の児童を受け持っていることもあり、経過報告、情報交換、同行訪問等行っている。また、 児相との連絡会を年2回開催し、意見交換の場も設けている。

# Q3-2:児童相談所の職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していると思いますか。 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	はい	51	58.6
2	いいえ	33	37.9
	無回答	3	3.4



# Q3-3:【Q3-2で「2.いいえ」と回答の方】児童相談所の職員は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していないと思われた理由は何ですか。

「児童家庭支援センターはこのような業務ができます」と積極的にアピールをしていないため。

児相職員は数年ごとに異動があり、さらには地理的に異動範囲が広いため、地域の社会資源等の情報が引き継がれにくいのではないかと思われるため。

センターの機能や強みが理解されてなく低く評価されている。

市や区、特に市(児童相談所)は、センターを従属機関と捉えているため。

積極的な支援依頼が少ない

事例検討をとして、業務内容を理解している職員もいるが、児相全体としては、浸透していない。

ケース担当 CW は理解していると思いますが、児相全体と考えると、センター業務を知らない職員も多いと思います。

連携をした児相や職員には認識されているが、その他の児相長や職員は、児家センを知る機会がないと思われます。また、虐待や重篤なケースについては、児相が市町村と連携をはかられることが多くなっていることが理由として考えます。

市町村への助言や連携している業務は、児童相談所の市町村担当の職員であればある程度理解してもらっているが、それ以外の職員の理解は十分ではない。

市町村との連携に同じ。

児童相談所のワーカーは概ね2年のサイクルでかわっていくために、その都度説明していく必要があると感じている。担当地域のワーカーへの説明はしやすいが、児童相談所内の全職員への周知は徹底していないと感じている。

児家センに何名の相談員がいるか知らない等、何をしていてどういうところなのか福祉司によって 認知度が異なるように感じる。

H27年度は開設3年目で、何ができるのか伝えられていなかった。「児童家庭支援センター」を知らない職員の方もいた。

会員とは言えず、まだ理解していない方も多いため。何ができる機関かを説明しても、理解されないこともある。

児家センの担当できるケースではない、ケースの紹介や押しつけがある。

地域の身近な相談機関として、活用しようとする連絡も数件あったが、実際に連携できたケースがなかった。

あずかり所という認識しかないと感じることが多いため

上記 Q3-2 で記載したとおり

預かりの相談は来るが、相談業務としての話はあまりない。子どもの居場所のニーズが高くなって しまう。

一部で理解はされているが、全体での理解は乏しい。

(担当者によるが)指導委託におけるお互いの関係性や役割など全く理解していないと感じる。センターの業務を理解しているというよりも、地域でのセンターの実践や地域との関係性をみて、連携を求めてくるのでは…。

児童相談所だけで解決に向けて進めるケースが多く連携してケースを見ることが少ない。どちらかといえば市町の担当者と連携することが多い。

ケースワーカーや所属する課によって違いを感じるため。

里親支援については、十分な理解があるが、その他の業務については、指導委託もなかなか出なかったりと、十分な理解はされていないように感じる。

指導委託以外にも、一般の相談対応や広場事業、要対協等会議への参加など多くの業務があること を理解してもらえていないように思う。

要対協で同席したり、電話で確認を依頼するぐらいしか機会はないが、"重いケース"とは思われないのか、会話をしていても一方通行に感じてしまう。

ケースを共有している場合には理解してもらっているがCWによってばらつきがある。

児童相談所と連携したいと思い、ケース対応依頼をしたが、児童相談所と市町村で連携するので、 児童家庭支援センターの関わりはいらないと言われ、関係機関から外されたことがある。また、指 導委託について知らない、もしくは誤った理解をしている職員がいたことなどが理由として挙げら れる。

市町村と同じ理由。児相が指導委託のやり方(意味)をこちらにたずねてくることがあったので。おもてに出ている児家センの働きと知っておられると思いますが、"支援センター"のこまかい取り組みは理解されていない。

PR不足。個人情報保護法との関連もあり、連携も難しい。

- ・指導委託措置の件数が少ないこと、また委託の依頼が同じワーカーから行われることが多く、センターの存在の認知がまだすすんでいないと感じる。
- ・様々な会議等で一同に会する機会はあるが、児相とセンターだけでお会いする機会はあまりない ため互いの顔や名前を覚えにくく業務に対する理解が深まりにくい。

業務内容を理解している職員と、そうでない職員がいて、児童相談所全体として理解があるという 状態ではないと感じています。

上記の事も含め、児相の職員の異動などもあることから、伝わっていきにくい部分がある。

# Q3-4:【Q3-2で「2.いいえ」と回答の方】児童相談所の職員の児童家庭支援センター業務への理解が進むには何が必要だと思いますか。

児童家庭支援センターの業務内容の積極的な周知活動。

定期的な活動報告などにより、互いの業務状況を把握できるようにするなど、相互理解を深められるような仕組みがあると良いと考える。

センターの強みや機能をアピールし、理解を得る努力が不可欠。

市町村が児童家庭支援センターについて適切に理解し、ソーシャルワークとしての支援を進めていくため協働していくこと。(特に市町村の支援がソーシャルワークとしての支援として成熟する必要がある。)

事例検討研修など合同で行い、どのような役割分担が可能か話し合う。児相職員の研修で児家センとの連携を具体的に伝える。

連携するケースが増え、事例検討も増えていけば、理解が進むと思われる。

普段の業務の中で理解され「次はこのケースへ協力を」とお声がけいただきます。広域に活動の幅をひろげていけばより多くの児相職員への理解はすすむと思いますが、現状の人員では難しいです。今している業務を広くひろげていくための人員が必要と思います。厚労省からの通知(周知及び活用のための)などがあると良いと思います。

#### 県から児相への通達

当センターから児相長または課長さんなどに、要対協代表者会議、又は他の機会で児家センの活用 についてアピールをしているつもりです。

センターの業務内容について説明する機会を設けることも必要であると思う。また、個別ケースを通じて地道に業務を理解してもらうことも大切だが、担当者の異動も頻繁にあるため、理解されないまま異動してしまうこともあり周知は難しい。

#### 市町村との連携に同じ。

センターが提供できる支援メニュー、センターへのオーダーの出し方など、より具体的なセンターの活用方法を、市町村や児童相談所ワーカー等の専門職向けにわかりやすく説明していく必要があると感じている。今は抜け落ちを防ぐためにケースの管理責任を明確にする流れがある。児童相談所がケースを外部に引き渡す先は、基本的に市町村であろう。市町村に送致すれば、児童相談所としてはお役御免となる。恐らく、そうした方が簡単であろう。そうした中で、児童相談所が外部委託先として児家センを選択するかどうかは今や微妙な状況である。ただし、市町村によっては支援体制が脆弱であったり、要対協が機能していないなどの状況もあるため、市町村か児家センか、という選択よりも、市町村と児家センの協働の手の中にケースを移行していくイメージの方が良いと感じている。

市町村と同様、児家センの業務内容を説明に行く等知ってもらう取り組みをする必要がある

一緒に話し合ったり、学び合う場があり、顔を合わせて、お互いを知っていくこと。ケースをとお して、お互いが子どものために何ができるのか話し合いたい。

- ・草の根運動で、一人ひとりへの説明
- ・事例をあげての説明(役割など)
- ・これが児家センだ!!と言えるものの提示

児家センの位置づけ、役割を明確化する。

ケース事例の勉強会などで、児家センが役割を担ってかかわった事例を知っていただき、業務内容 を学ぶ機会にしてもらう。

児相をまじえてのカンファレンスや会議への参加をしていくことでまずは知ってもらう。 興味を もってもらう。

定期的な連絡会の開催。双方の業務理解と顔の見える関係を構築すること。

児童相談所・区役所・児家センの三者協議を増やす。ケースのランクを分け、役割分担の明確化。 子育て短期支援事業を横浜型児家センから外す。心理職の強化を行い、児家センの特色を出す。

児童相談所としての課題だと考えていたが、センター側から説明することの方が理解が進むと思う。 ただ、関係性が良好であれば、主に市町村との協働・連携が多い現状においては、児童相談所の理 解の低さはそれ程大きな問題ではない。(児相の役割の変化も影響)

相談所と児家センが連携してケースを見ること。月1回でもよいので情報交換の機会を持つこと。

児童相談所内での周知による理解の向上ももちろんだが、関わっているケースで実績を残していく ことで、どのように児家センを活用できるか理解してもらえるのではないかと思う。

センターの地域や他機関に向けた周知も足りないように思っています。当センターは、H28年度から転換期とし、妊産婦支援を切り口に地域の機関とのやりとりが増えつつあるので、そこから広がっていくことに期待しています。

情報共有できる機会をもつ

一番はケースを共有すること。次に新任研修などで児家センの業務の説明をさせてもらったり、管理職にしっかりと理解してもらうことが必要。

定期的(理想は月に1回)に児童相談所と児童家庭支援センターで連携会議を実施するなど話し合いの場を持つことが必要と考えている。児童相談所に来所されるケースの中で、緊急度の高くない軽度のケースを児童家庭支援センターに振り分けてもらうように依頼するなど、当センターから児童相談所職員に働きかけをしたいと考えている。

市町村と同じく、ケースを通じた協力・連携

市町村の職員の異動、配置替え等もあり、そのつど訪問、説明。コンタクトをとる必要がある。

- ・指導委託措置と児家センの業務を PR する機会を増やす。
- ・オレンジリボン等協力して行えるイベントへの積極的な参加をお願いする。
- 一緒に支援を行う。

センターが関わっているケースにおける援助方針会議などへ参加し、児家センのある地域のケースなどにおいては、家庭支援をする社会的資源の一つとして、児相の中で位置づけをしてもらえたら有り難いと思う。

Q4-1-1:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/ 最寄りの駅・バス停からの交通手段

徒歩 (48件)

バス停から徒歩(13件)

車 (11件)

最寄りの駅から徒歩(7件)

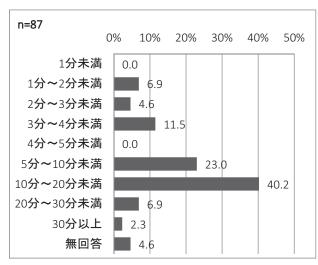
バス (2件)

地下鉄とバスの利用(1件)

最寄りの駅からタクシー(1件)

Q4-1-2: 各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/ 最寄りの駅・バス停からの所要時間 [ 分](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	1 分未満	0	0.0
1	1分~2分未満	6	6.9
2	2分~3分未満	4	4.6
3	3分~4分未満	10	11.5
4	4分~5分未満	0	0.0
5	5 分~10 分未満	20	23.0
10	10 分~20 分未満	35	40.2
20	20 分~30 分未満	6	6.9
30	30 分以上	2	2.3
	無回答	4	4.6
	平均値		9.06
	合計値		752.00
	標準偏差		6.75



Q4-2-1:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な 交通手段のみでけっこうです。/ 市役所からの交通手段

自動車 (51件)

徒歩 (6件)

バス (6件)

地下鉄・バス (2件)

電車・バス (2件)

電車 (2件)

モノレール (2件)

バス・徒歩 (2件)

車又は電車・徒歩 (1件)

徒歩・電車・バス(1件)

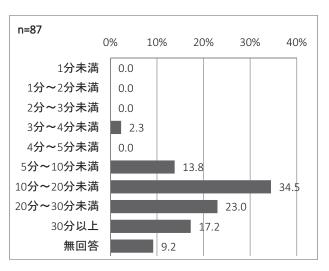
自転車(1件)

公共交通機関(1件)

市役所本庁からバス、地下鉄、車(1件)

Q4-2-2: 各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/市役所からの所要時間 [ 分](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	1分未満	0	0.0
1	1分~2分未満	0	0.0
2	2分~3分未満	0	0.0
3	3分~4分未満	2	2.3
4	4分~5分未満	0	0.0
5	5分~10分未満	12	13.8
10	10 分~20 分未満	30	34.5
20	20 分~30 分未満	20	23.0
30	30 分以上	15	17.2
	無回答	8	9.2
平均値 18.0			18.01
合計値			1422.50
	標準偏差		12.80



Q4-3-1:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/ 児童相談所からの交通手段

自動車 (58件)

バス (5件)

徒歩 (7件)

地下鉄・バス(2件)

バス・電車 (3件)

車又は電車・徒歩 (1件)

電車 (2件)

電車、バス、徒歩 (1件)

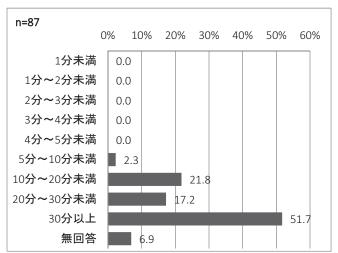
徒歩、電車(1件)

公共交通機関(1件)

飛行機、車等(1件)

Q4-3-2:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/ 児童相談所からの所要時間 [ 分](N)

		回答数	%		
	全体	87	100.0		
0	1分未満	0	0.0		
1	1分~2分未満	0	0.0		
2	2分~3分未満	0	0.0		
3	3分~4分未満	0	0.0		
4	4分~5分未満	0	0.0		
5	5 分~10 分未満	2	2.3		
10	10 分~20 分未満	19	21.8		
20	20 分~30 分未満	15	17.2		
30	30 分以上	45	51.7		
	無回答	6	6.9		
	平均値 31.99				
	合計値	4	2591.50		
	標準偏差 19.94				



Q4-4-1:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/ 本体施設からの交通手段

徒歩 (38 件)

同一建物・併設(18件)

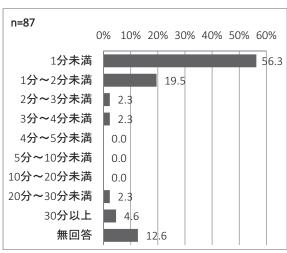
自動車(5件)

本体施設なし(2件)

バス (1件)

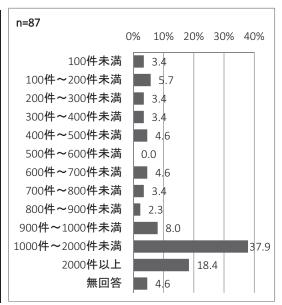
Q4-4-2:各機関・施設から貴センターまでの交通機関と所要時間をご記入ください。代表的な交通手段のみでけっこうです。/本体施設からの所要時間 [\_分](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	1分未満	49	56.3
1	1分~2分未満	17	19.5
2	2分~3分未満	2	2.3
3	3分~4分未満	2	2.3
4	4分~5分未満	0	0.0
5	5 分~10 分未満	0	0.0
10	10 分~20 分未満	0	0.0
20	20 分~30 分未満	2	2.3
30	30 分以上	4	4.6
	無回答	11	12.6
·	平均値		2.93
	合計値		223.00
·	標準偏差		9.74



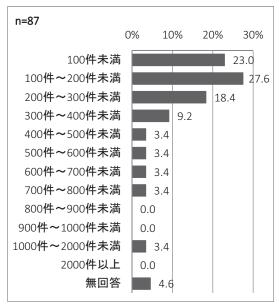
#### Q5-1.1:地域・家庭からの相談件数は、年間何件ありますか。/延べ件数 [件](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	100 件未満	3	3.4
100	100 件~200 件未満	5	5.7
200	200 件~300 件未満	3	3.4
300	300 件~400 件未満	3	3.4
400	400 件~500 件未満	4	4.6
500	500 件~600 件未満	0	0.0
600	600 件~700 件未満	4	4.6
700	700 件~800 件未満	3	3.4
800	800 件~900 件未満	2	2.3
900	900 件~1000 件未満	7	8.0
1000	1000 件~2000 件未満	33	37.9
2000	2000 件以上	16	18.4
	無回答	4	4.6
平均値		-	1273.35
	合計値	108	5688.00
·	標準偏差		962.74



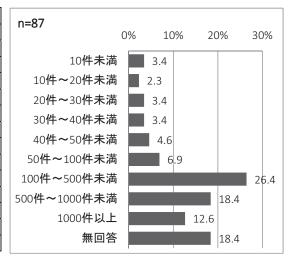
#### Q5-1.2:地域・家庭からの相談件数は、年間何件ありますか。/実件数 [\_\_件](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	100 件未満	20	23.0
100	100 件~200 件未満	24	27.6
200	200 件~300 件未満	16	18.4
300	300 件~400 件未満	8	9.2
400	400 件~500 件未満	3	3.4
500	500 件~600 件未満	3	3.4
600	600 件~700 件未満	3	3.4
700	700 件~800 件未満	3	3.4
800	800 件~900 件未満	0	0.0
900	900 件~1000 件未満	0	0.0
1000	1000 件~2000 件未満	3	3.4
2000	2000 件以上	0	0.0
	無回答	4	4.6
平均値			269.63
合計値		22	2379.00
	標準偏差		287.20



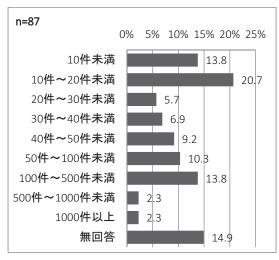
Q5-2.1:地域・家庭からの相談件数のうち、要支援ケース・要保護ケースと思われる件数は何件ありますか。 / 延べ件数 [ 件] (N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	10 件未満	3	3.4
10	10 件~20 件未満	2	2.3
20	20 件~30 件未満	3	3.4
30	30 件~40 件未満	3	3.4
40	40 件~50 件未満	4	4.6
50	50 件~100 件未満	6	6.9
100	100 件~500 件未満	23	26.4
500	500 件~1000 件未満	16	18.4
1000	1000 件以上	11	12.6
	無回答	16	18.4
平均値 486.		486.92	
合計値 34571.		4571.00	
	標準偏差		549.34



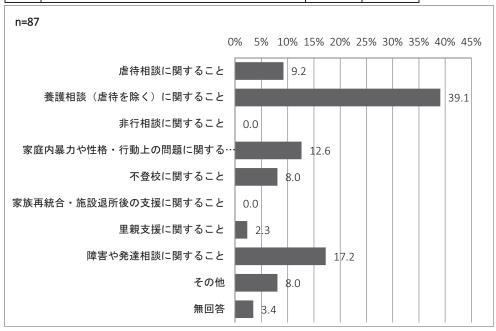
Q5-2.2:地域・家庭からの相談件数のうち、要支援ケース・要保護ケースと思われる件数は何件ありますか。/実件数  $[__$ 件](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	10 件未満	12	13.8
10	10 件~20 件未満	18	20.7
20	20 件~30 件未満	5	5.7
30	30 件~40 件未満	6	6.9
40	40 件~50 件未満	8	9.2
50	50 件~100 件未満	9	10.3
100	100 件~500 件未満	12	13.8
500	500 件~1000 件未満	2	2.3
1000	1000 件以上	2	2.3
	無回答	13	14.9
平均値			95.82
合計値		r	7091.00
	標準偏差		213.97



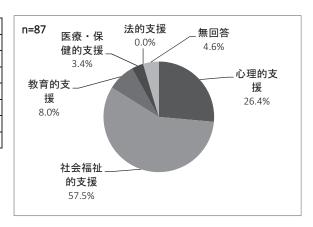
Q5-3 ① -1:主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/1 番 相談内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	虐待相談に関すること	8	9.2
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	34	39.1
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	11	12.6
5	不登校に関すること	7	8.0
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	0	0.0
7	里親支援に関すること	2	2.3
8	障害や発達相談に関すること	15	17.2
9	その他	7	8.0
	無回答	3	3.4



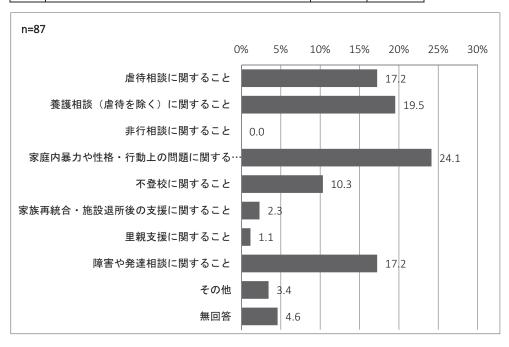
Q5-3 ① -2: 主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/1 番 支援内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	心理的支援	23	26.4
2	社会福祉的支援	50	57.5
3	教育支援	7	8.0
4	医療·保健的支援	3	3.4
5	法的支援	0	0.0
	無回答	4	4.6



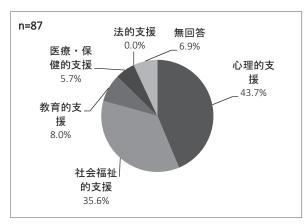
Q5-3②-1:主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/2番 相談内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	虐待相談に関すること	15	17.2
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	17	19.5
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	21	24.1
5	不登校に関すること	9	10.3
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	2	2.3
7	里親支援に関すること	1	1.1
8	障害や発達相談に関すること	15	17.2
9	その他	3	3.4
	無回答	4	4.6



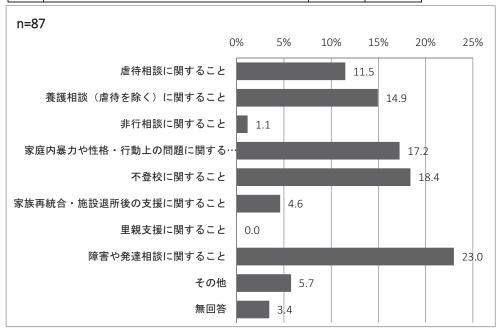
Q5-3②-2:主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/2番 支援内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	心理的支援	38	43.7
2	社会福祉的支援	31	35.6
3	教育支援	7	8.0
4	医療·保健的支援	5	5.7
5	法的支援	0	0.0
	無回答	6	6.9



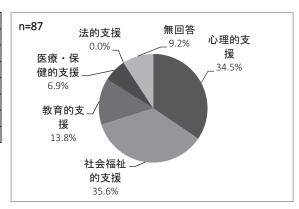
Q5-3 ③ -1:主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/3 番 相談内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	虐待相談に関すること	10	11.5
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	13	14.9
3	非行相談に関すること	1	1.1
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	15	17.2
5	不登校に関すること	16	18.4
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	4	4.6
7	里親支援に関すること	0	0.0
8	障害や発達相談に関すること	20	23.0
9	その他	5	5.7
	無回答	3	3.4



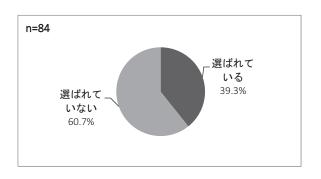
Q5-3 ③ -2: 主な相談内容について、多い順に3つ選び記入してください。また、それぞれの相談内容について実際に行った支援内容として最も多いものを記入してください。/3 番 支援内容 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	心理的支援	30	34.5
2	社会福祉的支援	31	35.6
3	教育支援	12	13.8
4	医療·保健的支援	6	6.9
5	法的支援	0	0.0
	無回答	8	9.2



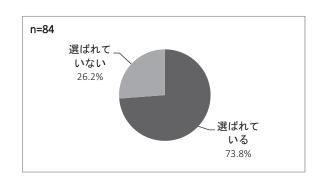
#### Q5-3-SQ-A.1: Q5-3 『相談内容』で 1~3 番内に選ばれているか否か/虐待相談に関すること (SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	33	39.3
2	選ばれていない	51	60.7



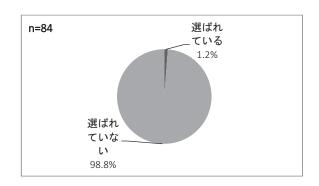
Q5-3-SQ-A.2: Q5-3 『相談内容』で  $1 \sim 3$  番内に選ばれているか否か/ 養護相談(虐待を除く)に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	62	73.8
2	選ばれていない	22	26.2



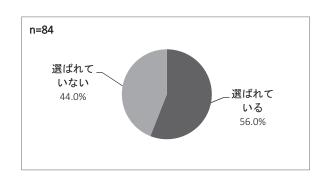
### Q5-3-SQ-A.3: Q5-3 『相談内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/非行相談に関すること (SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	1	1.2
2	選ばれていない	83	98.8



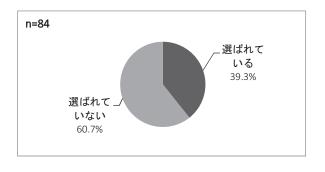
Q5-3-SQ-A.4: Q5-3 『相談内容』で  $1\sim3$  番内に選ばれているか否か/ 家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	47	56.0
2	選ばれていない	37	44.0



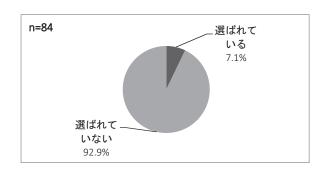
# Q5-3-SQ-A.5: Q5-3『相談内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/不登校に関すること (SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	33	39.3
2	選ばれていない	51	60.7



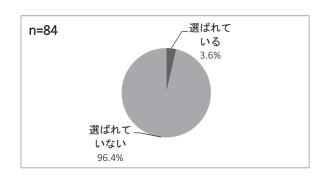
Q5-3-SQ-A.6: Q5-3 『相談内容』で 1  $\sim$  3 番内に選ばれているか否か/家族再統合・施設退所後の支援に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	6	7.1
2	選ばれていない	78	92.9



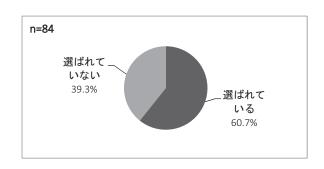
Q5-3-SQ-A.7: Q5-3『相談内容』で 1~3番内に選ばれているか否か/里親支援に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	選ばれている	3	3.6
2	選ばれていない	81	96.4



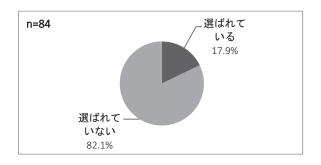
Q5-3-SQ-A.8: Q5-3『相談内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/障害や発達相談に関すること (SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	51	60.7
2	選ばれていない	33	39.3



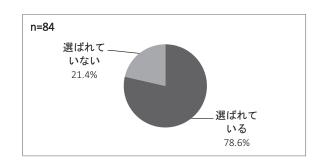
### Q5-3-SQ-A.9: Q5-3 『相談内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/その他(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	15	17.9
2	選ばれていない	69	82.1



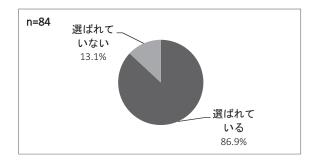
#### Q5-3-SQ-B.1: Q5-3『支援内容』で1~3番内に選ばれているか否か/心理的支援(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	66	78.6
2	選ばれていない	18	21.4



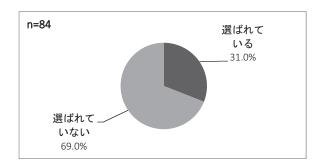
### Q5-3-SQ-B.2: Q5-3『支援内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/社会福祉的支援(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	73	86.9
2	選ばれていない	11	13.1



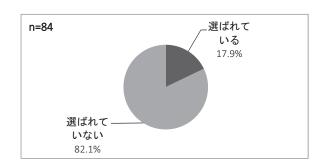
## Q5-3-SQ-B.3: Q5-3 『支援内容』で1~3番内に選ばれているか否か/教育的支援(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	26	31.0
2	選ばれていない	58	69.0



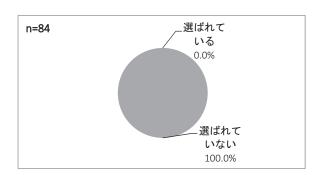
# Q5-3-SQ-B.4: Q5-3『支援内容』で1~3番内に選ばれているか否か/医療・保健的支援(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	15	17.9
2	選ばれていない	69	82.1



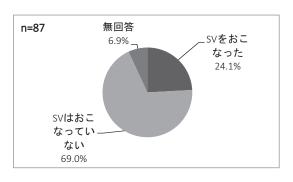
#### Q5-3-SQ-B.5: Q5-3 『支援内容』で1~3番内に選ばれているか否か/法的支援(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	選ばれている	0	0.0
2	選ばれていない	84	100.0



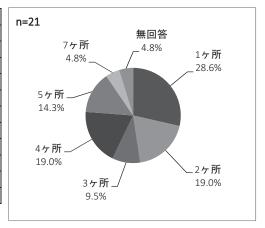
# Q6-1: 市町村の職員に対してケースのスーパーバイズ(助言等、以下 SV という) をおこないましたか。(SA)

		回答数	%
	全体	84	100.0
1	SV をおこなった	21	24.1
2	SVはおこなっていない	60	69.0
	無回答	6	6.9



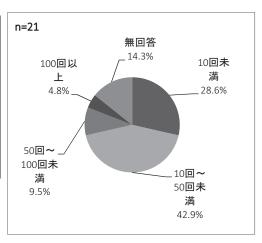
Q6-2 ① -2:【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】SV を行った市町村名をすべて記入してください。/ 合計カ所数 [\_\_ヶ所](N)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	1ヶ所	6	28.6
2	2ヶ所	4	19.0
3	3ヶ所	2	9.5
4	4ヶ所	4	19.0
5	5ヶ所	3	14.3
7	7ヶ所	1	4.8
	無回答	1	4.8
	平均値		2.90
	合計値	_	58.00
	標準偏差		1.77



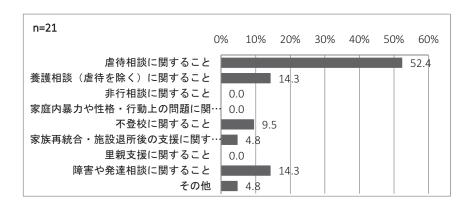
Q6-2②: 【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】市町村に対する SV は、年間で合計何回おこないましたか。/ 年間合計回数 [\_\_回] (N)

		回答数	%
	全体	21	100.0
0	10 回未満	6	28.6
10	10 回~50 回未満	9	42.9
50	50 回~100 回未満	2	9.5
100	100 回以上	1	4.8
	無回答	3	14.3
	平均値		35.78
合計値			644.00
	標準偏差		60.27



Q6-3 ① -1:【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的な SV の内容を記載して ください。/1 番 相談内容(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	虐待相談に関すること	11	52.4
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	3	14.3
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	0	0.0
5	不登校に関すること	2	9.5
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	1	4.8
7	里親支援に関すること	0	0.0
8	障害や発達相談に関すること	3	14.3
9	その他	1	4.8



Q6-3 ① -2:【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的なSV の内容を記載して ください。/1 番 SV 内容

個別ケース検討会議における担当 CW への助言・指導

要支援家庭児のセンターへの通所状児の説明と、それに伴う保護者への関わりと対応について

虐待を繰り返す母子家庭への支援。

- ・要対協により役割分担。
- ·母子並行面接
- ・児への学習支援
- ・リスクアセスメント
- ・ネットワーク支援での役割分担

#### 要対協実務者会議におけるSV

市町村担当課と希望館が相談支援で関わっていたケースのケース会議にて、意見を求められ助言をおこなったり、電話にて意見を求められケースワーカーの方法やクライエントの見立てについて助言をおこなったりした。

要対協や個別 CC において、家庭の見立て、現状の課題をふまえた見守り・支援の方針に関する助言をする。

発達障がいなどが原因で、学校不調、親子不調などの相談が多く、学校や親への支援に加え、子どもへの支援をおこなう。

虐待への初期対応について。保護者や子どもの評価、及び具体的な対応方法について。

ケースワークに関すること(支援の方向性、アセスメント、役割分担等)

相談内容によって助言(コンサルテーション)する内容に大きな違いはない。

- ①ケースのリスクについて助言する。②ケースの見立てについて助言する。
- ③相談に必要な法律、指針、通知等を紹介する。④調査について助言する。
- ⑤他機関(特に児童相談所)との連携について助言する。⑥その他、支援で困っていることの相談 に乗る。

2 才児歯科検診に心理士を派遣。心理面接実施。終了後のカンファレンスにて保健師に助言。

祖父母の孫育てへの相談対応

- ・母子関係の調整
- ・言葉かけの具体的方法
- ・発達障害についての理解

教育委員会から依頼のあった不登校支援において、個々のケースのアセスメントをもとに(学校側に対し)保護者と子どもへの関わりについて助言。(スーパーバイズというよりコンサルテーションかもしれない)

町の教育委員会から直接相談を受けた不登校児ケース。背景にネグレクトがあり、家庭支援の必要性が高いケースと判断。児相への橋渡しを行う。(町の担当者 etc. は児相へのアクセス法を知らない場合も多い。)

保護者との関係作りの重要性の確認。役割分担を明確にしたうえで、関係機関ごとの指導が入りやすいように、保護者に適切な養育への意識づけを行う。

精神不安から虐待にいたっている保護者を支援するにあたり、市町との連携方法について。

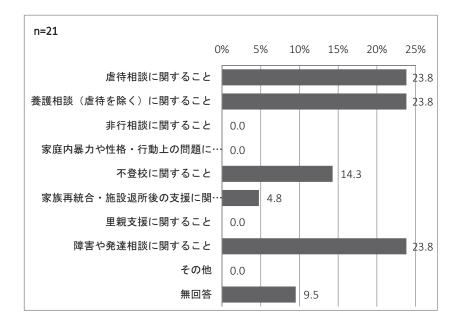
実母へのサポートと理解、子どもへのサポートと理解

自傷行為(リストカット)がみられる3児の母についての見立てを含めた助言をして欲しいとの依頼があり、助言を行った。

要対協における取り組みや講演会の講師の選択などの助言・紹介

Q6-3②-1:【Q6-1で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的な SV の内容を記載して ください。/2番 相談内容(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	虐待相談に関すること	5	23.8
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	5	23.8
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	0	0.0
5	不登校に関すること	3	14.3
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	1	4.8
7	里親支援に関すること	0	0.0
8	障害や発達相談に関すること	5	23.8
9	その他	0	0.0
	無回答	2	9.5



Q6-3②-2: Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的な SV の内容を記載して ください。/2番 SV 内容

各区要対協の保健師へのアセスメントについての助言

指導委託家庭(養護施設退所児)について保護者の状況と子どもの状況について関係機関に説明し、 各機関の今後の関わりについて助言。

中高不登校児とその家族への支援。

- ・学校・教委会への連絡調整
- ・母子への心理面談
- ・児への学習支援及び進路相談

ケースコーディネート (見立て、役割分担など)

#### 公立保育所巡回相談

発達障害である保護者への相談対応について相談され、具体的な言葉の選び方や、視覚情報を使った伝え方について助言した。

乳幼児健診や親子教室後のカンファレンスで、子や保護者の特徴をふまえ、今後の関わりや地域で の支援に関する助言をする

市町村や教育機関から紹介したいとの問い合わせが多い。ケースを繋いでもらい支援をおこないながら、他機関の役割について助言させていただく。

家族への評価。具体的な関わり方や支援方法について。

ケースワークに関すること(支援の方向性、アセスメント、役割分担等)

相談内容によって助言(コンサルテーション)する内容に大きな違いはない。

- ①ケースのリスクについて助言する。②ケースの見立てについて助言する。
- ③相談に必要な法律、指針、通知等を紹介する。④調査について助言する。
- ⑤他機関(特に児童相談所)との連携について助言する。⑥その他、支援で困っていることの相談 に乗る。

#### 不登校児童の親対応

児童との関わり方、保護者支援のあり方

乳幼児健診後のカンファレンスにて、発達の見立てや保護者のかかわりの様子から見た支援のポイントについて助言。特別支援クラスの先生に対する助言。(障害の特性の説明や構造化)

継母からの虐待ケース (幼少期→体罰、中学生になってからはネグレクト及び心理的虐待)、中3男児で高校受験期でもあり勉強に集中できる環境確保の観点から施設入所を勧める。→児童養護施設ー陽に入所となる。

保護者を孤立させない支援体制づくり。保護者自身が助けを求められるよう、適切な機関への相談 を促し、相談員が同行するなどして関係機関につなぎ、継続的に支援できるよう調整を行う。

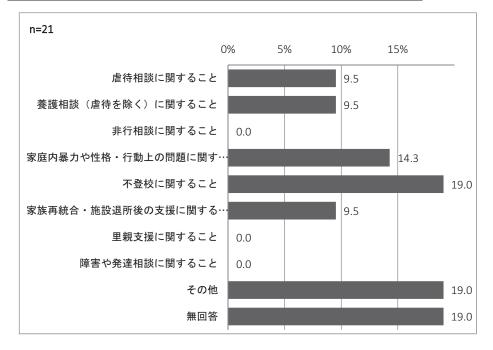
支援機関に対して極度に拒否的で、子の養育状況が心配されるケースへの介入方法について。

発達障害のある子どもへの care、親への支援、子軽で留守家庭での支援のあり方

個別ケースにおける支援・連携についてのアドバイス

Q6-3 ③ -1: 【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的な SV の内容を記載して ください。/3 番 相談内容(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	虐待相談に関すること	2	9.5
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	2	9.5
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	3	14.3
5	不登校に関すること	4	19.0
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	2	9.5
7	里親支援に関すること	0	0.0
8	障害や発達相談に関すること	0	0.0
9	その他	4	19.0
	無回答	4	19.0



Q6-3 ③ -2: 【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】主な相談内容についてお尋ねします。 主な相談内容について多い順に3つ選びご記入ください。また、具体的なSV の内容を記載して ください。/3 番 SV 内容

学校や教員に対する助言・指導

- ・施設退所児へのアフターケアー。
- · 定期的家庭訪問
- ・学校との連絡調整
- ・都度、保護者からの相談に応じ、自信回復を支援。
- ・児童の評価 (心理検査等含む)
- ・ケースコーディネート

コミュニケーションが取りにくく、子どもに暴力を振るいがちな保護者との関係作りについて相談され、子育て講座に招くことや、そこでほめられ体験をしてもらうこと、カウンセリングにつなげること等を助言した。

家庭引きとり、里親委託等のケースが、地域での生活を送る上での課題を見立て、地域ができる支援を助言する

本児の性格や発達の傾向と家庭の状況、親の様子などを把握し、アセスメントしたことを伝え、他機関での支援のあり方を助言する。

保護者や子どもの評価。具体的な関わり方や支援方法について。

ケースワークに関すること(支援の方向性、アセスメント、役割分担等)

相談内容によって助言(コンサルテーション)する内容に大きな違いはない。

- ①ケースのリスクについて助言する。②ケースの見立てについて助言する。
- ③相談に必要な法律、指針、通知等を紹介する。④調査について助言する。
- ⑤他機関(特に児童相談所)との連携について助言する。⑥その他、支援で困っていることの相談 に乗る。

要対協の開催方法・手順について

保護者への関わり方、関係機関との連携のあり方

要対協のケース進行管理会議や個別ケース会議において、アセスメント、役割分担、具体的かかわり(支援)について助言

性虐被害女児への対応 (ケア) について相談があり、児童養護施設にて性教育を担当している女性職員に SV を依頼した。定期的に性教育及びメンタルケアを実施した。

保護者の精神的な不安定さのモニター。保護者のストレス状態を把握し、子どもに対する不適切な 養育につながらないよう、関係機関と情報の共有を行い、訪問頻度や電話連絡の調整を行う。

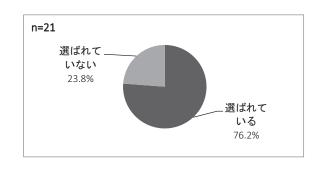
多子世帯で、保護者が子ども個々の特性に応じた関わりに困難を感じているケースに対するペアレントトレーニングの導入方法について。

不登校児への理解と支援・家族への支援

要対協の取り組みにおいて、各機関施設の機能や役割、支援の方法など勉強会を通して SV を行っている。

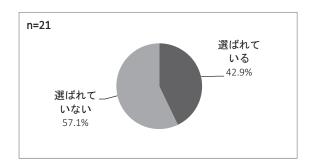
#### Q6-3③-SQ-A.1:Q6-3『SV 内容』で1~3番内に選ばれているか否か/虐待相談に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	16	76.2
2	選ばれていない	5	23.8



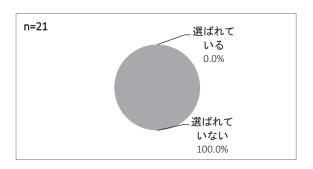
# Q6-3 ③ -SQ-A.2: Q6-3 『SV 内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か / 養護相談(虐待を除く)に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	9	42.9
2	選ばれていない	12	57.1



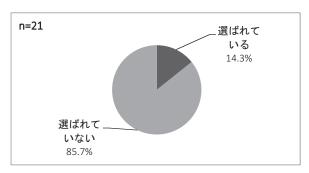
# Q6-3③-SQ-A.3:Q6-3『SV 内容』で1~3番内に選ばれているか否か/非行相談に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	0	0.0
2	選ばれていない	21	100.0



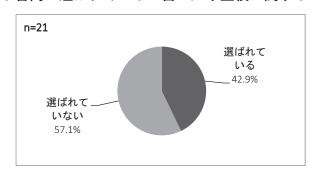
# Q6-3 ③ -SQ-A.4:Q6-3 『SV 内容』で 1 $\sim$ 3 番内に選ばれているか否か/家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	3	14.3
2	選ばれていない	18	85.7



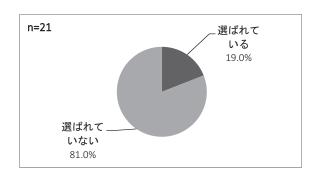
# Q6-3 ③ -SQ-A.5: Q6-3 『SV 内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/不登校に関すること (SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	9	42.9
2	選ばれていない	12	57.1



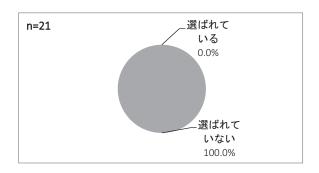
# Q6-3 ③ -SQ-A.6: Q6-3 『SV 内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/家族再統合・施設退所後の支援に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	4	19.0
2	選ばれていない	17	81.0



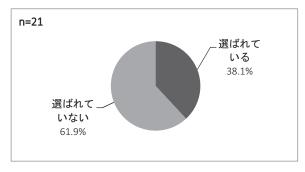
### Q6-3③-SQ-A.7:Q6-3『SV 内容』で1~3番内に選ばれているか否か/里親支援に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	0	0.0
2	選ばれていない	21	100.0



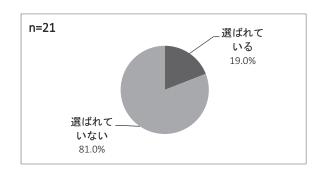
Q6-3 ③ -SQ-A.8:Q6-3 『SV 内容』で 1  $\sim$  3 番内に選ばれているか否か/障害や発達相談に関すること(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	8	38.1
2	選ばれていない	13	61.9



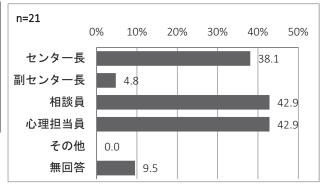
#### Q6-3 ③ -SQ-A.9: Q6-3 『SV 内容』で 1 ~ 3 番内に選ばれているか否か/その他(SA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	選ばれている	4	19.0
2	選ばれていない	17	81.0



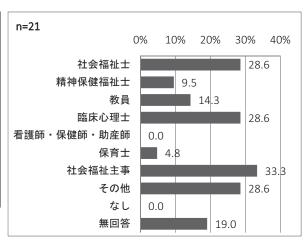
Q6-4 ①:【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。/ ①役職 (MA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	センター長	8	38.1
2	副センター長	1	4.8
3	相談員	9	42.9
4	心理担当員	9	42.9
5	その他	0	0.0
	無回答	2	9.5



Q6-4②:【Q6-1で「1.SV をおこなった」と回答の方】市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。/②保有資格 (MA)

		回答数	%
	全体	21	100.0
1	社会福祉士	6	28.6
2	精神保健福祉士	2	9.5
3	教員	3	14.3
4	臨床心理士	6	28.6
5	看護師・保健師・助産師	0	0.0
6	保育士	1	4.8
7	社会福祉主事	7	33.3
8	その他	6	28.6
9	なし	0	0.0
	無回答	4	19.0



Q6-4② \_8FA: 市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。/②保有資格/その他

児童指導員

認定心理士(4件)

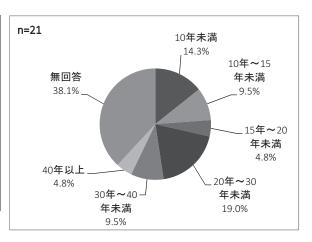
臨床発達心理士

キャリアコンサルタント (国家資格)

児童福祉司任用資格

Q6-4③:【Q6-1で「1.SV をおこなった」と回答の方】市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。/③児童福祉経験年数 [ 年](N)

		回答数	%
	全体	21	100.0
0	10 年未満	3	14.3
10	10 年~15 年未満	2	9.5
15	15 年~20 年未満	1	4.8
20	20 年~30 年未満	4	19.0
30	30 年~40 年未満	2	9.5
40	40 年以上	1	4.8
	無回答	8	38.1
	平均値 19.4		19.46
合計値 253.0		253.00	
	標準偏差		12.60



Q6-4 ④:【Q6-1 で「1.SV をおこなった」と回答の方】市町村に対する SV を主におこなう職員の、役職・保有資格・児童福祉経験年数をご回答ください。選択が難しい場合は、状況を備考欄にご記入ください。/ ④備考

要対協実務者会議におけるSVはセンター長

公立保育園巡回相談は心理士

市町村とは、ケース連携、要対協実務者会議情報交換は実施するが、SVには至らない。

市町村職員と関わる職員全員が、その度に相談・助言を行っているため、選択できません。(SV を「助言」と前提するのであれば)

全員が SV になります

区の家庭児童相談室へのコンサルテーションは3名が行っている。

ケース担当が行う

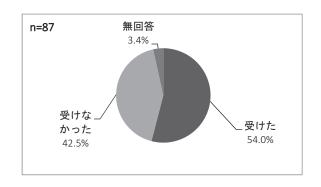
全職員が全業務を担っており、資格の有無、種類等は考慮していない。

市(区役所)職員、教員

6-3の3番においては、児家セン職員全てが行っている。

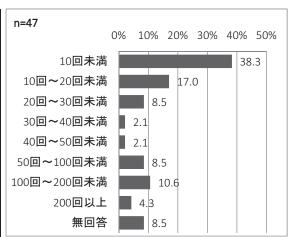
#### Q7-1: H27 年度において、里親またはファミリーホームからの相談を受けましたか。(SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	受けた	47	54.0
2	受けなかった	37	42.5
	無回答	3	3.4



#### Q7-2 ①:【Q7-1 で「1. 受けた」と回答の方】何回ありましたか。/ 年間 [ 回](N)

		回答数	%	
全体		47	100.0	
0	10 回未満	18	38.3	
10	10 回~20 回未満	8	17.0	
20	20 回~30 回未満	4	8.5	
30	30 回~40 回未満	1	2.1	
40	40 回~50 回未満	1	2.1	
50	50 回~100 回未満	4	8.5	
100	100 回~200 回未満	5	10.6	
200	200 回以上	2	4.3	
	無回答	4	8.5	
	平均値	52.72		
合計値			2267.00	
	標準偏差	119.29		



#### Q7-2②:【Q7-1で「1.受けた」と回答の方】主な相談内容をお書きください。

- ・里子の養育、発達、しつけについての相談
- ・ファミリーホームの運営についての相談
- ・里親家庭の関係者会議出席
- ・里子、実親の面会交流同席

心理アセスメントに基づく助言指導、進路選択にかかわる情報提供、委託後の状況確認など

- ・受験生の学習指導を行った。
- ・里親への子育てアドバイスに応じた。
- ・里子の行動が心配だ(年齢相応なのかどうか)
- ・発達障害の診断名はでているが、日々どのように里子に向き合ったらよいか
- ・里子へのしつけについてペアレンティング講座を実施
- ・里子の発達の心配について専親支援専内相談員の訪問に同行して児家セン心理士が行く。
- ・未委託里親の不安
- ・施設から里親委託になった児童の不調時の相談
- ・サロン等で出てくる不安、悩み (子どもの問題行動等)

- ・愛着に関する援助法
- ・福祉サービスの紹介と連携

現在は1人の子の養育里親だが、いずれファミリーホームを開設したい希望があり、どうすればよいか。

実子との関係や里親委託を受けるにあたっての家庭状況について。

- 1、育児、しつけ
- 2、性格行動
- 3、障害相談
- ・独立した里子から、お金をせびられる、との相談。
- ※里親からではなく、(元)里子からの相談が19件、児相の里親担当からの相談が4件、元里子関係で市町村担当課との連携が2件ありました。
- ・本体施設の児童(小学生)が里親委託されたケースで、発熱し、どのタイミングでの通院が良いか。 今までの体調を教えてほしい。
- ・本体施設の児童(高校生)のケースで、男子の性格、生活についての相談

子どもとの関わり方(実子含む)

発達についてや、心理面接の様子について情報を共有したり、関わり方を相談しています。又、FH会議に出席しています。※心理面接については119回

発達や学校適応について。

不登校、社会復帰、性格行動

同一人物で、里子になる予定の段階でなかなか里子との関係というよりも、児童相談所との信頼関係が築けないことや、自分自身の悩み等の相談

里子が心因性視力低下になり、里親も不安定な精神状態になっていた。

件数が多いのはしつけの相談。その他では里子の進路(家庭復帰など)についてや、実親との関係などについて。

里親子の集う機会がほしい

特別養子縁組のケースの縁組成立までの不安なこと

子育てについて、子どもの発達、真実告知、実親への理解など

特別養子縁組を対象としたサロンを実施。養育(発達)相談や真実告知のことなど。

里子をレスパイトしてほしい。という相談

里子の養育に疲れた為、預かってもらいたい。

- ・里子への対応方法
- ・里子への学習、成績
- ・里子への逸脱行動
- ・里子への日頃の養育

里親宅に養子縁組した、自閉症の特徴のある小4男児への、母親支援も含めて、月1回心理士が家庭訪問しアドバイスする。

- ・里子の心理面接
- ・里親の書類作成支援

ファミリーホームのホーム長より、児童養護施設でも受け入れ困難な情緒的問題を持った中2女子の入所があり、勝手気ままな生活をして他の子どもたちも悪影響を及ぼし、職員も精神的肉体的に疲労困憊している。どう向き合っていけばいいか。との相談がある。情緒障害児短期治療施設へ変更。

- ・里子の不登校、場面緘黙について
- ・養子縁組後の真実告知について
- ・委託児童の成長発達、里親として子どもの養育が適切なのか、客観的な意見が欲しい。
- ・子どもの個性にあった学習支援など、社会資源を知りたい。
- ・委託直後の試し行動などの対応、養育困難感の共有、レスパイトの利用。
- ・里親のサロンにおける、子ども向けのグループワークなどとして、セラピストを活用できないか。
- ・里親サロンで、ファシリテーターをしてほしい。里親サロンの企画運営をサポートしてほしい。
- ・児童相談所の援助方針に納得いかず、どのように話し合いに持っていけばよいか、など。

親族里親の里母より、高校生の里子の生活習慣や、里父との考えの違いについて。また里母の体調からくる不安について。

#### 里子の養育相談、進路相談

子どもの養育について

- ・幼稚園、学校について(友人関係)
- ・利用できる社会資源や支援について
- ・市町村、相談所の対応について

委託後のためし行動等への対応について

#### 不登校

指導委託の児童が里親委託の児童だったため、やりとりがあった。

里子の養育や、里親制度について。

学校での友人とのトラブル

発達について

里子の心理面接、里子の性格行動相談、里親自身についての相談

里親、里子からの実親との関わりについての相談

乳児院から里親に措置変更された子どもに関して、里親から各種の助言を求められ、訪問して対応 した。

- ・子どもの自立支援会議への参加
- ・子どもへの心理・教育的支援
- ・里親への心理・教育敵支援
- ・里親委託後の不調についての相談(里親との面接)
- ・親族里親への家庭訪問面接。里子の発達相談を受け、社会資源の紹介や、里親専門支援員と連携し、放課後デイサービス利用などへつなげた。

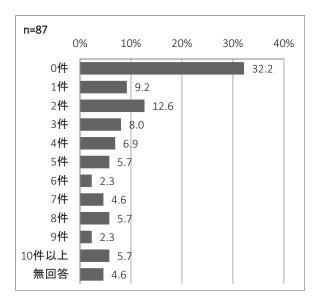
#### 里子の発達に関する相談

- ・育児・しつけ相談
- ・レスパイト相談

当市における里親・里子の数はとても少ない。里親からの相談として、急な用事の時の一時預かりについての相談を受けた。

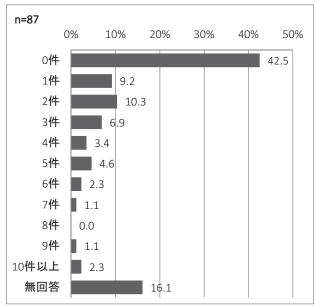
# Q8-1:児童相談所からの指導委託を H27 年度は何件受けましたか。[\_\_件](N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0件	28	32.2
1	1件	8	9.2
2	2 件	11	12.6
3	3件	7	8.0
4	4件	6	6.9
5	5 件	5	5.7
6	6 件	2	2.3
7	7件	4	4.6
8	8件	5	5.7
9	9件	2	2.3
10	10 件以上	5	5.7
	無回答	4	4.6
平均値			3.24
	合計値 269.00		269.00
	標準偏差		4.18



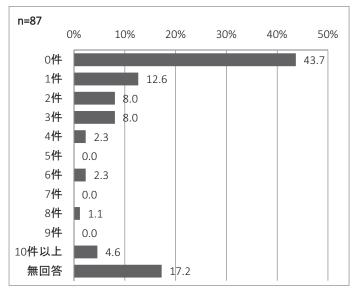
# Q8-2.1: 指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[ 件] /虐待(N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0件	37	42.5
1	1件	8	9.2
2	2件	9	10.3
3	3件	6	6.9
4	4件	3	3.4
5	5件	4	4.6
6	6件	2	2.3
7	7件	1	1.1
8	8件	0	0.0
9	9件	1	1.1
10	10 件以上	2	2.3
	無回答	14	16.1
·	平均値 1.73		
·	合計値		126.00
	標準偏差 2.56		



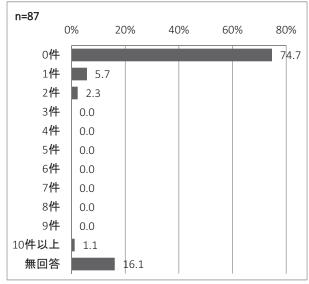
Q8-2.2:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。 $[__$ 件] / 養護(虐待以外)(N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0 件	38	43.7
1	1件	11	12.6
2	2件	7	8.0
3	3件	7	8.0
4	4件	2	2.3
5	5 件	0	0.0
6	6件	2	2.3
7	7件	0	0.0
8	8件	1	1.1
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	4	4.6
	無回答	15	17.2
	平均値 2.39		
	合計値 172.00		
	標準偏差	·	7.47



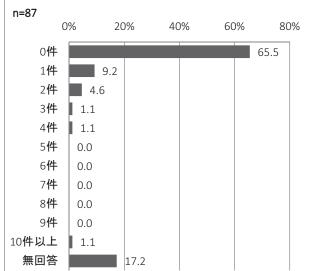
# Q8-2.3:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] /非行(N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0 件	65	74.7
1	1件	5	5.7
2	2 件	2	2.3
3	3件	0	0.0
4	4 件	0	0.0
5	5件	0	0.0
6	6件	0	0.0
7	7件	0	0.0
8	8件	0	0.0
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	1	1.1
	無回答	14	16.1
平均値			0.59
	合計値		43.00
	標準偏差		3.99



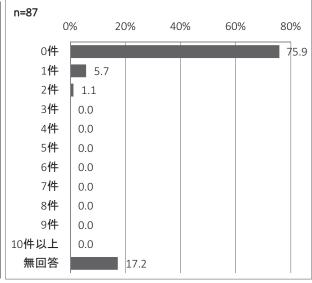
Q8-2.4:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[\_件]/家庭内暴力や性格・行動上の問題(N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0件	57	65.5
1	1件	8	9.2
2	2件	4	4.6
3	3件	1	1.1
4	4件	1	1.1
5	5件	0	0.0
6	6件	0	0.0
7	7件	0	0.0
8	8件	0	0.0
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	1	1.1
	無回答	15	17.2
	平均値 0.46		
	合計値		33.00
	標準偏差	·	1.37



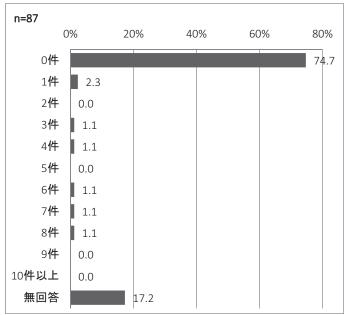
# Q8-2.5: 指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[\_件] / 不登校 (N)

		回答数	%	
	全体	87	100.0	
0	0件	66	75.9	
1	1件	5	5.7	
2	2件	1	1.1	
3	3件	0	0.0	
4	4件	0	0.0	
5	5件	0	0.0	
6	6件	0	0.0	
7	7件	0	0.0	
8	8件	0	0.0	
9	9件	0	0.0	
10	10 件以上	0	0.0	
	無回答	15	17.2	
	平均値 0.10			
	合計値		7.00	
	標準偏差		0.34	



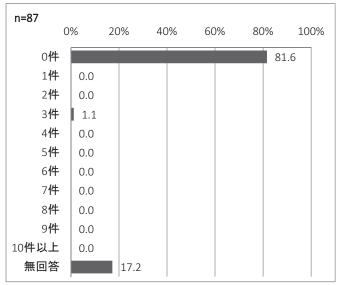
Q8-2.6:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] /家族再統合・施設退所後の支援 (N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0 件	65	74.7
1	1件	2	2.3
2	2 件	0	0.0
3	3件	1	1.1
4	4件	1	1.1
5	5 件	0	0.0
6	6件	1	1.1
7	7件	1	1.1
8	8件	1	1.1
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	0	0.0
	無回答	15	17.2
	平均値 0.4		
	合計値		30.00
	標準偏差		1.52



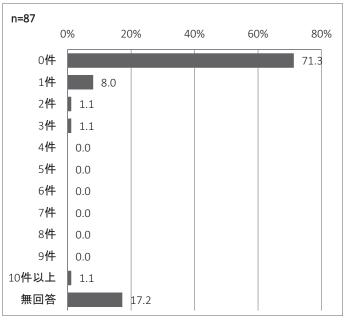
Q8-2.7:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。 $[\__件]$  / 里親支援 (N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0 件	71	81.6
1	1件	0	0.0
2	2 件	0	0.0
3	3 件	1	1.1
4	4 件	0	0.0
5	5 件	0	0.0
6	6件	0	0.0
7	7件	0	0.0
8	8件	0	0.0
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	0	0.0
	無回答	15	17.2
	平均値		0.04
	合計値		3.00
	標準偏差		0.35



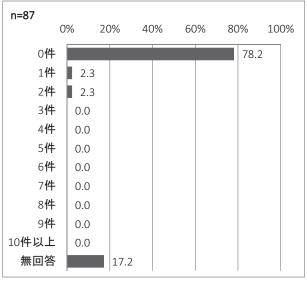
Q8-2.8:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。 $[__$ 件] / 障害や発達の相談 (N)

		回答数	%
	全体	87	100.0
0	0 件	62	71.3
1	1件	7	8.0
2	2 件	1	1.1
3	3件	1	1.1
4	4 件	0	0.0
5	5 件	0	0.0
6	6 件	0	0.0
7	7件	0	0.0
8	8件	0	0.0
9	9件	0	0.0
10	10 件以上	1	1.1
	無回答	15	17.2
	平均値		0.31
	合計値 22.00		
	標準偏差		1.26



# Q8-2.9:指導委託を受けたケースの内容について件数を記入してください。[\_件] / その他(N)

		回答数	%	
	全体	87	100.0	
0	0件	68	78.2	
1	1件	2	2.3	
2	2件	2	2.3	
3	3件	0	0.0	
4	4件	0	0.0	
5	5件	0	0.0	
6	6件	0	0.0	
7	7件	0	0.0	
8	8件	0	0.0	
9	9件	0	0.0	
10	10 件以上	0	0.0	
	無回答	15	17.2	
	平均値 0.08			
	合計値 6.00			
	標準偏差		0.37	



# Q9-1: 児家庭支援センター長の方にお聞きします。今後、貴センターの職員の方に身につけてほしいスキルは何ですか。

ペアレントトレーニング、トラウマ治療、集団療育など

相談を受けた時の対応。(最近は、相談者が不安定であったりする事が多く、そのような相談者とどのようにコミュニケーションをとるかを実践の中で学んでほしい)

- · 企画力
- ・他機関との交渉力、連携力
- ・地域へのネットワークとフットワーク
- ・関係機関の役割、実態の把握
- ・面接技術の向上

発達障がいを有する児童への対応と保護者支援

現状においても、事業目的である養育支援、家庭支援に対する相談・支援のスキルを十分に身につけており、地域ニーズに応える活動を行っています。今後も研修を通してスキルアップをめざしてほしい。

- ・正しく伝える力(利用者にも、関係機関にも)
- ・地域の方々へ助言していける力をつけて欲しい。

ソーシャルワークの理論、技法、及びカウンセリング技術

ペアレントトレーニングのスキル (そだれん、CSP、CARE など)、ソーシャルワークのスキル

社会動向に合わせた適度な自己改革。

スキルではないが、アウトリーチ

- ・発達障害、特にスペクトラム自閉症(アスペルガー症候群)、ADHDなどについての具体的な対応方法
- ・虐待、ネグレクトなどによる愛着障害の種類(反応性アタッチメント障害・脱抑制型愛着障害など) とそれぞれに対する対応方法

アセスメント力

機関との調整力

コミュニケーションスキルをベースにした相談援助技術

コミュニケーション能力のアップや関係機関へのマネジメント能力を習得してほしい。また、市町 や児相へ助言できるようなスキルを身につけてほしい。

- ・ソーシャルワークのスキルアップ
- ・スーパーバイズのスキルアップ

常勤職員の社会福祉士資格の取得

- ①相談支援に関する基礎知識(カウンセリング、セラピー等の技術)
- ②見立てる力 (アセスメント力)
- ③ソーシャルワークに関する知識、連携(ネットワークを作る力)能力

センター職員だけに限りませんが、ソーシャルワーカーとしての資格制度の確立とプロ意識

市町村職員への支援と育成への助言…。

県内では小さな市町村が多く、担当職員は複数の業務を担当している。そのため助言を求められることも多く、時間をとられることも多い。助言についても、スタッフ会議で慎重な協議の上で回答している。

相談業務のキャリアアップ

心理判定、ケースマネージメント、アセスメント、保護者支援プログラム、ソーシャルワーク

ソーシャルワーク、相談技法―受容・傾聴、家族援助技法、精神衛生、うつ病、親疾病の子ども支援技法

さまざまな子育て相談に対応できる専門性がある。そして、他機関との連携が必要となってくるため、コーディネート能力も求められている。そのような対応スキルが必要と感じる。

職員間でのケース検討、情報伝達、連携体制等、それぞれ対応、相談に忙しいが深めていきたいと 思います。

虐待や貧困家庭などの困難ケースへの支援スキル向上

療育、SSTなどの支援技術の取得

#### ケースマネジメント

- ・地域の社会資源に精通し、よりよく活用できるようになること。
- ・アセスメントスキルを向上させること。

# アセスメント力、相談援助技術

- ・ファミリーソーシャルワークによる支援
- ・関係機関との連携 (調整能力)
- ・課題の把握とコミュニケーション能力

地域の社会資源を知っているだけでなく、実際のソーシャルワーク活動に活かすことができること。 地域の複合的な課題に対して実践を通して学びを得ていこうとする姿勢、相談技術より人間性

#### 自身の専門性を他の専門職にわかりやすく伝えるスキル

- ・対人援助スキルの向上は不断の努力として必須のものと思います。
- ・関係機関との連携する力として相手に効率良く伝達する力と調整力も現状に甘んじることなく取り組んでほしい項目です。特に行政機関、事業者等、法令等に位置づけられるもの以外の住民協働の部分について、その手法、実践できる力を身につけて欲しいと考えています。

### 幅広い情報収集力とケースマネージメント力

- ・事例の見立て力
- ・コンサルテーションの技術

#### アセスメント力、見立てる力

ソーシャルワークスキル

関係機関との連携の進め方、深め方、これにつきる。

傾聴、共感、背定的評価などの基本的な能力を向上させる。来談者一人ひとりの実績に応じた助言力を向上させる。

あらゆる養護問題に対する専門性。子どもへの養育力。

- ①社会資源を活用し、(またそれが近くにない場合は)創出するスキル
- ②認知行動療法、アンガンマネジメント、コーピングなど、心理ケアスキル
- ③(スキルではないが)本体施設と一体となって取り組む姿勢
- ④(スキルではないが)マネジメント力

看護の知識と専門性(実践力)の向上に関するスキル

#### ケースの対応

地域の機関どうしの連携・調整、ケース管理・相談対応

総合的な人間力を高めるとともに、コミュニケーション能力の向上や、具体的には「三つの家」を 活用して、子ども虐待に対するアセスメントとプランニング能力を身につけてもらいたい。

- ・相談そのものに対するスキル
- ・関係機関調整に対するスキル
- ①誠実な人柄②ポジティブシンキング③ケースマネジメント力④遊び心と想像力⑤ストレス耐性⑥ 生活に楽しみを見出せる⑦チーム力

ペアレンティングのスキル、家族再統合のスキル、ケースワークのスキル、福祉制度の知識

- ①傾聴及びコミュニケーションのスキル
- ②アセスメント及び計画策定スキル
- ③ソーシャルワークのスキル

面接技法、(スキルではないが…) 一般時局、福祉動向の把握、子どもの正常発達、小児疾患についての基礎知識など、各種社会資源の掌握

相談者のニーズを見立て、適切に対応する力

- 1. 企画力
- 2. 涉外力

#### 発達障害の専門的知識

虐待対応におけるスキルとして、例えば、司法面接や介入のこと、法的対応できるだけの知識等 各方面に対する法的対応、情報提供できるだけのスキル

#### アセスメント力

型にはまらない自由な発想による民間らしい、児家センらしい支援。具体的には基礎となるソーシャルワークや子どもの発育、面接技術、訪問技術、チーム処遇の理解など。

#### アセスメント力

ソーシャルワークの技術。

ケースワーク、マネジメント、多種多様な相談、児相の指導委託に対応していくためのスキル。

児童や家庭からの様々な相談に対する支援を迅速かつ的確に行うため、様々な関係機関や関係者と 連携していくスキルと里親等からの相談に応じ、必要な支援を行うスキルを身につけてほしい。

- ・ケースマネジメントの能力・技能は経験と知識が必要。長く勤めることと良いスーパーバイザー に恵まれることが必要。
- ・当所はさておいても他のセンターでは苦労の基のようである。

対応の難しいケースが増加している現状から、アセスメントが適切に行われる体制の充実と職員の アセスメント力の向上。より的確なアセスメントにむけた関係機関とのカンファレンス。

#### アセスメント力

児童よりもむしろ保護者との関わりが難しいようなので、保護者支援のスキル向上が望まれる。

個々の相談者に応じた対応をしていただいています。相談者自身が精神的に問題をかかえていたりと対応が難しいケースが増えていますが、虚心坦懐の姿勢でこれからも接していただけたらと思います。

専門的なスキルの向上はもちろんですが、我々の業務は人が人に関わることなので、相談を受ける職員自身が、深く広く受けとめるハートと常識ある人間力を持って積極支援をすることを心がけてほしいです。

当センターは今後、保護者支援プログラム(ペアレント・プログラム)に取り組んでいきたいと思っているので、そのスキルの習得を考えている。又、アセスメント力のアップを図っていきたい。

#### 関わる家庭のアセスメントをする力

- ・ペアレントトレーニング指導
- ・社会的資源の活用知識

「子どもの権利条約の精神」という児童福祉法の理解ができること。子どもの最善の利益や家族支援についての理解ができていることが最低限求められます。スキル以前の基本的課題です。

県、児相、市町、支援センターとの連携の中での法的対応

当センターでは社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士の技術を生かしスクールソーシャルワーカー、市町村の心理治療活動等に参加協力していて現在の活動経験を積んでいってほしいと考えています。

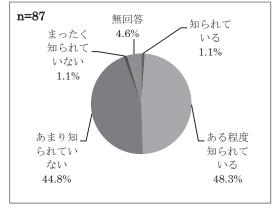
電話や面接時の受容的な対応のスキル、センター職員同士のチームワークのスキル、関係機関との ネットワークスキル

児童家庭支援センターの役割・機能を認識し、相談業務、社会資源等の幅広い知識の習得。

子ども、家庭、地域からの相談に対して、迅速、適確に対応できるように児童相談所、市、関係機関との連携力を更に向上させてほしい。

# Q9-2: 貴センターの市民への認知度について当てはまるものを一つ選んでください。 (SA)

		回答数	%
	全体	87	100.0
1	知られている	1	1.1
2	ある程度知られている	42	48.3
3	あまり知られていない	39	44.8
4	まったく知られていない	1	1.1
	無回答	4	4.6



#### Q9-3: 貴センターが得意とする相談分野・支援内容は何ですか。

医療との連携、発達相談、虐待、いじめ、不登校など

- ・里親さんの相談と定期的な交流会。
- ・子育て支援~具体的に方法を伝えている。
- ・電話相談。

その支援内容は以下のとおり

児相、市、他機関、施設のショートステイ、トワイライトの利用へと支援をつなげていく事。一番 は相談者の話をじっくり聞く事。

#### 心理学的アプローチ

不登校相談が全相談の6割となっています。支援内容は不登児の居場所作り、卓球・バドミントン等の軽スポーツや遠足等の体験学習、手芸等の創作活動、生活訓練等の生活支援活動、個々の能力に合わせた学習を市教委と連携し、生活リズムを整えながら学校復帰を目指す

- ・学校や各家庭からの不登校相談
- ・乳幼児健診へのスタッフ派遣
- →市町村の求めに応じた技術援助
- ・育児広場でのしつけ他、相談
- →市町村の求めに応じた技術援助

近隣では比較的教育、子育て支援が充実している環境ではあるが、それらの機関では繋がれなかった方の利用が比較的多い。そういった相談者は秘匿性や24時間対応、内容や年齢等の括りをできるだけ設けない、こちらが答えや評価を示すのではなく受容し、相談者自身が自らのペースで考える手伝いをする、といった民間である児家センとしての対応を求めていると感じている。

- ・ひとりで悩まずにまずは相談してみようという PR をしているため、一緒に相談者に寄り添っていく支援内容。
- ・得意かどうか何とも言えないが、小学校高学年以上のお子さんの養育上の悩みについて対応する ことが多い。

当センターは虐待相談への対応に力を入れており、支援内容としては、社会福祉の原点であるフィールドワークを重視し、家庭訪問を行うことでニーズを直に把握しながら多角的に問題解決を図っていく等アウトリーチで積極的に支援し提案していくことを心掛けている。

#### 乳児を持つ母親の育児不安

対象年齢としては、中学生以上よりは、乳幼児から小学生くらいまでが件数も多いこともあり得意 かと思います。また、保護者自身の心理カウンセリングも主な支援の1つです。

24時間対応できることや関係機関や地域住民とのつながりが深く、又本体施設の看護士や栄養士等の専門職の協力も得られる事から、緊急時の体制がとりやすい。

逆に心理職員が定着しない為、心理面での支援が難しい。

何事にも誠心誠意、対応しております。

臨床心理士が4名、非常勤ですが配置されております。学校SCとは違った立場でのカウンセリングができています。

- ・要保護ケースにおける連携、調整
- ・障がい児支援(児童への個別支援だけでなく、保護者への支援や、関係機関との連携、調整も含みます)

児童相談所、各市町村との関係が良好のため、各機関との連携が必要なケース対応。グループワークを活用した各種プログラム (ペアレント・トレーニング) の提供。

### 養育困難な子どもへの支援

#### 保健分野、心理相談

- ・カウンセリングによる、養育者の心理面のケア
- ・トラウマケア、アンガーケア
- ・性格行動上の悩みに関する相談
- ・親子での来所相談において、児のプレイセラピー、親に対しても相談対応、コンサルテーション 等別々に対応が実施出来る。

発達相談や乳児期の相談を扱う多く、乳幼児期の母子関係の観察をふまえての、母への支援、支援 者への助言は、当センターの主な業務と考えている

#### 個別相談援助

#### 心理的支援

センター近くに児童相談所…等がないので、さまざまな相談が市町村職員(教育も含む)から寄せられている。少数な職員で対応しているので、相談分野は問わずに支援している。

#### 養護相談、社会福祉的支援

- ・虐待相談、要保護要支援相談
- ·家族関係再構築支援(家族関係調整)
- ・保護者支援プログラム
- ・不登校
- ・子どもの心理支援

施設本体が歴史があり、地域の協力体制ができている。従って、気軽に相談ができる雰囲気がある。 一時預かりを行っているので、その利用から相談につながる。障がい相談にも専門職がいるので対 応してきている。里親支援についても協力体制ができている。

- ・親子の平行面談
- ・心理士によるプレイセラピー

#### 里親支援、育児・発達相談など

#### 乳児期の発達相談支援、母親の相談支援

- ・乳児院附置のため、周産期~乳幼児に関する相談
- ・乳幼児の発達
- ・産後うつを含む精神疾患を有する保護者と家庭支援

- ・精神疾患(うつなど)、発達障害の父母の子育て支援
- ・地域の資源につなげる(法人内の資源の活用)

養護相談

育成相談

重篤なケースに対する個別・生活支援

- · 養護相談
- ・ソーシャルワークを展開する中で、必要に応じて子どものショートステイ等を実施し、アセスメントを行う
- ・開所3年目のセンターのため、得意とする分野と自負するものはありません。
- ・支援内容は「横浜型」の特徴を活かし、子どもの通所の機会も含め、相談員、心理担当に限らず、子どもと直接係わる機会、時間の長い保育士による行動観察も含めて、各職種によるチームアプローチを実践しています。

常に虐待予防の視点を持って、あらゆる相談に懇切丁寧に、また、適時適切な対応に努めています。市区町村への技術的サポートに力点を置いている。

専門的知識及び技術を必要とするケースへの支援は難しい。相談員一人でできるケース数には限界がある(せいぜい二けた)。それ故、限られた人員で、専門的知識及び技術を生かす方法は、福祉事務所・家庭児童相談室へのケースコンサルティングであると考え、それを中心に活動している。事実、家庭児童相談室相談員は、多くの困難ケースを抱えており、家児相の相談員に対するサポートなら間接的にせよ多くの事例の支援が可能となるからである。

心理士が行う検査、心理療法

養育、子育て相談

精神保健領域に関わる相談、思春期児童の相談、発達支援

心理療法、母子面談など、継続的通所指導

関係機関からは子どもや家族のアセスメントとそれをもとにしたソーシャルワーク力に評価を得ている。具体的には、子どもの発達や特性に係る相談や関わりの深い難しい保護者への支援等が多い。

ショートステイ、トワイライトステイ

- 1、心理的ケア(臨床心理士資格保有者が現在4名在籍)
- 2、子どもの貧困対策としての学習支援事業を活用した寄り添い型ソーシャルワーク
- ・相談員による親等への面接指導および訪問活動
- ・心理職による心理相談および支援

不登校、心理対応

臨床心理士による心理的支援。学習支援。家庭訪問や通院同行。来所支援。

発達障害や虐待等による対人関係の不調など心理士によるカウンセリング。里親支援。母親の育児 相談など。

長期的な関わりが必要だと思われる不登校、引きこもり(成人含む)支援。(得意とは言えませんが、ゆるやかに繋がっていることを大切に考えています。)

- ①養護相談。相談員による定期的な訪問を行い、保護者が適切な養育ができるよう、社会環境調整や養育の意識づけを行い孤立させないよう支援する。また、子どもに対しても養育状況を確認の上、子どもが不適切な養育を受けている場合は、子どもの気持ちに寄り添い、辛い気持ちを訴えてもよいこと、不適切な養育は、支援者として認めないことを伝えつつ、親子関係調整も意識して、子どもが相談しやすい関係を作る。
- ②親子関係調整。相談員とセラピストによる、親子の並行面接で、親子関係不調の背景を保護者の要因、子どもの要因でアセスメントを行い、どこに課題があるのかを、子どもの年齢にもよるが、親子がそれぞれ主体的に考えられるよう支援を行う。また、子どもの代弁者として、保護者が気づくことができるよう支援する。
- ③不登校相談。相談員とセラピストによる、親子の並行面接で、保護者と子どものアセスメントを行う。子どもに発達障がい等がある場合には、手帳取得が可能なのか、学校や障害者支援センター、医療などの社会資源は活用しているかなど、社会環境調整を行い、できるだけ学校のSSCやSSWにつなぐ。保護者に対する養育の支援が必要であれば、保護者との関係を作り、適切な養育の意識づけができるよう訪問や通所にて支援を行う。

付置する乳児院と児童養護施設を利用した家庭への支援

- ・乳幼児から高齢者まで幅広く家庭に関する問題に対してソーシャルワークを行うこと
- ・本体施設の機能を活かし、児童のショートステイやトワイライト事業を受付・調整すること。

里親支援、子育て支援、妊産婦支援(ハイリスクも含め)

親支援(ペアレンティング、心理面接)

心理士が多くいるため、きめ細やかなアドバイスと他機関との素早い連携。行事をきっかけにセンターを知ってもらい、その後長く親子の相談窓口として利用してくれている。

子育てプログラム NP・BP を堺市で唯一実施しており、保健センターより気になる親子へ声をかけてもらっている。プログラムに関して保健師より信頼を受けており、親子の関係改善も実際に見られる。

- · 発達相談、検査
- ・育児相談
- ・知的に低い親への対応、育児支援

乳幼児期の児童および保護者家庭への支援に力を入れている。

発達相談、虐待相談

来所相談(カウンセリング・プレイセラピー含)のみならず、様々な子育て支援事業に巻き込んで 多角的に子どもや親子を捉えて支援していく。

心理的支援、ペアレントトレーニング

養育支援

設立当初より、市町や地域の社会福祉協議会の協力を得て、ペアレントトレーニングや、養育者を 集めたグループワークを行ってきた。小さい集団でのワークを企画、運営することにより、養育者 が子育てへの活力を取り戻し、地域とつながり、虐待へのリスクを軽減していく支援に注力してい る。

発達障害児や被虐待児童の相談や支援。市町村の求めに応じ、技術的な助言や必要な援助を行う。

- ・児童相談所の行政権限を除く児童福祉全般のサービス・支援に対応する能力とスキルは有している。
- ・身体障害(肢体不自由児)、知的障害児へのサポートには普通に限界がある。

乳幼児を子育て中の母に育児スキルを身につけてもらう. (養護)

発達障がいに関する分野

#### 社会福祉的支援

得意とするものは特にないが、相談の多い虐待や不登校及び家庭内暴力に関すること等は経験が積み重なっていると思う。夜間の家庭訪問等職員には負担をかけているが、そういう努力が信頼を生み出すことになっている。

特になし。

相談に対して相談者の気持ちを重視する対応

できる限りの情報提供

養護問題における母の子育ての悩みへの支援一般、フットワークが軽いのでたびたび訪問を行い、 大そうじなどの生活の困りごとにも対応している。心理職も配しており、検査やカウンセリングな どの心理面から家庭を支援することも可。本体施設が児童養護施設であり、ショートステイなどに も対応している。

妊娠期から関わりを持ち、産後の支援を行っていくこと

家庭訪問を通じての心理士と相談員による具体的な子育て支援

- ・地域で困難を抱える子どもと家族への支援です。
- ・当センターは、子どもの問題を「子どもと家族の SOS」と捉えて、家族も智に支援の対象と捉えています。
- ・「子どもの権利」を尊重した支援を基本理念として心がけています。
- ・性格行動ケース。通所による母子支援、心理的支援の充実。
- ・不登校ケース。保護者の通所、家庭支援と学校訪問による連携、密にケース会議 (学校、保護者、センター) を実施するにあたり共通理解を得る

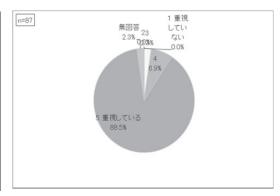
心理治療、ケースアセスメント、市町村ショートステイ、一時保護、里子レスパイト、社会福祉に 関する勉強会の開催

養護相談 (ショートステイ・一時保護)、地域のニーズに合わせた支援

- ・生活困窮者への支援として「おおいた"くらしサポート"事業」に参画し、経済的支援だけでなく、 終結後においても訪問などを積極的に行っている。
- ・ショートステイ・トワイライトステイの利用家庭へのアセスメントに力を入れている。
- ・相談支援事業所と併設しており、協力できる体制を整えている。
- ・不登校、性格行動上の問題、施設退所後の支援等。
- ・自己肯定感を高めるための心理的支援等。

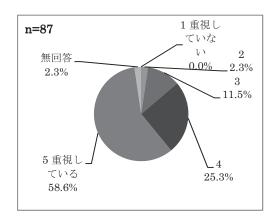
Q9-4.1:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、それぞれどの程度重視していますか。/地域・家庭からの相談に応じる(SA)

			回答数	%	
	全体	(加重値)	87	100.0	
1	1 重視していない	(1)	0	0.0	
2	2	(2)	0	0.0	
3	3	(3)	2	2.3	
4	4	(4)	6	6.9	
5	5 重視している	(5)	77	88.5	
	無回答		2	2.3	
	平均値 4.88				
合計値 415.00			415.00		
	標準偏差			0.39	



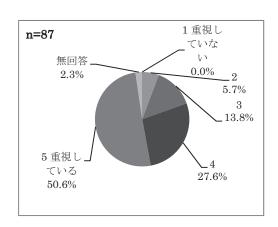
Q9-4.2:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、それぞれどの程度重視していますか。/市町村の求めに応じる(SA)

			回答数	%
	全体	(加重値)	87	100.0
1	1 重視していない	(1)	0	0.0
2	2	(2)	2	2.3
3	3	(3)	10	11.5
4	4	(4)	22	25.3
5	5 重視している	(5)	51	58.6
	無回答		2	2.3
	平均値			4.44
	合計値 377.00			377.00
	標準偏差			0.79



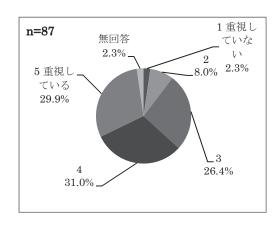
Q9-4.3:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、それぞれどの程度重視していますか。/都道府県又は児童相談所からの受託による指導(SA)

			回答数	%
	全体	(加重値)	87	100.0
1	1 重視していない	(1)	0	0.0
2	2	(2)	5	5.7
3	3	(3)	12	13.8
4	4	(4)	24	27.6
5	5 重視している	(5)	44	50.6
	無回答		2	2.3
	平均値 4.26			
合計値 362.00			362.00	
	標準偏差			0.91



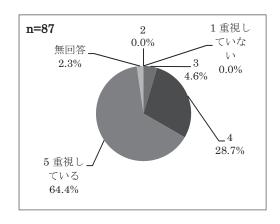
Q9-4.4:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、それぞれどの程度重視していますか。/里親への支援(SA)

			回答数	%
	全体 (	加重値)	87	100.0
1	1 重視していない	(1)	2	2.3
2	2	(2)	7	8.0
3	3	(3)	23	26.4
4	4	(4)	27	31.0
5	5 重視している	(5)	26	29.9
	無回答		2	2.3
	平均値			3.80
	合計値			323.00
	標準偏差			1.04



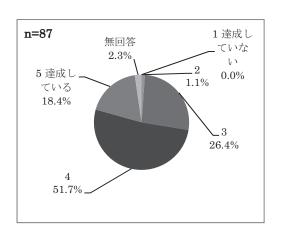
Q9-4.5:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、それぞれどの程度重視していますか。/関係機関等との連携・連絡調整(SA)

			回答数	%
	全体 (	加重値)	87	100.0
1	1 重視していない	(1)	0	0.0
2	2	(2)	0	0.0
3	3	(3)	4	4.6
4	4	(4)	25	28.7
5	5 重視している	(5)	56	64.4
	無回答		2	2.3
	平均値			4.61
	合計値			392.00
	標準偏差			0.58



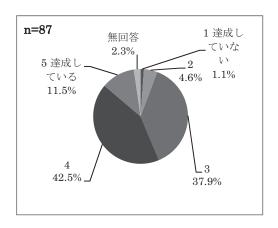
Q9-5.1:児童家庭支援センターに求められる4つの共通基本機能について、それぞれどの程度達成していると思いますか。/相談助言機能(SA)

			回答数	%
	全体 (力	加重値)	87	100.0
1	1 達成していない	(1)	0	0.0
2	2	(2)	1	1.1
3	3	(3)	23	26.4
4	4	(4)	45	51.7
5	5 達成している	(5)	16	18.4
	無回答		2	2.3
	平均値			3.89
合計値				331.00
	標準偏差			0.71



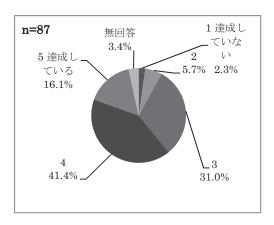
Q9-5.2: 児童家庭支援センターに求められる 4 つの共通基本機能について、それぞれどの程度達成していると思いますか。 / 福祉的支援機能 (SA)

			回答数	%
	全体	(加重値)	87	100.0
1	1 達成していない	(1)	1	1.1
2	2	(2)	4	4.6
3	3	(3)	33	37.9
4	4	(4)	37	42.5
5	5 達成している	(5)	10	11.5
	無回答		2	2.3
	平均値			3.60
	合計値			306.00
	標準偏差			0.80



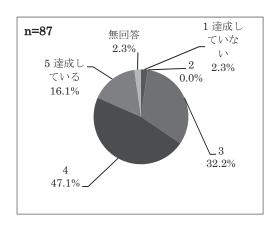
Q9-5.3:児童家庭支援センターに求められる4つの共通基本機能について、それぞれどの程度達成していると思いますか。/心理的支援機能(SA)

			回答数	%
	全体 (	(加重値)	87	100.0
1	1 達成していない	(1)	2	2.3
2	2	(2)	5	5.7
3	3	(3)	27	31.0
4	4	(4)	36	41.4
5	5 達成している	(5)	14	16.1
	無回答		3	3.4
	平均値			3.65
	合計値			307.00
	標準偏差			0.91



# Q9-5.4:児童家庭支援センターに求められる4つの共通基本機能について、それぞれどの程度達成していると思いますか。/連絡調整機能(SA)

			回答数	%
	全体 (力	『重値》	87	100.0
1	1 達成していない	(1)	2	2.3
2	2	(2)	0	0.0
3	3	(3)	28	32.2
4	4	(4)	41	47.1
5	5 達成している	(5)	14	16.1
	無回答		2	2.3
	平均値			3.76
	合計値			320.00
	標準偏差			0.81



#### Q9-6:児童家庭支援センターを340ヶ所に増やすための課題は何だと思いますか。

- ・専門職の確保と予算が増えること
- ・センター設置場所について、地域性やニーズを考慮した適正配置が求められる

それぞれの地域のニーズに答えられる人員の配置 (相談員等常勤で  $3 \sim 4$  名) できる人件費の確保が課題

- ・職員の資格要件の弾力的運用
- ・地域特性に応じた運営費の仕組み
- ・県の単位で市町村に対し、児童家庭支援センターの業務内容を今一度周知することと考えます。
- ・運営費の増額が必要と考えます。又、都道府県が補助する額が一律でない場合もあり、国で定める基準額で一律に補助することが望ましいと考えます。

現状の予算体制では、センター単体での運営は苦しい。母体団体等からの持ち出しありきの所があり、それが難しければ新規参入は考えにくいのではないか。活動自体にも既にかなりの制限があり、地域ニーズに応えられていない現状がある。

- ・様々なケースがもっとあっても良いのではないかと思う。例えば、単独設置、本体施設に附置、 本体施設内に設置などとすることを認めていくことがあっても良いのではないかと思う。
- ・児童家庭支援センターに求めるものを見直し、各地域にあるニーズに即した活動がしやすいよう に多様性をもって認めていくのはどうか。

#### 必要な人件費が予算化されること。

数だけ増やしても質の向上が伴わないと意味がない。児相職員と対等もしくはそれ以上に議論できるだけの力量とスキルが必要。児相や市町村と合同の研修を行い、互いに連携していく確認を行うと良いと思う。

地域のニーズはそれぞれあると思いますので、センターを設置することによって法人、団体に利益 となるようにすることかと思います。

「里親支援センター」が設置されるなど、互いに"協働で"とか"連携して"とは言うものの、児相を含めた業務内容のすみ分けがはっきりしなければ、自助努力だけでは生き残りも難しい。

「…基準額の導入も、地域によってはマイナスに作用する所も出てくるのではないか。

センターが設置されていない県もあるので、行政を含め、必要性を理解してもらうこと。

- ・地域が求めている相談内容に応じて対応していく組織づくり。
- ・センター職員の力量をつくるための研修の充実
- 事業費の増額
- 人員配置の加配
- ・機能の明確化とその周知

社会福祉法人等を動かすための自治体側からの働きかけがない。児家センを行うことによる法人等のメリットについての情報がない。

児童養護施設が子育ての専門施設として地域からの信頼を得ること。そのために地域に養育モデルを提示できること。

人件費等の予算と設置する施設の有無があるかどうか。

- ・助成金の出る時期が、1年間の活動終了後であること。運営資金1年分を捻出できないところは 児家センを開設できない。
- ・助成金額が、相談件数によって変わること。人口の少ない地域、相談機関の多い地域などは相談 件数が少なくなるのは当然である。人口が少ない地域の支援機関不足は、虐待対応の地域格差を招 く恐れがある。

児童家庭支援センターの機能を社会一般的にアピールを行う。理解度を高める。

厚労省の運営費補助金のあり方に問題があり、補助経費の扱いであるうちは、増設は近付かないと考えます。その位置づけを義務的経費として運管費を支出するようにすることが最重要課題と考えます。厚労省が「標準装備」と表記しているので、それを実施すれば全施設への設置がすすむと思います。

運営上、補助金では困難なので、義務的経に!

施設の運営者の意識改革

国が今の児童相談所の多忙さの実態を認識しきめ細やかな地域支援できる機能を持つ→児童家庭支援センターと評価することである。予算も人も保障していくことに尽きる。

運営上の問題(相談件数区分での事業費の考え方)

件数の少ない地域では運営が不可能。

最大の課題は常勤3名の設置基準にはあまりにも見合わない補助金額の問題である。基本的に赤字前提の事業となっており、これでは手が出せないのが現状ではないか。国は相談数を稼げば補助金が増える仕組みを導入したが、困難ケースに対しアウトリーチをしながら時間をかけてじっくり関わるという手間のかかる仕事を避けたくなる心理が既に働きはじめており、インセンティブが本来的な事業目的と異なる方向へ流れてしまう懸念がある。

行政の理解と積極的な支援

委託補助金を現行の150%増にすること

児童福祉施設本体機能の中に組み込むこと

職員の配置基準を明確に位置づけること

児家センの施設付○をはずしたことが、大きな問題である。国はきちんと設置計画を示し、340 ヶ 所の根拠(全国モデル)を明示し、都道府県に設置ノルマを課さない限り実現はできない。「児家センに期待する」ではなく「設置が必要」という方向性は国が示すべき責任である。

地域子育て支援機関が数多くある中で、児童家庭支援センターの重要性・独自性を明確に打ち出すことが難しい状況もあるということですが、関係機関と連携し、都道府県・市町村児童相談所に積極的なアプローチの必要もあるのではと思います。

児家センが必要な機関であると思われなければならない。ただ、児家センは民間機関であるため、 認知されにくいのが課題である。市区町村や児相から信頼され、協働した支援ケースなどを増やし ていくことが、児家センの数を増やすことにつながるのではないだろうか。

- ①全社協の-業種別協会として独立
- ②全セクターがまず、厚労省の示す機能を行う。
- ③予算の獲得と職員増
- ・運営事業補助金の引き上げにより、赤字になることがないようにすること。
- ・児家センの機能の充実とその周知を行うことで、児家センの少ない地域からも設置要望が出るようにする。
- ・行政機関が本当に必要と感じているのか?何を求めているのか?
- ・児家センは○○が得意だ!!と他機関よりすぐれている点が出てこない所など。

児家センの役割、位置づけの明確化。何をするべきところなのか。児相のブランチ

市町村の連携と役割分担の明確化。

まずは標準化を全国的に目指すのではなく、地域での行政の様々な関係機関と地域課題を整理しつつ、児家センの求められている5つの事業について、どの分野をどのように重視していくかについて討議していくことが大事と考える。

予算の増加と配置職員数の増員

児家セン業務のあり方について、具体的な方針

- ・職員処遇、センターの担う業務は高い専門性が求められます。また、相談受付時間の柔軟性や緊急対応など勤務のスタイルも負担感の強いものとなります。その様な働き方が求められる職員の給与面で適切な処遇が可能となる運営費(基準額)となることが必要と考えます。
- ・人材育成、各ブロックで取り組まれていると思いますが、児家センの職種ごとの階層別集合研修 が適当な頻度で計画的に実施できると良いと考えます。
- ①国、県による積極的な働きかけ
- ②補助金の大幅な増加(有為な人材確保のための)
- ①設置運営要綱に則った活動を展開すること。

要綱がありながら考え方や方針が異なる実態は、児童家庭支援センターをわかりにくくしている。 児童相談所、家庭児童相談室も同じ相談機関だが、全国的に考え方や方針がこんなに異なっている ことはない。役割を鮮明にすべきだ。

②児童福祉施設や社会的養護にかかわる NPO などに広く参加を促すこと。

#### 補助金の大幅な増額

スタッフの確保と人材育成

- 運営費用の不足
- ・人材不足(資格と賃金面で人が集まってこない)

国及び都道府県の取りくみいかんであろう

今までに児童家庭支援センターが専門的機関として地域で果たしてきた役割や成果を国に強くア ピールし、センターの増設を強力に訴えることが課題である。 地域(市)から求められることを各センターが行っていり、児家セン全体でアピールできることが 少ない。よって児家センの存在がぼやけてしまっている。

- 1、市町村との連携基盤の強化
- 2、財源問題の解決

先づ、設置基準の変更。それにしても 340 という目標は取り下げた方がいいと思う。いつまでこの高い理想を持ち続けるのか。公的に出来ない部分を民間活力に委ねることには反対しないが、今の基準はあまりにもおそまつである。

児童家庭支援センターが単独で活動するのでなく、市町や児童相談所との連携を制度として形にする。活動内容に見合う費用を固定費として支給していただく。虐待対応の知識とノウハウを持った職員を配置する。(保健士、心理士など)

児童家庭支援センターの補助金制度と、その金額に伴う今の職員体制では340箇所まで増えるのは難しいと思う。意欲のある若い職員を確保し、継続して働いてもらうには運営的にも難しく、児童相談所や教員の退職者の再雇用の場になるような気がする。職員の確保の問題など、今後は増えるだけでなく、閉鎖するところも出てくるのではないかと思われる。

当センターは今年度新規に開設されましたが、その経過の中で重要だったことは、本体の児童養護施設が果たしている地域貢献度と関係機関との信頼関係だと思います。それがベースになければ、新規の、民間の相談機関としては成立しないと思います。

- ①予算と人員の確保…虐待の早期発見や来所相談、電話相談、訪問心理面接において困難性及び専門性が一層問われている。常勤4名、非常勤5名(うち心理担当3名)は確保できないと質の確保も難しい。(※児童養護施設の附置からの脱却、あくまで義務的経費の旗は上げ続ける)
- ②虐待防止における地域活動の充実と進展…現在、医療・行政・警察・学校の物差しと専門性に未だズレがある。児童福祉法改正に伴い、その差を少しずつ埋めつつあるが、課題も依然残っている。児童家庭支援センターが虐待防止・早期発見のためのネットワークの事務局運営ができる方向を目指し、力を蓄えたい。その内容を検証し、発信することで存在価値が高まると考える。
- ※②を地道に実践することで①が少しずつ改善される相関関係。
- ※その過程をケースマネジメントする事なしには、職員の自己実現とやりがいにはつながらないと考える。

児童家庭支援センターの基本的あり方が統一され、同じ機能同じ役割を果たすことが必要。

- ・適切な事業費の確保
- ・専門性のあるスタッフの確保と人材養成
- ・本体施設や法人事業を活かした柔軟な事業実施ができる体制を可能にすること

センター自体の地域の中での役割等の理解が十分でないので、そこがもっとひろがれば増えるのか と思います。センター数が増えれば良いというわけではなく、中身がしっかり伴っていないと意味 がないかと感じます。

### 予算の確保

支援の必要な地域を調査し、ニーズを把握する。支援の必要性の高い場所に設置していく。

地理的な要件も多いに関係がある。家庭訪問など児相からではいきにくい都道府県にもっと増えてくれると良いと感じる。人口の多い地域では専門スタッフが充実しており、現時点で市町村から必要と思われていないのが現実。職員のスキルを向上し、現センターの価値を上げるべきであるが、勤続年数が伸びなければやはり難しい。

- ・人員配置の増員(運営費が少なすぎる)
- ・国が出した方針にもかかわらず、行政に児家センの意義が充分に浸透されていない。認知されていないと感じる。それを児家センの責任といわれると厳しいところである。もう少し行政の方から働きかけがあっても良いと思う。

職員配置の充実。児家センが担う役割が大きく、また重要になってきていると感じるが、各施設の 努力による職員配置(予算面)に頼っている段階では全体的な質の向上、レベルアップにはつなが らず、増設には至らない。

高齢者の地域包括支援センターのような配置と機能をもつこと。現在では広範囲すぎるため地域とのつながりや地域作り(予防的な働き)がなかなかできない。子育て世代包括支援センターとのすみ分け、共存の道を探らなければ、淘汰されてしまうと感じている。それぞれの自治体にとって無くてはならない存在になることで増えていくのではないか。

子育て世代包括支援センターの設置に伴い、児童家庭支援センターの必要性が問われているように感じる。ニーズを把握し、それに沿った業務である必要がある。包括支援センターが有効に機能し始めるのにはもう少し時間は必要だとは思うが、将来的に児童家庭支援センターの存続に危機感を感じている。

市町等との関係において、公益法人(民間施設)の特性を活かした支援の実施や予算化、制度化。

340ヶ所に増やすこと自体意味があるのか疑問。児童家庭支援センターは、"誰にとって""何のために"必要なのか?そして、それは児相や設置法人にとっても有益なのか?そうしたことについてもっと議論を深め、足場をしっかり固めることが課題なのではないか。その議論が深まり、児童家庭支援センターの存在意義が不動のものになれば、自ずと設置数は増えると思われる。

児童や家庭、地域からの相談に応じ、支援していくために資質の高い職員の確保と国や県からの財政上の増額。

児童相談所への積極的な行政指導が必要。児相機能の殆どは、地域、施設等に分業化されているにもかかわらず、児相側にその意識が乏しく、行政権限への「しがみつき」があり、要対協や児家センとの連携を阻害している。行政権限の無い児童福祉専門機関としての児家センの自覚と、予算の確保が重要と考える。

基本的な機能を果たしつつ地域との連携と児童虐待予防、相談への基本的な支援活動、里親支援等の活動を行えるようにするため、職員配置基準の見直し、増配が求められ、人件費について新たに予算措置が課題である。

- ・適性な運営費の確保
- ・児家センにしかできない特色の打ち出し

#### 費用的課題

限られた予算、限られたスタッフで努力しているが、改正児童福祉法の精神を生かそうとするのであれば、地域の子育て支援や里親支援を使命とする児童家庭支援センターは拡充すべきである。そのための予算の確保、人材の確保が最大の課題だと思う。

箇所数増設よりも、個々の児家センの機能・役割の充実が優先課題と考え業務に当たっている。

児家センの位置づけが統一されていない。国が都道府県格差をどのように埋めていくかを示して欲 しい。児家センの本部(専門的)の設置が必要 児家センの運営のための補助金が、この度、相談件数や指導委託数によって金額が異なってくるとなり、ますます、新設のセンターや開設間もないセンターの運営が厳しくなってくると思われます。 増設のためには、安定した補助金とさらなる増額が必要であると考えます。

児家センの役割があいまいで、大ざっぱすぎると思います。そのわりに資金面では経営しづらく、 運営していくことが難しいように思います。

支援センターと自治体との役割分担の明確化

- ・各センターの支援内容の統一化
- ①質の確保をした上での数の確保だと考えます。このために何をクライテリアとするかを、全児家 センで明示する必要があると思います。
- ②改正児童福祉法に応じた児家センのあり方を明確に示し、全国の児家センのレベルを向上させていく時期だと考えます。

### 県・児相の理解及び予算とセンター職員の配置

離島が多く、健全面積の3分の1を占める。また県南部も児童福祉全般の対応する機関が少ないのがネックかなァ?

・時間外の対応とか里親支援の対応とかにセンター職員の不足

児童家庭支援センターが市町村のショートステイー時保護等、短期の保護支援を行いながら相談等 に対応する機能を持つことが大切だと思っています。

- ①赤字経営にならないような運営費の増額が第一である。
- ②運営費を補助金から負担金に切り替え、県の予算確保を応援してほしい。(補助金だとシーリングの枠内での予算確保になり大変厳しい。)
- ③児童家庭支援センターが地域のニーズに柔軟に対応できるよう、要綱を見直してもらいたい。

現在あるセンターが地域社会に貢献し、認知度を高めること。

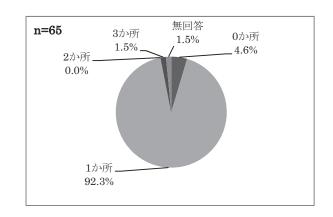
# ②市町村

#### Q1-1: 貴自治体の人口 [\_\_百人] (N)

	回答数	%	
全体	65	100.0	
無回答	2	3.1	
平均値	186122.87		
標準偏差	191674.52		
最小値	6100.00		
最大値	9	71900.00	

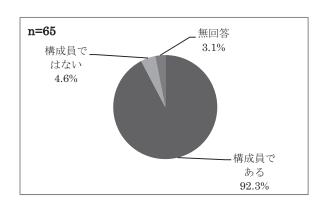
# Q1-2:児童家庭支援センターは貴自治体内に何か所ありますか。[\_\_か所](N)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	0 か所	3	4.6
2	1か所	60	92.3
3	2 か所	0	0.0
4	3か所	1	1.5
	無回答	1	1.5
	平均値		0.98
	標準偏差		0.33
	最小値 0.00		
	最大値		3.00



# Q2-1: 貴自治体の要保護児童対策地域協議会において児童家庭支援センターは構成員となっていますか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	構成員である	60	92.3
2	構成員ではない	3	4.6
	無回答	2	3.1



Q2-2:【Q2-1 で「2. 構成員ではない」と回答の方】なぜ児童家庭支援センターを構成員としていないのですか。

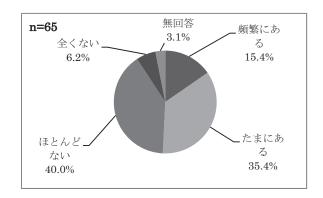
支援センターは養護施設で運営しており、その養護施設が構成員となっているため

市内に児童家庭支援センターが設置されていないため

併設の施設が構成員であるため

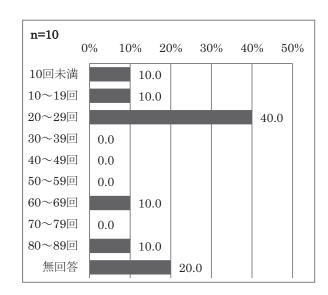
# Q2-3:個別ケースの支援に関して児童家庭支援センターに相談することがありますか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	頻繁にある	10	15.4
2	たまにある	23	35.4
3	ほとんどない	26	40.0
4	全くない	4	6.2
	無回答	2	3.1



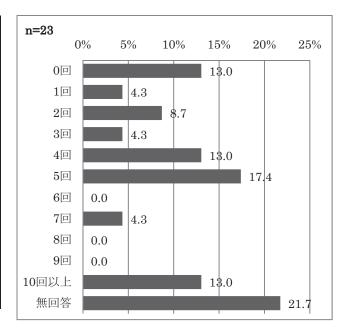
Q2-3\_1:【Q2-3 で「1. 頻繁にある」と回答の方】個別ケースの支援に関して児童家庭支援センターに相談することがありますか。/頻繁にある [H27 年度\_\_回](N)

		回答数	%
	全体	10	100.0
1	10 回未満	1	10.0
2	10~19 回	1	10.0
3	20~29 回	4	40.0
4	30~39 □	0	0.0
5	40~49 回	0	0.0
6	50~59 回	0	0.0
7	60~69 回	1	10.0
8	70~79 回	0	0.0
9	80~89 回	1	10.0
	無回答	2	20.0
	平均値		31.25
	標準偏差		26.93
最小値			3.00
	最大値		84.00



# Q2-3\_2: 【Q2-3 で「2. たまにある」と回答の方】個別ケースの支援に関して自動家庭支援センターに相談することがありますか。 / たまにある [H27 年度 回] (N)

		回答数	%
	全体	23	100.0
1	0 回	3	13.0
2	1回	1	4.3
3	2 回	2	8.7
4	3 回	1	4.3
5	4 回	3	13.0
6	5 回	4	17.4
7	6 旦	0	0.0
8	7 回	1	4.3
9	8 回	0	0.0
10	9 🗉	0	0.0
11	10 回以上	3	13.0
	無回答	5	21.7
	平均値		4.67
	標準偏差		4.06
	最小値		0.00
	最大値		13.00



# Q2-4:【Q2-3 で「1. 頻繁にある」~「2. たまにある」と回答の方】児童家庭支援センターに何を求めますか。

土日曜日、時間外の対応

叩かない躾の訓練

保護者の職業を気にせず相談できる

気持ちを受け止めてくれる(夜間、相談者がパニックになり電話している)

専門的な見地からの助言や、児童や保護者への対応

#### 相談と支援の対応

- ・ケース対応の助言
- ・発達面からみた児童への関わり方の助言や保護者へ直接助言してもらうこと

相談があった家庭の状況から、関係機関との連携した支援と情報の共有

相談員と臨床心理士が配属されていることで、保護者とこどもへの専門的支援と継続的支援を希望する。保護者とこどもへの対応も分担できることや、カウンセリング効果も期待できる。

保護者に対する養育等についてのアドバイス

児童家庭支援センターがもつ特性や専門性によって連携し適切な支援につなげていければと考えて いる

#### ケース相談対応

心理的支援と市との協働、ショートステイ(トワイライトステイ)事業の受入

- ・要保護児童等に関する情報共有・協議等
- ・精神不安を抱える児童やその保護者等に対する相談支援

児童家庭支援センターの「あそびの広場」や相談窓口として利用があった際、利用時の親子の様子など、ケースの情報を共有し、親子への支援の連携

ショートステイ機能が備わっているため、ショートステイを通しての支援について

ケースの状況に応じた緊急の預かり(母のレスパイト目的など)、発達障害児の預かり

- ・休日預かり等のサービス利用
- ・利用者の支援

日曜日の児の預かりや、長期休暇の際のショートステイ

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会での助言(下記(5)とは異なる区分)

- ・臨床心理士による心理検査
- ・見守り頻度の高い家庭への家庭訪問及び情報共有

児童の一時預かりを通した児童の行動観察、観察結果を通して保護者への育児に関するアドバイス、 臨床心理士による母子面接(母と子別のカウンセリング)併設されている保育園と学童に入ってい るよう保護児童の状況確認、連携している児童に関する支援会議。

市子ども・子育て総合相談室(=要保護児童対策地域協議会 + 児童発達支援センター)は、子育て、 虐待、DV、障がい等子どもと家庭に関するあらゆる相談を受けています。そして、支援につなげ るときは、ワンストップ支援を目指し支援(=社会資源を活用)を行っているところです。

支援は、選択肢が多ければ多いほどいいと考えており、その選択肢の1つである児童家庭支援センターには虐待相談にかかる子どもへの寄り添い支援を期待しています。

本市の児童家庭支援センターは児童擁護施設に附置されており、子どもたちへの生活支援、寄り添い支援については専門性の高い機関であると考えています。また、臨床心理士等の心理士の配置も多く、カウンセリングやプレイセラピーの実施などの専門性を発揮していただける機関であると考えています。

- ・児童や家庭への対応のノウハウや相談に対しての助言
- ・要支援や要保護ケースについてのケース共有と情報交換

ケース進行に対する相談・助言

ケースに対する心理的支援

ケースの家庭全体への支援

対応ケースの情報共有と連携

夜間・休日含めたケースの見守り・相談先、ショートステイの調整・アフターフォロー

子育てに悩みを抱える家庭への支援。専門的な発達相談。母と子の居場所づくり等

- ・困難ケース、不登校ケース、発達障がいを伴うケースなどにおける子どものアセスメントと支援
- ・家族に特性があり、アプローチが困難な家族に対する支援
- ・児童相談所との連携

これまで何か問題があったわけではありませんが、相談受理した事案については抱えている問題が解決するまで関わってほしいと考えています。また、対応している事案に積極的な関り(問題発生時の家庭訪問等)をしてもらいたいと考えています。

- ・養育支援訪問事業を委託
- ・こどもの自立を促すため、訪問支援と通所支援のつなぎ役

関係機関と連携してケースを振興する場合の適切な役割分担。

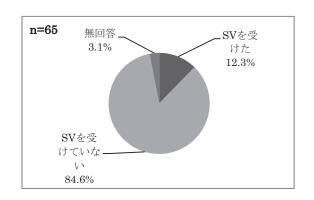
児童相談所より委託されたケースの関係機関の連絡調整。

児童家庭支援センターに養育支援訪問事業を委託しており、養育力の弱い家庭や、虐待予防の観点から支援をしてもらっている。休日や夜間にかかわらず、柔軟な対応が可能である。

カウンセリング等の専門的支援

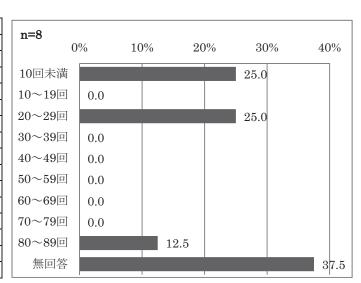
# Q2-5:児童家庭支援センターからケースのスーパーバイズを受けましたか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	SV を受けた	8	12.3
2	SV を受けていない	55	84.6
	無回答	2	3.1



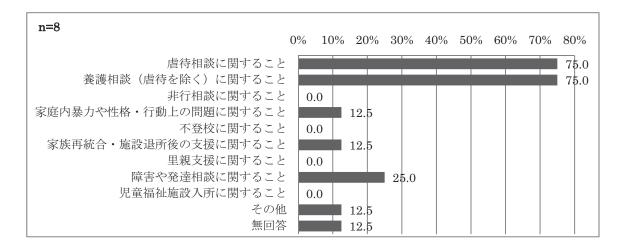
### Q2-6:【Q2-5 で「1.SV を受けた」と回答の方】H27 年度内で、何回 SV を受けましたか。(N)

		回答数	%
	全体	8	100.0
1	10 回未満	2	25.0
2	10~19 回	0	0.0
3	20~29 回	2	25.0
4	30~39 回	0	0.0
5	40~49 回	0	0.0
6	50~59 回	0	0.0
7	60~69 回	0	0.0
8	70~79 回	0	0.0
9	80~89 回	1	12.5
	無回答	3	37.5
	平均値		28.20
	標準偏差 32.54		
	最小値 5.00		
	最大値		84.00



# Q2-7: 【Q2-5 で「1.SV を受けた」と回答の方】主な相談内容について多い順に3つ選んで表に記入してください。/1 ~ 3 番 (MA)

		回答数	%
	全体	8	100.0
1	虐待相談に関すること	6	75.0
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	6	75.0
3	非行相談に関すること	0	0.0
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	1	12.5
5	不登校に関すること	0	0.0
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	1	12.5
7	里親支援に関すること	0	0.0
8	障害や発達相談に関すること	2	25.0
9	児童福祉施設入所に関すること	0	0.0
10	その他	1	12.5
	無回答	1	12.5



# Q2-7\_1.2: 【Q2-5 で「1.SV を受けた」と回答の方】 また、具体的な SV の内容を記載してください。 /1番

- ・ケースの見立てが他機関と違っていたときに相談した
- ・保護者への指導を行いつつ、学校の理解が得られるように働きかける

児童と面談していただき、児童の心理面での状況判定等をしていただいた。

通告時の対応や確認すべき内容、不足情報の収集方法などケースの見立てと方針

父からの母子への暴力に対し、父、母の傾聴とその結果、父が高次機能障害であったため受診推奨

# Q2-7\_2.2: 【Q2-5 で $\lceil$ 1.SV を受けた」 と回答の方】 また、具体的な SV の内容を記載してください。 /2 番

- ・内容が虐待通告だと思われるものの、学校では保護者に話してほしくないと言われた時の対応を 相談した。
- ・各機関で情報共有し、見守りを続ける。

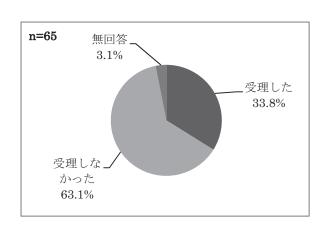
ケースの見立てや捉え方、対応法など。会えないケースや相談を拒否するケースへの対応 父子家庭で、父が無職、姉弟は不登校のケース。姉の心理的な支援。この家族を支えるおばの傾聴。

# Q2-7\_3.2: 【Q2-5 で [1.SV を受けた」 と回答の方】 また、具体的な SV の内容を記載してください。 /3 番

児童相談所との関係について (送致のタイミング等)

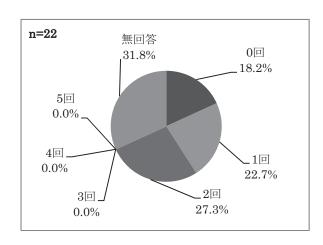
#### Q2-8: H27年度、児童家庭支援センターからの相談を受理しましたか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	SV を受けた	22	33.8
2	SV を受けていない	41	63.1
	無回答	2	3.1



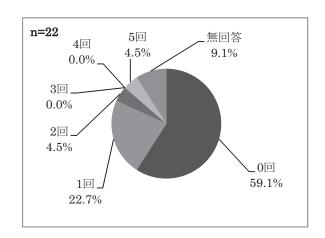
# Q2-9.1: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。 / 虐待 (N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	4	18.2
2	1回	5	22.7
3	2 回	6	27.3
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	7	31.8
	平均値		1.13
	標準偏差		0.83
最小値 0.0			0.00
	最大値		2.00



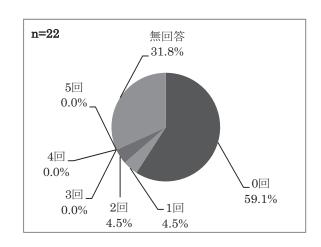
Q2-9.2: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。 / 養護(虐待以外)(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	13	59.1
2	1回	5	22.7
3	2 回	1	4.5
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	1	4.5
	無回答	2	9.1
	平均値		0.60
	標準偏差 1.19		
	最小値		0.00
	最大値		5.00



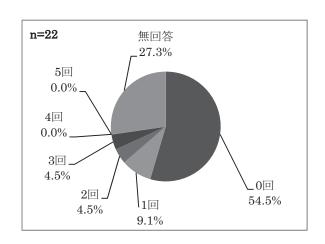
Q2-9.3: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。 / 非行(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	13	59.1
2	1回	1	4.5
3	2 回	1	4.5
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	7	31.8
	平均値		0.20
	標準偏差		0.56
最小値			0.00
	最大値		2.00



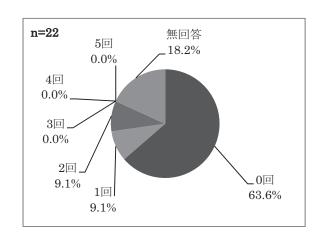
Q2-9.4:【Q2-8で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/家庭内暴力や性格・行動上の問題(N) Q2-9.5:【Q2-8で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/不登校(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	12	54.5
2	1回	2	9.1
3	2 回	1	4.5
4	3 回	1	4.5
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	6	27.3
	平均値		0.44
	標準偏差		0.89
	最小値		0.00
	最大値		3.00



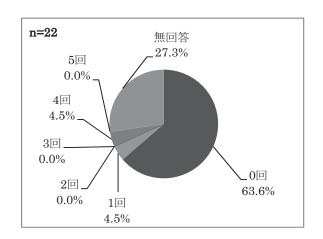
Q2-9.5: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/不登校(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	14	63.6
2	1回	2	9.1
3	2 回	2	9.1
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	4	18.2
	平均値		0.33
	標準偏差 0.69		
	最小値		0.00
	最大値		2.00



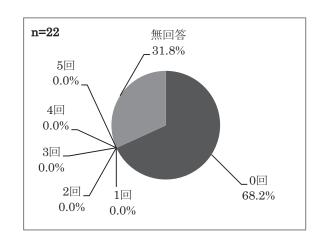
Q2-9.6:【Q2-8で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/家族再統合・施設退所後の支援(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	14	63.6
2	1回	1	4.5
3	2 回	0	0.0
4	3 回	0	0.0
5	4 回	1	4.5
6	5 回	0	0.0
	無回答	6	27.3
	平均値		0.31
	標準偏差		1.01
	最小値		0.00
	最大値		4.00



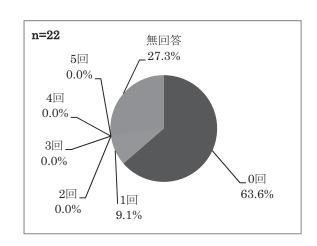
Q2-9.7: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/里親支援(N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	15	68.2
2	1 回	0	0.0
3	2 回	0	0.0
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	7	31.8
平均値			0.00
標準偏差			0.00
最小値 0.0			0.00
	最大値		0.00



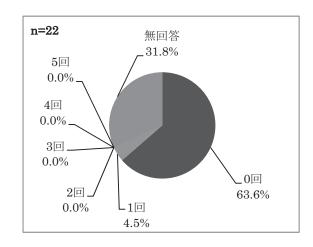
Q2-9.8:【Q2-8で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。 / 障害や発達の問題 (N)

		回答数	%
	全体	22	100.0
1	0 回	14	63.6
2	1回	2	9.1
3	2 回	0	0.0
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	6	27.3
平均値			0.13
標準偏差 0.3			0.34
最小値 0.0			0.00
	最大値		1.00



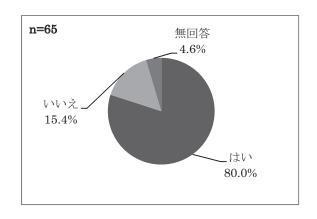
Q2-9.9: 【Q2-8 で「1. 受理した」と回答の方】相談を受理したケースの内容について件数を記入してください。/その他(N)

		回答数	%
全体		22	100.0
1	0 回	14	63.6
2	1回	1	4.5
3	2 回	0	0.0
4	3 回	0	0.0
5	4 回	0	0.0
6	5 回	0	0.0
	無回答	7	31.8
	平均值 0.0		
標準偏差			0.26
	最小値 0.00		
最大値 1.00			1.00



# Q2-10: 貴自治体の児童家庭相談担当者の大半は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していると思われますか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	はい	52	80.0
2	いいえ	10	15.4
	無回答	3	4.6



#### Q2-11:【Q2-11】「理解していない」と思われる理由は何ですか。

日頃からケース対応を通じて関わりのある職員は、一定の理解をしていると思うが、業務内容の詳細までを充分に分かっている職員は少ない。

児童家庭支援センターを利用しているケースが少ないため。

児童養護施設に併設されており、その区別を理解していない。センターの活動が直接かかわっている職員以外にみえにくい。

市内に児童家庭支援センターが設置されていないため

要対協の構成員として市町村にかかわっていただいており、業務内容も知ってはいるが、日常的に 密なやり取りをしていないため、詳しい活動内容までは把握できていない。

業務内容は把握しているが、実際に連携することがほとんどないため、どのようなことをされているか、理解できていない。

連携することが少ない

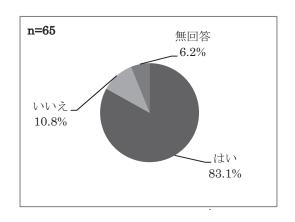
特別に児家センの業務について研修等を行っていない

人事異動で交替した担当者と児童家庭支援センターの家河合rが少ないため、十分理解しているとはいえません。

児童家庭支援センターから市に支援している児童について助言を求められること等があり、児童家庭支援センターが市にスーパーバイズする役割があるというなら、両者とも、児童家庭支援センターの業務内容のりかいについて誤解があるように思う。

## Q2-12:児童家庭支援センターの職員は、貴自治体の児童家庭相談の業務内容を理解していると思いますか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	はい	54	83.1
2	いいえ	7	10.8
	無回答	4	6.2



#### Q2-13:【Q12=2】「理解していない」と思われる理由は何ですか。

お互いの連携や情報交換の不足があると考える。

児童家庭支援センターに限らず、当室の業務内容について他機関の理解を得ることが難しいと感じ るため

(11) 同様、日常的なかかわりが少ないため

連携することがほとんどないため、理解されているかを知る機会がなく、わからない。

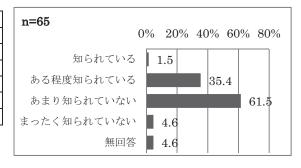
#### 職員の経験不足

児童家庭支援センターから市に支援している児童について助言を求められること等があり、児童家庭支援センターが市にスーパーバイズする役割があるというなら、両者とも、児童家庭支援センターの業務内容のりかいについて誤解があるように思う。

家庭児童相談室の業務時間外を要望してきた(ケースの24時間、祝祭日含むの見守り)

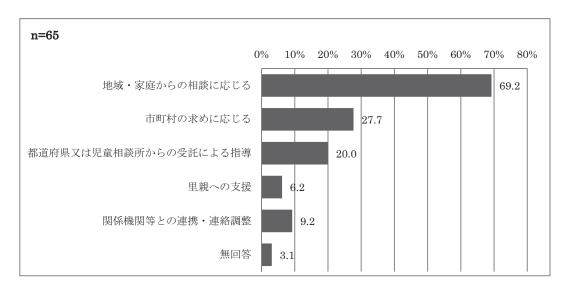
#### Q3-1:児童家庭支援センターは市民から認知されていますか。(MA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	知られている	1	1.5
2	ある程度知られている	23	35.4
3	あまり知られていない	40	61.5
4	まったく知られていない	3	4.6
	無回答	3	4.6



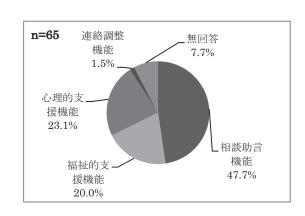
# Q3-2:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、市町村として最も期待するものはどれですか。(MA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	地域・家庭からの相談に応じる	45	69.2
2	市町村の求めに応じる	18	27.7
3	都道府県又は児童相談所からの受託による指導	13	20.0
4	里親への支援	4	6.2
5	関係機関等との連携・連絡調整	6	9.2
	無回答	2	3.1



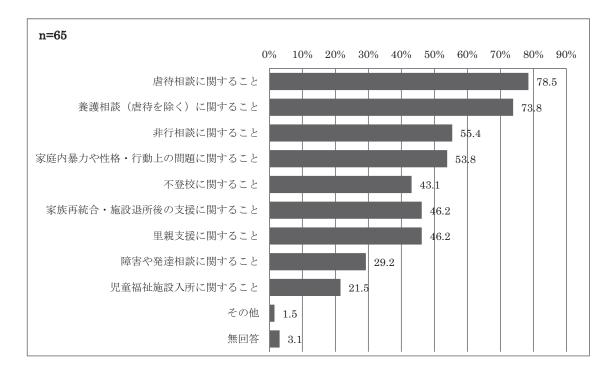
Q3-3:児童家庭支援センターに求められる4つの共通基本機能について、市町村として児童家庭 支援センターに対し、最も期待するものはどれですか。(SA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	相談援助機能	31	47.7
2	福祉的支援機能	13	20.0
3	心理的支援機能	15	23.1
4	連絡調整機能	1	1.5
	無回答	5	7.7



# Q3-4:今後、市町村の児童家庭相談のバックアップとして児童家庭支援センターに期待する内容について、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。(MA)

		回答数	%
	全体	65	100.0
1	虐待相談に関すること	51	78.5
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	48	73.8
3	非行相談に関すること	36	55.4
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	35	53.8
5	不登校に関すること	28	43.1
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	30	46.2
7	里親支援に関すること	30	46.2
8	障害や発達相談に関すること	19	29.2
9	児童福祉施設入所に関すること	14	21.5
10	その他	1	1.5
	無回答	2	3.1



Q3-4\_10FA: 今後、市町村の児童家庭相談のバックアップとして児童家庭支援センターに期待する内容について、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。/その他

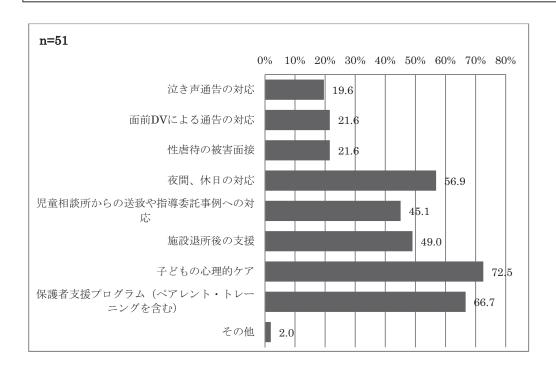
市のショートステイ事業実施施設なので、ケースの情報共有など期待したい

#### Q3-5: 【Q3-4で[1. 虐待相談に関すること]と回答の方】どのような虐待対応を期待しますか。(MA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	泣き声通告の対応	10	75.0
2	面前 DV による通告の対応	11	75.0
3	性虐待の被害面接	11	0.0
4	夜間、休日の対応	29	12.5
5	児童相談所からの装置や指導委託事例への対応	23	0.0
6	施設退所後の支援	25	12.5
7	子どもの心理的ケア	37	0.0
8	保護者支援プログラム (ペアレント・トレーニングを含む)	34	25.0
9	その他	1	12.5

#### Q3-5 9FA: どのような虐待対応を期待しますか。/ その他

両親の関係(親役割、不仲等)に対するカウンセリング



Q3-6:【Q3-4 で「1. 虐待相談に関すること」と回答していない方】児童家庭支援センターに虐待相談を期待しない理由をお書きください。

虐待対応は早急にケース検討会議で対応、事後の相談とケアに期待

連携については期待しているが、区の児童家庭相談においても虐待対応を行っており、要対協の事務局を行っていることからも現状は主として区が対応していることが多い。

本市においては、児童相談所を既に設置しており、虐待対応は児童相談所で行うことができるため

児童相談所と連携できるから

児童相談所や市町村が主体になると考える

虐待相談を受ける機関が他にある(子ども相談所、各区家庭児童相談室)ため。

件数が少なく、市町村での対応が可能であるため

市民に身近な市が責任をもって対応することが大切と考えています。現状は、対応はされずに市に任されています。また、基本は勤務時間内の対応です。ご承知のように通告は昼夜を問わずに入りますので、現状ではお願いは難しいと考えています。

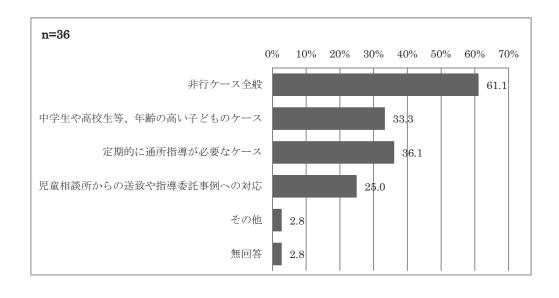
情報の集約化が困難になるおそれがあるため

# Q3-7:【Q3-4 で「3. 非行相談に関すること」と回答の方】どのような非行ケースを児童家庭支援センターに期待しますか。(MA)

		回答数	%
	全体	36	100.0
1	非行ケース全般	22	61.1
2	中学生や高校生等、年齢の高い子どものケース	12	33.3
3	定期的に通所指導が必要なケース	13	36.1
4	児童相談所からの装置や指導委託事例への対応	9	25.0
5	その他	1	2.8
	無回答	1	2.8

#### Q3-7\_5FA: どのような非行ケースを児童家庭支援センターに期待しますか。/その他

連携すべきケースが発生した際の協力



Q3-8:【Q3-4 で「3. 非行相談に関すること」と回答していない方】児童家庭支援センターに非行相談を期待しない理由をお書きください。

非行相談は教育委員会で警察のサポートセンターと連携して実施している

非行については他機関で対応しているため

家庭相談室において十分対応できていると考えるため

学校、教育委員会、警察の対応でまかなえると考える。

警察で相談窓口をもっているため

指導委託以外の場合、どちらかというと少年センターを中心とした対応が必要と思われる為。

市でのケース対応事例がないため

非行の対応については児童相談所や警察が対応しているため

現在、区で非行相談に対することが少ないため、児童家庭支援センターに期待する具体的なイメージがもてないため。

現在の体制では、困難と思われるため

本市においては児童相談所を既に設置しており、非行相談は児童相談所でおこなうことができるため

教育委員会、学校、警察と連携できるから

学校など教育機関が主体になると考える。

①教育委員会での対応が進んでいる。②スタッフに限りがある中、非行まで含めると虐待相談・支援に十分力を入れれなくなる恐れがある。

現在のところ、スキルやノウハウが不足しているため

児童家庭相談として非行相談を受けることがほとんどないため

本市の児童家庭支援センターは対象を主に乳幼児としているので、非行相談は少ないと思われるため

現状、非行相談は児童相談所が主に対応しているので市としては非行相談については家児相との連携の必要性ないと思われる。

非行相談を直接扱うことがあまりないため

非行に関することは、15歳以下であれば、学校、教育委員会、児童相談所、警察が中心となり、15歳以上であれば高校に通っていない児童の場合は、児童相談所や警察が関わっています。市もほとんど関わっていない本市の現状を考えると、関わることはないのではないかと考えています。

教育委員会など別の機関が相談対応しているため

非行相談機能に特化した専門機関がある

Q3-9:【Q3-4 で「6. 家族再統合・施設退所後の支援に関すること」と回答の方】児童家庭支援センターにどのような内容を期待しますか。

一時保護等からの家庭復帰後への親子に対し、長期的継続的な見守り体制をとりあんがら子どもの 安全で安定した成長ができる環境を整えるために、児童相談所、自治体、児童家庭支援センター等 のネットワークを期待します。

施設を退所する児童の保護者支援

施設を退所する児童の保護者支援

- ・家族再統合プログラム
- ・保護者支援と児童への継続的支援

施設にいて実情をよく知っているため、退所後も支援して欲しい。

施設を退所する児童の保護者支援

施設退所後の家庭支援

施設退所後の途切れのない支援を期待します。

家族再統合プログラムの実施や施設退所児等に対する後保護指導を期待します。

児童相談所からの依頼を受け、里親委託や家庭ひきとり後の支援をしている実績があるので、その ノウハウをもって実親・里親の支援をさらに充実させて頂きたい。

家族再統合プログラム、施設を退所する児童、保護者支援

施設を退所する児童の保護者支援

退所する児童の保護者への支援、家族への支援。

施設を退所する児童の保護者支援

親面接、虐待予防に関するプログラム、子のセラピー

施設退所後のアフターケア

家族再統合プログラム 定期的な通所指導

- ・養育環境の整備
- ・親子関係の構築

児童養護施設に併設されているので、その施設に入所している児童、その家族へのかかわりもありますし、ノウハウをもっておられると考えているからです。

施設退所児童及びその保護者への支援

家族再統合プログラム

プログラムの実施

家族再統合プログラム、施設を退所する児童とその保護者支援

# Q3-10:【Q3-4 で「8. 障害や発達相談に関すること」と回答の方】児童家庭支援センターの発達相談を選んだ理由をお答えください。(MA)

		回答数	%
	全体	19	100.0
1	児童家庭支援センターの方がアクセスが良いから	0	0.0
2	市町村は、発達検査をしていないから	8	42.1
3	児童家庭支援センターの方が、発達検査に慣れているから	5	26.3
4	その他	10	52.6
	無回答	1	5.3

#### Q3-10\_4FA:児童家庭支援センターの発達相談を選んだ理由をお答えください。/その他

身近な相談機関として市民に紹介しやすい。(虐待のおそれのある世帯には、土日・夜間の相談先として必ず紹介している)

保護者のレスパイトの利用

他のサービスとの併用により子の状態確認ができる

市町村でも実施しているが、予約が殺到している為

発達障害児の親の会を立ち上げるとの話がある。

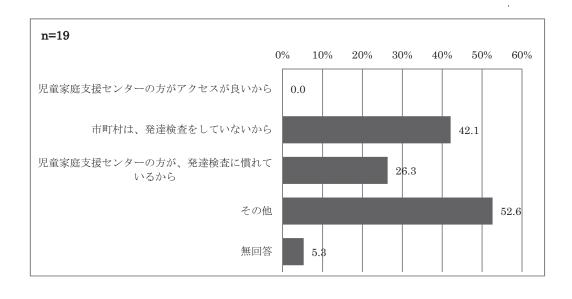
現在、機能が果たせていないため

市民に対し相談先の拡充を図れるから

受け皿が不足している

虐待の事案に障害や発達が絡むケースが多い。その知識や対応力が虐待相談には不可欠。

見立てが適確で、支援に直接つながるから



#### Q3-11:管轄区域に児童家庭支援センターがあって良かったと思う点についてお教えください。

叩かない躾のトレーニングを介して、市以外のイズ点で関わりができる。また、支援内容を相談しながら行っている。ケースによっては市の相談員も同席して話をきいている。

24 時間 365 日対応しているため、行政の開設時間外の支援を実施している。このことによって保護者が相談したいことはタイムリーに対応するためタイムラグが生じない。安心感を与えると思われる。

要対協調整機関に専任の専門職の配置ができず、管轄する児童相談所から遠距離に所在する当町において、個々のケースにかかわる的確な助言、迅速な対応協力について重要な役割を担っていただいている。

困難・問題ケースで協力・支援ができる機関があることは良い点

ケース対応について助言をもらうことができています。発達面については園訪問をしてもらい、療育につなげたり、保護者に児童の特性や関わり方を伝えてもらい、虐待防止になっています。児童相談所が近くにないため、児童家庭支援センターに相談できることを心強く思っています。

市(福祉、母子保健等)、児相との連携した支援体制が取れること。市民にとって相談機関の1つとなっていること。(複数相談機関がある)

- ・専門相談窓口が近くにあることで、相談者に選択を与えることができること
- ・心理士等のスタッフがいること
- ・相談情報交換ができる、共有もできる

保護者からの養育等についての相談窓口として機能することにより保護者の養育不安の緩和や解決 に資する点

今後、連携を深めることにより、支援の幅が広がっていくことが期待できる。

本市に児童家庭支援センターがあるため、市のショートステイ事業、要対協のメンバー等で大変お 世話になっております。また、緊急時にも地元優先で対応していただくなど、本市における子ども と家庭の専門援助機関として重要な役割を担っていただいております。

- ・相談者が相談先を色々な機関から選べる
- ・行動変容が必要。必要とする保護者が心理士を交えて専門の相談ができる。

町には心理士がいないので、発達検査や子どもの行動について一緒に考えていただけることは大変助かっている。また、虐待のリスクが高い家庭に親支援、子ども支援と役割分担して関わっていただいているのでありがたい。小さい町なので、役場へ相談に行きずらい方にとって、相談場所として1つの選択になっていると思う。

自治体と比べて時間や人員などにしばりが少なくより家庭との寄り添いが可能な事

困った時等に気軽に相談できることからパートナーであり協働できること

当市で対応しきれていない、児童やその家庭に対する相談支援を担っていただいていると思う。また、要保護児童等の未然防止の観点から児童家庭支援センター機能の意義を感じている。

子どもショートステイ事業委託

区役所以外の地域の相談先として期待している(行政での相談はしたがらない方もいるため)

保護者のレスパイト目的での預かりが多いですが、近いと預けやすいですし、母子が離れて少しでも落ち着けることを思うと、区域内にある利便性は大きいと思います。

調査対象期間には、管轄区域に児家センはありませんでした。H28年9月に開所しました。

住民にとってセンターが近くにあることで利用しやすいと思います。

家庭児相相談室への SV があるため、職員の資質向上につながっている。

- ・市民が市の相談と民間の相談とを選ぶことができること
- ・複数でかかわる必要のある家庭が様々な支援を得られること
- ・里親の会の事務局として、里親支援を行っていただいていること。
- ・市に心理職がいないため、必要な心理検査を児相よりも容易に依頼できること。

臨床心理士がいるので、親、子ともにカウンセリングを通して心理的ケアをしてもらえること。 併設されている学童、保育園に入所している児童の情報をもらいやすいこと。

不登校や養育上問題をかかえる家庭に家庭訪問してくれること。

#### 特になし

前述しましたが、子どもと家庭への支援においては、選択できる社会資源が多ければ多いほどいいと考えており、その中で、特に虐待にかかる支援については、児童家庭支援センターは重要な社会資源であると考えています。

市では、市子ども・子育て相談室と児童家庭支援センターの役割分担として、児童家庭支援センターの強味である児童養護施設に附置されている、そして心理士等の専門職が多く配置されているということを活かして、子どもへのカウンセリングやプレイセラピー、学習支援等の寄り添い支援を依頼しています。一方、家族のソーシャルワークや父親・母親等への対応を子ども・子育て総合相談室が行い、両輪で家族を支援することができると考えています。

学校訪問では上がってこない気になる家庭について、細かく情報交換ができること。

臨床心理士の相談が無料で受けられること。

- ・地域住民の方が直接相談に行きやすい
- ・児童相談について、気軽に相談できること
- ・センターの方が、地域の事情が詳しい
- ・市町の担当職員が異動する中で、センターは継続して関わってもらえる。
- ・夜間、休日の相談・支援先としての機能
- ・ショートステイに関して、家庭訪問などアフターフォローを機動的に行ってもらえる。
- ・乳児院・児童養護施設とつながっており対応・連携もスムーズ

現在のところ有効な活用はできていない

H28 年度から当市のセンターでは妊婦も対象に相談業務を始めていて、当室で関わるケースの妊婦さんの支援について連携が出来ている。今後も連携を広めていきたいと思っている。

コモンセンスプログラムなど、市町村が手を回せない事業を行っていただいており、丁寧にケースを見ていく、関わることができる貴重な機関の1つである。

相談窓口が増えることで選択肢が増える。

24 時間の相談対応を市として確保できるから

児童相談所のブランチ的な機関として、相談しやすい。

施設退所後の家庭支援

発達検査の出来る場所が市の南部と中心部にしかなく、児家センが北部にあるので便利である。

行政機関ではない、相談・支援機関としての役割り

- ・困難ケースに専門性を持って関わってくれること
- ・継続して長期に渡って切れ目無く支援してくれること

児童養護施設に委託している短期入所事業について調整してもらっていることです。

児童家庭支援センターには、市の家庭児童相談室の夜間・休日の相談対応や養育支援訪問事業などをお願いしており、連携して対応しています。特に養育支援訪問事業で家庭を家庭訪問しながら、保護者の能力等で訪問支援では十分な効果が得られない家庭については、こどもを児童家庭支援センターの本来業務の事業につなげて、こどもの成長を促すなど、連携の効果が少しずつ出始めたところです。

行政の事業から社会福祉法人の事業につなげていくことで、家庭の状況に応じたより柔軟な対応ができるようになったと感じています。子ども家庭支援拠点の設置に当たっては、児童家庭支援センターへの業務の一部委託を含め、連携をより強化していきたいと考えています。

休日・夜間の相談対応ができる。

心理相談、子育て講座の内容が充実している。

施設退所後の支援を行ってくれている点

連携がとりやすい

市民よりの相談ケースについて、互いの専門性を活用し連携した支援が図れる。

研修等協力し実施出来る。

保護者が相談する場の選択肢が増えることが1つある。また児童相談所が遠方にあるため、通いずらいという点を解消することができ、心理士などが配置されていることからより専門的な支援が行えるのは良かった点だと思います。

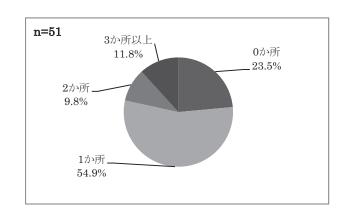
#### ③児童相談所

#### Q1-1:管轄圏域の人口 [\_\_百人] (N)

	回答数	%
全体	51	100.0
平均值	763816.47	
標準偏差	506552.76	
最小値	5300.00	
最大値	2703400.00	

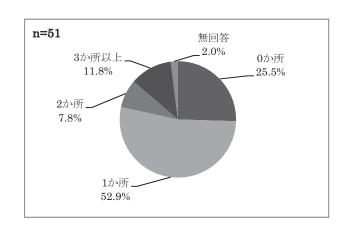
#### Q1-2:管轄圏域に児童家庭支援センターは何か所ありますか。[\_\_か所](N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0か所	12	23.5
2	1ヶ所	28	54.9
3	2 か所	5	9.8
4	3か所以上	6	11.8
	平均值		1.31
	標準偏差		1.59
	最小値 0.00		
	最大値 9.00		



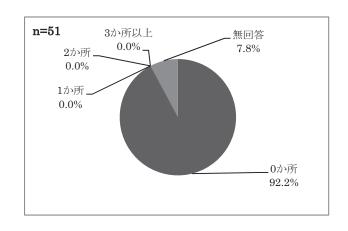
#### Q1-3.1:管轄圏域にある児童家庭支援センターの設置主体別の箇所数 [\_\_か所] / 社会福祉法人 (N)

		回答数	%
全体		51	100.0
1	0か所	13	25.5
2	1ヶ所	27	52.9
3	2 か所	4	7.8
4	3か所以上	6	11.8
	無回答	1	2.0
	平均値		1.26
標準偏差			1.52
最小値			0.00
最大値			8.00



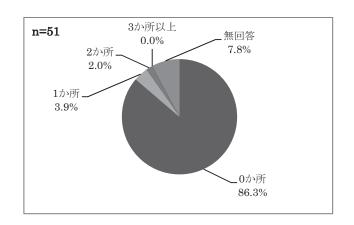
Q1-3.2:管轄圏域にある児童家庭支援センターの設置主体別の箇所数 [\_\_\_か所] / 一般財団法人・公益財団法人(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0か所	47	92.2
2	1ヶ所	0	0.0
3	2 か所	0	0.0
4	3か所以上	0	0.0
	無回答	4	7.8
	平均值		0.00
	標準偏差 0.00		
最小値			0.00
	最大値	•	0.00



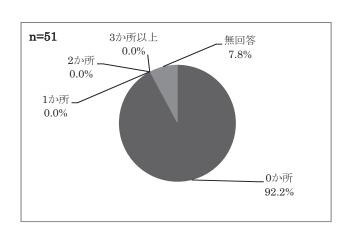
#### Q1-3.3: 管轄圏域にある児童家庭支援センターの設置主体別の箇所数 [ か所] / NPO 法人 (N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0か所	44	86.3
2	1ヶ所	2	3.9
3	2か所	1	2.0
4	3か所以上	0	0.0
	無回答	4	7.8
	平均值		0.09
	標準偏差 0.35		
	最小値 0.00		
	最大値		2.00



#### Q1-3.4:管轄圏域にある児童家庭支援センターの設置主体別の箇所数 [ か所] / その他 (N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0か所	47	92.2
2	1ヶ所	0	0.0
3	2か所	0	0.0
4	3か所以上	0	0.0
	無回答	4	7.8
	平均値 0.00		
	標準偏差 0.00		
	最小値		0.00
	最大値		0.00



#### Q1-4.1: NPO 法人が児童家庭支援センターの設置主体である場合/メリット(利点)

不明

NPO 法人が管内にないため、具体的な回答はできません。

わからない。

市内に NPO 法人が設置したセンターがなく、実際に協働で業務を行った経験がないため回答不可。

NPO 法人の児童家庭支援センターはオープンしたばかりで評価できる段階ではありません。

本市においては、NPO 法人が設置主体となっている事例がないのでわかりません。

管内にはないため具体的なメリット・デメリットは実感ない。

法人設立の目的が児童福祉に限定されており、専門的である。

当県の児童家庭支援センターは社会福祉法人施設が長年に渡って運営しており地域密着度が高く、地域での信頼も厚い。一般的なところになるが NPO 法人の場合、行政指導型というイメージが薄く多少なりとも敷居が低く感じられ相談しやすい側面があるが、実績や信頼度の点で地域に密着するのに時間を要する。

特にありません

特になし

今のところ、NPO 法人が設置主体であることのメリット、デメリットは感じたことはない。

本県には該当するセンターはないが、職員体制等が充分に整備され相談機能等に支障が生じないのか、また、守秘義務等の情報管理の徹底など懸念されるところではある。

#### Q1-4.2: NPO 法人が児童家庭支援センターの設置主体である場合/デメリット(欠点)

不明

NPO 法人が管内にないため、具体的な回答はできません。

わからない。

市内に NPO 法人が設置したセンターがなく、実際に協働で業務を行った経験がないため回答不可。

NPO 法人の児童家庭支援センターはオープンしたばかりで評価できる段階ではありません。

本市においては、NPO 法人が設置主体となっている事例がないのでわかりません。

管内にはないため具体的なメリット・デメリットは実感ない。

人材が限られている。メンバーの入れ替わりが少ない。

当県の児童家庭支援センターは社会福祉法人施設が長年に渡って運営しており地域密着度が高く、地域での信頼も厚い。一般的なところになるが NPO 法人の場合、行政指導型というイメージが薄く多少なりとも敷居が低く感じられ相談しやすい側面があるが、実績や信頼度の点で地域に密着するのに時間を要する。

#### 特にありません

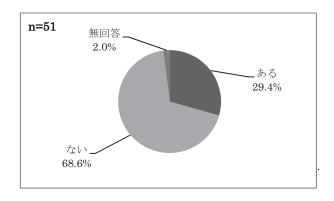
特になし

今のところ、NPO 法人が設置主体であることのメリット、デメリットは感じたことはない。

本県には該当するセンターはないが、職員体制等が充分に整備され相談機能等に支障が生じないのか、また、守秘義務等の情報管理の徹底など懸念されるところではある。

Q2-1:児童相談所から児童家庭支援センターに対して、里親支援に関する会議への出席の依頼を したことがありますか。(SA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	ある	15	29.4
2	ない	35	68.6
	無回答	1	2.0



Q2-2:【Q2-1 で「1. ある」と回答の方】児童相談所は、児童家庭支援センターにどのような里親支援を求めていますか。(自由記述)

身近な育児相談

不調時の支援

児童家庭支援センターは、里親会や乳児院(里親支援専門相談員配置)とともに里親指定機関に指定しています。そのため、里親支援機関として、相談受付を開始していますが、まずは里親との関係構築や情報を得る機会として、養育懇談会など各会議への出席をしてもらっている。

今はまだ、県内3ヶ所の児家センに配置されている里親支援専門相談員が機能するように、年2回 当所が招集をかけ、情報交換等を行っているところである。

児童家庭支援センターである社会福祉法人を里親支援機関として指定し、里親支援専門相談員を配置している。里親の訪問を児童相談所職員と同行するとともに里親からの相談受付、里親啓発活動も任っている。

里親委託の個別ケース会議に入ってもらうことがある。児童家庭支援センターは主に実親支援、施設の里親支援専門相談員が里親支援に回る体制になりつつある。

現在、里親会に関する事務を児童家庭支援センターが担当しており、里親会に関する行事や会議等には事務局として参加している。来年度から里親支援機関を委託する予定であるので里親支援機関として児相が行って来た業務もやっていただく事になる。

里親推進委員会、里親家庭支援ネットワーク会議の委員としての参加。

児相が行う里親支援事業に関してのスーパーバイズ。

里親サロン等での里親への助言。

里親支援研修会を児童家庭支援センターに委託している。今後も引き続き里親のスキルアップにつながるような研修企画をお願いしたい。

現在里親の子育て広場の会場を提供してもらっている。こちらも引き続き里親の悩みや子育ての相談ができる機会となっているので、支援をお願いしたいと考えている。

県からの「里親支援機関事業」の一環として児童家庭支援センターを里親支援機関に指定し、これを設置・経営する社会福祉法人と業務委託契約を締結している。

#### <主な委託業務>

- ①里親等への訪問支援、②施設入所児童のホームステイ調整、③里親同士のレスパイト・ケアの調整、
- ④養育力向上のための研修(法定研修除く)など

事情ある中での子育て。子育て情報を提供し、子どもへのかかわりを支援。児童が安心して生活していくための親を応援していくこと。寄り添って、一緒に子育てをしていただくこと。

本市では、児童家庭支援センターに里親支援機関事業を委託している。

里親家庭への訪問等により、相談を受けたりレスパイトの調整を行うこと

里親サロンを運営し、里親の相互交流を図ること

里親会活動に参加し、活動を支援すること

里親の普及、啓発活動を行うこと

里親サロンへの出席、里親サロンの企画、運営、里親制度の広報啓発、里親制度説明会の開催、里 親研修への出席、里親からの相談対応、児童相談所との定例的な打ち合せへの出席

里親レスパイトの受け入れ、実親との面会場所提供、面会立ち合い、里親会が実施する里親サロンへの協力、電話による養育相談対応等(児家セン職員が施設の里親支援専門相談員を兼務しているセンターにあっては里親家庭の訪問なども含まれる)

### Q2-3:【Q2-1 で「2. ない」と回答の方】里親支援の会議に出席依頼しない理由は何ですか。(自由記述)

里親支援については、各児童養護施設毎に里親支援相談員が配置され、その役割を担っているため 児童家庭支援センターが設置されている施設に、里親支援専門相談員が配置されており、そこを窓口として定期的に会議を開催しているため。

里親制度普及啓発の段階で、リーフレット設置までの関わりのみのため

管内にないため

管内に設置されていないため。

当県では児童家庭支援センターに里親支援機関を委託しており、里親支援の会議(里親委託推進委 員会)は、児童家庭支援センターが当所を含む関係機関を招集しているため。

具体的にセンターがどのような役割を担うのかが明確になっていない

管轄圏域に児童家庭支援センターがないため

NPO 法人と協働して支援を行っており、充足していると考えているため。

当市では平成24年5月からNPO法人に里親支援機関事業の委託を開始している。平成27年度には、乳児院2施設、児童養護施設4施設すべてに里親支援専門相談が配置され、市内の乳児院・児童養護施設すべてを里親支援機関に定した。そのため里親支援の役割をNPO法人と各乳児院・児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員の役割としている。

児童家庭支援センターが未設置のため

市町の支援や所属の支援で足りたため。なお、会議には出席依頼していないが、不登校の里子に対する支援など、児家センに里親支援を担ってもらった事例はある。

児童家庭支援センターは開所後、2年しか経過しておらず、里親支援については、今後連携を図っていきたいと考えているが、現時点では積極的な支援等は依頼していない。

H25 年度から里親支援専門相談員が配置されたため、里親支援の会議に関しては児家センでなく里親支援専門相談員に出席依頼している。

設置施設に配置されている里親支援専門相談員に出席してもらっているため。

これまで他の相談支援の取り組みに重点を置いた形で委託しており、会議には出席依頼していない。

設立当初は夜間の虐待相談・通告受理機関としての役割が中心、現在は地域の子育て相談機関としての位置づけている

児童家庭支援センター設置の社会福祉法人が設置している児童養護施設に里親支援専門相談員を配置しているため

H29 年度に里親支援機関に指定する予定にしており、その後業務分担していくなかで会議等への出席について検討していく

里親に関しては、児相以外の別組織が、乳児院内にあるため。

管内の児童家庭支援センター所長は里親支援機関の所長代理も兼務であるため。

管内に児童家庭支援センターがないため

今年度7月、当所管轄圏域にある児童養護施設に児童家庭支援センターが附置された。児童家庭支援センターは、附置されている地域、児童養護施設退所者支援から活動を元、徐々に活動を増やしたい思いを持っているため。

管内にある児童家庭支援センターは、いずれも児童養護施設併設であり、本体施設の里親支援専門相談員との連携が主であるため。

里親支援のための社会資源としての活用は今後検討か?

管内にないため

里親支援に関して児童家庭支援センターに役割を担ってもらっていないから

里親支援に十分に対応できる人材がいないため

里親への指導はお願いしたが、情報提供のみで済んだため。

県北に位置し活動範囲が制約されるため

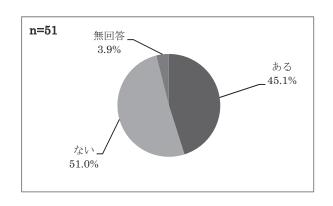
管内に児童家庭センターがないため

本県では H28 年度に初めて児童家庭支援センターが設置(1 か所)ばかりであり、今後のセンターの運営状況等を見極めながら、どの様に連携を図っていくのか等について、検討を進めているところである。

児家セン (離島である)活用については現在は件数が少ないため依頼していないが、今後必要なケースがでてきたら少しずつ会議への出席を依頼したい。

## Q2-4: 里親支援以外に児童相談所から児童家庭支援センターに会議出席の依頼をしたことがありますか。(SA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	ある	23	45.1
2	ない	26	51.0
	無回答	2	3.9



#### Q2-5- ①:【Q2-4 で「1. ある」と回答の方】どのような会議に出席を依頼しましたか。(自由記述)

要保護児童対策連絡協議会(児童相談所主催)

また、各市町村の要対協開催要項にあたって児家センの出席要請を依頼することもある

- ・施設から家庭引き取りを予定している、または一時保護解除を予定している児童のケースカンファレンスなど。
- ・児童家庭支援センターを含めた市内の児童養護施設との連絡協議会(年2回実施。お互いの現況報告、情報交換が目的)

児童相談所と児童家庭支援センターとの連絡会議(月例)管内の相談ケース(虐待通告など)の情報交換を行っている

施設から退所した児童、またその家族に対しての支援会議

要対協、個別支援会議

個別ケース検討会議(地域で支援している家庭について、今後の方向性等を検討するための会議等)

児童虐待対応体制の一環で、地域の関係者、関係機関が円滑に連携していくことを目的に、要保護 児童等対策協議会の位置づけで個別具体的に支援策を検討する個別ケース検討会議への出席を依頼 している。

- ・要保護児童対策地域協議会 個別支援会議(個別ケース検討会議)
- ①要保護児童対策地域協議会ブロック会議
- ②児家セン所在地域の児相主催ケース検討会

児童家庭支援センターとの連携について、地域支援のあり方を含めセンターの所在地の自治体(子 ども担当課)を交え、連絡会議を実施。出席を依頼した。

- ・県内の児童家庭支援センターを集めての年1回の連絡調整
- ・管内市町村の児童相談担当課長・係長を集めての会議にて児童家庭支援センターの支援的役割を 話してもらった。
- ・総合会議(受理会議・援助方針会議・判定会議等)に毎週出席してもらっている。
- ・要保護児童対策地域連絡協議に出席依頼。
- ・要保護児童対策地域連絡協議に付随する個別ケース会議にも出席してもらっている。

児童相談所の総合会議(受理会議、援助方針会議)

個別ケース検討会議

#### 個別ケースの協議等

- ・養護(その他)ケース 養護 (虐待) ケースにかかわる在宅支援のための会議
- ・市と情報共有のための定例カンファレンス

これまでは依頼の実績はありませんが、今後指導委託を行ったケースの個別ケース検討会議への出席を依頼したいと考えています。(現在も周辺自治体の要保護児童対策地域協議会の実務者会議には参加してもらっています)

#### 援助方針会議

#### 個別ケース会議

虐待ケースの在宅指導を進めていく上で、親教育プログラムを実施していただくことを目的とした 支援会議や要対協への参加依頼

ケース会議への参加

児童家庭支援センターにも保護者が相談していて、情報共有が必要な個別ケース検討会

個別ケース検討会、支援会

児相から紹介したケースの引き継ぎ、両機関で関わっているケースの情報交換等。

要保護児童に係る個別ケース検討会議(ネットワーク会議)

#### Q2-5-②: 児童相談所は、児童家庭支援センターにどのような役割を求めていますか。(自由記述)

児童相談所や市町村の補完的役割~地域に近い相談窓口

- ・児童相談所からの2号指導委託だけではなく、継続指導あるいは2号指導解除後や施設退所後のフォローを見すえた児童相談所による指導への協力
- ・発達不安に関する相談での心理判定(福祉制度活用を除く発達相談)
- ・その他、家族に近い相談窓口としての相談対応
- ・家庭復帰前提での親子交流時の対応 (子どもとの関わり方について親に助言するなど) や、家庭 復帰後の見守り。
- ・各区役所の家庭児童相談室との連携強化(協働によるケース支援)

管轄区域に児童家庭支援センターが設置されていないため、連携した取り組み等はない。

- ・地域の児童・福祉相談、児相へのつなぎ
- ・夜間・休日の緊急児童相談対応
- ・児童虐待防止、里親推進の啓発活動

- ・地域での相談援助
- ・親子への支援
- ・関係機関からの相談
- ・管内市町村への支援

アウトリーチ機能

#### 身近な育児支援

養育に課題があり、継続して支援が必要な家庭に対して、地域の力を東ねながら独自にその家庭の支援をすることを期待している。養育支援が必要な家庭に対して「見守り」「家庭訪問」や「日中預かり」親子の関係修復のための「宿泊を伴う預り」などが機能してほしい。親子や里親が SOS を出せ、サービスが提供できる体制が用意されることが必要。

- ・要支援ケースの相談支援
- ・ショートステイの調整を介した相談支援
- ・施設退所後のフォロー

育成相談を中心に幼児期等の早い段階からの支援に期待したい。早期介入により問題の複雑化、重 篤化を防ぐことができると考える。

- ・管内で児童相談を担う同じ立場として、市町村の相談体制へのてこ入れを行う役割
- ・里親支援機関として、里親への支援コーディネート、里親委託マッチングへの協力
- ・施設入所とまではいかないが、要保護性がある、又は施設を退所後間もないなど継続的な指導措置が必要とされるケースについて指導を委託する。
- ・里親支援を里親支援機関として行う。
- ・地域のニーズを把握し、サービスをコーディネートする。
- ・個別ケース会議などで助言をする。

個別ケースの見立て、処遇方針等に関するスーパーバイズ。

児童福祉法第27条第1項第2号の受託指導。

児相職員を対象とした研修の講師。

- ・児相のサテライト的な相談機能
- ・日常的な親の疑問や悩みに関する助言
- ・家庭訪問による支援
- ・ショートステイや子育て支援(直接相談、電話相談等)など虐待防止に関する取り組み
- ・各市町への訪問事業(各市町保健センターとの連携による子育て支援を行う)

相談ニーズのある保護者に対して、カウンセリング等のアプローチを含め、地域の身近な相談先としての役割。特に就学児童の子育て相談、不登校相談。地域の市町村との連携と市町村の支援。施設退所後(ショートステイ、一時保護委託含む)の支援。

地域により近い目線での子育て相談、親支援。

子ども支援について、地域、所属集団、市町村との連携。

要保護児童およびその保護者に対する継続指導=児童の所属機関による見守りだけではなく、地域において支援ベースの関わりを継続する必要があるケースへの指導

児童に最も適合する処遇選択についての情報共有

保護者支援

市町、学校等所属集団支援

#### 地域市民に身近かな相談機関として継続的な支援の実施

児相は敷居が高いと感じる相談者にとっては、より身近で相談しやすい機関であり、地域に根ざしたきめ細かな支援が可能ではないかと思われる。

個別ケースについて、児童家庭支援センターと関わりがない。

- ・親子分離を伴わない虐待ケースの相談対応、本体児童養護施設退所児の保護者への相談支援
- ・市町、児相が行う養育相談のうち比較的軽度な内容への対応(養育場の相談全般)

#### 地域での養育支援や養護施設退所後の支援

#### 個別ケースの親支援を含めて福祉的支援

- ・不登校、発達障害児など継続的な関わりが必要なケースについて、家庭訪問、学校等の訪問、面接などを実施、必要な助言、指導を行う。
- ・引きこもり、不登校児の居場所。
- ・性加害等暴力防止プログラムの実施。

主に児相閉庁時の面接相談への対応(当市の児童家庭支援センターは平日夜間と休日のみの対応となっているため、指導委託以外にも年間で2~3件程度相談を紹介している)

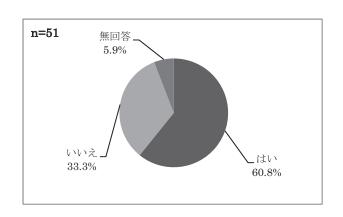
#### 心理的ケアを含めた専門的な相談活動

児童や保護者の地域における相談窓口。児童館を併設していたり市町村のショートステイの受け皿 となっているセンターは、児童の緊急時の受け入れや日常における居場所としての役割。

- ・児童相談所の補完的役割
- ・離島であることから (児家セン)、児相が頻繁に行けないこともあり、継続的に関わりをもってもらいたいケースなどの支援を担ってもらいたい。

#### Q2-6: 児童相談所の職員の大半は、児童家庭支援センターの業務内容を理解していますか。 (SA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	はい	31	60.8
2	いいえ	17	33.3
	無回答	3	5.9



#### Q2-7:【Q2-6で「2.いいえ」と回答の方】「理解していない」と思う理由は何ですか。(自由記述)

管轄区域にないことで、児童家庭支援センターと連携を図ることがないため。

管内にないため情報共有する機会がない

管轄圏域に設置されている児童家庭支援センターがないため。

管内のセンターには、アウトリーチ機能がなく、センターへの来所相談以外、現在の所どう協働していって良いのかが、はっきりしない

管内に児童支援センターがなく、連携する機会がないため

児童家庭支援センターが未設置のため

かなり把握している職員と知らない職員が混在していると思われる。日頃児童家庭支援センターと やりとりするケースがあまりないといった点、児童家庭支援センターに紹介した方が良いという ケースがあっても該当家庭の遠方であったりとケースをつうじてのつながりがあまりもてないこと が大きいかもわからない。

活動があまり見えてこない。児童相談所、市町村との連携がいまだに少ない。

県内に1ヶ所しかないため、児童家庭支援センターと連携ができる児童相談所が少なく、役割が周知されにくい。

- ・指導委託を行っておらず具体的な接点が乏しいため。
- \*児童家庭支援センター所在の地区を担当する職員は理解している。

普段から連携した対応をとれていないため

関わる機会がない。

児童家庭支援センターへの指導委託ケースが少なく、限られた地域の担当者や里親以外は直接的な関わりが少ないため

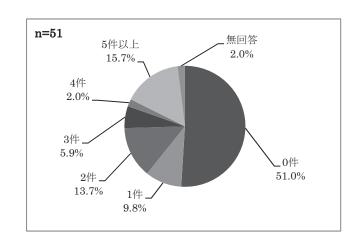
管内にないため

現状として、児童相談所職員が児童家庭支援センター職員と連携して業務に当たっていないため 管内に児童家庭支援センターがない。そのため、これまで関わりもなくどのようなところかもわからない。

- ・児家センの業務について職員にきちんとレクチャーする機会を設けていないため一部の業務しか 理解していないと思われる。
- ・また、すべての市町村に設置されていないため関わりの薄い(あるいは全くない)職員もいるため。

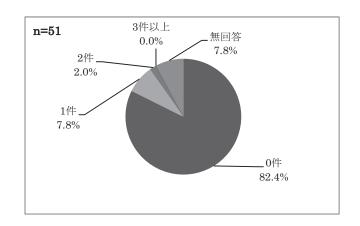
#### Q3-1:児童家庭支援センターへの指導委託は H27 年度何件ありましたか。「 件](N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0件	26	51.0
2	1件	5	9.8
3	2件	7	13.7
4	3件	3	5.9
5	4件	1	2.0
6	5件	8	15.7
	無回答	1	2.0
	平均値		1.82
	標準偏差		2.74
	最小値		0.00
	最大値		11.00
	最小値		



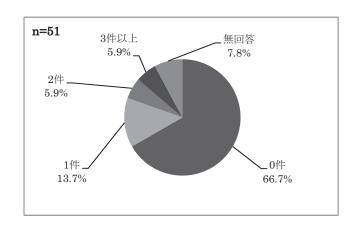
### Q3-2.1:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件]/0~2歳(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	42	82.4
2	1 件	4	7.8
3	2件	1	2.0
4	3件以上	0	0.0
	無回答	4	7.8
	平均值		0.13
	標準偏差 0.40		
	最小値	•	0.00
	最大値		2.00



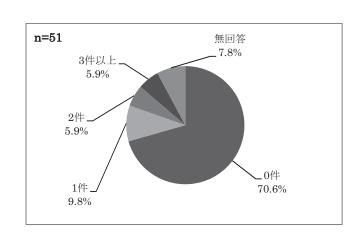
### Q3-2.2:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件]/3~6歳(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	34	66.7
2	1件	7	7.8
3	2件	3	5.9
4	3件以上	3	5.9
	無回答	4	7.8
	平均値 0.47		
	標準偏差 0.88		
最小値			0.00
	最大値		3.00



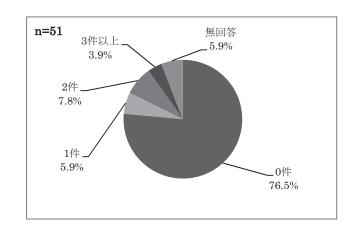
#### Q3-2.3:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件]/小学校低学年(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	36	70.6
2	1件	5	9.8
3	2件	3	5.9
4	3件以上	3	5.9
	無回答	4	7.8
	平均値 0.45		
	標準偏差 0.95		
最小値		0.00	
	最大値		4.00



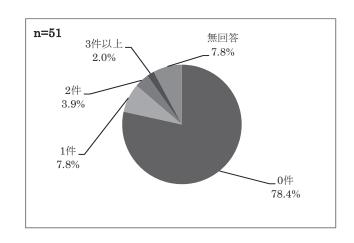
### Q3-2.4:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件] /小学校高学年(N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	39	76.5	
2	1件	3	5.9	
3	2 件	4	7.8	
4	3件以上	2	3.9	
	無回答	3	5.9	
	平均値		0.38	
	標準偏差 0.89			
	最小値 0.00			
	最大値		4.00	



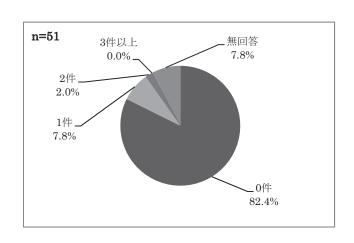
### Q3-2.5:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件] /中学生(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	40	78.4
2	1件	4	7.8
3	2件	2	3.9
4	3件以上	1	2.0
	無回答	4	7.8
平均值 0.2			0.23
	標準偏差 0.63		
最小値			0.00
	最大値	•	3.00



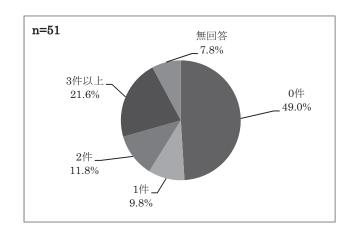
#### Q3-2.6:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件]/中卒以上(N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	42	82.4	
2	1件	4	7.8	
3	2件	1	2.0	
4	3件以上	0	0.0	
	無回答	4	7.8	
	平均値		0.13	
標準偏差 0.4		0.40		
最小値			0.00	
最大値			2.00	



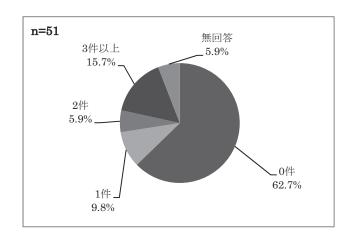
### Q3-2.7:年齢内訳(実件数)を記入してください。[\_件]/合計(N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	25	49.0	
2	1件	5	9.8	
3	2件	6	11.8	
4	3件以上	11	21.6	
	無回答	4	7.8	
	平均值		1.74	
	標準偏差 2.71			
	最小値	0.00		
	最大値		11.00	



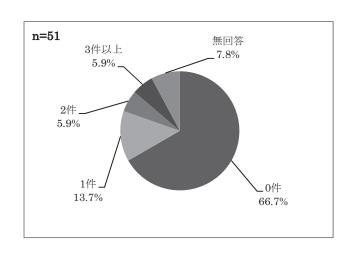
### Q3-3.1:指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] /虐待(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0件	32	62.7
2	1件	5	9.8
3	2 件	3	5.9
4	3件以上	8	15.7
	無回答	3	5.9
	平均値		0.90
	標準偏差 1.60		
最小値 0.0			0.00
最大値			7.00



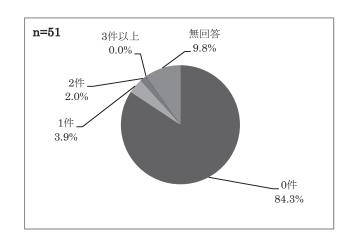
Q3-3.2:指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_件] /養護(虐待以外) (N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	34	66.7
2	1件	7	13.7
3	2 件	3	5.9
4	3 件以上	3	5.9
	無回答	4	7.8
	平均值		0.51
標準偏差			1.04
最小値			0.00
	最大値		5.00



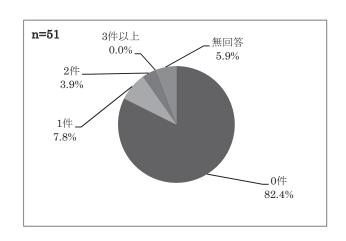
### Q3-3.3: 指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] /非行 (N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	43	84.3	
2	1件	2	3.9	
3	2件	1	2.0	
4	3件以上	0	0.0	
	無回答	5	9.8	
	平均値		0.29	
	標準偏差 0.35			
	最小値		0.00	
	最大値		2.00	



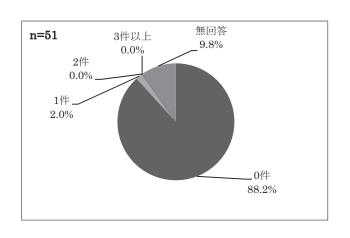
Q3-3.4:指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_件]/家庭内暴力や性格・行動上の問題(N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	42	82.4	
2	1件	4	7.8	
3	2件	2	3.9	
4	3件以上	0	0.0	
	無回答	3	5.9	
	平均値		0.17	
標準偏差		0.48		
最小値			0.00	
	最大値		2.00	



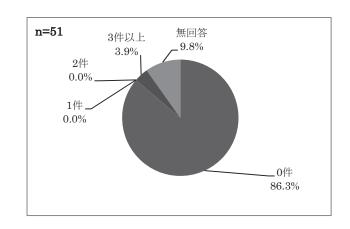
#### Q3-3.5: 指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] / 不登校 (N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	45	88.2
2	1件	1	2.0
3	2件	0	0.0
4	3件以上	0	0.0
	無回答	5	9.8
	平均値		0.02
	標準偏差 0.15		
最小値			0.00
	最大値		1.00



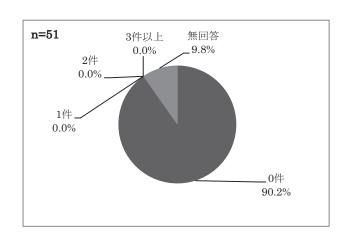
# Q3-3.6:指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_件]/家族再統合・施設退所後の支援(N)

		回答数	%		
	全体	51	100.0		
1	0件	44	86.3		
2	1 件	0	0.0		
3	2件	0	0.0		
4	3 件以上	2	2.0		
	無回答 5 9.8		9.8		
	平均值		0.22		
	標準偏差 1.11				
	最小値	0.00			
	最大値		7.00		



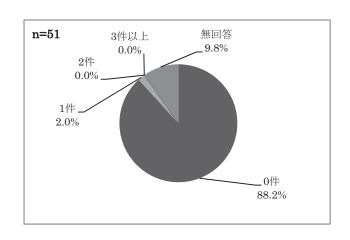
Q3-3.7:指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] /里親支援(N)

		回答数	%	
	全体	51	100.0	
1	0 件	46	90.2	
2	1件	0	0.0	
3	2件	0	0.0	
4	3件以上	0	0.0	
	無回答	5	9.8	
	平均值		0.00	
標準偏差 0.00		0.00		
最小値		•	0.00	
最大値			0.00	



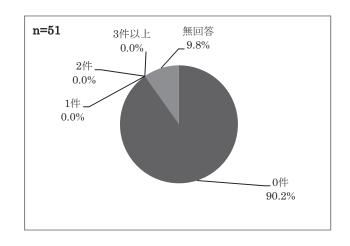
Q3-3.8: 指導委託したケースの内容について件数を記入してください。 [\_件] / 障害や発達の問題 (N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0件	45	88.2
2	1件	1	2.0
3	2件	0	0.0
4	3件以上	0	0.0
	無回答	5	9.8
	平均値		0.02
	標準偏差 0.15		
	最小値	0.00	
	最大値		1.00



### Q3-3.9: 指導委託したケースの内容について件数を記入してください。[\_\_件] / その他(N)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	0 件	46	90.2
2	1件	0	0.0
3	2 件	0	0.0
4	3件以上	0	0.0
無回答 5		9.8	
	平均値		0.00
	標準偏差 0.00		
最小値			0.00
	最大値		0.00



Q3-4:児童家庭支援センターに今後指導委託したい相談内容すべてに○をつけてください。(複数回答)(MA)

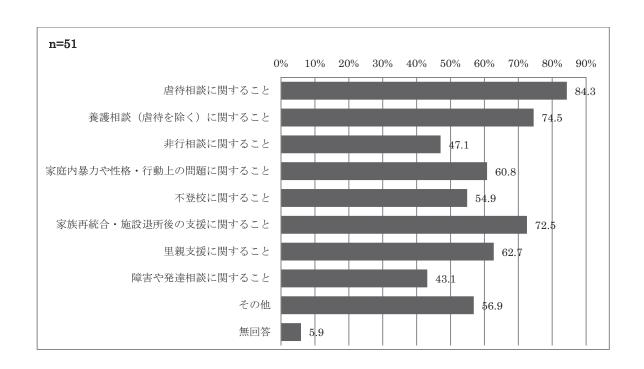
		回答数	%
	全体	51	100.0
1	虐待相談に関すること	43	84.3
2	養護相談(虐待を除く)に関すること	38	74.5
3	非行相談に関すること	24	47.1
4	家庭内暴力や性格・行動上の問題に関すること	31	60.8
5	不登校に関すること	28	54.9
6	家族再統合・施設退所後の支援に関すること	37	72.5
7	里親支援に関すること	32	62.7
8	障害や発達相談に関すること	22	43.1
9	その他	29	56.9
	無回答	3	5.9

### Q3-4\_9FA:児童家庭支援センターに今後指導委託したい相談内容すべてに○をつけてください。 (複数回答) / その他

相談内容での区別の必要生は感じない。いずれの相談も指導委託できるものは対象としたい。

発達相談から発展させて、ママサークルへの参加などもできたら良い

子どもについてのすべての相談



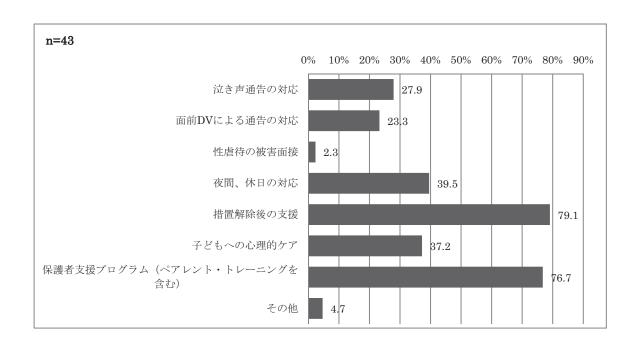
# Q3-5:【Q3-4 で「1. 虐待相談に関すること」と回答の方】どのような虐待対応を期待しますか。(複数回答)(MA)

		回答数	%
	全体	43	100.0
1	泣き声通告の対応	12	27.9
2	面前 DV による通告の対応	10	23.3
3	性虐待の被害面接	1	2.3
4	夜間、休日の対応	17	39.5
5	措置解除後の支援	34	79.1
6	子どもへの心理的ケア	16	37.2
7	保護者支援プログラム (ペアレント・トレーニングを含む)	33	76.7
8	その他	2	4.7

#### Q3-5 8FA: どのような虐待対応を期待しますか。(複数回答) / その他

児相でリスクアセスメントを行った後の、軽度なケースのモニタリングのみ

現実的にどこまで対応できるのかは別として、様々な役割を期待したい。



Q3-6:【Q3-4 で「1. 虐待相談に関すること」と回答していない方】児童家庭支援センターに虐待相談を委託しようと思わない理由をお書きください。(自由記述)

児童家庭支援センターの現在の状況から、児童相談所から児童家庭支援センターに指導委託が適当 と判断されるケースがないため。

児童家庭支援センターが未設置のため

本市の虐待相談件数、業務量、児童家庭支援センターの業務状況を総合的に判断したため

特になし。

非行の件数が割合としては多くなく、虐待事案や家族再統合を目指す世帯など、より優先して支援をお願いしたい件が多いため。

非行相談は、児童相談所で対応した方が指導効果が上がると思う。

児童家庭支援センターの現在の状況から、児童相談所から児童家庭支援センターに指導委託が適当 と判断されるケースがないため。

管内のセンターは乳幼児専門だから

少年センターや青少年サポートセンターなど、より専門的に対応できる機関があるため。

児童家庭支援センターが未設置のため

児家センが所在する地域は、温泉場を抱えており歴史的にも非行文化が絶えない土地柄でありその 根は深く、児相による専門的な介入が必要であるため。

本市の非行相談件数、業務量、児童家庭支援センターの業務状況を総合的に判断したため

児童家庭支援センターに非行に関する知識等が不足していると思われるため

非行相談は、それに特化した専門知識や技術が必要となるため、その相談をおこなう場合は人員の 確保を含めた体制整備が必要。

現状においてはそこまでの体制を拡充することは困難であると思われ、まずは虐待ケースへの対応 を充実させてほしい。 現在児童相談所で継続対応している非行ケースの大半は警察署からの触法通告ケースである。児童 相談所で一定継続対応後、親自身の相談ニーズがあれば児童家庭支援センターで担ってもらえるぶ ぶんもあるかもわからないが、児童家庭支援センターの体制強化が必須である。

年少の非行ケースについては委託も検討したいが、年長児の場合は司法の枠組みもあり、馴染まないと考える。

非行相談に対応する専門性を有するスタッフの確保が難しいと思われるため。

非行については学校、サポートセンターとの連携を主とした取り組みを行っているため

触法ケース等、保護者が了解しにくいから。

ベースが心理治療施設であり、機能としてアウトリーチが弱い。

非行相談に対応する児童家庭支援センターが想定されていないため。

非行相談は少年サポートセンター等につなぐことが多いため

非行相談に関しては、警察署、家庭裁判所、少年サポートセンター等との連携ができており、児童 相談所で対応可能。

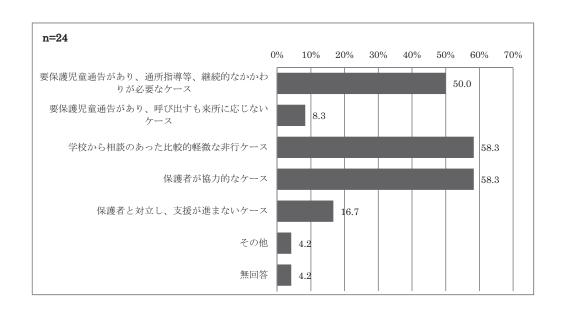
非行相談に十分に対応できる人材がいないため

非行相談に関する対応スキルの不足が懸念されるため

本県の児童家庭支援センターは乳児院に併設しているため、役割としては乳幼児から小学生程度までの要保護児童の指導委託が主なケースと想定している。非行をメインとした相談ケースについては、学校等の他機関との連携しての対応が現実的と考える。

# Q3-7: 【Q3-4 で「3. 非行相談に関すること」と回答の方】どのような非行ケースを指導委託したいですか。(複数回答)(MA)

		回答数	%
	全体	24	100.0
1	要保護児童通告があり、通所指導等、継続的な	12	50.0
	かかわりが必要なケース		
2	要保護児童通告があり、呼び出すも来所に応じ	2	8.3
	ないケース		
3	学校から相談のあった比較的軽微な非行ケー	14	58.3
	ス		
4	保護者が協力的なケース	14	58.3
5	保護者と対立し、支援が進まないケース	4	16.7
6	その他	1	4.2
	無回答	1	4.2



## Q3-8:【Q3-4で「3. 非行相談に関すること」と回答していない方】児童家庭支援センターに非行相談を委託しようと思わない理由をお書きください。(自由記述)

非行の件数が割合としては多くなく、虐待事案や家族再統合を目指す世帯など、より優先して支援 をお願いしたい件が多いため。

非行相談は、児童相談所で対応した方が指導効果が上がると思う。

児童家庭支援センターの現在の状況から、児童相談所から児童家庭支援センターに指導委託が適当 と判断されるケースがないため。

管内のセンターは乳幼児専門だから

少年センターや青少年サポートセンターなど、より専門的に対応できる機関があるため。

児童家庭支援センターが未設置のため

児家センが所在する地域は、温泉場を抱えており歴史的にも非行文化が絶えない土地柄でありその 根は深く、児相による専門的な介入が必要であるため。

本市の非行相談件数、業務量、児童家庭支援センターの業務状況を総合的に判断したため

児童家庭支援センターに非行に関する知識等が不足していると思われるため

非行相談は、それに特化した専門知識や技術が必要となるため、その相談をおこなう場合は人員の 確保を含めた体制整備が必要。

現状においてはそこまでの体制を拡充することは困難であると思われ、まずは虐待ケースへの対応 を充実させてほしい。

現在児童相談所で継続対応している非行ケースの大半は警察署からの触法通告ケースである。児童相談所で一定継続対応後、親自身の相談ニーズがあれば児童家庭支援センターで担ってもらえるぶぶんもあるかもわからないが、児童家庭支援センターの体制強化が必須である。

年少の非行ケースについては委託も検討したいが、年長児の場合は司法の枠組みもあり、馴染まないと考える。

非行相談に対応する専門性を有するスタッフの確保が難しいと思われるため。

非行については学校、サポートセンターとの連携を主とした取り組みを行っているため

触法ケース等、保護者が了解しにくいから。

ベースが心理治療施設であり、機能としてアウトリーチが弱い。

非行相談に対応する児童家庭支援センターが想定されていないため。

非行相談は少年サポートセンター等につなぐことが多いため

非行相談に関しては、警察署、家庭裁判所、少年サポートセンター等との連携ができており、児童 相談所で対応可能。

非行相談に十分に対応できる人材がいないため

非行相談に関する対応スキルの不足が懸念されるため

本県の児童家庭支援センターは乳児院に併設しているため、役割としては乳幼児から小学生程度までの要保護児童の指導委託が主なケースと想定している。非行をメインとした相談ケースについては、学校等の他機関との連携しての対応が現実的と考える。

## Q3-9:【Q3-4 で「6. 家族再統合・施設退所後の支援に関すること」と回答の方】家族再統合・施設退所後の支援ついて何を指導委託したいですか。(自由記述)

- ・家族再統合プログラム
- ・施設退所後の保護者支援

親子交流の見守りなど家族再統合に向けた取り組み(プログラムに限らない)や、施設退所後の家 庭訪問などの支援。

- ・施設を退所する(した)児童と保護者の支援
- ・地域と当該家庭の調整と支援

児童が施設を退所し、家庭復帰するにあたって、支援者となる関係機関をコーディネーターとして 調整したり、家庭訪問等により保護者に対して支援をしたりすること。

- ・家族再統合プログラムの実施
- ・ペアレントトレーニング等親支援プログラムの実施
- ・施設退所児童の保護者支援

家庭訪問しての相談等の保護者支援

施設を退所する児童の保護者支援

施設を退所する児童への支援

施設を退所する児童の保護者支援。

横浜市では、児童養護施設併設のセンターが複数あり、その強みを生かし、社会的養護を必要としている児童が地域のつながりを持ちつつ、施設の支援を受けながら切れ目のない支援が期待できる。

- ・施設を退所する児童の保護者支援
- ・家庭復帰後のモニタリング

家族再統合の適否については、児相内の家庭復帰アセスメントプログラムで行うため、そこで施設 退所が決定されれば退所後のモニタリングや保護者からの日々の養育相談等があれば、身近な窓口 として利用したい。 施設を退所する児童の保護者支援

施設を退所する児童の保護者支援と退所後の親子関係の調整

施設を退所する児童の保護者支援(機関調整、ショートステイ、訪問指導等)

施設を退所した児童の、児童及び保護者への支援

施設を退所する児童の保護者への養育に関する助言、精神的な支援

施設退所後の児童及び保護者へのモニタリング

家族再統合プログラム

家族再統合プログラム

施設退所後フォロー(保護者・児童)

施設を退所した後、保護者の子育てに寄り添う支援。

施設退所後の児童及び保護者への支援。発生する諸問題への助言や指導。

家族再統合プログラム(保護者へのペアレントトレーニング含む)

家族再統合に向けた家庭環境整備、退所後訪問による家庭状況の把握や児童と保護者への支援。

本市の児家センは、児童養護施設に伴設していることから、その強みをいかし、施設退所児童の保護者支援をお願いしたい。

施設を退所する児童の保護者支援、児童の心理治療と状況の把握

児童の在宅生活の見守り

施設を退所する児童の保護者への支援

家族再統合プログラム、施設を退所する児童の保護者の支援など。

施設退所後の児童、保護者の生活状況のモニタと相談支援

施設を退所する児童の保護者支援

施設を退所する児童の保護者支援

施設退所児童の保護者支援

家族再統合プログラム、家族引取後の家庭支援等

ペアレントトレーニング

退所後の児童や保護者の支援

施設退所後の児童の保護者支援、緊急時のショートステイ受け入れ、地域におけるネットワークコーディネーター

これまでの指導委託の実績として、施設退所後の支援及び見守りをお願いしており、今後も同様のケースが指導委託の中心になると考えている。

- ・家族再統合プログラム
- ・施設退所後の児童、保護者支援
- ・心理ケア等が必要なケースの対応

Q3-10: 【Q3-4 で「7. 里親支援に関すること」と回答の方】里親にかかわる業務のうち何を指導委託したいですか。(自由記述)

里親の養育スキル向上を目的とした研修や里親からの休日における養育相談。

子育て全般の助言(子育て経験のない里親を対象とした、子育でに関する情報提供及び養育体験機会の提供)

指導委託までは考えていませんが、里親に関心のある人々への啓発や里親の悩み相談等に児相と連携しながら応じてほしい

従来から委託している里親登録前や更新の研修企画・実施に加えて、今年度から中核里親支援機関として、地域里親支援機関(養護施設)や児童相談所が把握した里親に関する情報の集約と共有のシステムを中心となって運営することになっている。初年度であり、この機能がまだ円滑に動いていないため、今後に期待している。

養育相談など

児童を委託した里親への支援

里親サロンの運営

・未委託の里親の研修や家庭訪問

委託している里親に対する育児相談

未委託の里親の状況把握や活動の場の提供

里親がその地域で生活するにあたって、里親子を応援する地域をまとめるけん引役として活動してもらうとともに、その地域の拠点として活動してほしい。たとえば里親サロンの場所の提供を引き受けそこから里親のニーズをくみとるよう、日中預かり、宿泊や地域の資源につなげ、切れ目のないサポートができる役割を期待したい。

里子を預かるという特別な形態の里親さんにとっては、地域の中で気軽に相談できる場所は少ないと思われるため、里親制度を理解している相談窓口として、日々のちょっとした育児相談を受けて欲しい。

里親の研修、新規登録の啓発活動、里親の相談対応

養育に困り感を持っている里親への助言。養育状況の定期的な見守り。

委託児童の相談、心理ケア、里親への養育支援

里親支援のための支援者コーディネート、研修、更新研修(指導委託としては、里親委託となった 児童の保護者への指導を委託する)

里や支援機関としての業務

委託前後のフォロー、スキルアップ研修実施、広報啓発活動の実施、地区里親会・県里親会との連携など

研修関係業務

定期的な訪問(養育不安定になった際は随時)

里親支援の拠点としての役割

子育て情報の提供、親支援。

親への寄り添い。

里親委託後の里親への支援

現在、児童家庭センターに里親支援機関事業を委託している。

里親等への訪問支援、里親等による相互交流、里親トレーニング事業、養子縁組成立後の支援

里親の養育相談に関すること。

委託後の面接や家庭訪問など里親・里子のフォロー

里親制度の普及、広報、啓発活動、里親研修に関すること、里親への訪問支援に関すること(里親 宅を定期的に訪問し、委託された子どもの養育状況の把握に努め、助言、指導を行う)

里親認定研修の企画運営、里親制度の広報啓発

里親及びファミリーホームからの相談に応じる

里親を対象とした研修会の開催、里親、里子への継続した面接相談等

指導委託ではないが、里親の養育力向上のための研修

里親委託中の児童や里親への支援

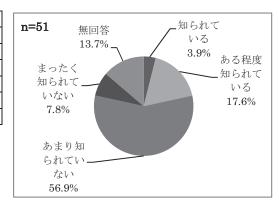
家庭訪問、養育支援相談対応

里子委託している里親に対する育児支援など

- ・里親への養育支援
- ・新規里親(登録希望者)からの相談

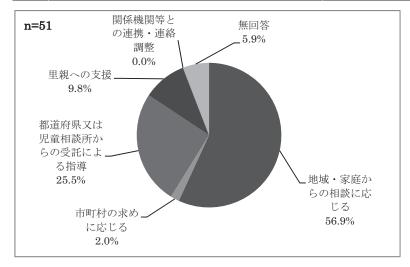
# Q3-11:児童家庭支援センターは市民から認知されていますか。あてはまるものに〇をしてください。(SA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	知られている	2	3.9
2	ある程度知られている	9	17.6
3	あまり知られていない	29	56.9
4	まったく知られていない	4	7.8
	無回答	7	13.7



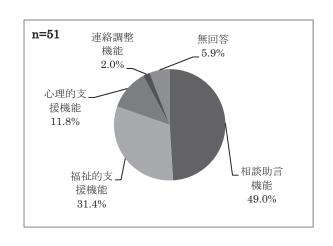
Q3-12:児童家庭支援センター設置運営要項に定める5つの事業について、児童相談所として児童家庭支援センターに最も期待するものはどれですか。あてはまるもの1つに〇をしてください。(SA)

		回答数	%
	全体	51	100.0
1	地域・家庭からの相談に応じる	29	56.9
2	市町村の求めに応じる	1	2.0
3	都道府県又は児童相談所からの受託による指導	13	25.5
4	里親への支援	5	9.8
5	関係機関等との連携・連絡調整	0	0.0
·	無回答	3	5.9



Q3-13:児童家庭支援センターに求められる4つの共通基本機能について、児童相談所として児童家庭支援センターに最も期待するものはどれですか。あてはまるもの1つに〇をしてください。(SA)

		回答数	%
全体		51	100.0
1	相談助言機能	25	49.0
2	福祉的支援機能	16	31.4
3	心理的支援機能	6	11.8
4	連絡調整機能	1	2.0
	無回答	3	5.9



## 3. 第1回研究会逐語録

本研究では、2016年に3回の研究会を開催した。そのうち第一回は共同研究者の問題意識を出し合い、研究の方向性を定める回となったため、その議事録を掲載することとした。

児童家庭支援センター第1回研究会 議事録(2016年6月14日)

出席者:川並、小木曽、藤井、柴田、橋本、川松、冨田、根岸

#### ■研究目的の共有化

川並:それでは、この研究の目的と簡単なスキームを説明します。児家センを340か所に増やす目標はあるが増えていない状況です。児相の機能強化や市区町村の相談体制の見直しが言われているなかで児家センの役割も重要視されていながら、地域的差があるということ、役割の定着ができていないという現実があります。児家センがどういう役割を担うかを明らかにし、児家センの取り組みを他の児家センや関係者に知ってもらう必要があります。研究は、2年計画で2016年度はアンケート調査、先進的・独自の取り組みをしている児家センをピックアップしてヒアリング、中間報告書の作成を行います。2017年度は残りのヒアリングと分析を行い、現状と課題を明らかにし、あり方についての提言を報告書にしたいと考えています。ヒアリング先はここに4人の先生方がいらっしゃって、先進的な取り組みをされているので、あと6ヶ所をピックアップし、全部で10か所のヒアリングができればと思っています。

川松:法改正もあり、市町村の機能強化が図られており、児家センに委託する市町村もある可能性がある。また、里親支援についても児相が手一杯でなかなかできないことから、児家センに里親支援機関をおくという話も、また、養子縁組を児家センに、という期待も出ている。どんなことができて、できる可能性があるのか、現状をふまえながら洗い出せるとよいなと思って、このテーマを設定させていただいた。いくつかのモデルの提示・紹介が研究の目標。よろしくお願いします。

## ■同じような調査が何度も行われているが、現状は変わらない

川並:まずはじめに、先行研究をよく見れば、同じような調査が過去に何度も行われています。ふつうは基本項目を聞くことから始まりますが、現場として何度も同じ質問が来ると拒否的になってくるようにも思います。それから、かなり細かく聞かれている協議会の現況調査もあります。そのため、質問項目については、絞り込む必要があると思います。なぜ児家センが増えないのかについてはこれまでの報告書にも書いてあります。例えば、役割分担、要対協での位置づけ、里親支援のあり方、これらは何度も指摘されています。そこからもう一歩踏みでて、具体的な

提案を出していけたらと思います。私のほうでメモ程度だがたたき台として、なぜ児家センが増えないのかという問いに対する仮説を作りました。まず、構造的な課題があるのではないか、という仮説が立てられます。認知度の低さについて、都市部の児相の児童福祉司と話したときに、児家センのことを全然知りませんでした。「児家セン指導委託は一度もしたことない」という感じでした。

また、一般の人からすると、「家児相と児家センは何が違うの?」という理解もあると思います。

2004年の児童福祉法改正で市町村にも児童虐待対応の役割が課せられましたが、市町村の弱いところも明らかになってきました。非行相談、虐待の緊急度の高いケース・重篤なケースです。こうした市町村の弱点を背景に児家センへの期待は多くあると思います。児相の負担軽減、市町村のSV などはとても期待されているのではないでしょうか。特に期待されているのは、児相の機能の一部を移すこと。児相にとって児童虐待対応と同時並行で行う非行はとても煩わしいです。警察からの通告書は中学生とかけっこう頻繁にきます。「呼び出して、通所して」、というようなところをアウトソーシングできたらいいのではないかと思います。ただし、家児相、少年サポートセンターとのすみわけが必要になります。

市町村が得意としない分野、そこに児家センがもっと打って出るべきだと考えています。私の 現状の整理が正しいかは分からないので、ご指摘いただけたらと思います。今回の研究では、 具体的な課題を抽出したいと考えています。

#### ■児家センを増やすための具体的な方法論がない

藤井:古い問題がずっと続いているという印象。340箇所を設置するのにどうするのか、という具体的な方法論がない。現場が手をあげても自治体が手をあげないとなかなかできない。自治体が手をあげない理由は予算。児家センが役に立っているのを示すのに、児相からの指導委託数を出すのがあると思う。児相が信頼していないと委託しない。

また、川並先生もおっしゃったように、児相のほうも児家センに指導委託できることを知らないことも多い。児相のほうもそれについては運営指針に書かれているので読んでください、という感じです。相談件数のカウントの仕方がまちまちということも指摘されている。標準的に2000件前後というところが、実質的に地域の方に近い活動をされているのではないかと思う。それより多い件数のセンターは様々な事業に取り組んでいるセンターということで、様々なことができる、というふうに受け止められると困るなあという感じを受ける。古くから言われているのは、基本機能と応用で取り組む様々な事業であって、基本機能についてはどこのセンターでもできないといけないと思うので、そこはセンターがきちっと押さえていかなければならないと思う。研究課題の問題意識は私も共有している。

川並:方法論についてはボトムアップでやってみて、モデルを示せば、「それいいね」というよう になっていくかもしれません。児相からの指導委託については、めんどうだから自分のところ でやってしまおうということで、実施していないのではないだろうか。例えば児家センからパッ ケージを提案して、この範囲だったらやってもらえるな、という仕掛けは必要かと思います。

川松:今回の法改正で、児相から市町村への指導委託というのが新たに入ったんですね。これがどうなるのかが読めない。児家センがはじかれて、児相から市町村にダイレクトに、市町村でやってとなってしまうのかと。でも、実際市町村でできるところはあまりないのが現状。児家センへの委託を進めるべきだったなと。

川並:市町村というなかに児家センは入っているのではないでしょうか。

川松:市町村が委託すれば。

川並:委託ではなく送致ではなかったですか。

川松:送致と指導委託も。今児相と市町村の役割分担を進めようとしていて、児相は介入機関、市町村が支援機関という色分けをしようと法改正が進んでいる。それで市町村への「委託」なんですよね。

小木曽:標準化というものを我々がきちんと行っていかないと、次の段階に進めないんだと思う。事業がバラバラであれば、行政も認めないし質もわからない。国もそういうところは地域に任せている、ということであれば、児家センが地道に取り組んでいるっていうことに対しての評価がきちっとされていかないのではないかと。それから、児相や行政に、児家センの存在とか役割を知っていただくことが必要。設置目標を達成するのであれば、自分たちだけで旗振って頑張っていると言っても、一般的にはそれは評価されないだろう。他の機関の相談機能が広がってきているので、児家センの差異化を図っていくというところで児家センが生き残っていく道が見えてくるんだと思う。児家センが必要なんだと思っていただけるように、自分たちの足元を見直さないといけない時期にきたのかなと感じている。

川並:特にマンパワーの数を増やすというのは、たいへん難しい。児童福祉司を例にすれば事故が起こったら増えるといった増え方です。また、数を増やして「これだけ子育て支援やってます」では通用しないかなと思います。標準化は、喫緊の課題です。

#### ■里親支援専門相談員の設置について

川松:里親支援についてはここ数年言われるようになったが、児家センに付加された、という印象。 里親支援専門相談員の配置の仕方がちょっとあいまい。本体施設についていれば本体の職員と してカウントできるが、そこの位置づけがあいまいなので、そこは調査しないと分からない。

川並:その調査はないのですか。

橋本:現況調査が7月に行われるんですけど、そこに質問項目が入っている。兼務しているかどうか という回答項目もある。

藤井:センターの中で仕事ができているかどうかを確認する必要があるのでは。

橋本:兼務である程度見えてくるのではないか、と思います。

川松:施設に配置されている里親支援専門相談員のどれくらいが児家センと兼務しているのか。

藤井:わずかですよ。施設に配置されている里親支援専門相談員は、乳児院が一番活動している。児 童養護は児家センがない施設が多い。 橋本:毎週児相に通っている里親支援専門相談員もいる。うちがそうで児相の里親委託推進員と協力 して業務をおこなっている。里親支援専門相談員と里親委託推進員という社会資源とがほぼ同 時にできて、そのすみわけもあいまい。

川並:里親支援専門相談員の設置の曖昧さ、つまり「兼務してもいいよ」というのは確かに混乱を招きました。しかし使い勝手がいいように活用するというのも一つの方法ではないでしょうか。 里親支援専門相談員の位置づけはセンターの大きな課題の一つです。

## ■児家センの基本事業についての共有ができていない

橋本:子育で支援センターは上手に保育園が受け皿となり、事業メニューや事業方法がある程度標準化されていて、着実に増えている。一方、児家セン業界では児家センの基本事業について認識の共有ができていないという仮説がある。もう一つの仮説は、県が無理解であるということ。児家センの「標準装備」という話があり、国の設置目標の数があるにもかかわらず県が認めない、県が運営費補助金を満額払ってくれない実情がある。県あるいは児相が児家センの役割を認めることがどこまでできるかが今問われている。その意味で、「児相に」児家センに関する質問を出すのはどうかなと。児相が何を期待していて、何を課題と考えているのかを知りたい。

川並:児家センの調査と市町村の調査が入っているが、児相への調査も必要と思う。

橋本: あともう一つ調査先の候補をあげるとすれば児家セン設置主体の市町村です。

川松:1つの市町村に1ヶ所あると仮定して、107市町村それぞれに聞いてみてはどうか、ということですね。

川並: 児相については中央児相が、管轄都道府県内の児相分も取りまとめてくれると思うので 69 か 所にお願いしましょう。

小木曽:昨年度末の3月に、国が補助金を相談件数で徹底していくと。迷走してきた児家センという 印象があります。補助金が足りないのに、どうして数だけ増やせと言うのかと。なぜそういう 状況なのかと考えると、付置を外したというところでいうと、民営にも開かれるということだっ たと思うが、これだけ補助金が少ないなかでそれもなかなか増えていかない。浜松は頑張って いて声もあげているが、一方で国のほうはなかなか。自立援助ホームと同じような方式で補助金を出そうよ、と何年かやってきたが結果的にそれも難しかったという状況のなかで、今回新たに相談件数で額を決定すると。専門性を数で評価されるとなると、どうしても数をあげる方へいってしまって、それは大きな問題ではないか。相談内容についてこういうことをしているよ、という内容で「ハンドブック」を改訂した。この「ハンドブック」の内容は国も認めたものになっているので、全国の児家センもこの内容をきちんと履行してほしい。

橋本:うちでは子ども食堂を共同実施し、学習支援を単独実施している。そこで、地域の母子家庭、 貧困家庭とつながり、親御さんの相談に乗ったりしている。しかしこれはこれで、児家センと は別枠の事業として展開している。また子育て支援センター、集いの広場もやっている。しかし、 これらは別個の事業である。さらに、アフターケア事業や里親支援事業など従来児家センが具 体的にやってきたことが、数年の間に、別の事業化されている。これは児家センの仕事なのか。 時代のニーズに応じ児家セン業務の枠組みが変容してきているともいえる。

川松:通所とアウトリーチと「居場所になる」児家センというのはモデルになると思う。他事業、他 予算の事業が複雑になって入ってきている。

川並:橋本先生のところのように、アンテナを張っているといろいろな相談がキャッチできて。児家 センの枠組みを越えて展開せざるを得なくなるわけですよね。

橋本: こちらも別々の事業費補助をとっているのですが。でも、児家センの事業、というとちょっと 分からなくなる。

川松:でもそれを含めて児家セン、ということなんですよね。

橋本: そうです。

川並:「貧困問題は児家センとは関係ない」というのではなく、児家センの守備範囲は広い、という ところで他の補助金の有効活用がうまく機能すれば良いのでしょうが。

川松: そうすると、何が基本事業かがわからなくなってくる。でも、基本事業があり、児家センがオ プションをつけていく、っていうあり方なんでしょうか。

## ■児家センの機能としての要保護児童対策

柴田:私も児家センの運営に携わってから、機能させるのに苦労した。一つの結論としては、先生が おっしゃった、ボトムアップというのがあるのではないかと思う。例えば私も県に提言をおこ なったりしているが、そのなかで、児家センが何をできるかという点で、一つの軸は要保護児 童対策ではないかと。広くとらえれば、ひろば事業も虐待予防にはなっているが、枝葉ばかり 広げて幹の部分が見えなくなってしまっているというのが実情だと思う。専門性の高い要保護 児童対策とは何かということを考えると、家庭の機能を回復させるためには何をしなければな らないか、という原点に立たないといけないと考えている。一つには構造的な問題があると思 う。われわれには権限がない。指導委託といっても、罰則規定がないので効力が薄いと私は思 う。虐待が起きている家庭は自ら SOS を求めてくることは少ないので、児相や市町村につな いでもらわないと我々はつながることができない。そのため、回復プログラムの受講義務等の 強制力がないと、支援に入ることが困難なケースもある。もう一つの軸としては、社会的養護 の改革があると思う。家庭養護への移行というところで、われわれは地域の受け皿をどれだけ 支援できるのか、という点。これらの2つの軸をどれだけ担っていくのか。第1軸が難しければ、 第2の軸の児家センを目指していくことになると思うが、それはこれからの研究でやることか なと。いずれにしても、構造的な問題というのを明らかにしたうえで、こちらからの政策提言 ができたらと考えています。

川並:要保護対策において児家センが参入できる場面があるかと思います。例えば家族再統合の支援については、児相も苦労していて NPO などにアウトソーシングしている実態があります。再統合の場面では虐待親も子どもを返してもらうために比較的指導に従いやすいという面もあると思います。

橋本:去年の虐待防止対策強化プロジェクトの議論のなかで、トリアージと強制的な措置は児相。そ

のあとの寄り添い支援は市町村といわれていたが、市町村の人数的に限られた職員を全てを寄り添い支援のために使うことはできない。そこで市町村はおそらく非常勤職員の増員で対応するのだと思うが、それよりは児家センではないか、というところで児家センの役割を見出していくというのはすごく大事。藤井先生は2年以前、厚労省のプロジェクトのなかで、児家センの役割としての親子関係再構築支援をきちんと文章で書かれている。「家族になること」への支援というのは、里親も同じで、そこが児家センの得意技なのではないのかなと思う。そういう寄り添い型のファミリーソーシャルワークのための、児童養護施設の通所型といいますか、アウトリーチ型といいますか、この機能を担うのが児家センだという整理をすると、児童養護施設に設置されているのは当たり前となり、「標準装備」という言葉が初めて生きてくると思う。標準装備の説明になるのかなと。

川松: 児相にさまざまな機能が付加されてきたが、現状やりきれないということで切り離しが進められている。反対ももちろんあるが、家族再統合は民間や児家センに。里親支援は里親支援機関にと、児相はハードだけとなってきている。そのなかで児家センに家族再統合の支援がかなり求められてきている。児相からつながってくる家族再統合だけではなく、児家セン自体が地域のなかで掘り起こしていく必要もある。家族再統合は今概念を広くしていて、在宅支援も家族再統合という概念で捉えているんですよね。社会的養護の一環として。そういう観点で児家センが地域の要対協などに入っていって、そのケースを児家センが見ていく、核になっていく、というふうになればよいと思う。

藤井:今後の方向性を見る時、児家センの位置づけは要保護児童をみるのか要支援児童をみるのかという問題がまずある。ぼくが専門委員会なんかで言ってきたのは、児家センは要支援児童を見てきたんです、という言い方です。じゃないと、地域のなかで役割を担うというときに、要保護児童だから児家センお願いします、となってしまう。そっちにいってしまうと、措置が前提になってくる。

児家センは、地域を支援するというのが基本。要支援児童を対象に組み立てないといけないな と。だから、要対協なんです。要対協のなかで要支援児童に対しての支援の中身を専門的にき ちっとアドバイスできるのが児家センなんだ、というところが土台。そこをはずしてはいけな いと思います。

川並:要対協では、要支援と要保護をきちっと区別して議論している。そのなかで要支援は全てお願いします、ということはありうる話。ただ、藤井先生のところは、要対協の個別検討会議まで入っているから、そういうマネージメントが可能ですけど、全国の児家センが個別ケース検討会議まで入っているのか、心配です。少なくとも代表者会議には呼ばれていると思うのですが。このあたりも今調査で明らかにしたいです。

橋本:私は要対協の会長で、うちの職員は全員なんらかの形で実務者会議や個別ケース検討会議に関 与しています。

川松:児家センが個別ケース検討会議に必ず入っていけるとよい。

橋本: 逆に、そうでないと数字あがりませんよね。

藤井: そうですね。

橋本:要対協と全然違うところで児家センの数字があがっているとしたら、その数字は相当まずいものでは。まずいというのは、ショートステイを一人の子に300件やって300という数字をあげちゃってる、そういうことになっているのではと思う。

川松:現況調査では要対協の会議の参加回数は、それぞれの児家センが要対協のなかでどう位置づけられているかが表われると思う。実務者会議の構成メンバーになっているとか。個別ケース検討会議まで出ているとか、司会をやっているところもあるかもしれない。

橋本:その項目は今までなかったもので、新たに増やした項目。「要対協の参加について何カ所に参加しましたか、のべ参加回数は何回か」と。おそらくこれで動きは見えるかな、と。

川並:先行研究の「児童家庭支援センターの実態調査と今後の課題」(2014 藤田)の 97 貢に、データ が載っています。

橋本:これ私も事前に見ましたが、「現状において児家センの多くが 2009 年・2011 年の要綱改正についていけていない」、というのが、このレポートの結論だったんですよね。

川松:そうです。それが現状でも変わっていないということですよね。

橋本:はい。

## ■現況調査がセンター調査を兼ねるか否か

橋本:今回要対協に関する質問項目を足したのは、要対協にどれぐらい参画しているか、というのを 数字として明らかにしたいと思ってのことです。せっかくの機会なので、全児家センの現況調 査で聞けることは聞いてしまえばよいと思うんです。

川松:この現況調査は公表されるのか。

橋本:外部には出していません。

川松:こちらは公表を前提としているので、それぞれで必要なことをやればいいんでしょうかね。

川並: それぞれやればいいことなんですが、調査を受ける側からすると「また同じような調査が来たか」となります。たいへん細かく聞いていますから提供していただけるならありがたいです。

川松:データを共有することの倫理上の問題が解決できれば。

柴田:もう一つ、市町村へのヒアリングというのも一つかなと。要対協に児家センが加入することで どのような効果があるのか、わかるとよいかなと。千葉県内には10ヶ所のセンターがあるが、 県内全ての要対協をカバーできていない。私は全ての要対協に入ったほうがよいと考えている ので、政策提言をしていくうえで、そういう進め方もあるのではないかと思う。

橋本:入っているところと入っていないところで違いがないといけないんですよね。

柴田: 例えば、入ることで死亡事例が減ったとか。

橋本:少し会長と相談なのですが、毎年現況調査は2月にオーソライズして、7月に各施設へ送る 予定になっている。ここでの話し合いを反映させるのであれば、7月は難しいので、9月・10 月くらいにできないかなと思っていますが。重複を避けるためにも。

川並:同じ項目を聞く調査は避けたいです。

橋本: 例えば、要対協については、「要対協で役職を担われている児家センの人がいれば、その役職 を書いてください」とか。そうなればこれとは違うようになると思う。

川松:この現況調査を活用することは可能か。

藤井:問題ないです。

小木曽:但し書きで、こどもの虹に情報を提供しますといれる。それから総会で報告することにする。

橋本: そうすると、こちらの調査はだいぶ薄くなると。

川並:そうですね。

川松:施設への標準装備を進めるべきというお話ですね。

藤井:そこは協議会の中で手がつけられていない。

橋本:突然、付置がはずされたんですよね。

川並:社会福祉法人じゃないところもある?

橋本: NPO もある。

川松:この現況調査では聞かれていないですか。

橋本:法人の設置主体は聞いていないです。

川松: そういうところを聞けばよいですね。

川並:そうですね。

## ■児家センと児相との関係

川並:現況調査を提供していただけるとのことで、重複した質問はやめるという認識でいきたいと思います。研究会として、現況調査で聞けていない部分を聞くということで、例えば児相との関係。 合同での会議を持っているか。これは現況調査で聞いていないと思います。

橋本:類似のものはある。ただ、定例会議なのか、随時のカンファレンスなのか、電話・メールかという別はない。

川並:「定例会議を開いているか」といった日常的なつながりを是非聞いてみたい。

橋本: さらに、児相とどのような連携をとっているか。児相の援助方針会議に出席している、児相主 催や児相出席の個別ケース検討会議に出席しているなど。

川松:児相からの指導委託の件数は、現況調査で聞いていますか。

藤井:全体の実績報告で出ている。

橋本:延べ人数で聞いている。

川松: そちらのデータも利用できますか。

藤井:はい。

川松: 児家センの専門職が何人いるかとか、指導委託が何件あるかとか、そういうデータの比較分析 をこちらでやることはできるわけですよね。二次利用として。

橋本:クロス集計みたいに。

藤井:これをまとめたものを予算要望のときに厚労省に提示している。この流れは維持したい。アン ケートの中身について、平成19年度に医療機構の助成金を使って調査研究をした。このとき に児家センについてのアンケート用紙を作った。そのときも児相と市町村に聞いていたと思う。 これがあると、当時と今の感触の違いみたいなものが分かる。

### ■児家セン職員が受ける研修について

川松:現況調査で網羅されていない部分で聞けるところは他にないか。

川並:専門性のバックボーンとなる児家センの職員が受けている研修内容を聞きたいです。

川松:複数の職員がいるとして、全員が受けているのか、一人だけ受けているのか、年何回受けているのかとか、細かく聞きたい。

川並:私の予測としては、虐待や発達障害の研修は多く受けているが、家族再統合、非行の研修はあまり受けていないのではと思うので、その辺が聞けたらと思います。

橋本:専門性を探るという意味では、何に興味があるのかまで聞けると良い。家族再統合の研修はそ もそも少ないし、それが欲しいという意見は出るだろうと思う。

川松:現況調査で心理職がどのくらいいるかは分かりますか。

藤井:常勤/非常勤とか。職員配置のところで出てくる。

橋本:人数も数えれば分かる。あとは名簿で心理というところを拾えばわかる。

川松:これから児家センの機能を強化するのに心理職の活用は必要だと思う。

橋本:現況調査で、ここの欄に足りなければ足すようにと指示をしてあるので、これを拾えば相談員 が何名で心理士が何名かはわかる。

川並:それでは、個別に研修参加状況を聞きましょう。

川松:一人だけ研修を受けている場合と、全員がまんべんなく受けている場合と。

小木曽:みんな自腹で受けている。こちらが出す根拠がないから。

川松:研修予算はどうしているかも聞きたいですね。

橋本:何年か前に児家センの補助金について、通知が出て、支出に関するルールがより厳格になった。 なので、うちは施設の予算で研修に参加している。児家センの補助金はほぼすべて人件費へ支 出。だから、児家センの予算書だけ見て「研修費が少ないじゃないか」と言われても当てはま らない。そもそも児家センの補助金類が少額であるなど、様々な事情で補助金のほとんどを人 件費に充てているセンターも少なくないと思う。でも、どんな研修を受けたのか聞くことはよ いと思う。ただしその際は予算の出所を問わないかたちで。

小木曽:多分、補助金では行けない、という実態はあるんだと思う。

橋本:要は、専門性をどう担保しているか、ということが聞きたいのであれば「自腹で行っています」 というのも書けるようにするとよいと思う。

川並:では、どういう研修を受けているのか、ということはお聞きします。次に、身に付けさせたい スキルと実態は異なるのではないかということを問うための質問。身につけたいスキル、受け させたい研修。ここはフリーで書いてもらうようにしました。

橋本:施設回答と、個別回答の二種類の質問紙を作ったら?

## ■アンケート質問項目

川並:広報について、市の広報など活用しているのか知りたいです。センターに広報活動をどのよう にされているのか、聞いてみたいです。

藤井: 開設当初は市にお知らせが行くけれど、何年か経つと認知度があがったと判断されて広報しな くなる。だから何年目のセンターか。

川並:確かに何年か、というところで広報は変わってきますね。

藤井:変わりますね。ホームページを持っていないセンターがまだある。かつてはメールで相談を受け付けられるようにするという話もあった。どのくらいが行っているのか。

橋本:実績報告のほうでメール相談は拾える。児相との距離、最寄駅との距離、それから「本体施設との距離」も聞いていただけると面白い。「課題と将来像」では、利便性を図るために本体施設と離して設置してもよいと書かれているため。要対協への関わり方も、ダイレクトで聞いてみたら面白いと思う。

藤井: 児相との関係の作り方も、里親支援の会議にどのくらい出ているか、援助方針会議に出ているかとか。

児相のほうに聞きたいことは、会議に出席している根拠・理由。なぜ、児家センがそこに参加 していると思っているのか参加意義をどう思っているのか聞いてみて欲しい。

川並:県に聞くとしたら、どんな質問がありますか?

藤井: 児家センに求める役割があるか、必要性を感じますか、とか?

小木曽:何か所かやりたいと言っているが、認めないと言っている。そういうのは潜在的にある。あ と未設置の県がありますから。

川並:前向きでない県の姿勢を聞くのもどうだろうか。連携や役割のあり方を得る目的なので、今回 は都道府県=児相ということで調査しましょう。

川松:個人的に興味があるのは、どんな相談内容を受けているか。ここは発達障害に重点をおいているとか、虐待対応の介入にバンバン入っているとか。非行とか。種別ごとの件数の違いと、児家センの経緯や体制や関係性などを知りたい。どういう相談内容に対応しているのか。児相との関係とか。

橋本: それは実践事例、ヒアリングで聞いてみたらいいのでは。

川松:相談種別・件数は現況調査で聞いていますか。

橋本:はい。

川並:24時間365日も聞いてみたいです。

橋本:夜間のことも聞いてはいる。

川松:SV機能については重要だと思う。

川並:市町村などへのSV機能については特に聞きたいです。

橋本:質問紙では、施設に対しては①設置主体、②物理的アクセス、③広報状況、④要対協については、現況調査では把握できない部分。

川松:要対協への関与の仕方。

橋本: ④については自由記述でもよいと思う。それから、個人に質問紙で答えて欲しいのは、研修で何を学びたいか。こういう点は現況調査では把握できないので、こちらで調べて情報提供してもらえたらありがたい。

川松:困っていること、悩み、とか。

橋本:市町村、要対協、里親ファミリーホーム、児相などとの関わりは、端的な表現よりは、自由記述にしたら良いのではないか。統計が難しいが。

藤井:「求めに応じた」対応件数が、SV 件数に相当できるのでは。

川松:できれば「助言している/していない」ではない、いくつかの選択肢があるとよいと思う。種別だけではない、相談内容について回答してもらえる設問を考える。

川並:対象ケースの年齢分布などを聞いていますか。特に年長児の年齢等。

橋本:ないです。相談実件数に対応する子どもの年齢の割合を出すということか。

川並:子育て支援センターとの違いとしては、対象年齢が少し高いのではないかと予想されます。

橋本: それはどこも出していないですね。

川並:市町村が苦手なのは、中学生以上ですから。

川松:不登校はどの程度やっていますか。ネグレクトとは違う。

川並:それは教育の分野で対応しているんじゃないでしょうか。

川松:地理的条件について、児家センが管轄できる適正な範囲ってどのくらいか。適正配置エリアを 考えるのは難しいかな。

川並:人口何万に1ヶ所が適当なのでしょうか?

橋本:340ヶ所を人口で割ると、厚労省が求める人口比率が出てくるのだとは思う。

柴田:自論としては20万人に1箇所と考えている。

川松:複数の市町村をまたぐのはどうか。その会議に出るのはたいへんでは。

柴田:小さい町は保健師が一人で対応していたりするので、われわれが活躍する余地がある。

川並:20万人というのは中核都市最少の単位であり面積にもよりますが、行こうと思ったらいける範囲で正に適当と思われます。

柴田:車で片道 30 分で行ける距離が、密にいける範囲と思う。

橋本: 児相の48時間ルールのように、第一通報を受けて何分で到着できるのか、というところで30分以内であるとか、そういう設定をすることはできると思う。福井は4つある。4つのセンターが地域割りをしている。ただ、実際やっていて思うのは、人口や距離でエリアを決めるのもいいが、人口分布は偏りがあるから、担当者一人当たりケース数という考え方も大事。そうしないと、エリアは広いが相談件数が少ないところと、エリアは狭いが相談件数は多いというところが出てきてしまう。

もし一人ずつに聞けるのであれば、全職員に聞きたいのは、最近特に児相の OB が児家センに けっこういるので、どういう経歴の人がいるのかという点。児相 OB が児家センにいると、児 相との関係性も変わるのではないかと思う。児家センの特徴は、メンバーの前職が何か、とい うことがけっこう影響してくるのではないかと思う。 藤井:機能部分を考えるならば、設置運営要綱を重視しているセンターと、そうでないセンターが あり、それが標準化を妨げているような気がする。意識と実態を調査する部分を分けるとよい と思う。

冨田: 点数でつけるのはいかがですか。5段階、あるいは10。

橋本:「設置運営要綱には4つ書かれていますが」と書いて、要綱を読んで再確認してもらう機会に してもよいかもしれない。

藤井:実態調査と意識調査の部分がドッキングしている。そこを分けないといけないと思う。意識としてはこれ、実態としてはこれと。意識の部分は、運営要綱自体の優先順位はどれぐらい、という感じでもよいのでは。

川並:設置運営要綱についても質問に含める。

橋本:4つについて5点満点で重視度を答えてもらうのでどうか。

冨田: 例えば設置年数が何年以上など、3つくらいに分けて、回答の分布の違いを統計的に比較する ことはできる。

藤井:地域性も見えるかもしれない。

橋本:大都市部と標準的郡支部と農村部など。

藤井:地域格差はものすごい出るんじゃないかと思う。

川並:都市部かどうかの基準スケールは?

藤井:人口ですよね。

川松:グルーピングの仕方はいくつか考えられる。東北・関東というようなエリアで分けるか、人口 規模で分けるか、政令市などで分けるか。

### ■児家センの要対協での役割

川松:話は変わるが、要対協のコーディネーター役はどうか。そういう位置づけを担っているかど うか。

橋本:単に要対協での役職がどうこうではなく、実質的な調整役をとれるかどうかだと思う。

川松: それを児家センが取れるようになるとよいと思う。

川並:よいですね。おのずと SV 機能の必要性もそこについてきます。

川松:児相と市町村と児家センの3者関係がどうあるべきか、というのが分かるとよいと思う。ヒア リングで聞くか。

橋本: それが分かると面白いと思う。

川松:施設のファミリーソーシャルワーカー (FSW) との関係はどうなっているか。児家センに FSW を置いているということはないのか。

橋本:施設の職員だが、やることは同じなので兼務させてきた。

川松:そうすると、児家センが入所児童にも対応する、ということにもなる。本来は地域児童を対象 としているのが児家セン。現実との間に乖離が起きていることはないか。

橋本:相談件数で補助金が決まるとなると、そのあたりが難しくなる。

柴田:施設が児家センを利用しているかどうか、家庭に帰す際に。施設の人は、あまり要対協と連携 していないということだったので、児家センを使っていないということになるのではないか。

以降、調査内容と今後のスケジュールを確認して第1回研究会を終了。

以上

#### 平成28年度研究報告書

## 児童家庭支援センターの 役割と機能のあり方に関する研究 (第1報)

#### 平成30年3月1日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター

〒 245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

TEL. 045 - 871 - 8011 FAX. 045 - 871 - 8091

mail: info@crc-japan.net

URL: http://www.crc-japan.net

編 集 研究代表者 川並 利治

共同研究者 小木曽 宏

藤井 美憲

柴田 敬道

橋本 達昌

川松 亮

印 刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018